

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議

児童相談所の実態に関する調査

「職員の配置および人材育成体制の実態、通告された
ケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」

結果報告書

主任研究者：森田 展彰
筑波大学医学医療系
社会精神保健学准教授

平成31年 3月

子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業

発刊にあたって

全国の児童相談所の実態調査は、昭和 63 年（1988 年）、平成 8 年（1996 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 25 年（2013 年）の計 5 回実施されてまいりました。これまでの調査は、全国児童所長会長が主任研究者となり、実施されておりましたが、今年度は、厚生労働省の平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、筑波大学医学医療系の森田展彰が「児童相談所の実態に関する調査」担当させていただきました。

我が国の児童虐待相談件数は年ごとに増加しており、その内容も複雑・多様化し手織り中、虐待への早期介入についての体制作りが進められ、児童虐待に対応ダイヤル（189）の設置やそれに基づく早期介入や保護を的確に行うような取り組みがなされるようになってきています。その一方で、子どもと養育者の権利を保障する観点から、深刻な虐待が疑われる場合には家庭裁判所の裁定をもとにして子どもの保護を行う制度の確立が進められ、早期の介入とともに十分な評価をもとにしたケースワークが求められるようになっております。こうした状況の中で、児童相談所のケースおよびこれに対応する職員の配置や人材育成の現状や課題を明らかにする必要があります。

本調査は、これまで 5 年毎におこなってきた「児童相談所虐待相談事例の調査」に加えて、「児童相談所の人材育成」「一時保護所の児童の長期化に関する調査」の 3 つから構成されております。全国の児童相談所およびそれを設置する自治体の主管課を対象にした本調査は、90%以上の回答率を得ることができました。横断調査として、全国の児童相談所の人材育成や虐待ケースの実態を網羅するのに十分であったと思います。最後に、本調査報告書が、子ども虐待に関わる関係機関の方々の理解と専門性の向上に寄与し、子ども虐待の防止活動や業務改善に活用され、子どもの健全育成を願う皆様の活動に活かされることを心から期待いたします。

I. 調査の概要等

I. 調査の概要

本調査は、以下の3つの調査により構成される。

- 調査Ⅰ：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
- 調査Ⅱ：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
- 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

1. 調査の目的

① 調査Ⅰ：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査

全国の児童相談所および全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

② 調査Ⅱ：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析

児童虐待を疑われて全国児童相談所通知された事例について調査し、事例の通知時および調査時における事例の持つ親子の個体要因および環境要因を明らかにする。

③ 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

全国児童相談所によって一時保護された事例について調査し、一時保護期間の長期化に関与すると推測される、一時保護時の親子の個体要因及び環境要因と一時保護中の援助方針決定プロセスを明らかにする。

2. 調査実施機関

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が事業の取りまとめを行った。

3. 調査対象

① 全国211の児童相談所・・・調査Ⅰ～Ⅲ

- ② 全国 69 児童相談所設置自治体の主管課・児童相談所内の人材育成部
・・・調査 I

4. 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

5. 調査内容

- ① 調査 I：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取り組み
状況等の調査
- ② 調査 II：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
虐待ケースについて、事例の通知時および調査時における事例の持つ親子
の個体要因および環境要因に関する調査
- ③ 調査 III：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究
全国児童相談所によって一時保護された事例について調査し、一時保護期
間の長期化に関与すると推測される要因に関する調査

6. 調査項目

「アンケート調査票」のとおり

7. 調査方法

- ① 調査 I：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
全国の都道府県及び政令指定都市の児童相談所の主管課 69 か所および全国
の児童相談所の人材育成の部門 211 か所に調査票を配布し、児童相談所の
人材確保や人材育成の現状、専門職の配置の現状や課題等についてデータ
を収集し、分析する。
- ② 調査 II：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
平成 30 年 5 月 14 日から 5 月 31 日の 2 週間児童虐待を疑われて全国児童
相談所通知された事例の記録に関する調査を施行し、事例の通知時および
調査時における事例の持つ親子の個体要因および環境要因に関するデータ

を収集・分析する。

③ 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

平成30年6月1日から9月30日の4ヶ月の間に全国児童相談所で一時保護が解除されたもしくは経過中の事例のうち一時保護期間が2ヶ月を越えた全事例及び同数の一時保護期間が2週間以上2ヶ月以下であった事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を施行する。

8. 倫理的配慮

本研究は、平成30年度筑波大学医学医療系医の倫理委員会の承認を得た（承認番号 第1322号）。本調査の実施にあたり、各施設・機関の責任者に対して、本研究の概要と調査内容について、文書にて説明し同意を得た。それぞれの調査票には、同意の有無に関するチェックボックスを設け、回答に同意する場合は、チェックを入れてから回答、提出をもって同意を得たとした。

9. 回収状況

平成31年1月25日時点での回収状況は以下のとおりである。

●児童相談所用（回収率 95.7%）

回収済み児相数：202児相

調査票1-A：200件

調査票1-B：196件

調査票2：7636件（有効回答）

調査票3-A：198件

調査票3-B：1323件

●主管課用（回収率 86.9%）

回収済み主管課数：60か所

なお、締め切り後もいくつかの児童相談所および主管課から調査票を提出いただいたが今回の報告書については分析対象外とした。今後、何らかの形で取りまとめる予定である。

I. 調査の概要等：アンケート調査票

平成30年度 児童相談所の実態調査 調査票1-A

配置職員体制等に関する調査

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

平成30年4月1日現在の状況をお答えください。

※ 4月1日以降に開設した児童相談所は開設日の状況をお答えください。

1. 機関名

(1)都道府県名

都道府県名

(2)児童相談所名・番号

児童相談所名	児童相談所番号

(3)管轄人口(2018年 月 日現在)

計	管轄人口数
	うち18歳未満数
人	人

※ 2018年以前に開設した児童相談所は4月1日現在の人口、4月以降に開設した児童相談所は開設日現在の人口をお答えください。

2. 配置職員体制

所長について

1.採用の形態を教えてください。

1. 福祉職 2. その他の専門職 3. 一般行政職

2.所持されている資格を教えてください(複数ある方は全てチェックしてください)。

1. 医師 2. 社会福祉士 3. 精神保健福祉士 4. 臨床心理士 5. 教諭

6. 保育士 7. 保健師 8. 看護師 9. 社会福祉主事

10. その他() 11. 該当なし

3.児童相談所での通算経験年数を教えてください。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3～5年未満 4. 5～10年未満

5. 10年以上20年未満 6. 20年以上

(2)児童福祉司スーパーバイザーについて

1.採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

*児童福祉司スーパーバイザーとは、児童福祉法第13条第5項「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司」として自治体が位置づけている児童福祉司を言います。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2.常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤とはフルタイムで勤務する職員、非常勤とは1日当たりの勤務時間や1ヶ月あたりの勤務日数が限定されている職員を指すこととします。

常勤	非常勤	合計
人	人	人

3.ケースを担当しているSVと担当していないSVの人数をそれぞれ教えてください。

ケースを担当しているSV	ケースを担当していないSV	合計
人	人	人

4. 児童福祉司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

5. 児童福祉司スーパーバイザーとしての経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

6. 児童福祉司スーパーバイザーの年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

7. 児童福祉司スーパーバイザー1人当たりの担当児童福祉司数を教えてください。

5人以下	6～7人	8～9人	10人以上	合計
人	人	人	人	人

(3) 児童心理司スーパーバイザー（児童相談所運営指針に規定されている指導及び教育を行う児童心理司）について

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

心理職	心理職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	合計
人	人	人

3. ケースを担当している SV と担当していない SV の人数をそれぞれ教えてください。

ケースを担当している SV	ケースを担当していない SV	合計
人	人	人

4. 児童心理司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1 年未満	1～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	合計
人	人	人	人	人	人

5. 児童心理司スーパーバイザーとしての経験年数別人数を教えてください。

1 年未満	1～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	合計
人	人	人	人	人	人

6. 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成別人数を教えてください。

20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

7. 児童心理司スーパーバイザー 1 人当たりの担当児童心理司数を教えてください。

5 人以下	6～7 人	8 人～9 人	10 人以上	合計
人	人	人	人	人

(4) 児童福祉司について

* (2) で尋ねた児童福祉司スーパーバイザーを 除いた 児童福祉司について教えてください。

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別、男女別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 児童福祉司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 児童福祉司の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

(5) 児童心理司について

* (3)で尋ねた児童心理司スーパーバイザーを除いた児童心理司について教えてください。

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

心理職	心理職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別、男女別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 児童心理司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 児童心理司の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

(6) 平成28年4月1日と比較して、増員された児童福祉司の増員数を教えてください。

	定員増員数	実員増員数
平成29年度4月1日時点	人	人
平成30年度4月1日時点	人	人

(7) 平成28年4月1日と比較して、増員された児童心理司の増員数を教えてください。

	定員増員数	実員増員数
1. 平成29年度4月1日時点	人	人
2. 平成30年度4月1日時点	人	人

(8) 医師について

1. 専門分野別の人数を教えてください。

精神科	小児科	その他	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤		非常勤	合計
1児相専任	他児相を含む 他機関と兼務		
人	人	人	人

(9)保健師について（児童福祉司発令を受けている者を除き主に保健師業務を行っている職員）

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	合計
人	人	人

(10)警察官の配置について

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

現職警察官		OB警察官		合計
専任	併任	常勤	非常勤	
人	人	人	人	人

(11)弁護士について

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	嘱託等	合計
人	人	人	人

(12)上記の職種以外の相談担当職員

1.採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2.常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 相談担当職員としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 相談担当職員の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 調査票 1-B

虐待対応の人材育成に関する調査（児童相談所用）

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

記入日 平成 年 月 日

1. 都道府県名（ _____ ）

児童相談所名（ _____ 中央児童相談所・地域児童相談所）

児童相談所番号（ _____ ）

2 貴所における人材育成の取り組みについてお伺いします。

（1）児童相談所に初めて配属された児童福祉司、児童心理司、その他相談業務担当職員に
対しての配慮について（新規採用職員と限っていません）

ア 児童相談所に初めて異動してきた職員については、一定期間担当を持たせずに、経験
職員に付いて業務を学ばせていますか。表の該当する箇所には○をつけてください。

	はい	いいえ
児童福祉司		
児童心理司		
その他相談業務担当職員		

イ はいと答えた場合の期間はどれくらいですか。表の該当する箇所には○をつけてくだ
さい。

	1 か月未満	1～3 か月未満	3～6 か月未満	6 か月～1 年未満	1 年以上

児童福祉司 SV 研修					
----------------	--	--	--	--	--

イ さらによくするために、研修内容、研修時間等（コマ数や時間配分）その他、改善点があれば、些細なことも含めて、具体的に記入してください。

[]

(4) 児童相談所職員全般の人材育成について

ア 主管課や中央児童相談所が実施している研修以外に、各児童相談所が独自に人材育成研修を実施していますか。該当するものに○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

(ア)はいと答えた場合について、どのような研修ですか。

[]

※ はいと答えた場合、年間研修計画等を本アンケートに添付してください。

イ 外部からスーパーバイザー等を招いて、スーパービジョンやコンサルテーションを実施していますか。該当するものに○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

(ア)はいと答えた場合について、それは具体的にはどのような内容ですか。

[]

(5) これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください。

[]

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

平成 30 年度 児童相談所の実態調査

児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。



同意する

記入日 平成 年 月 日

都道府県市主管課名

()

2 職員の採用について

- (1) 現在、福祉職採用をしていますか。 該当するものに○をつけてください。
1.採用している 2.採用していない
- (2) 現在、心理職採用をしていますか。 該当するものに○をつけてください。
1.採用している 2.採用していない
- (3) 現在、児童福祉司採用をしていますか。 該当するものに○をつけてください。
1.採用している 2.採用していない
- (4) 現在、経験者枠として社会人採用（任期付採用を除く）をしていますか。表の該当する箇所に○をつけてください。

職種	採用している	採用していない
福祉職		
心理職		
児童福祉司		

- (5) 現在、任期付採用をしていますか。表の該当する箇所に○をつけてください。

職種	採用している	採用していない
福祉職		
心理職		
児童福祉司		

- 3 児童相談所への児童福祉司の人材確保上、配属について実施もしくは配慮しているこ

とがありますか。

(1) どのような取り組みですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答)

1. 庁内公募
2. 保育士・保健師等から児童福祉司への配属
3. 教員から児童福祉司への配属
4. 児童福祉司としての任用期間を長くするよう配慮している
5. 児童福祉司としての任用を一定期間内に収めるよう配慮している
6. その他 ()
7. 特段取り組みをしていない

(2) 新規採用職員の児童福祉司配属について

ア 新規採用職員を児童福祉司として配属していますか。該当するものに○をつけてください。

- 1.配属している
- 2.配属していない

イ 配属している場合は、その職種について該当するものに○をつけてください。

- 1.福祉職
- 2.行政職
- 3.その他 ()

(3) 再任用または再雇用職員を児童福祉司として配属していますか。該当するものに○をつけてください。

- 1.配属している
- 2.配属していない

4 職員体制について

(1) 所管児童相談所の中で、各児童相談所につき平成30年度における児童福祉司の配置実情がいちばん低い児童相談所について、該当するもの1つに○を付けてください。

1. 人口3万人に1人以上配置している
2. 人口4万人に1人以上配置している
3. 人口5万人に1人以上配置している
4. 人口7万人に1人以上配置している
5. 人口7万人に1人より少ない配置となっている

(2) 児童福祉司スーパーバイザーに、5年以上児童福祉司を経験した職員を配置していま

すか。該当するもの1つに○をつけてください。

注：児童福祉司スーパーバイザーとなる前の児童福祉司経験年数を尋ねています。

1. 全員が満たしている
2. 過半数は満たしている
3. 3割以上は満たしている
4. 満たしているのは3割未満である
5. 児童福祉司経験5年以上のスーパーバイザーはいない

(3) 所管児童相談所の中で、各児童相談所につき平成30年度における児童心理司の配置実情がいちばん低い児童相談所について、該当するもの1つに○をつけてください。

1. 児童福祉司に対する配置比率3：2以上を配置している
2. 児童福祉司の配置の半数以上を配置している
3. 児童福祉司の配置の4分の1以上を配置している
4. 児童福祉司の配置の4分の1未満の配置に留まっている

5 児童福祉司にかかる平成29年度義務研修について

(1) 実施状況

表の該当する箇所に○を付けるとともに、他機関への委託の場合は委託先を記入してください。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	実施の有無	主催機関		
		本庁	中央児相	その他（委託先等を記入）
児童福祉司任用前講習	有・無			
児童福祉司任用後研修	有・無			
児童福祉司SV研修	有・無			子どもの虹・SBI・その他 ()

* 児童福祉司SV研修とは「児童福祉司スーパーバイザー研修」のことです。

* 委託先については、具体的に記入して下さい。なお、SV研修では、子どもの虹・SBIともに派遣した場合は、両方に○をつけて下さい。

* 実施プログラムを添付してください（子どもの虹、SBIへ委託した場合は不要です）。

(2) 参加状況

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

* 主管課で把握していない場合は中央児童相談所及び各児童相談所に問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	受講義務者 (参加対象者)	受講者		未受講者
		うち修了者	うち未修了者	
児童福祉司任用前講習	名	名	名	名
児童福祉司任用後研修	名	名	名	名
児童福祉司SV研修	名	名	名	名

* 未修了者は、一部参加したものの、途中欠席があり修了しなかった者、事項者は最初から不参加の者を言う。

(3) 未受講者の不参加理由について表の該当する箇所に○をつけてください。

(複数回答)

* 主管課で把握していない場合は中央児童相談所及び各児童相談所に問い合わせるなどして記入をお願いします。

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 業務多忙・緊急対応で職場として参加させられなかった、あるいは参加を促したが業務多忙で本人に余裕がなかった			
2. 予算が限られ、参加人数を絞り込んだ			
3. 個人的理由（病気等）により参加できなかった			
4. 複数年による受講を計画している			
5. 任用後研修等通知が年度末であった影響			
6. その他			
7. 不明			

上記でその他の場合、理由を具体的に記載して下さい。

研修名 (_____)

理由 (_____)

研修名 (_____)

理由 (_____)

研修名 (_____)

理由 (_____)

(4) 参加を促すために、どのような努力(工夫)をしましたか。表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答)

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 義務研修であり、研修を優先するよう児童相談所に働きかけた			
2. 児童相談所の業務状況や意向に合わせて日程を調整した			
3. 研修期間中、補助職員(非常勤、アルバイト)を雇用した			
4. 研修参加中に、他の職員が業務を代替した			
5. 研修中の空白を埋めるため研修参加者の時間外勤務を認めた			
6. 補講(ビデオ等を含む)を実施した			
7. 研修受講によるキャリアアップ制度を導入した			
8. その他:具体的に(_____)			

(5) 研修効果を高めるために、どのような取組をしましたか。次ページにある表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答) *中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 事前課題を課して、研修受講の準備をするよう求めた			
2. 到達度評価のための確認テストを実施した			
3. 研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた			
4. 実施後のアンケートを用意して記入してもらった			
5. 所内研修等で、参加者に研修内容について講義をしてもらった			
6. 復命書の提出を求めた			
7. その他			

*SV研修では、子どもの虹情報研修センター等の受託団体が課しているものとして3.4.がありますので、これらの委託している場合は、3.4.に○をつけてください。

(6) 講師について

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

*中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	自治体職員講師		自治体以外から招聘した講師	
	児童相談所職員	その他	都道府県内から招聘	都道府県外から招聘
児童福祉司任用前講習	名	名	名	名
児童福祉司任用後研修	名	名	名	名
児童福祉司SV研修	名	名	名	名

*SV研修について子どもの虹情報研修センター、SBIに委託した場合は0と記載してください。

(7) 研修実施に係る課題について、ご自由に記入してください。

ウ 一時保護所職員研修

1. 法定研修以外の新任職員研修 (実施期間 日)
2. 2年目以降初級職員研修 (実施期間 日)
3. 中級(3～5年目)職員研修 (実施期間 日)
4. 上級(5年以上)職員研修 (実施期間 日)
5. スーパーバイザー、係長研修 (実施期間 日)
6. 課長等業務責任者研修 (実施期間 日)
7. 職層別研修以外に職種を対象とした研修 (実施期間 日)
8. その他 ()
9. 特段取り組みをしていない

エ 所長研修

該当するものに○をつけて、期間を記入してください。

1. 実施している<国の業務研修を除く> (実施期間 日)
2. 実施していない

オ 非常勤職員等その他の職員研修

該当するものに○をつけて、期間を記入してください。

1. 実施している (実施期間 日)
2. 実施していない

7 平成29年度市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

(1) 実施状況

表の該当する部分に○を付けるとともに、実施月、他機関への委託の場合は委託先を記入してください。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

実施の有無	主催機関			開始月	終了月
	本庁	中央児相	その他(委託先等を記入)		
				月	月

補足事項があれば記入してください。

--

(2) 対象市区町村数に対する受講市区町村数ほどの程度ですか。表の空欄に記入をお願いします。

対象市区町村数	受講市区町村数	受講率
		%

(3) 全市区町村の参加を得るために、どのような配慮(努力)をされましたか。該当するものに○をつけてください。(複数回答)

1. 法定研修(義務研修)であることを周知した
2. 各自治体に個別に働きかけた
3. 自治体の意向をふまえて日程調整した
4. 自治体の希望をふまえて講師の選定に配慮した
5. 参加を促すために補助金を出した
6. その他 ()

(4) 研修効果を高めるために、どのような取組をしましたか。表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答可)。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

1. 事前課題を課して、研修受講の準備をするよう求めた	
2. 到達度評価のための確認テストを実施した	
3. 研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	
4. 実施後のアンケートを用意して記入してもらった	
5. その他	

(5) 講師について

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

自治体職員講師		自治体以外から招聘した講師	
児童相談所職員	その他	都道府県内から招聘	都道府県外から招聘
名	名	名	名

(6) 研修実施に係る課題について、自由に記入して下さい。

[]

- 8 児童相談所の人材育成について、工夫している取り組み、力を入れている取り組み、効果が上がっている取り組みがありましたら、些細なことでもよいので自由に記入して下さい。

[]

- 9 児童相談所の人材育成の課題について、自由に記入して下さい。

[]

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

被虐待児童調査（ケース調査）

この調査票 2 は、平成 30 年 5 月 14 日～5 月 31 日までの間に全国の児童相談所で児童虐待相談として受理（再受理）した全事例を対象に、事例（ケース）ごとに担当された児童福祉司の方に御記入いただくものです。

※事例（ケース）ごとにこの回答用紙を使用してください。

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

児童相談所の属性と調査票番号

都道府県名 ()

児童相談所名 ()

児童相談所番号 ()

事例番号*1 ()

*1 事例番号は、各児童相談所で回答事例に1番から番号をつけてください。

I. 被虐待児について（受理時点の状況）

Q1. 性別〔1つだけ回答〕 1. 男 2. 女

Q2. 受理時の年齢〔数値回答〕 () 歳 () ヶ月

*1 歳未満のみ月齢を記載してください。

Q3. 在学状況等〔1つだけ回答〕 1. 家庭にいる乳幼児 2. 保育所その他の保育施設 3. 幼稚園
4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. その他 8. 不明

〔児相への通告〕

Q4. 虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談者した者（機関）は誰でしたか。〔1つだけ回答〕

1. 虐待者本人 2. その他の家族・親族 3. 児童本人 4. 近隣知人
5. 福祉事務所 6. 民生・児童委員・主任児童委員 7. 保健所・保健センター 8. 市区町村の児童相談部門
9. 保育所・認定こども園 10. 幼稚園 11. 学校 12. 児童館 13. 放課後児童クラブ
14. 放課後等デイサービス 15. 学習塾等の学校外の教育機関 16. 児童発達支援センター
17. 医療機関 18. 警察 19. 家庭裁判所 20. その他の児童福祉施設 21. 里親
22. 子ども食堂などの民間の居場所 23. NPO等民間団体が開設する電話相談 24. 当該の児童相談所職員
25. その他 ()

Q4-1. Q4で8. 市区町村の児童相談部門を選択した方にお聞きします。このケースは送致・援助要請・通知のどの取り扱いでしたか。〔1つだけ回答〕

1. 送致 2. 援助要請 3. 通知

※「通知」とは、市町村の行う措置の内、児童福祉法第25条の7第1項第4号又は児童虐待防止法第8条第1項第2号に規定されているもの

Q5. Q4の通告は、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を用いたものでしたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

Q6. 実際にこのケースに虐待はありましたか。〔1つだけ回答〕

1. 虐待あり 2. 不明（通告以降の判断ができない状態にあるケースとします）
3. 虐待なし

⇒Q6で「3. 虐待なし」の場合、調査は終了です。それ以外の場合は継続してください。

Q7. 虐待の種別〔重複する場合は、主たるものから順に各1つだけ回答〕

1. 身体的 2. ネグレクト (3以外のもの) 3. ネグレクト (同居人等※による虐待の放置)
4. 性的虐待 5. 心理的虐待 (6を除く) 6. 心理的虐待 (主としてDV目撃)

※同居人等とは、同居人又は自宅に出入りする第三者

1. 最も主たる虐待種別 () 2. 2番目に占めている虐待種別 ()
3. 3番目に占めている虐待種別 () 4. 4番目に占めている虐待種別 ()

⇒Q7で「3. ネグレクト (同居人等※による虐待の放置)」を選択した方にお聞きします

Q7-1. 実際に虐待を行った同居人とは誰ですか。〔文字回答〕 ()

Q7-2. Q7-1の人物が行った虐待の種別は何ですか。〔複数回答可〕

1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4.ネグレクト

Q7-3. Q7-1の人物の年齢は何歳ですか。〔数値回答〕 1. ()歳 2. 不明

Q7-4. Q7-1の人物は被虐待児と同居していますか。〔1つだけ回答〕 1. 同居 2. 非同居 3. 不明

Q8. 虐待の重症度〔1つだけ回答〕 ※ (別表II)を参照

1. 虐待の危惧あり 2. 軽度虐待 3. 中度虐待
4. 重度虐待 5. 生命の危機あり 6. 不明

別表II※虐待の重症度基準について (こちらの基準を参照して評定してください)

虐待の重症度	基準
5.生命の危機あり	「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの
4. 重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なもの ①継続的に医療を必要とするほどの外傷がある (幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある) ②生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない ③明らかな性行為がある。強制的に性的描写や性的交渉を見せている ④家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている ⑤日常的に子どもの目の前でDVを行ったり自傷行為を行っている ⑥日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っている
3. 中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの ①今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒的問題が起こりそうである ②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強が人格形成に危惧される ③親に慢性の精神疾患 (統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など) があり、子どもの世話ができない ④乳児を長期間大人のいない家に置き去りにしている ⑤性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている ⑥子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが、頻回ではない (数か月に1回程度) ⑦子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない。
2. 軽度虐待	実際に子どもへの暴力・暴言・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なもの ①外傷が残るほどではない暴力 ②子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある。(例：子どもの世話が嫌で、時々ミルクを上げないことがある) ③子どもに対して卑猥な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している ④言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との差別を行っているが一時的
1. 虐待の危惧あり	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、又は状況等からその恐れがあるもので、助言による指導等が必要なもの

Q9. 虐待の通算期間〔1つだけ回答〕

1. 1ヵ月未満 2. 1ヵ月～3ヵ月未満 3. 3ヵ月～6ヵ月未満
4. 6ヵ月～1年未満 5. 1年～3年未満 6. 3年以上 7. 不明

Q10. 受理時点の子ども虐待の認知について〔1つだけ回答〕

1. 不当にひどいことをされたと感じている
2. ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと感じている
3. ひどいことをされたと感じていない 4. 意思が確認できない 5. 不明

Q11. 被虐待児の家族構成（受理時点で同居している人）。判明している家族構成員すべてをご回答ください。

〔複数回答可、不明の場合は19を回答、必ず1つには回答〕

1. 実父 2. 継父 3. 普通養子縁組の養父 4. 里父 5. 内縁の夫 6. 実母 7. 継母
8. 普通養子縁組の養母 9. 里母 10. 内縁の妻 11. 実のきょうだい
12. 義理のきょうだい（異父・異母・里親の子どもを含む） 13. 祖父（実・義理を含む）
14. 祖母（実・義理を含む） 15. おじ 16. おば 17. その他の同居の家族
18. その他（ ） 19. 不明

Q12. 健診の受診状況（各々の健診に関する質問について、1つを選んで回答）

- ① 3-4ヶ月健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明
② 1歳6ヶ月健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明
③ 3歳児健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明

Q13. 母子手帳の交付について〔1つだけ回答 1. あり 2. なし 3. 不明

※母子手帳をなくした場合は「1. あり」と回答してください

Q14. 子どもが属する世帯の経済状況〔1つだけ回答〕

1. 生活保護法による被保護世帯 2. 特別区民税又は市町村民税の非課税世帯（1.を除く）
3. 課税世帯 4. 不明

II. 虐待者について

※虐待者が複数いる場合は、主な者2人について主たる者をAに、従たる者をBに記入してください。虐待によって子どもに一番深刻な影響を与えている者を「主たる者」と判断してください。

Q15. 虐待者の続柄等〔1つだけ回答〕

1. 実父 2. 継父 3. 普通養子縁組の養父 4. 里父 5. 母の内縁の夫 6. 実母 7. 継母
8. 普通養子縁組の養母 9. 里母 10. 父の内縁の妻 11. 実のきょうだい
12. 義理のきょうだい（異父・異母・里親の子どもを含む） 13. 祖父（実・義理を含む）
14. 祖母（実・義理を含む） 15. おじ 16. おば
17. その他の同居の家族 18. その他（ ） 19. 不明

【A】主たる者（ ） 【B】従たる者（ ）

⇒Q15で「5. 母の内縁の夫」「10. 父の内縁の妻」を選択した方にお聞きします

- Q15-1. 被虐待児と同居していますか。〔1つだけ回答〕** 1. 同居 2. 非同居 3. 不明

⇒Q15で「6. 実母」を選択した方にお聞きします

Q15-2. 妊産婦健診を受けていますか。〔1つだけ回答〕 1. 受けた 2. 受けていない 3. 不明

Q15-3. 出産時の状況〔1つだけ回答〕 1. 通常に病院等で出産 2. 病院等への飛び込み出産
3. 自宅分娩 4. その他 5. 不明

Q16以降は、主たる虐待者のことをお答えください。

Q16. 虐待者の年齢について（受理時）〔数値回答〕 1. ()歳 2. 不明

Q17. 虐待者の就労状況〔1つだけ回答〕

1. 正規就労（自営を含む） 2. 非正規雇用（パート等） 3. 内職 4. 家事専念（他に就労中の家族がいる場合）
5. 無職（4. 家事専念を除く） 6. 学生 7. その他 8. 不明

Q18. 虐待者の最終学歴〔1つだけ回答〕

1. 中学校卒業 2. 高校等中退 3. 高校等卒業 4. 短大、高等専門学校卒業 5. 大学等卒業
6. その他 () 7. 不明

Q19. 調査時（11月1日）における虐待者の精神障害・知的障害やその疑いの有無〔1つだけ回答〕

1. 精神障害又その疑いがある 2. 精神障害はないと思われる 3. 不明

⇒Q19で1を選択した方にお聞きします

Q19-1. 精神障害・知的障害又はその傾向への調査時の治療・相談状況。〔1つだけ回答〕

1. 治療・相談にしている 2. 治療・相談にいったが不十分なもの（単発のみや中断など）
3. 治療していないと思われる 4. 不明

Q19-2. 精神障害・知的障害やその疑いの種類について、当てはまるものに○をつけてください
〔複数回答可〕

1. 統合失調症やその類縁疾患又はその疑い 2. 感情障害・うつ症状又はその疑い
3. 不安障害・強迫性障害又はその疑い 4. 身体表現性障害・心身症又はその疑い
5. PTSD・適応障害又はその疑い 6. 摂食障害又はその疑い
7. パーソナリティ障害又はその疑い 8. 知的障害又はその疑い 9. 発達障害又はその疑い
10. アルコール使用障害又はその疑い 11. 薬物使用障害又はその疑い
12. ギャンブル障害又はその疑い 13. インターネット依存症又はその疑い
14. その他 () 15. 不明

Q20.調査時（11月1日）における虐待者の身体障害やその疑いの有無。〔1つだけ回答〕

1. 身体障害又その疑いがある 2. ないと思われる 3. 不明

Q21. 主な虐待者自身の生育時（18歳未満）の状況や体験〔あてはまるもの全てを選んでください、あてはまる

ものが1つもない場合は18、不明の場合19を選択〕 1. 両親とも死亡 2. ひとり親家庭 3. 継親子
関係 4. 施設体験 5. 養子・里親体験

6. 生活保護受給家庭 7. 虐待者の親からの心理的虐待 8. 虐待者の親からの身体的虐待

- 9. 虐待者の親からの性的虐待
- 10. 虐待者の親からの情緒的ネグレクト
- 11. 虐待者の親からの物理的ネグレクト
- 12. 虐待者の両親の別居又は離婚
- 13. 虐待者の生育家庭におけるDV
- 14. 虐待者の生育家庭にアルコールや薬物を乱用する人がいた
- 15. 虐待者の生育家庭に精神障害のある人がいた
- 16. 虐待者の生育家庭に自殺既遂又は未遂をした人がいた
- 17. 虐待者の生育家庭に刑務所にいった人がいた
- 18. ないと思われる
- 19. 不明

Q22. 受理時点の虐待者の虐待についての考え方〔1つだけ回答〕

- 1. 行為も虐待も認めない
- 2. 行為は認めるが、虐待は認めない
- 3. 虐待を認めているが、援助は求めている
- 4. 虐待を認めて、援助を求めている
- 5. 不明

Ⅲ. 虐待の要因、結果について

Q23. 被虐待児の生育歴等の状況〔あてはまるものを全て回答、ない場合は12不明の場合13を選択〕

- 1. 予期しない妊娠・計画しない妊娠
- 2. 未熟児、低体重児
- 3. 双胎児、多胎児
- 4. 出生時の長期入院
- 5. 保護者との分離体験
- 6. 身体発達の遅れや障害
- 7. 病弱・慢性疾患
- 8. 精神発達の遅れや知的障害又はその疑い
- 9. 発達障害又は疑い（自閉症スペクトラム障害、ADHD,学習障害など）
- 10. 問題行動あり
- 11. その他（ ）
- 12. ないと思われる
- 13. 不明

Q24. 被虐待児が生育期に経験したと思われる家庭・家族の状況〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は22,不明の場合23を選択〕

- 1. 経済的な困難
- 2. 不安定な就労
- 3. ひとり親家庭
- 4. ステップファミリー
- 5. DV
- 6. 夫婦間不和
- 7. 夫婦間以外の家族間不和
- 8. 養育者の別居又は離婚
- 9. 親族、近隣、友人等からの孤立
- 10. 若年出産
- 11. 育児疲れ
- 12. 育児に嫌悪感、拒否感情
- 13. 狭い又は劣悪な住環境
- 14. ひんぱんな転居
- 15. 病気や障害を持つ家族の世話
- 16. きょうだいが、今回の虐待者から現在又は過去に虐待を受けた
- 17. アルコールや薬物を乱用する人がいた
- 18. 精神障害・知的障害のある人、又はその疑いのある人がいた
- 19. 自殺（未遂）者がいた
- 20. 家族で刑務所に入った人がいた
- 21. その他（ ）
- 22. ないと思われる
- 23. 不明

Q25. 被虐待児における虐待による調査時の身体状況〔あてはまるものを全て回答、ない場合は12不明の場合13を選択〕

- 1. 打撲傷、あざ
- 2. 火傷
- 3. 刺傷
- 4. 骨折
- 5. 頭部外傷
- 6. 性器の外傷
- 7. 妊娠
- 8. 栄養不良
- 9. 身体的発達の遅れ
- 10. 不衛生
- 11. その他（ ）
- 12. ないと思われる
- 13. 不明

Q26. 被虐待児の現在の精神症状（未就学年齢の場合と就学期以降の年齢の場合は別の質問になっている。）

Q26-1. 未就学年齢の場合〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は15を選択、不明の場合16を選択〕

1. 特定の人や物や場面に怯える、些細なことでびくびく不安そうにする
2. 表情が乏しい、笑顔が少ない、突然固まりぼーとした表情をする
3. 感情の起伏が激しく、急に泣き出して止まらなくなるなどの様子がある
4. ぐずることや、かんしゃくを起こすことが多い。攻撃的になったり時に暴力をふるったりする
5. 寝付けない、中途覚醒が多い、夜泣きが激しい、夜驚、悪夢を見るなど睡眠の問題がある
6. 遊びなどに集中できず落ち着きがない。多動傾向がある
7. 誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める
8. 苦痛や困ったことがあっても養育者に助けを求めない、泣かない
9. 小さい（弱い）子へのいじめや暴力、強い子に服従的など友達とうまく遊べない
10. 床や壁に自分の頭を打ち付けることがある 11. 金銭の持ち出しや万引きなどがある
12. 年齢に不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける
13. 食べ物への固執、過食、拒食などがある
14. その他（ ） 15. ないと思われる
16. 不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）

Q26-2. 小学校年代以降の場合〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は20、不明の場合21を選択〕

1. 虐待者や特定の人、物、状況に怯えることがある
2. 親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける
3. 否定的感情や肯定的感情の表現が少ない、無反応、フリーズ
4. 些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる
5. 怒りが抑えられず、人や物にあたる
6. 寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きられない、悪夢を見る
7. 大人への反抗的な態度、他児への威圧的態度
8. 何事にも自信がもてない
9. 落ち込み、意欲低下
10. 自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮（死にたいなどの言動）
11. 落ち着きのなさ、注意が集中できない
12. 引きこもり、不登校
13. 年齢に不相応な性的な関心や行動、性や身体接触を避ける
14. 反社会的問題行動：火遊び、万引き、かつあげなど
15. 食行動上の問題：食べ物へ固執、過食、拒食など
16. 飲酒、覚せい剤、大麻、有機溶剤、ガス、風邪薬など市販薬・処方薬等の乱用
17. ゲームやインターネットへの依存
18. 明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れ、めまい、失声など）
19. その他（ ） 20. ないと思われる
21. 不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）

IV. 児相の対応について【平成 30 年 5 月 14 日から 31 日までに受け付けたケースの 11 月 1 日現在時点の状況】

〔安全確認について〕

Q27. このケースにおける、48 時間以内の安全確認について。〔1 つだけ回答〕

1. 児相が直接行った
 2. 他機関の協力により行った
 3. 行っていない
- Q27「3. 行っていない」を選択した人にお聞きします。

Q27-1. 48 時間以内の安全確認を行っていない理由〔複数回答可〕

1. 子どもが特定できなかった、又は子どもの所在が分からなかった
2. 訪問したが、不在だった
3. 調査に時間を要した
4. 休日・休日前の受理だった
5. 訪問を拒否された
6. 受理が集中した
7. 48 時間以内の安全確認は必要ないと判断した
8. その他（ ）

Q28. このケースに対応する際、リスクアセスメントシートを活用しましたか。〔1 つだけ回答〕

1. 活用した
2. 活用していない

※リスクアセスメントシートとは、初期対応における児童相談所の対応レベルを判断するための目安として使用されているもので、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」に示されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」または、それに準じるものとして自治体が定めているアセスメントシートのこと

Q29. このケースの受理の状況について〔1 つだけ回答〕

1. 新規受理
2. 前は別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理
3. 前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理

⇒Q29で「2. 前は別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理」「3. 前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理」を選択した方にお聞きします

Q29-1. 前受理の中での一時保護の有無〔1 つだけ回答〕

1. 一時保護し（委託も含む）、施設入所した
2. 一時保護し、里親委託
3. 一時保護し、家庭復帰した
4. 一時保護し、家庭以外のところに帰った
5. 一時保護をしていない

（面接状況）

Q30. 子どもとの面接回数。（父母などを別々に面接した場合でも、同一の時間帯であれば 1 回としてカウント）〔1 つだけ回答〕

※一時保護となった場合には、一時保護所職員を除く児童相談所職員とします。

1. なし
2. 1～2 回
3. 3～5 回
4. 6～10 回
5. 11～15 回
6. 16 回以上

Q31. このケースの相談受理後に、児童心理司による子どもへの面接を行いましたか。〔1 つだけ回答〕

1. 行った
2. 行っていない

Q32. このケースの相談受理後に、主たる虐待者に面接しましたか。〔1 つだけ回答〕

1. 会った
2. 従たる虐待者には会ったが主たる虐待者には会っていない
3. （主たる虐待者・従たる虐待者含めて）会っていない

Q33. 保護者との面接回数 [1つだけ回答]

※一時保護となった場合には、一時保護所職員を除く児童相談所職員とします。

1. なし 2. 1～2回 3. 3～5回 4. 6～10回 5. 11～15回 6. 16回以上

Q34. 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催しましたか。[1つだけ回答]

1. 開催した 2. 開催していない

(援助及びその結果について)

Q35. 保護者、子どもに対して具体的なサービス導入をしましたか。[複数回答可,ない場合は、22を選択]

1. ヘルパー利用・ヘルパー派遣 2. 生活保護受給
3. 保護者の医療機関受診(精神科) 4. 保護者の医療機関受診(精神科以外)
5. 保護者の依存症治療・相談機関(依存症専門医療、精神保健福祉センター、自助グループなど)
6. DV被害支援機関やサービス(配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団体等)
7. 性暴力被害者支援機関やサービス 8. 母子生活支援施設入所
9. ファミリーサポート 10. 保育所 11. 学童保育
12. 児童館 13. トワイライトステイ・ショートステイ
14. 児童扶養手当 15. 就学援助金 16. 短期入所(障害児施設)
17. 子どもの医療機関の受診(精神科) 18. 子どもの医療機関の受診(小児科)
19. 児童発達支援センター 20. 放課後等デイサービス
21. その他() 22. サービスを導入していない

Q36. 現在の状況(相談終結であればその時点)における、虐待の状況についてお答えください。

[1つだけ回答]

1. 虐待は止まっていて、再発の可能性も低い
2. 虐待はある程度とまっているが、再発の可能性はある
3. 虐待行為は生じており、危ない状況が続いている
4. 不明

Q37. 調査時点の支援後の保護者の状況について、受理時と比較してお答えください [1つだけ回答]

1. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況を改善された
2. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況をある程度改善された
3. 養育の行動や状況はかわらない 4. 養育の行動や状況はむしろ悪化した

Q38. 調査時点での支援係の子どもの心身のダメージについて、受理時と比較してお答えください

[1つだけ回答]

1. 受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる
2. 受理時にダメージがあったが、ある程度改善された
3. 受理時にダメージがあったが、改善はない又はあまりない
4. 受理時にダメージがあったが、悪化した
5. 受理時にもともとダメージはなかった(又は明確でなかった) 6. 不明

Q39. 調査時点でのケースの取り扱い状況について、受理時と比較してお答えください。〔1つだけ回答〕

1. 援助方針を決定していない（調査継続中である）
2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている
3. 援助方針を決定し、すでに終結している
4. その他

⇒Q39で「2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている」と回答された方にお尋ねします。

Q39-1 現時点でどのような援助を行っていますか。〔あてはまるもの全てに回答〕

1. 継続指導
2. 児童福祉司指導（2号措置）
3. 児童委員指導（2号措置）
4. 市町村指導（2号措置）
5. 児童家庭支援センター指導（2号措置）
6. 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導（2号措置）
7. 障害者等相談支援事業を行う者の指導（2号措置）
8. 厚生労働省令で定めるものへの指導の委託（2号措置）
9. 児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項）
10. 里親、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号）
11. 自立援助ホームへの入所
12. その他（ ）

⇒39で「3. 援助方針を決定し、すでに終結している。」と回答された方は Q39-2、Q39-3 に回答下さい。

Q39-2. 相談が終結した理由をお答えください。（複数回答）

1. 他機関（市区町村）に引き継いだため
2. 問題が解決して相談が必要なくなったと判断したため
3. 相談に来なくなり、関係が切れてしまったため
4. 転居等により、担当地区が変わったため
5. その他（ ）

Q39-3. どのような形で終結しましたか。〔1つだけ回答〕

1. 助言指導
2. 継続指導終結
3. 他機関あっせん
4. 訓戒、誓約措置
5. 2号措置解除
6. 3号措置解除（児童福祉施設退所）、27条2項措置解除（指定発達支援医療機関委託解除）
7. 3号措置解除（里親委託等解除）
8. 市町村への事案送致(第26条第1項第3号)
9. その他（ ）

→Q39-3で「1. 助言指導」を選んだ方の内、一時保護を行わなかった方は、ここで調査終了です。
それ以外の方は次ページ以降の設問に続けて回答下さい。

〔一時保護したケースについて〕

Q40. このケースの一時保護の有無 〔1つだけ回答〕

1. 一時保護を行った
2. 一時保護中である
3. 一時保護は行っていない

⇒Q41へ進む

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-1. どこで一時保護を行いましたか。〔1つだけ回答〕 1. 所内 2. 委託

Q40-2 一時保護場所を変更した事例についてお答えください。最後の一時保護場所

(又は現在の一時保護場所)はどちらですか。[1つだけ回答] 1. 所内 2. 委託

Q40-2. 保護した期間〔数値回答〕()日 調査時点での保護期間を回答してください。

Q40-3. 子どもの身柄を確保した場所について〔1つだけ回答〕

1. 児童相談所
2. 自宅
3. 学校
4. 保育所・幼稚園
5. 病院
6. 警察からの身柄付き
7. その他()

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-4. 保護者の同意の有無〔1つだけ回答〕

1. 最初から同意
2. 最初から不同意
3. 最初は同意でその後不同意
4. 最初は不同意でその後同意
5. 同意・不同意の意向が変わる
6. 不明

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-5. 一時保護を行った理由について〔複数回答可〕

1. 子どもの安全確保のため
2. 調査を必要としたため
3. 行動観察のため
4. 短期入所指導のため
5. その他()

⇒Q42で「1. 一時保護を行った」を選択した方にお聞きします

Q40-6. 一時保護終了時の一時保護解除の理由について〔1つだけ回答〕

1. 保護者への引き取り
2. 保護者以外の親族への引き取り
3. 里親等委託
4. 施設入所
5. 他の児童相談所へ
6. 家裁送致
7. その他()

〔現時点までに一時保護を行わなかったケースについて〕

Q41. 一時保護を行わなかった理由について〔1つだけ回答〕

1. 虐待はあったが、一時保護が必要なほど重篤なものではないことが判明した
2. 虐待はあったが、問題が解消した
3. 虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた
4. 子どもが一時保護所入所に同意しなかった
5. 調査中である
6. 接触が取れない、あるいは行方不明
7. 保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった。
8. その他()

〔このケースに対する援助内容について〕

Q42. 家族の援助プランについて〔1つだけ回答〕

1. 作成している
2. 作成していない

「援助プランとは、児童相談所としての援助の具体的な方法を保護者に対して示したものの。文書化されているかどうかは問わない。

Q43. 虐待者の児相の援助に対する態度〔1つだけ回答〕

1. 働きかけに応じる
2. 当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる

3. 当初は働きかけに応じていたが、現在は応じない 4. 働きかけに応じていない 5. その他

Q44. 援助の状況について〔複数回答可〕

1. 保護者に対して援助を行っている 2. 子どもに対して援助を行っている
3. 保護者と子どもに対して同席での援助を行っている 4. 援助は行っていない

⇒Q44で「1. 保護者に対して援助を行っている」を選択した方にお聞きします

Q44-1. 保護者への援助の実施方法〔複数回答可〕

1. 来所してもらい個別面接 2. 家庭訪問による面接 3. 施設に訪問しての面接
4. 個別心理療法 5. グループ療法 6. 精神科医療 7. その他の医療
8. その他()

Q44-2. 保護者の援助に関わった機関〔複数回答可〕

1. 児童相談所 2. 児童相談所以外

⇒Q44-2で「1. 児童相談所」を選択した方にお聞きします

Q44-2-1. 児童相談所が関わった援助では、誰が対応しましたか。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司 2. 児童心理司 3. 医師 4. 家族支援のための専任担当者
5. その他()

⇒Q44で「2.子どもに対して援助を行っている」「3.保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお聞きします

Q44-3. 子どもへの援助の実施方法〔複数回答可〕

1. 来所してもらい個別面接 2. 家庭訪問による面接
3. 施設に訪問しての面接 4. 個別心理療法
5. グループ療法 6. 精神科医療
7. その他の医療() 8. その他()

Q44-4. 子どもの援助に関わった機関〔複数回答可〕

1. 児童相談所 2. 児童相談所以外

⇒Q44-4で「1. 児童相談所」を選択した方にお聞きします

Q44-4-1. 児童相談所が関わった援助では、誰が対応しましたか。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司 2. 児童心理司 3. 医師 4. 家族支援のための専任担当者
5. その他()

Q45. 保護者、子ども、保護者と子ども（同席）に行ったプログラムがあれば選んでください。〔複数回答可〕

★プログラムとは、特定の手順に基づく手法や自治体独自に開発した手法などの専門的な援助方法のこと

1. サインズ・オブ・セーフティ
2. パートナリング・フォー・セーフティ
3. 精研式ペアレントトレーニング
4. ファミリーグループ・カンファレンス（FGC）
5. My Tree ペアレンツプログラ
6. PCIT（親子相互交流療法）
7. CARE
8. CRC
9. トリブルP
10. Nobody's Perfect
11. コモンセンス・ペアレンティング（CSP）
- 12.旧称「コモンセンス・ペアレンティング」として紹介されていたプログラム
- 13.AFCBT
14. TF-CBT
15. その他の母親グループ（MCGを含む）
16. その他の父親グループ
17. その他の親子同時に参加するグループ
18. その他（
19. プログラムを行っていない

⇒Q44-2、44-4で「2. 児童相談所以外」を選択した方にお聞きします

Q45-1. 児童相談所以外が行っている「保護者、子ども、保護者と子ども」の援助について、具体的な機関名・プログラム名などをお書きください。〔文字回答〕

- | 具体的な機関名 | 具体的なプログラム名 |
|------------|------------|
| 1. () () | () |
| 2. () () | () |
| 3. () () | () |

☆このケースの質問は、以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

他のケースがある場合は、次の調査票に切り替えてから引き続きご回答をお願いいたします。

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 3-A

一時保護解除件数調査

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の口にチェックしてください。

同意する

都道府県名	
児童相談所名	
児童相談所番号	

一時保護解除件数について

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、一時保護を解除した事例数をご記入ください。

一時保護解除数	件
そのうち、一時保護期間が 2 か月を超えた事例数	件

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 調査票 3-B

一時保護の長期化の実態調査

※一時保護を解除となった事例ごとに回答用紙を使用してください。

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。



都道府県名	
児童相談所名	
児童相談所番号	
事例番号	

*事例番号は、各児童相談所で回答事例に1番から番号をつけてください。

選択肢の番号に○をつけるか（ ）内にご記入ください。

I. 対象児童についてお答えください。

1. 性別 1. 男 2. 女

2. 一時保護開始時の満年齢

2-1) 2歳以上 () 歳

2-2) 2歳未満 () 歳 () ヶ月

3. 一時保護時の在園・在学等状況についてお答えください。

3-1) 在籍機関

1. 保育所・幼稚園等 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. その他
()

3-2) 学年 (2. ～4. を選択した方のみ) () 年生

4. 相談種別

1. 養護相談 (虐待相談) 2. 養護相談 (虐待相談以外) 3. 非行相談

4. 育成相談
5. 障害相談
6. その他 ()

5. 当該児童相談所における一時保護歴についてお答えください。

5-1) 当該児童をこれまでに一時保護したことがありますか。

1. ある
2. 今回が初めて
- 過去の一時保護回数 () 回

5-2) 5-1で「1. ある」とお答えの方に伺います。直近の一時保護に至った相談種別は何でしたか。

1. 養護相談（虐待相談）
2. 養護相談（虐待相談以外）
3. 非行相談
4. 育成相談
5. 障害相談
6. その他 ()

II. 児童相談所による本事例の取り扱いについて伺います。

6. 本事例の『一時保護期間』をお答えください。 () 日間

* 『一時保護期間』の定義については別紙説明書をご参照ください。

7. 一時保護に至った主な経緯をお答えください。

1. 児童本人からの保護依頼

2. 保護者からの保護依頼

3. 児童が入所中の施設又は委託

中の里親等（ファミリーホームを含む：以下全て同様）からの保護依頼

4. 警察署からの身柄付通告
5. 他の自治体での一時保護からのケース移管
6. 児童相談所長の判断による一時保護（児童本人・保護者・施設又は里親等からの依頼を除く）
7. その他 ()

8. 一時保護した理由をお答えください（複数回答可）。

1. 子どもの安全確保のため
2. 調査を必要としたため
3. 行動観察のため
4. 短期入所指導のため
5. その他 ()

9. 一時保護場所

9-1) 最初に一時保護された場所をお答えください。

1. 担当児童福祉司が勤務する児童相談所に付設している一時保護所
2. 「1」以外の他の児童相談所の一時保護所
3. 一時保護委託先

9-2) 9-1で「3. 一時保護委託先」とお答えの方に伺います。委託先は以下のどこでしたか。

1. 乳児院
2. 児童養護施設
3. 児童自立支援施設
4. 児童心理治療施設
5. 里親等
6. 障害児入所施設
7. 医療機関
8. 警察署
9. その他（ ）

10. 一時保護場所の変更について。

10-1) 一時保護先は、一時保護解除日までに変更されましたか。 1. はい 2. いいえ

10-2) 10-1で「1. はい」とお答えの方に伺います。変更回数は何回でしたか。

1. 1回
2. 2回
3. 3回以上

10-3) 10-1で「1. はい」とお答えの方に伺います。最後に一時保護されていた場所は以下の

どこでしたか。

1. 一時保護所
2. 乳児院
3. 児童養護施設
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 里親等
7. 障害児入所施設
8. 医療機関
9. 警察署

10. その他（ ）

11. 保護者の一時保護の同意の有無

1. 最初から同意した
2. 職権保護（保護者は不同意のまま）
3. 同意したが、途中でひるがえした為、職権保護となった
4. 職権保護したが、途中で同意した為、同意保護となった
5. 頻回に同意・不同意の意向が変わる
6. 不明

12. 一時保護解除時の援助方針を選んでください。

1. 助言指導
2. 継続指導
3. 他機関あつせん
4. 児童福祉司指導（2号措置）
5. 児童委員指導（2号措置）
6. 市町村指導（2号措置）
7. 児童家庭支援センター指導（2号措置）
8. 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導（2号措置）
9. 障害者等相談支援事業を行う者の指導（2号措置）
10. 厚生労働省令で定めるものへの指導の委託（2号措置）
11. 児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項）
12. 里親等、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号）
13. 児童自立生活援助の実施
14. 市町村への事案送致
15. 福祉事務所送致等
16. 家庭裁判所送致
17. その他（ ）

6. 養母
7. 継母
8. 父の内縁の妻
9. 実のきょうだい
10. 義理のきょうだい (養親・継親の子ども)
11. 祖父(実・義理を含む)
12. 祖母(実・義理を含む)
13. おじ・おば
14. その他の同居親族
15. 親族・内縁関係者以外の同居人()
16. 調査をしたが不明
17. 調査未実施

17. 当該児童による家庭内での暴言もしくは暴力についてお答えください。

1. 養育者に対して暴言もしくは暴力があった
2. きょうだいに対して暴言もしくは暴力があった
3. 他の家族に対して暴言もしくは暴力があった

18. 主たる養育者の心身の状況について当てはまるものを選んでください。尚、「疑い」や「傾向」等と診断されている場合もその項目を選択してください(複数回答可)。

1. 統合失調症やその類縁疾患又はその疑い
2. 感情障害・うつ症状またはその疑い
3. 不安障害・強迫性障害又はその疑い
4. 身体表現性障害・心身症またはその疑い
5. PTSD・適応障害またはその疑い
6. 摂食障害又はその疑い
7. パーソナリティ障害又はその疑い
8. 知的障害又はその疑い
9. 発達障害又はその疑い
10. アルコール使用障害又はその疑い
11. 薬物使用障害又はその疑い
12. ギャンブル障害はその疑い
13. インターネット依存症又はその疑い
14. その他 ()
15. 全く不明

19. 保護者から当該児童への行為について19-1より当てはまるものを選び、具体的な内容を

次ページの19-2にお書きください。

- 19-1) 1. 身体的虐待 2. ネグレクト (3. 以外のもの)
3. ネグレクト (同居人による虐待の放置) 4. 性的虐待 5. 心理的虐待 (6. を除く)
6. 心理的虐待 (主としてDV目撃)

19-2)

20. 一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況を以下から選んでください(複数回答可)。

1. 経済的な困難
2. 不安定な就労
3. ひとり親家庭
4. ステップファミリー
5. DV
6. 夫婦間不和
7. 夫婦間以外の家族間の不和
8. 養育者の別居又は離婚
9. 親族、近隣、友人等からの孤立
10. 若年出産
11. 育児疲れ
12. 育児に嫌悪感、拒否感情
13. 狭いまたは劣悪な住環境
14. ひんぱんな転居
15. 病気や障害等を持つ家族の世話（介護を含む）
16. 現在または過去に被虐待児のきょうだい虐待を受けている
17. アルコールや薬物を乱用する人がいた
18. 精神障害またはその疑いのある家族がいた
19. 家族に自殺（未遂）者がいた
20. 家族で刑務所に入った人がいた
21. その他

()

22. 特になし
23. 不明（これらの判断がどれもできないほど情報不足）

→20を回答後は、23へお進みください。

21. 当該児童が里親等で生活していた事例について当てはまるものを選んでください（複数回答可）。

1. 里親等と当該児童の相性が合わなかった
2. 当該児童が里親等に反発した
3. 里親等に当該児童の養育は困難だった
4. 里親等による当該児童への不適切行為（加害行為やネグレクト等）があった
5. 実子もしくは他の委託児から被害を受けた
6. 当該児童による里親等への暴言もしくは暴力
7. 当該児童による里親等の実子もしくは委託児への暴言もしくは暴力
8. 里親等の実子との不仲
9. 頻繁な無断外出・外泊
10. その他 ()
11. 該当なし

→21を回答後は、23へお進みください。

22. 児童が施設で生活していた事例について当てはまると判断したものを選んでください（複数回答可）。

1. 施設全体もしくは当該児童が生活していた生活ユニットの機能不全
2. 施設の養育方針に子どもが反発した
3. 施設職員による当該児童への不適切行為（加害行為やネグレクト等）があった
4. 施設内の他の児童から被害を受けた
5. 当該児童による施設内での職員への暴言もしくは暴力
6. 当該児童による施設内での他児への暴言もしくは暴力
7. 頻繁な無断外出・外泊
8. その他 ()
9. 該当なし

IV. 本事例の対応経過について伺います。

以下の質問については、今回の一時保護に至った流れにそってご記入ください。

23. 一時保護に関わる以下のことについて経過日数等をお答えください。

23-1) 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数。相談受理日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-2) 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数。一時保護日を「当日」としてお答えください(23-7までは同様)。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-3) 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数をお答えください。
() 回

23-4) 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-5) 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数をお答えください。
() 回

23-6) 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-7) 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数をお答えください。
() 回

23-8) 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

24. 援助方針に対する当該児童の同意について伺います。

24-1) 同意について

1. 同意した
2. いったん同意したがその後に撤回した
3. 最後まで同意は得られなかった
4. 年齢能力的に意向確認が困難だった
5. その他 ()

24-2) 同意が得られた場合、同意を得るまでに要した日数。一時保護日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1ヶ月未満
6. 1ヶ月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

24-3) 24-2で「7. 1か月以上」とお答えの方に伺います。理由として考えられることをお書きください。

()

25. 援助方針に対する保護者の同意について伺います。

25-1) 同意について

1. 同意した
2. いったん同意したがその後に撤回した
3. 最後まで同意は得られなかった
4. その他

()

25-2) 同意が得られた場合、同意を得るまでに要した日数について以下よりお選びください。一時保護日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1ヶ月未満
6. 1ヶ月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

25-3) 24-2で「7. 1か月以上」とお答えの方に伺います。理由として考えられることをお書きください。[入力：文字]

26. 一時保護解除後の当該児童の生活場所等についてお伺いします。

26-1) 生活場所をお選びください。

1. 一時保護前と同じ保護者宅
2. 一時保護前と異なる保護者宅
3. 一時保護前と同じ親族・知人宅
4. 一時保護前と異なる親族・知人宅
5. 一時保護前と同じ里親等
6. 一時保護前と異なる里親等
7. 一時保護前と同じ施設
8. 一時保護前と異なる施設（施設種別：)
9. 他自治体の施設で一時保護前と同じ施設・一時保護所
10. 他自治体の施設で一時保護前と異なる施設・一時保護所（施設種別：)

11. 鑑別所
12. その他

()

26-2) 26-1で児童の生活場所が他の自治体とお答えの方に伺います。理由をお選びください。

1. 他自治体と取り決めている入所枠
2. 当該自治体内もしくは他の自治体と取り決めている入所枠内に適切な所属先がなかった
3. 当該自治体内に適切な所属先はあったが、利用できなかった

- 4. 家族が転居した
 - 5. その他
- ()

***以下27～32は、ケースの状況に応じてご回答ください。**

家庭復帰した事例について伺います（27～29）。

27-1) 一時保護解除前に関係機関とのカンファレンスを実施しましたか。

- 1. 実施した
- 2. 実施しなかった

27-2) 27-1でカンファレンスを実施した場合、回数をお答えください。

() 回

28. 家庭復帰の援助方針に対する関係機関の理解が得られましたか。

- 1. 十分に得られた
- 2. 関係機関の理解は不十分なままだった
- 3. 全く理解が得られないままだった
- 4. 関係機関には説明していない
- 5. その他 ()

29. 家庭復帰の援助方針を進める際、初めは家庭復帰以外の方針だったが、途中で変更となった例について伺います。その理由として当てはまるものをお答えください（複数回答可）。

(*初めから家庭復帰の方針で最後まで進んだ事例は、30へお進みください。)

- 1. 当該児童を受け入れ可能な施設・里親等に空きがなかったため
- 2. 空きはあるが施設・里親等の事情から受け入れ困難
- 3. 施設入所・里親等委託に保護者の理解を得られず、28条も困難と判断
- 4. 施設入所・里親等委託に本人の理解が得られなかった
- 5. 施設・里親等に空きはあるが、遠方で保護者との交流の困難性を考慮
- 6. 保護者の強い意向
- 7. 一時保護所での保護継続困難、無断外出のまま保護所に戻らず
- 8. その他

()

30. 里親等委託および施設入所した事例について伺います。

30-1) 里親等委託(養子縁組含む)を打診した家庭数をお答えください。

() 家庭

30-2) 委託の了解を得られなかった里親等がある場合、その理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

- 1. 実子との関係で受け入れ困難
- 2. 他の委託児童が落ち着いていないため
- 3. 他の委託児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難

4. 当該児童への対応が困難

(特性や行動等具体的：)

5. 学校等地域との関係で受け入れ困難

6. その他

()

30-3) 入所を打診した施設数をお答えください。 () 施設

30-4) 入所の了解を得られなかった施設がある場合、その理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

1. 入所の空きがない。 2. 他の入所児童が落ち着いていないため

3. 他の入所児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難

4. 当該児童への対応が困難

(特性や行動等具体的に：)

5. その他

()

31. 児童福祉法第28条申立て、親権停止申立てもしくは親権喪失申立てをした事例について伺います。

31-1) 申立ての種類を選んでください。

1. 児童福祉法第28条申立て 2. 親権停止申立て 3. 親権喪失申立て

31-2) 申立てに至るまでの親権者との関係で近いものをお選びください(複数回答可)。

1. 親権者にして施設入所等についての説明時間や機会をなかなかとれなかった

2. 児童相談所の方針に親権者が反対した

3. 親権者が児童福祉司からの連絡・家庭訪問を拒絶し続けた

4. 親権者が児相の対応に不服を申し立てた

5. 親権者が虐待の事実等を認めなかった

6. 虐待の事実等は認めたが、施設入所(または里親等委託)には同意しなかった

7. その他

()

31-3) 援助方針会議にて申立て決定から実際の申立てまでの期間をお答えください。

() か月後

31-4) 実際の申立てから審判までの期間をお答えください。 () ヶ月後

32. 保護者が家庭復帰を拒んだ事例について伺います。保護者が拒んだ理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

1. 養・継父(母)等新しい家族構成員との関係が改善しないため

2. 保護者が養育に自信を持てなかったため

3. 非行の程度や交友関係に保護者が不安感をもっていたため

4. 経済的に困窮しているため

5. その他

()

一時保護期間が 2 ヶ月以内の事例についてはここで終了です。ご協力誠にありがとうございました。

※一時保護期間が2か月を超えた事例については、以下にお進みいただき、お答えください。

V. 一時保護2か月超えの理由に関する質問

3 3-1. 一時保護が2か月を超えた理由を3 3-1から選び（複数回答）、次ページ3 3-2に詳細をご記入ください。

3 3-1)

1. 児相側の理由（担当に時間がない等）から保護者との面接の設定に時間を要した
2. 保護者側の理由（面接を拒否等）から面接の設定に時間を要した
3. ケース進行に十分な時間の確保が困難だった
4. 援助方針の決定に時間を要した
5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した

た

6. 在宅支援の方針になったものの、地域の関係機関の理解を得るのに時間を要した
7. 施設入所方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
8. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
9. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得られなかった
10. 施設入所方針になったものの、施設の空きが見つからなかった
11. 施設入所方針になったものの、入所予定施設の受け入れ準備に時間を要した
12. 里親等委託方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
13. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
14. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意が得られなかった
15. 里親等委託方針になったものの、里親等委託先が見つからなかった
16. 里親等委託方針になったものの、里親等との交流に時間を要した
17. その他

()

3 3-2) 詳細をご記入ください。

以上で質問は終わりです。ご協力誠にありがとうございました。

II. 調查結果

**調査 1 児童相談所の虐待対応の人材
育成に関する調査**

I. 児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査（調査 1）

1. 本調査の概要

【目的】

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

【方法】

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門を対象に、児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や研修の実施状況を含む人材育成に関する取り組み状況等について、アンケート調査票を送付して回答を求める方法で調査した。なお、調査期間は、平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日とした。

【結果の概要と考察】

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。

児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、財団法人こども未来財団による平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者：桜山豊夫全国児童相談所長会会長。以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。回答児童相談所数が異なるため単純に比較はできないが、平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

ただし、児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司は、増員してもまだ不足していることが示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員によって新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと見えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できた。精神科医が最も多く、次いで小児科となっていた。しかし、全体の約 9 割が非常勤医師であり、常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。

以下は、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）の結果である。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケー

ス)を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で4分の3を超えていた。(児童心理司では6割)。また、「はい」と答えたものも、その期間には、児童福祉司で1か月～3か月未満が半数近くを占めており、「1か月未満」としたものも4分の1を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所も4分の1となっていた。また、(法定研修を除いて)何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の法定研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも8割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で)不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修内容だけでなく、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを見失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに28のタイトルとしてまとめることができた。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査(主管課用)」についてみていく。ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約2割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも4分の1を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が9割を超えており、上記1-B調査では、4分の3を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆されよう。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約95%だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及びSBIが実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の終了率は4割に満たなかった。最も多い理由は業務多忙が5割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も4割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の終了率は4割を超えていたが、不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの2割台であり、「業務多忙」は1割台であった。一方、「予算都合」も2割台あり、研修場所が横浜と大阪の2か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも6割から7割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修についてみていくと、実施した自治体は96%を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が6割を超えていた。受講した市区町村は、総

計 1497 自治体に対して 1328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。

2. 調査の目的

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

3. 方法

(1) 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が取りまとめを行った。

(2) 調査対象

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門

(3) 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

(4) 調査内容

児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取り組み状況等の調査

(5) 調査項目

「アンケート調査票」のとおり

(6) 調査方法

全国の都道府県及び政令指定都市の児童相談所の主管課 69 か所および全国の児童相談所の人材育成の部門 211 か所に調査票を配布し、児童相談所の人材確保や人材育成の現状、専門職の配置の現状や課題等について回答を依頼する。

4. 結果

4-I. 児童相談所の組織調査

- ・調査票 1-A の回答率は 95.3% (201/211 児童相談所) であった。以下の分析では、この 201 児童相談所のデータを用いているが、各質問について無回答が含まれており、これを除いた分析の結果を示している。そのため質問項目ごとに用いたデータの個数が異なっており、それと関連して総計等も異なっている場合があることに注意されたい。

4-1-1. 児童相談所の現状

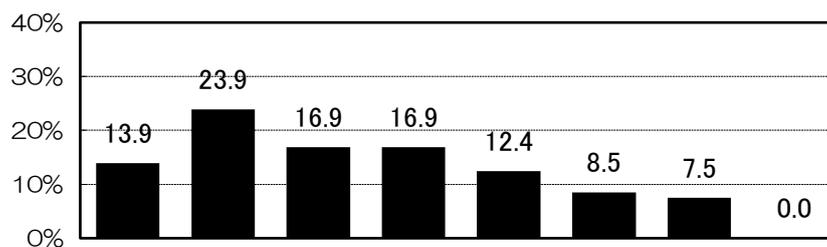
(1) 管轄人口

- ・1 児童相談所が所管している区域の人口数は全国平均で 606,849 人であった。
- ・所管人口数が 100 万人を超える児童相談所が 15.9% (32 児童相談所) ある一方、20 万人未満の児童相談所も 13.9% (28 児童相談所) あるなど、その規模には開きが見られた。
- ・20 万人ごとの区分では、20 万人以上 40 万人未満の児童相談所が 23.9% (48 児童相談所) と最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが最も多く 778,351 人であり、四国ブロックが最も少なく 357,938 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、全国平均で 649,524 人から 42,675 人減少していたが、これは、おもに児童相談所設置数の増加などによるものと思われる。

(2) 18 歳未満の所管人口

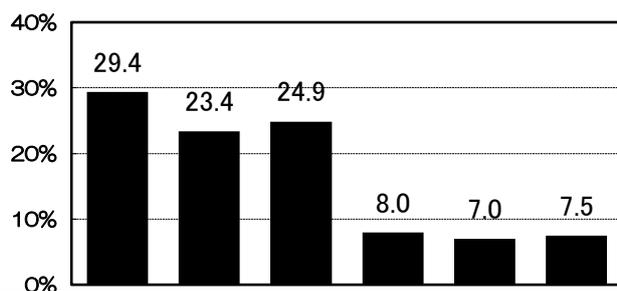
- ・児童相談所が所管している区域の 18 歳未満人口数は全国平均で 94,356 人であった。
- ・18 歳未満人口 (以下、児童人口) が 15 万人を超える児童相談所が 15% (30 児童相談所) ある一方、5 万人未満の児童相談所も 29.4% (59 児童相談所) あった。
- ・5 万人ごとの区分では、5 万人未満の児童相談所が最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが最も多く 123,606 人であり、中国ブロックが最も少なく 61,631 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、18 歳未満人口数が最も多い近畿ブロックが 140,686 人 (25 児童相談所) であり、17,080 人減少していた。
- ・無回答は 15 児童相談所であった。

表1 ブロック別管轄人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	20万人未満	20万人以上	20万人未満	20万人以上	20万人未満	20万人以上	20万人以上	無回答	平均値 (人)
全 体	201	28	48	34	34	25	17	15		606,849
	100.0	13.9	23.9	16.9	16.9	12.4	8.5	7.5	-	
北海道ブロック	6	0	3	1	1	0	0	1		662,075
	100.0	0.0	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	20	4	9	3	2	1	1	0		388,384
	100.0	20.0	45.0	15.0	10.0	5.0	5.0	0.0	-	
関東甲信越ブロック	59	3	10	10	10	9	9	8		778,351
	100.0	5.1	16.9	16.9	16.9	15.3	15.3	13.6	-	
中部ブロック	30	5	5	9	8	2	1	0		506,355
	100.0	16.7	16.7	30.0	26.7	6.7	3.3	0.0	-	
近畿ブロック	32	4	4	5	4	7	5	3		735,573
	100.0	12.5	12.5	15.6	12.5	21.9	15.6	9.4	-	
中国ブロック	21	5	10	0	4	0	1	1		397,395
	100.0	23.8	47.6	0.0	19.0	0.0	4.8	4.8	-	
四国ブロック	8	4	0	3	0	1	0	0		357,938
	100.0	50.0	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	3	7	3	5	5	0	2		575,038
	100.0	12.0	28.0	12.0	20.0	20.0	0.0	8.0	-	

表 2 ブロック別管轄児童人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	5万人未満	10万人未満	15万人未満	20万人未満	20万人以上	無回答	平均値(人)
全 体	201	59	47	50	16	14	15	94,356
	100.0	29.4	23.4	24.9	8.0	7.0	7.5	
北海道ブロック	6	2	3	0	0	1		92,280
	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	17	11	4	1	1	0		63,403
	100.0	64.7	23.5	5.9	5.9	0.0	-	
関東甲信越ブロック	57	10	14	18	9	6		113,625
	100.0	17.5	24.6	31.6	15.8	10.5	-	
中部ブロック	29	5	13	11	0	0		76,117
	100.0	17.2	44.8	37.9	0.0	0.0	-	
近畿ブロック	26	6	6	6	4	4		123,606
	100.0	23.1	23.1	23.1	15.4	15.4	-	
中国ブロック	19	12	1	4	1	1		61,631
	100.0	63.2	5.3	21.1	5.3	5.3	-	
四国ブロック	7	3	3	1	0	0		76,748
	100.0	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	10	3	9	1	2		92,507
	100.0	40.0	12.0	36.0	4.0	8.0	-	

4- I - 2. 配置職員体制

(1) 所長

① 採用の形態

- ・ 201 か所のうち回答したのは 198 か所であり、そのうち福祉職が 33.8% (67 児童相談所) (67 児童相談所)、その他の専門職が 13.6% (27 児童相談所)、一般行政職が 52.5% (104 児童相談所) と、半数以上が一般行政職採用であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は中国ブロック (50.0%)、その他の専門職の割合が最も高い地域は中部ブロック (29.2%)、一般行政職が最も高い地域は東北ブロック (85.0%) であった。

図 1 所長採用形態

	度数	%	%グラフ
福祉職	67	33.8	
その他の専門職	27	13.6	
一般行政職	104	52.5	
無回答	3		
合計	201	100	

表 3 所長採用形態

	福祉職	その他の専門職	一般行政職	合計
北海道ブロック	1	0	5	6
	16.7%	0.0%	83.3%	100.0%
東北ブロック	0	3	17	20
	0.0%	15.0%	85.0%	100.0%
関東甲信越ブロック	27	8	23	58
	46.6%	13.8%	39.7%	100.0%
中部ブロック	9	7	8	24
	37.5%	29.2%	33.3%	100.0%
近畿ブロック	10	3	18	31
	32.3%	9.7%	58.1%	100.0%
中国ブロック	13	3	10	26
	50.0%	11.5%	38.5%	100.0%
四国ブロック	2	0	7	9
	22.2%	0.0%	77.8%	100.0%
九州ブロック	5	3	16	24
	20.8%	12.5%	66.7%	100.0%

② 所持している資格（複数回答）

- ・複数回答のため、構成割合は100%を超えており、複数の資格を所持している所長が一定数存在した。
- ・所持している資格では、社会福祉主事が最も多く47.3%（95所長）、社会福祉士が21.4%（43所長）、教諭が10.0%（20所長）、臨床心理士が8.5%（17所長）であった。

図2 所長の所持する資格割合

	度数	%	%グラフ
医師	3	1.5%	
社会福祉士	43	21.4%	
精神保健福祉士	8	4.0%	
臨床心理士	17	8.5%	
教諭	20	10.0%	
保育士	9	4.5%	
保健師	2	1.0%	
看護師	0	0.0%	
社会福祉主事	95	47.3%	
その他	17	8.5%	
該当なし	35	17.4%	
回答数	198		

表4 ブロック別所長が所持する資格とその割合

	医師	社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	教諭	保育士	保健師	看護師	社会福祉主事	その他
北海道ブロック(N=6)	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%
東北ブロック(N=20)	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 50.0%	1 5.0%
関東甲信越ブロック(N=59)	1 1.7%	16 27.1%	3 5.1%	5 8.5%	9 15.3%	3 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	30 50.8%	4 6.8%
中部ブロック(N=30)	1 3.3%	9 30.0%	2 6.7%	6 20.0%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 36.7%	2 6.7%
近畿ブロック(N=32)	0 0.0%	6 18.8%	0 0.0%	3 9.4%	5 15.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 46.9%	4 12.5%
中国ブロック(N=21)	0 0.0%	5 23.8%	1 4.8%	1 4.8%	3 14.3%	5 23.8%	2 9.5%	0 0.0%	9 42.9%	3 14.3%
四国ブロック(N=11)	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%
九州ブロック(N=21)	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 54.5%	2 9.1%

③ 児童相談所での通算経験年数

- ・回答があったのは 196 か所の児童相談所であり、そのうち 10 年以上の経験を持つのは 54.2%(109 所長)、5 年以上 10 年未満の経験者 21.9%(44 所長)を加えると、76.1%(153 所長)であった。
- ・1 年未満の経験者が 5.0% (10 所長) であり、1 年以上 3 年未満の経験者 6.0% (12 所長)、3 年以上 5 年未満の経験 10.4% (21 所長) を加えると、21.4% (43 所長) であった。

図3 所長の児童相談所通算経験年数

	度数	%	%グラフ
1年未満(N=10)	10	5.1	
1年以上3年未満(N=12)	12	6.1	
3年以上5年未満(N=21)	21	10.7	
5年以上10年未満(N=44)	44	22.4	
10年以上20年未満(N=81)	81	41.3	
20年以上(N=28)	28	14.3	
無回答	5		
回答数	201		

(2) 児童福祉司

① 児童福祉司全体の状況

- ・本表は、児童福祉司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童福祉司についての説明である。
- ・211 児童相談所のうち、児童福祉司の数に関する質問に十分な回答のあった 200 児童相談所に所属している児童福祉司は 3,229 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 2,765 人を 464 人超えている。回答のなかった 11 の児童相談所を加えれば、(単純に今回の 1 児童相談所あたりの平均児童福祉司数 16.1 人を用いて計算すると、 $16.1 \times 11 = 177.1$ を加えると 641.1 人になるので)、600 人以上増えていると考えられる。
- ・児童福祉司の総数は、3,229 人(200 児童相談所)である。平成 25 年度調査では 2,765 人(207 児童相談所)であり、464 人増加していた。
- ・1 児童相談所の平均人数は 16.1 人であり、平成 25 年度調査 (13.4 人) と比べ、2.7 人増加した。配置分布では、5 人以上 10 人未満が 27% と最も多かった。
- ・児童福祉司 1 人当たりの所管人口は、38,503 人、児童人口では 5,936 人である。平成 25 年度調査では所管人口は 48,472 人であり、9,969 人減少した。
- ・ブロックごとに見ると、最も減少した関東甲信越ブロックが 1 人当たりの所管人口が 59,472 万人から 20,428 人減少した。一方近畿ブロックでは 36,347 人から 3,434 人増加した。

表 4 児童福祉司の統計量

	平成30年					合計	平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値		平均値	平均値
児童福祉司の数	200	16.1	10.6	2	63	3,229	13.8	11.8

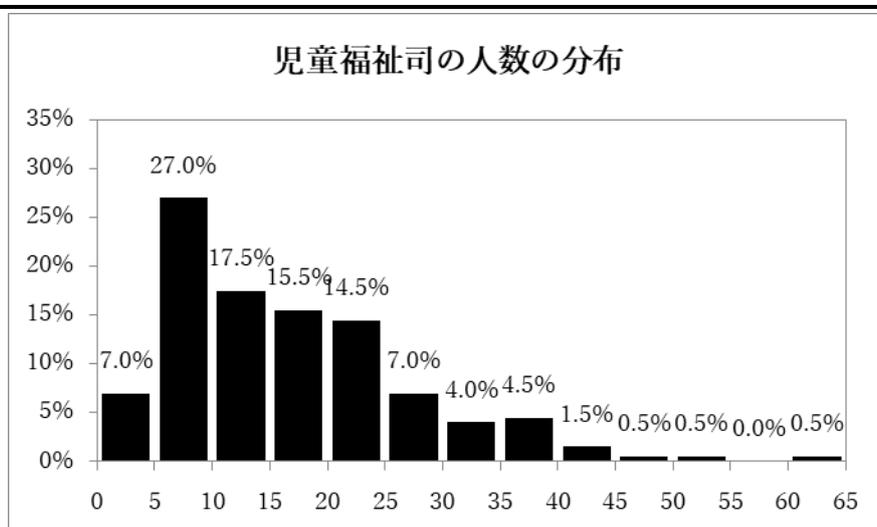


図 4 児童福祉司の配置人数分布割合

表 5 児童福祉司の平均配置人数（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	13.8	10.7	11.9	10.2
東北ブロック	20	10.6	5.4	8.6	8.9
関東甲信越ブロック	59	20.4	10.5	15.1	13.5
中部ブロック	30	14.6	11.8	11	9.3
近畿ブロック	32	19.8	11.8	23	18.3
中国ブロック	21	9.8	7.1	8.6	8.2
四国ブロック	11	10.8	7.7	9.2	8.6
九州ブロック	21	16.0	9.1	14.3	12.3

表 6 児童福祉司一人当たりの管轄人口・管轄児童人口（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度		平成20年度	
	児童福祉司の数	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口
合計	16.1	38,503	5,936	48,472	7,417	55,489	9,130
北海道ブロック	13.8	44,152	6,132	51,224	7,364	60,660	9,540
東北ブロック	10.6	34,765	4,770	48,680	7,727	48,782	7,850
関東甲信越ブロック	20.4	39,044	5,649	59,472	8,135	59,746	9,440
中部ブロック	14.6	37,487	5,941	45,844	12,065	57,892	9,920
近畿ブロック	19.8	39,781	6,810	36,347	6,117	49,870	8,410
中国ブロック	9.8	41,432	6,642	43,868	7,112	49,246	11,190
四国ブロック	10.8	33,576	5,080	41,468	6,756	51,322	8,390
九州ブロック	16.0	38,084	6,278	42,427	7,258	56,860	10,070

② 児童福祉司の増員数

- ・児童福祉司の増員状況は、定員としては平成 29 年度には平均 1.7 人、平成 30 年度では平均 2.7 人増員していた。実員では平成 29 年度には平均 1.2 人、平成 30 年度では平均 1.9 人増員していた。
- ・2 年間の状況を見ると、児童福祉司の配置数の増加が行われている状況が把握された。
より詳しく見ると、平成 29 年度は定員、実員とも 45%程度、平成 30 年度は 60%程度の児童相談所で増員されていた。多くは 1 人ないし 2 人の増加であるが、10 人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップが大きいと言える。

表 7 児童福祉司の増員数（平成 29・30 年度）

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値	合計
H29児童福祉司増員数定員増員数	182	1.7	4.1	0	33	305
H29児童福祉司増員数実員増員数	183	1.2	3.5	-4	33	223
H30児童福祉司増員数定員増員数	181	2.7	5.6	-1	36	483
H30児童福祉司増員数実員増員数	182	1.9	4.3	-4	36	337

表 8 児童福祉司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童福祉司 定員変化 (N=182)		平成29年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=182)	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	0	0.0%	4	2.2%	1	0.6%	3	1.6%
変化なし	97	53.3%	93	50.8%	73	40.3%	78	42.9%
1増	42	23.1%	51	27.9%	42	23.2%	47	25.8%
2増	16	8.8%	17	9.3%	20	11.0%	24	13.2%
3増	9	4.9%	7	3.8%	16	8.8%	10	5.5%
4増	2	1.1%	4	2.2%	6	3.3%	2	1.1%
5-9増	6	3.3%	2	1.1%	9	5.0%	11	6.0%
10以上増	10	5.5%	5	2.7%	14	7.7%	8	4.4%

③ 常勤と非常勤の割合

- ・児童福祉司に関する常勤と非常勤に関して十分な回答があった 200 児童相談所のデータによれば、割合は常勤が 98.5%、非常勤が 1.5%であった。
- ・ブロックごとに見ると、北海道、東北ブロックでは 100%常勤であり、最も常勤率が低い四国ブロックでも 97.5%であった
- ・平成 25 年度調査では割合は常勤が 97.9%、非常勤が 2.1%であり、常勤率が高まった。

表 9 児童福祉司の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値
児童福祉司の常勤	200	15.9	10.4	2	63
児童福祉司の非常勤	200	0.2	1	0	9

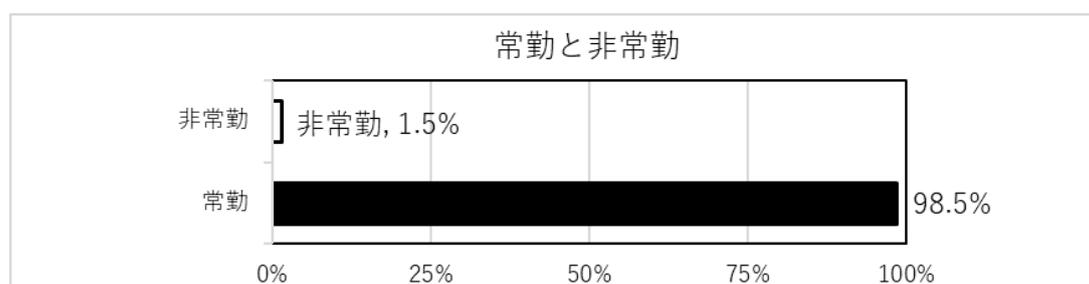


図 5 児童福祉司の常勤・非常勤割合

表 10 ブロック別児童福祉司の常勤・非常勤割合

	常勤	%	非常勤	%	合計
合計	3,180	98.5%	49	1.5%	3,229
北海道ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
東北ブロック	212	100.0%	0	0.0%	212
関東甲信越ブロック	1184	98.3%	21	1.7%	1205
中部ブロック	437	99.8%	1	0.2%	438
近畿ブロック	612	96.8%	20	3.2%	632
中国ブロック	202	98.5%	3	1.5%	205
四国ブロック	116	97.5%	3	2.5%	119
九州ブロック	334	99.7%	1	0.3%	335

④ 採用時の職種

- ・ 児童福祉司の採用時の職種に関して十分な回答が得られ 198 児童相談所のデータによれば、福祉職が 60.6%、その他の専門職が 15.2%、一般行政職が 24.2%と、福祉職、その他の専門職を合わせると、75.8%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は関東甲信越ブロック（74.9%）、その他の専門職の割合が最も高い地域は四国ブロック（26.9%）、福祉職、その他の専門職を合わせると最も高い地域は関東甲信越ブロック（89.0%）であった。

表 11 児童福祉司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
福祉職	198	9.6	9.7	0	50
その他専門職	198	2.4	4.4	0	34
専門職の合計	198	12.1	9.8	0	50
行政職	198	3.9	6.3	0	61

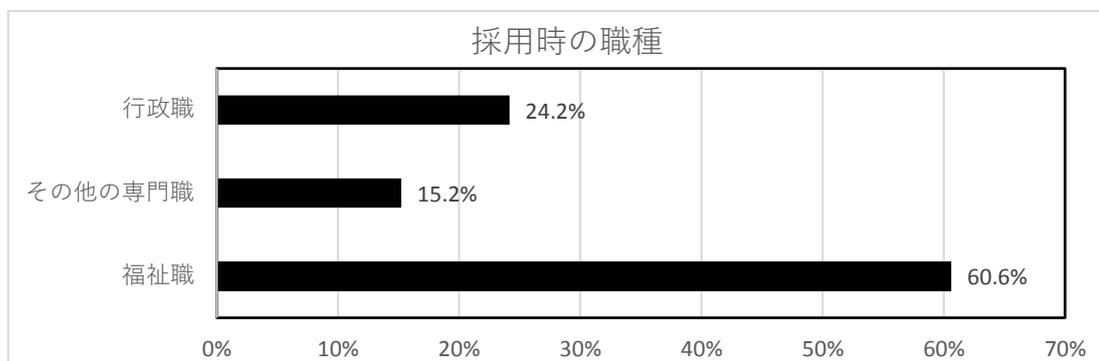


図 6 児童福祉司の採用時の職種別割合

表 12 児童福祉司の採用時の職種別割合（ブロック別）

	福祉職		その他の専門職		専門職合計 (福祉職+その他)		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	1,910	60.6%	480	15.2%	2,390	75.8%	761	24.2%	3,151
北海道ブロック	42	60.0%	3	4.3%	45	64.3%	25	35.7%	70
東北ブロック	110	52.1%	27	12.8%	137	64.9%	74	35.1%	211
関東甲信越ブロック	869	74.9%	163	14.1%	1032	89.0%	128	11.0%	1160
中部ブロック	202	46.0%	64	14.6%	266	60.6%	173	39.4%	439
近畿ブロック	414	67.4%	84	13.7%	498	81.1%	116	18.9%	614
中国ブロック	96	46.8%	46	22.4%	142	69.3%	63	30.7%	205
四国ブロック	43	36.1%	32	26.9%	75	63.0%	44	37.0%	119
九州ブロック	134	40.2%	61	18.3%	195	58.6%	138	41.4%	333

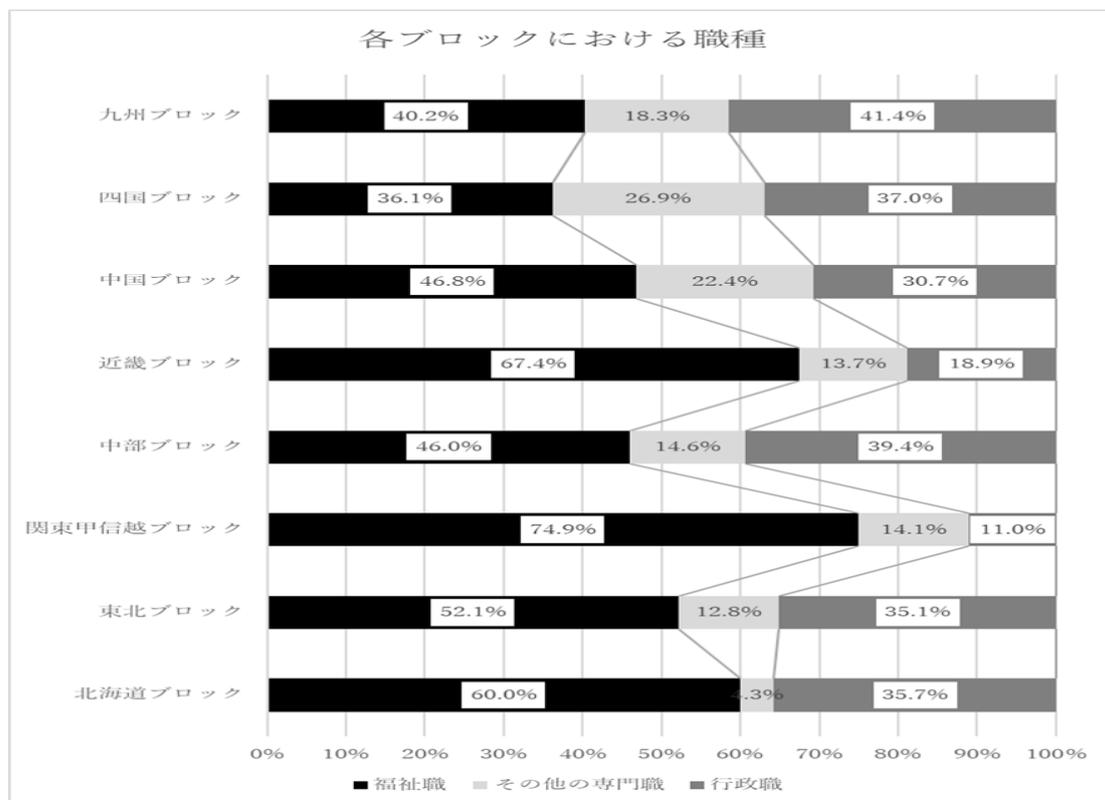


図7 児童福祉司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・5年以上勤務している児童福祉司は27.5%と、3割に満たなかった（10年以上が6.2%、5～10年未満が21.3%）。
- ・一方、3年未満が54.4%と全体の過半数を占めていた（1年未満が22.1%、1～3年未満が32.3%）。
- ・平成25年度調査では1年未満が19%であり、今回、1年未満の職員が大幅に増加しているが、理由の一つに、児童福祉司の増員による新たな配属も考えられる。

表13 児童福祉司の経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
経験1年未満	197	3.3	2.9	0	16
経験1年から3年未満	197	4.8	3.8	0	18
経験3年から5年未満	197	2.7	2.7	0	16
経験5年から10年未満	197	3.2	2.4	0	12
経験10年以上	197	0.9	1.6	0	10



図 8 児童福祉司の経験年数別割合

⑥ 年齢構成

- ・30代が最も多く 33.3%、次いで 40代が 29.7%、20代が 23.1%であった。また、60代は 2.6%であった。
- ・平成 25 年度調査では 20代が 18.8%であり 4.3 ポイント増加、30代が 29.2%であり 4.1 ポイント増加しており、合わせて 8.4 ポイント増加していた。一方で 50代では 19.8%から 8.6 ポイント減少しており、相対的に年齢構成が若くなっている。

表 14 児童福祉司の年齢層別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	194	3.4	3.5	0	21
30代	194	4.9	4.6	0	28
40代	194	4.4	3.1	0	16
50代	194	1.6	1.4	0	7
60代	194	0.4	0.8	0	5

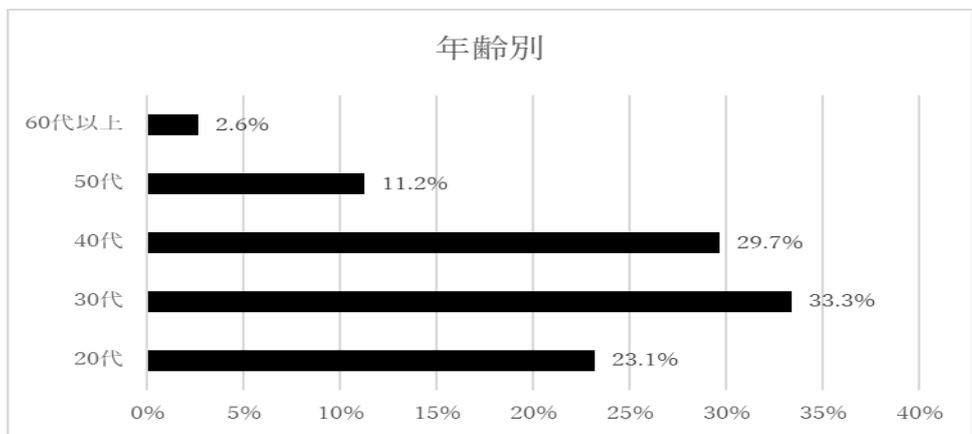


図 9 児童福祉司の年齢層別割合

(3) 児童福祉司スーパーバイザー

① 児童福祉司スーパーバイザーの状況

- ・児童福祉司 S V は、各児童相談所の平均で 3.3 人であるが。配置分布をみると、1, 2 名のところが 48% であった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが平均 4.5 人で最も高く、これに次ぐのが関東甲信越ブロック 3.9 人、九州ブロック 3.3 人であり、その他は 3 人以下の平均値であった。

表 15 児童福祉司スーパーバイザーの配置統計量（ブロック別）

ブロックナンバー	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
合計	200	3.3	2.4	1	15	657
北海道ブロック	6	2.8	2	2	7	17
東北ブロック	20	2	1.2	1	5	40
関東甲信越ブロック	59	3.9	2.2	1	9	232
中部ブロック	30	2.8	2.2	1	10	83
近畿ブロック	32	4.5	3.4	1	15	143
中国ブロック	21	2.2	1.4	1	6	47
四国ブロック	11	2.4	1.4	1	4	26
九州ブロック	21	3.3	2.1	1	8	69

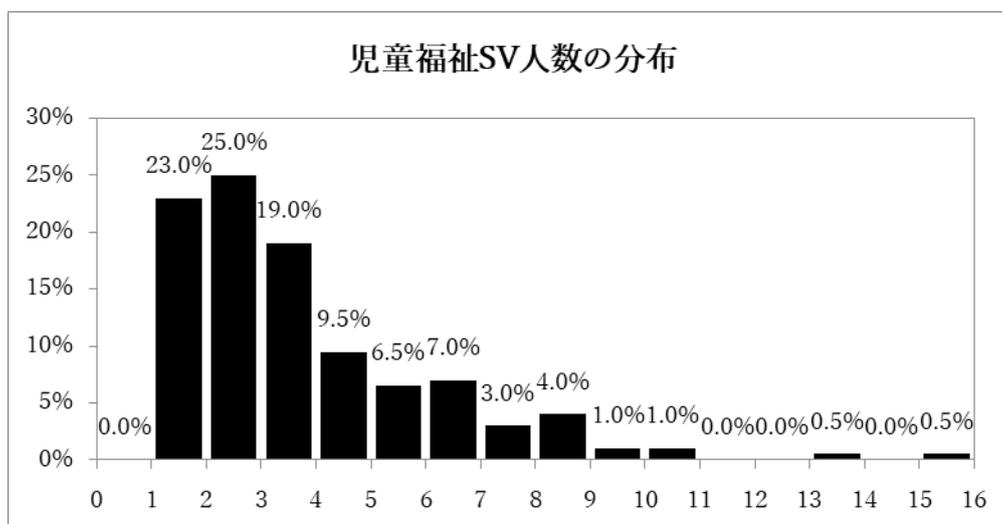


図 10 児童福祉司スーパーバイザーの配置人数別児童相談所割合

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.2%、非常勤配置は 0.8%であった。
- ・SV を非常勤職員で配置している児童相談所があった。

表 16 児童福祉司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量及びブロック別配置割合

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士SV常勤	200	3.3	2.4	1	15
児童福祉士SV非常勤	200	0.03	0.2	0	1

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	652	99.2%	5	0.8%	657
北海道ブロック	17	100.0%	0	0.0%	17
東北ブロック	40	100.0%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	229	98.7%	3	1.3%	232
中部ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
近畿ブロック	142	99.3%	1	0.7%	143
中国ブロック	47	100.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	26	100.0%	0	0.0%	26
九州ブロック	68	98.6%	1	1.4%	69

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当していないSVは、全体で 65.3%であった。残り 34.7%のSVは、自らケースを担当しつつ、他の児童福祉司の支援や進行管理を行っていることとなる。
- ・ブロックごとに見ると、ケースを担当しているSVが最も多いのが北海道ブロックで、64.7%。逆に最も少ないのは中部ブロックで、22.2%のSVがケース担当をしていた。

表 17 スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士ケース担当SV	195	1.1	1.54	0	7
児童福祉士ケース担当なしSV	195	2.2	2.17	0	13

表 18 スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当		合計
	N	%	N	%	
合計	223	34.7%	419	65.3%	642
北海道ブロック	11	64.7%	6	35.3%	17
東北ブロック	12	30.0%	28	70.0%	40
関東甲信越ブロック	89	39.2%	138	60.8%	227
中部ブロック	18	22.2%	63	77.8%	81
近畿ブロック	56	40.9%	81	59.1%	137
中国ブロック	16	34.0%	31	66.0%	47
四国ブロック	11	42.3%	15	57.7%	26
九州ブロック	10	14.9%	57	85.1%	67

④ 採用時の職種

- ・福祉職が 53.0%、その他の専門職が 13.5%、一般行政職が 33.5%であった。
- ・福祉職とその他の専門職を合わせると 66.5%となった。
- ・ブロックごとに見ると、福祉職が最も多いのは関東甲信越ブロック（68.1%）、その他の専門職が最も多いのは中国ブロック（23.4%）、福祉職、その他の専門職を合わせると関東甲信越ブロックが 79.3%と最も高い割合となった。一般行政職が最も多いのは四国ブロック（69.2%）であった。福祉の専門職採用が多い自治体で、福祉職採用の SV が配置されている割合が高くなることが示唆された。

表 19 スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV福祉職	199	1.7	2.39	0	15
児童福祉司SV専門職	199	0.4	0.97	0	6
児童福祉士SV一般行政職	199	1.1	1.50	0	8

表 20 スーパーバイザーの採用時の職種別割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		専門職の合計		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	346	53.0%	88	13.5%	434	66.5%	219	33.5%	653
北海道ブロック	6	35.3%	0	0.0%	6	35.3%	11	64.7%	17
東北ブロック	13	32.5%	6	15.0%	19	47.5%	21	52.5%	40
関東甲信越ブロック	158	68.1%	26	11.2%	184	79.3%	48	20.7%	232
中部ブロック	35	42.2%	14	16.9%	49	59.0%	34	41.0%	83
近畿ブロック	87	62.6%	18	12.9%	105	75.5%	34	24.5%	139
中国ブロック	20	42.6%	11	23.4%	31	66.0%	16	34.0%	47
四国ブロック	6	23.1%	2	7.7%	8	30.8%	18	69.2%	26
九州ブロック	21	30.4%	11	15.9%	32	46.4%	37	53.6%	69

⑤ 児童福祉司としての経験年数

- ・児童福祉司スーパーバイザーは児童福祉司として概ね5年以上の経験が必要とされるが、5年以上の経験は全体で7割を上回る数値となった（10年以上が34.1%、5～10年未満が36.5%）。
- ・一方、3年未満も2割近くであった（1～3年未満が11.4%、1年未満が6.6%）
- ・ブロックごとに見ると、5年以上経験者が最も多かったのは、関東甲信越ブロック（79.4%）、次いで近畿ブロック（74.5%）であった。
- ・福祉職採用の割合が高いブロックでは、児童福祉司の経験年数が長い傾向が示唆された。

表 21 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司通算経験年数1年未満	198	0.22	0.58	0	3
児童福祉司通算経験年数1-3年	198	0.38	0.898	0	8
児童福祉司通算経験年数3-5年	198	0.39	0.777	0	5
児童福祉司通算経験年数5-10年	198	1.23	1.369	0	8
児童福祉司通算経験年数10年以上	198	1.15	1.438	0	7

表 22 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未		経験3から5年未満		経験5年から10年		経験10年以上		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	44	6.6%	76	11.4%	77	11.5%	244	36.5%	228	34.1%	669
北海道ブロック	1	4.5%	4	18.2%	4	18.2%	13	59.1%	0	0.0%	22
東北ブロック	1	2.5%	5	12.5%	6	15.0%	14	35.0%	14	35.0%	40
関東甲信越ブロック	12	5.0%	25	10.5%	12	5.0%	80	33.6%	109	45.8%	238
中部ブロック	9	10.1%	14	15.7%	12	13.5%	35	39.3%	19	21.3%	89
近畿ブロック	10	7.3%	12	8.8%	13	9.5%	46	33.6%	56	40.9%	137
中国ブロック	4	8.3%	5	10.4%	6	12.5%	18	37.5%	15	31.3%	48
四国ブロック	2	7.7%	2	7.7%	6	23.1%	13	50.0%	3	11.5%	26
九州ブロック	5	7.2%	9	13.0%	18	26.1%	25	36.2%	12	17.4%	69

⑥ 児童福祉司スーパーバイザー経験年数

- ・経験年数1～3年未満が31.4%であり、1年未満が26.1%、3～5年未満が22.5%である。
- ・1年未満と1～3年未満を合わせると57.5%となり、6割近くがSV経験3年未満である。
- ・ブロックごとに見ると、SV経験5年以上の割合が最も高いのは関東甲信越ブロックで（10年以上が5.4%、5～10年未満が28.6%）全体の3分の1を超えており、次いで近畿ブロック（10年以上が7.2%、5～10年未満が12.9%）で2割を超えていた。

表 23 児童福祉司スーパーバイザー経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV経験1年未満	198	0.85	1.2	0	8	168
SV経験1～3年	198	1.02	1.1	0	5	202
SV経験3～5年	198	0.73	0.9	0	4	145
SV経験5～10年	198	0.53	0.9	0	5	104
SV経験10年以上	198	0.13	0.4	0	3	25
合計	198	3.38	2.4	0	15	644

表 24 児童福祉司スーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	168	26.1%	202	31.4%	145	22.5%	104	16.1%	25	3.9%
北海道ブロック	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
東北ブロック	12	30.0%	22	55.0%	2	5.0%	3	7.5%	1	2.5%
関東甲信越ブロック	39	17.4%	54	24.1%	55	24.6%	64	28.6%	12	5.4%
中部ブロック	20	24.1%	35	42.2%	21	25.3%	6	7.2%	1	1.2%
近畿ブロック	49	35.3%	33	23.7%	29	20.9%	18	12.9%	10	7.2%
中国ブロック	15	31.9%	16	34.0%	9	19.1%	7	14.9%	0	0.0%
四国ブロック	5	20.0%	8	32.0%	10	40.0%	2	8.0%	0	0.0%
九州ブロック	20	29.0%	26	37.7%	18	26.1%	4	5.8%	1	1.4%

⑦ 年齢構成

- ・ 40代が最も多く 44.3%、次いで 50代が 44%、30代が 9.2% である。また、60代も 2.5%であった。
- ・ 40代、50代を合わせると 88.3%となり、9割近くを占めた。ただ、各ブロック別の分布を見てみると、ばらつきも見られた。

表 25 児童福祉司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV年齢20代	196	0	0	0	0
児童福祉司SV年齢30代	196	0.3	0.952	0	7
児童福祉司SV年齢40代	196	1.42	1.626	0	9
児童福祉司SV年齢50代	196	1.41	1.193	0	7
児童福祉司SV年齢60代以上	196	0.08	0.31	0	2

表 26 スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代以上		合計 N
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0.0%	58	9.2%	279	44.3%	277	44.0%	16	2.5%	630
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	0	0.0%	2	5.0%	11	27.5%	27	67.5%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	0	0.0%	9	4.4%	88	42.9%	98	47.8%	10	4.9%	205
中部ブロック	0	0.0%	14	16.9%	43	51.8%	26	31.3%	0	0.0%	83
近畿ブロック	0	0.0%	31	21.7%	55	38.5%	54	37.8%	3	2.1%	143
中国ブロック	0	0.0%	2	4.3%	29	61.7%	16	34.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	9	34.6%	17	65.4%	0	0.0%	26
九州ブロック	0	0.0%	0	0.0%	36	52.2%	30	43.5%	3	4.3%	69

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童福祉司数

- ・ 5 人以下が 71.2%、6～7 人が 15.2%、8～9 人が 4.9%、10 人以上が 8.7%である。
- ・ 7 割を超える児童相談所が、児童相談所運営指針が規定する 5 人以下となっているが、その倍以上となる 10 人を超える児童福祉司を担当するスーパーバイザーも 1 割近かった。

表 27 スーパーバイザー一人あたりの担当児童福祉司数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV担当児童福祉司人数5人以下	194	2.32	2.184	0	15	450
SV担当児童福祉司人数6-7人	194	0.49	0.829	0	4	96
SV担当児童福祉司人数8-9人	194	0.16	0.668	0	8	31
SV担当児童福祉司人数10人以上	194	0.28	0.718	0	5	55

表 29 スーパーバイザー一人あたり担当児童福祉司数の割合（ブロック別）

	担当人数5人以下		担当6-7人		担当8-9人		10人以上		全体
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	450	71.2%	96	15.2%	31	4.9%	55	8.7%	632
北海道ブロック	14	82.4%	2	11.8%	1	5.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	25	62.5%	10	25.0%	1	2.5%	4	10.0%	40
関東甲信越ブロッ	128	63.4%	32	15.8%	11	5.4%	31	15.3%	202
中部ブロック	66	76.7%	8	9.3%	9	10.5%	3	3.5%	86
近畿ブロック	106	76.3%	20	14.4%	3	2.2%	10	7.2%	139
中国ブロック	34	72.3%	9	19.1%	2	4.3%	2	4.3%	47
四国ブロック	21	72.4%	6	20.7%	2	6.9%	0	0.0%	29
九州ブロック	56	77.8%	9	12.5%	2	2.8%	5	6.9%	72

(4) 児童心理司

① 児童心理司全体の状況

- ・本表は、児童心理司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童心理司についての説明である。211 児童相談所のうち、児童心理司の数に関する質問に十分な回答のあった 198 児童相談所に所属している児童福祉司は 1,307 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数でない。そのため総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 1,231 人を 76 人超えていた。回答のなかった 15 の児童相談所を加えれば（今回の平均値 6.7 人を単純にあてはまれば $6.7 \times 15 = 100.5$ 人加えることになるので）、150 人以上は増えていると考えられる。
- ・1 児童相談所の平均人数は 6.7 人であり、平成 25 年度調査の 6.0 人と比べ、0.7 人増加していた。配置分布では、3 人が 12.8% と最も多く、次いで 7 人が 11.7% であった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが 8.4 人と最も多く次いで近畿ブロックが 7.1 人、最も少ないのが四国ブロック 4.7 人であった。

表 30 児童心理司の配置統計量

	平成30年度					H25年度	H20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計	平均
児童心理司全体の人数	196	6.7	4.4	0	29	1307	6

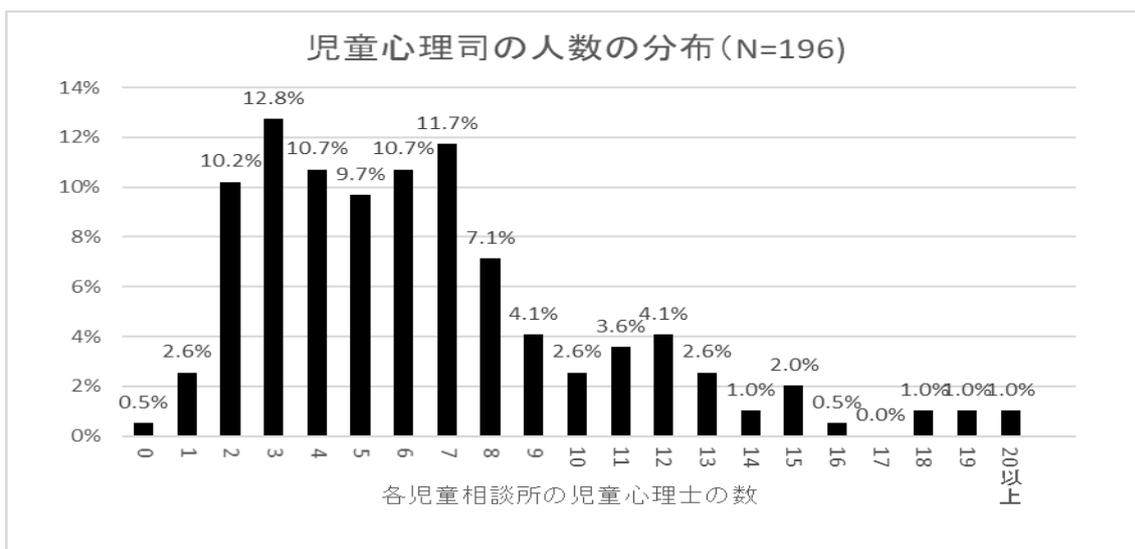


図 11 児童心理司の配置人数別児童相談所割合

表 31 ブロック別児童心理司の配置数

ブロック	平成30年度			平成25年	平成20年
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	6.5	6	6.3	5.9
東北ブロック	20	5.1	3.6	5.4	5
関東甲信越ブロック	59	8.4	5.2	6.4	6
中部ブロック	27	5.8	3.5	4.7	4.2
近畿ブロック	32	7.1	3.7	8.7	7.7
中国ブロック	21	5.2	3.7	4.3	4.1
四国ブロック	10	4.7	3	4.3	3.8
九州ブロック	21	6.2	4.4	6.3	5.3

② 児童心理司の増員数

- ・児童心理司は、定員としては、平成 29 年度には平均 0.7 人、平成 30 年度には平均 1.1 人増員していた。実員では平成 29 年度には平均 0.4 人、平成 30 年度には平均 0.8 人の増員となった。
- ・より詳しく増減をみると、平成 29 年度は定員、実員とも 25%程度、平成 30 年度は 35%程度の児童相談所で増員されていた。多くは 1 名ないし 2 名の増加であるが、10 人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップがあると言える。

表 32 児童心理司の増員数（平成 29・30 年度）

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
H29 児童心理司定員増員数	184	0.7	1.7	-1	12	123
H29 児童心理司定員実員動増員数	187	0.4	1.3	-1	12	82
H30 児童心理司定員増員数	184	1.1	2.5	-1	17	195
H30 児童心理司定員実員動増員数	187	0.8	1.8	-1	13	152

表 33 児童心理司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童心理司 定員変化		平成29年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	1	0.5%	5	2.7%	2	1.1%	3	1.6%
変化なし	131	71.2%	134	73.2%	114	62.0%	116	62.0%
1増	27	14.7%	32	17.5%	36	19.6%	39	20.9%
2増	13	7.1%	11	6.0%	9	4.9%	12	6.4%
3増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
4増	0	0.0%	0	0.0%	5	2.7%	2	1.1%
5-9増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
10以上増	2	1.1%	1	0.5%	4	2.2%	1	0.5%

③ 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が 91.7% であり、常勤率が 9 割以下であるのは、近畿、東北ブロックであるが、その場合でも 85% 以上であった。
- ・平成 25 年度調査では常勤職員が 84.3% であり、平成 25 年度の調査と比較して、今回は 7.4 ポイント増加した。

表 34 児童心理司の常勤・非常勤の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司常勤	187	6.3	3.9	1	25
児童心理司非常勤	187	0.6	1.4	0	11

図 12 児童心理司の常勤・非常勤別割合

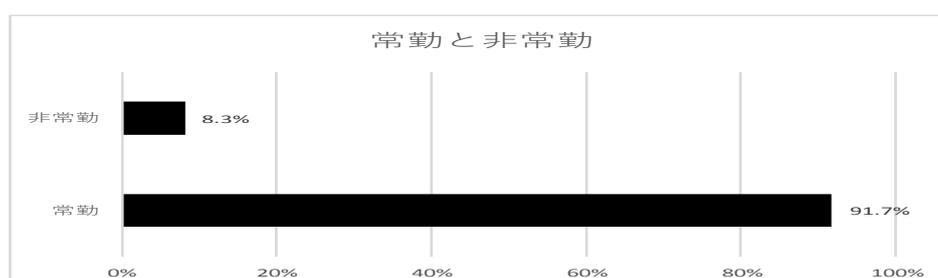


表 35 児童心理司の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	1177	91.7%	106	8.3%	1283
北海道ブロック	38	95.0%	2	5.0%	40
東北ブロック	85	86.7%	13	13.3%	98
関東甲信越ブロック	460	91.8%	41	8.2%	501
中部ブロック	124	96.1%	5	3.9%	129
近畿ブロック	202	88.6%	26	11.4%	228
中国ブロック	108	98.2%	2	1.8%	110
四国ブロック	42	91.3%	4	8.7%	46
九州ブロック	118	90.1%	13	9.9%	131

④ 採用時の職種

- ・心理職が 85.6%と大部分を占めていた。その他の専門職と合わせて、95.9%が専門職で占めていた。一般行政職は平均 4.1 %であった。
- ・ブロックごとに見ると、他のブロックに比べ北海道ブロック、中部ブロックが心理職、その他の専門職採用がやや低めであった。

表 36 児童心理司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
心理職	196	5.7	4.6	0	29
その他の専門職	196	0.7	1.9	0	15
専門職合計	196	6.4	4.4	0	29
行政職	196	0.3	1.5	0	16

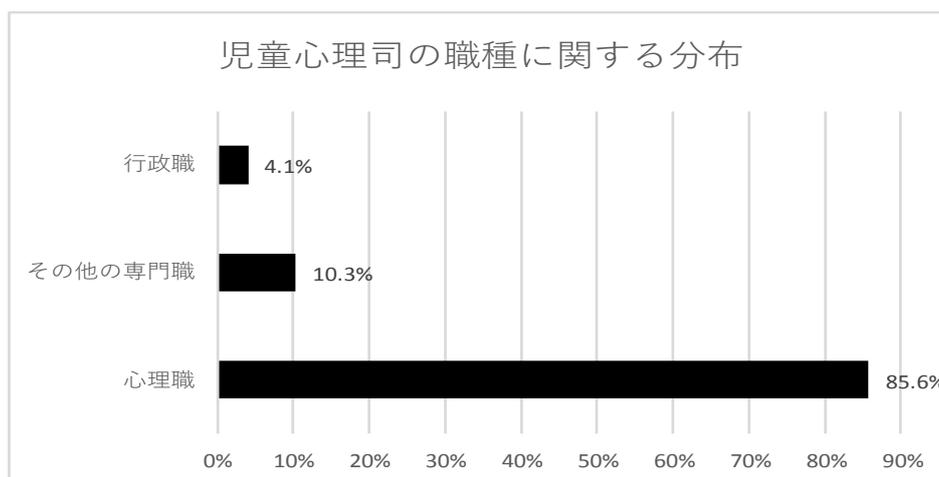


図 13 児童心理司の採用時の職種別割合

表 37 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

	心理職		その他の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	1119	85.6%	135	10.3%	53	4.1%	1307
北海道ブロック	6	15.4%	26	66.7%	7	17.9%	39
東北ブロック	99	97.1%	3	2.9%	0	0.0%	102
関東甲信越ブロック	408	82.4%	79	16.0%	8	1.6%	495
中部ブロック	120	76.4%	6	3.8%	31	19.7%	157
近畿ブロック	217	96.0%	8	3.5%	1	0.4%	226
中国ブロック	104	94.5%	3	2.7%	3	2.7%	110
四国ブロック	46	97.9%	0	0.0%	1	2.1%	47
九州ブロック	119	90.8%	10	7.6%	2	1.5%	131

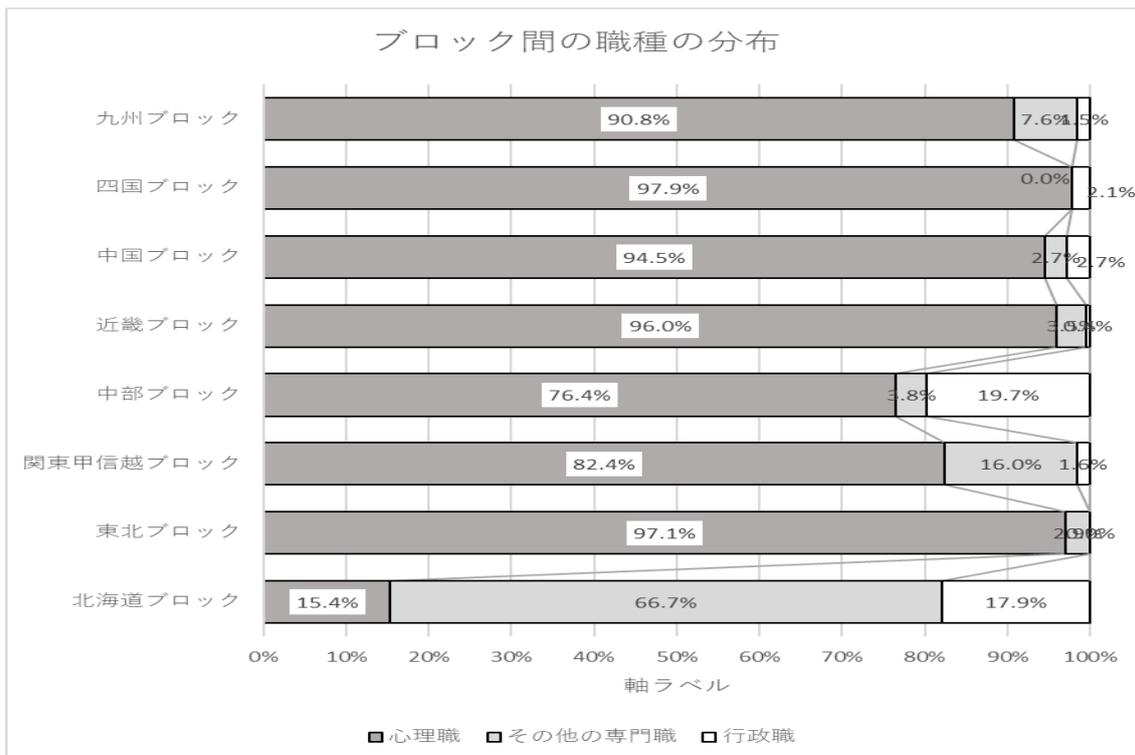


図 14 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・ 10 年以上が 25.4%と最も多く、5 年～10 年未満が 21.9%と 5 年以上が 47.3%であった。
- ・ 1 年未満が 17.1%、1 年から 3 年未満が 20.4%であり、合わせると 37.5%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、近畿ブロックでは 10 年以上が 35.2%と高かったが、他の多くのブロックでも 10 年以上が 20%を超えていた。
- ・ 平成 25 年度調査と比較すると、1 年未満と 10 年以上が増加しており、一方で他の年代は減少していた。

表 38 児童心理司の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司経験1年未満	181	1.2	1.6	0	11
児童心理司経験1年から3年未満	181	1.4	1.4	0	7
児童心理司経験3年から5年未満	181	1.1	1.1	0	6
児童心理司経験5年から10年未満	181	1.5	1.4	0	7
児童心理司経験10以上	181	1.8	1.7	0	8

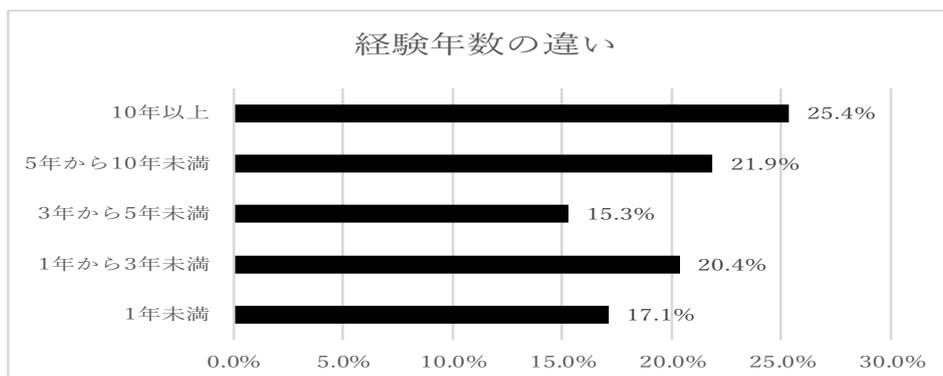


図 15 児童心理司の経験年数別割合

表 39 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

	1年未満		1年から3年未満		3年から5年未満		5年から10年未満		10年以上		合計 度数
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
合計	216	17.1%	257	20.4%	193	15.3%	276	21.9%	320	25.4%	1262
北海道ブロック	7	17.5%	12	30.0%	8	20.0%	6	15.0%	7	17.5%	40
東北ブロック	14	14.3%	16	16.3%	12	12.2%	27	27.6%	29	29.6%	98
関東甲信越ブロック	108	21.6%	103	20.6%	74	14.8%	102	20.4%	114	22.8%	501
中部ブロック	21	16.4%	31	24.2%	19	14.8%	26	20.3%	31	24.2%	128
近畿ブロック	23	10.5%	39	17.8%	41	18.7%	39	17.8%	77	35.2%	219
中国ブロック	21	20.0%	22	21.0%	14	13.3%	29	27.6%	19	18.1%	105
四国ブロック	7	17.1%	9	22.0%	6	14.6%	13	31.7%	6	14.6%	41
九州ブロック	15	11.5%	25	19.2%	19	14.6%	34	26.2%	37	28.5%	130

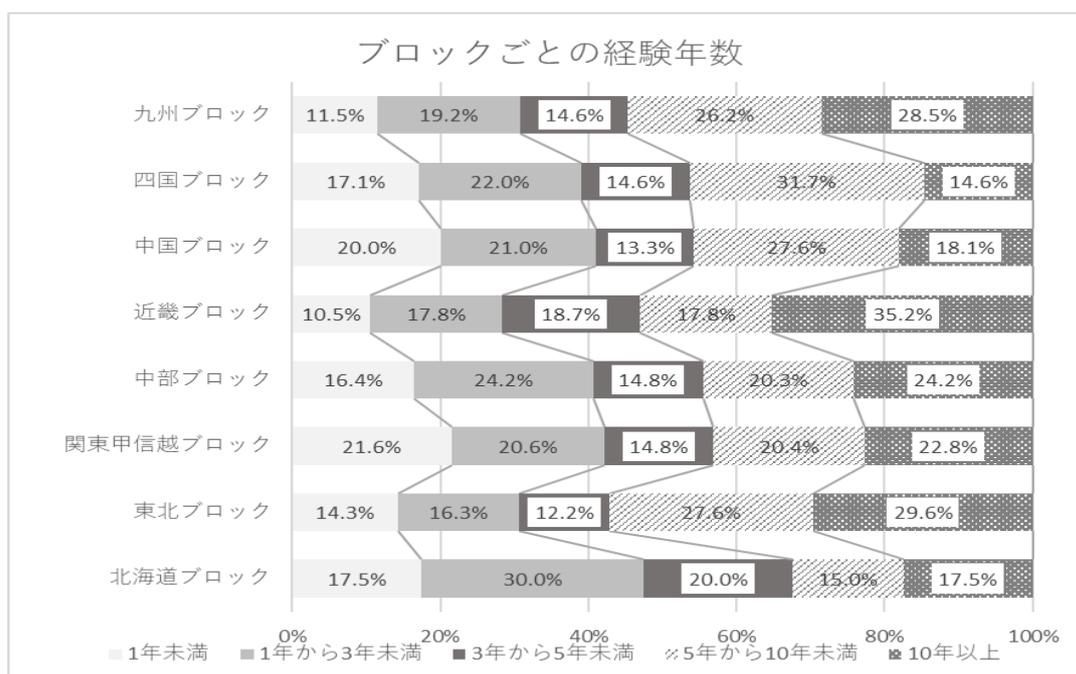


図 16 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

⑥ 年齢構成

- ・30代が36.2%と最も多く、次いで20代が28.6%、40代が24.8%であった。
- ・ブロックごとでは、北海道で20代が47.5%と20代が約半数を占めていた。
- ・平成25年度調査では、30代が41.6%であり5.4ポイント減少、50代が8.9%であり0.3ポイント減少しているが、一方で20代が28.1%であり0.5ポイント増加、40代が20.5%であり4.3ポイント増加、60代が0.9%であり0.9ポイント増加しており、平成25年度と比較して大きな変化は見られなかった。

表 40 児童心理司の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
20代	177	2	2.2	0	17	352
30代	177	2.5	2.3	0	11	445
40代	177	1.7	1.4	0	7	305
50代	177	0.6	0.8	0	4	105
60代	177	0.1	0.3	0	2	22

表 41 児童心理司の年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	352	28.6%	445	36.2%	305	24.8%	105	8.5%	22	1.8%	1229
北海道ブロック	19	47.5%	9	22.5%	8	20.0%	3	7.5%	1	2.5%	40
東北ブロック	28	28.6%	32	32.7%	32	32.7%	5	5.1%	1	1.0%	98
関東甲信越ブロック	155	33.0%	155	33.0%	104	22.1%	48	10.2%	8	1.7%	470
中部ブロック	41	32.0%	44	34.4%	33	25.8%	8	6.3%	2	1.6%	128
近畿ブロック	34	15.5%	96	43.8%	68	31.1%	17	7.8%	4	1.8%	219
中国ブロック	37	35.2%	38	36.2%	21	20.0%	8	7.6%	1	1.0%	105
四国ブロック	9	22.0%	20	48.8%	9	22.0%	1	2.4%	2	4.9%	41
九州ブロック	29	22.7%	51	39.8%	30	23.4%	15	11.7%	3	2.3%	128

(5) 児童心理司スーパーバイザー

① 児童心理司スーパーバイザーの状況

- ・児童心理司 S V は、各児童相談所の平均が 0.89 人であった。配置分布をみると、1 名の児童相談所が 49%、0 名の児童相談所が 34.2% であり、半数近くの児童相談所が 1 人体制であった。一方で、S V として配置していない児童相談所が 3 割以上あった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 1.3 人で最も高く、これに次ぐ近畿ブロックが 1.0 人、北海道ブロックが 1.0 人であり、その他は 1 人未満であった。

表 42 児童心理司スーパーバイザーの統計量

	度数	平均値	標準偏差	合計
合計	196	0.89	0.936	175
北海道ブロック	6	1	0.632	6
東北ブロック	20	0.7	0.571	14
関東甲信越ブロック	59	1.27	1.096	75
中部ブロック	27	0.41	0.636	11
近畿ブロック	32	1.03	1.177	33
中国ブロック	21	0.67	0.483	14
四国ブロック	10	0.5	0.527	5
九州ブロック	21	0.81	0.814	17

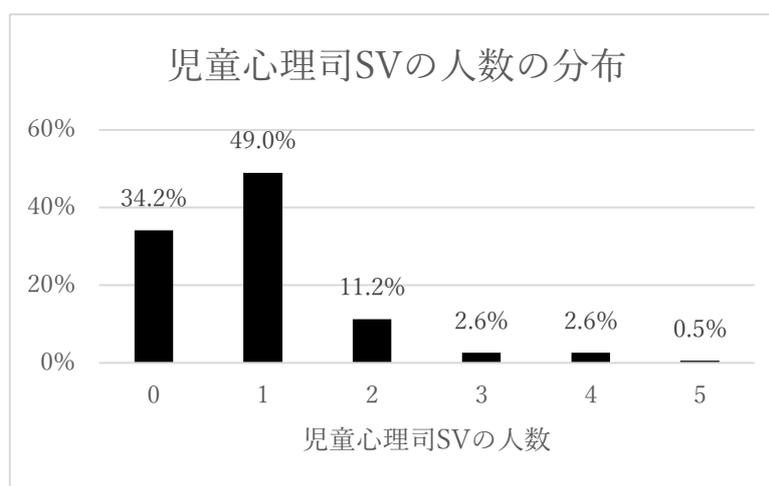


図 17 児童心理司スーパーバイザーの配置人数の分布

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.4%、非常勤配置は 0.6%であった。
- ・ブロックごとに見ると、ほとんどの児童相談所が常勤職員であった。

表 43 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__常勤	187	0.9	0.9	0	5
児童心理司SV__非常勤	187	0	0.1	0	1

表 44 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	174	99.4%	1	0.6%
北海道ブロック	6	100.0%	0	0.0%
東北ブロック	14	100.0%	0	0.0%
関東甲信越ブロック	75	100.0%	0	0.0%
中部ブロック	11	100.0%	0	0.0%
近畿ブロック	33	100.0%	0	0.0%
中国ブロック	14	100.0%	0	0.0%
四国ブロック	4	80.0%	1	20.0%
九州ブロック	17	100.0%	0	0.0%

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当しているSVが 63.2%、担当していないSVが 36.8%であった。6割以上のSVがケースを担当しながら担当児童心理司の支援や進行管理を行っていた。
- ・ブロックごとに見ると、SVがケースを担当していない割合がもっと高い四国ブロックでも、40.0%がケースを担当していた。

表 45 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SVケース担当	181	0	3	110	0.61	0.764
児童心理司SVケース担当なしSV	181	0	4	64	0.35	0.612

表 46 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当	
	N	%	N	%
合計	110	63.2%	64	36.8%
北海道ブロック	5	83.3%	1	16.7%
東北ブロック	10	71.4%	4	28.6%
関東甲信越ブロック	52	70.3%	22	29.7%
中部ブロック	7	63.6%	4	36.4%
近畿ブロック	19	57.6%	14	42.4%
中国ブロック	6	42.9%	8	57.1%
四国ブロック	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	9	52.9%	8	47.1%

④ 採用時の職種

- ・心理職が72.0%を占めていた。その他の専門職と合わせて93.7%が専門職で占めていた。一般行政職は平均6.3%であった。
- ・ブロックごとに見ると、東北、関東甲信越、近畿ブロックでは一般行政職採用がなかった。北海道ブロックでは一般行政職が半数以上を占めており、地域ブロックによって差がみられた。

表 47 児童心理司スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__心理職	196	0.6	0.8	0	5
児童心理司SV__心理以外専門職	196	0.2	0.6	0	4
児童心理司SV__一般行政職	196	0.1	0.3	0	2

表 48 児童心理司スーパーバイザーの採用時職種別割合（ブロック別）

	心理職		心理職以外の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	126	72.0%	38	21.7%	11	6.3%	175
北海道ブロック	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	6
東北ブロック	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	47	62.7%	28	37.3%	0	0.0%	75
中部ブロック	9	81.8%	0	0.0%	2	18.2%	11
近畿ブロック	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	33
中国ブロック	10	71.4%	2	14.3%	2	14.3%	14
四国ブロック	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	13	76.5%	2	11.8%	2	11.8%	17

⑤ 児童心理司としての通算経験年数

- ・児童相談所運営指針では10年程度の経験を求めているが、児童心理司の経験年数が10年以上が75.0%である。5～10年未満が15.0%であり、合わせると90.0%であった。
- ・1年未満が5.0%、1～3年未満が1.1%、3～5年未満が3.9%であり、合わせると10.0%となり、1割が経験5年未満であった。ブロックごとに見ると、北海道、中国、九州ブロックで、経験5年未満が1割を超えていた。

表 49 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
通算経験年数1年未満	181	0	1	9	0.05	0.218
通算経験年数1-3年	181	0	1	2	0.01	0.105
通算経験年数3-5年	181	0	1	7	0.04	0.193
通算経験年数5-10年	181	0	3	27	0.15	0.441
通算経験年数10年以上	181	0	4	135	0.75	0.87

表 50 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	9	5.0%	2	1.1%	7	3.9%	27	15.0%	135	75.0%
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%
東北ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	7.1%	12	85.7%
関東甲信越ブロック	3	3.8%	0	0.0%	4	5.1%	10	12.8%	61	78.2%
中部ブロック	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	9	81.8%
近畿ブロック	1	3.0%	1	3.0%	0	0.0%	6	18.2%	25	75.8%
中国ブロック	2	14.3%	0	0.0%	1	7.1%	2	14.3%	9	64.3%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	3	15.8%	13	68.4%

⑥ 児童心理司スーパーバイザーとしての経験年数

- ・SV経験5年以上は全体の3分の1となっている（10年以上11.45%、5～10年未満22.9%）。一方、1年未満（17.7%）と1～3年未満（27.4%）を合わせると45.1%となり、半数近くがSV経験3年未満であった。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの1年未満が40.0%であり、他と比べると割合が高かった。

表 51 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SV経験1年未満	183	0	2	31	0.17	0.404
児童心理司SV経験1-3年	183	0	3	48	0.26	0.531
児童心理司SV経験3-5年	183	0	2	35	0.19	0.434
児童心理司SV経験5-10年	183	0	2	40	0.22	0.427
児童心理司SV経験10年以上	183	0	2	20	0.11	0.346

表 52 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	31	17.7%	48	27.4%	35	20.0%	40	22.9%	20	11.4%
北海道ブロック	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
東北ブロック	2	14.3%	4	28.6%	3	21.4%	2	14.3%	3	21.4%
関東甲信越ブロック	7	9.3%	24	32.0%	15	20.0%	16	21.3%	12	16.0%
中部ブロック	3	27.3%	1	9.1%	2	18.2%	3	27.3%	2	18.2%
近畿ブロック	9	27.3%	7	21.2%	6	18.2%	9	27.3%	2	6.1%
中国ブロック	4	28.6%	6	42.9%	2	14.3%	2	14.3%	0	0.0%
四国ブロック	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
九州ブロック	3	17.6%	3	17.6%	5	29.4%	6	35.3%	0	0.0%

⑦ 年齢構成

- ・40代が51.9%と半数を超えており、50代の38.1%と合わせると90%になる。さらに60代の1.9%を加えると91.9%となり、9割以上が40代以上であった。
- ・児童心理司スーパーバイザーは、経験豊富で年齢も高い傾向がうかがわれる。
- ・ブロックごとに見ると、北海道、東北、四国、九州ブロックでその傾向が顕著であった。

表 53 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV年齢20代	177	0	0	0	0
児童心理司SV年齢30代	177	0.1	0.3	0	2
児童心理司SV年齢40代	177	0.5	0.7	0	4
児童心理司SV年齢50代	177	0.3	0.5	0	2
児童心理司SV年齢60以上	177	0	0.1	0	1

表 54 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0	13	8.1%	83	51.9%	61	38.1%	3	1.9%	160
北海道ブロック	0	0	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	6
東北ブロック	0	0	0	0.0%	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	0	0	6	10.0%	24	40.0%	28	46.7%	2	3.3%	60
中部ブロック	0	0	1	9.1%	6	54.5%	4	36.4%	0	0.0%	11
近畿ブロック	0	0	5	15.2%	19	57.6%	9	27.3%	0	0.0%	33
中国ブロック	0	0	0	0.0%	7	50.0%	7	50.0%	0	0.0%	14
四国ブロック	0	0	0	0.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	0	0	1	5.9%	8	47.1%	8	47.1%	0	0.0%	17

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童心理司数

- ・ 5 人以下が 28.8%であり、6～7 人、8～9 人、10 人以上では 1 割を下回っていた。
- ・ ブロックごとでは、関東甲信越、中国、九州ブロックが 10 人以上の割合が高かった。

表 55 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
SV担当児童心理司人数5人以下	175	0	5	91	0.52	0.779
SV担当児童心理司人数6-7人	175	0	2	30	0.17	0.421
SV担当児童心理司人数8-9人	175	0	3	20	0.11	0.427
SV担当児童心理司人数10人以上	175	0	2	21	0.12	0.343
SV担当児童福祉司人数別合計	175	0	5	154	0.88	0.873

表 56 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数割合（ブロック別）

	SV担当児童心理司 人数5人以下		SV担当児童心理司 人数6-7人		SV担当児童心理司 人数8-9人		SV児童心理司 人数10人以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%
	合計	91	28.8%	30	9.5%	20	6.3%	21
北海道ブロック	3	25.0%	2	16.7%	1	8.3%	0	0.0%
東北ブロック	9	32.1%	4	14.3%	0	0.0%	1	3.6%
関東甲信越ブロック	23	19.8%	10	8.6%	13	11.2%	14	12.1%
中部ブロック	7	36.8%	3	15.8%	1	5.3%	0	0.0%
近畿ブロック	26	39.4%	4	6.1%	2	3.0%	1	1.5%
中国ブロック	9	32.1%	2	7.1%	0	0.0%	3	10.7%
四国ブロック	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%
九州ブロック	11	29.7%	5	13.5%	3	8.1%	0	0.0%

(6) 医師について

① 医師の状況

- ・全国の児童相談所（198 児童相談所が回答）に配置されている精神科医は合計で 433 人、同じく小児科医 157 人、その他の医師 22 人で合計 612 人であった。
- ・したがって、1 児相の平均で、精神科医は 2.2 人、小児科医は 0.8 人、その他の医師も含めると平均 3.1 人配置されている。
- ・ただし、常勤専任医師は 0.1 人、他は非常勤医師であった（後述）。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 4.1 人と一番多かった。平成 25 年度調査では精神科医は 2.5 人、小児科医は 0.9 人、合計で 3.5 人配置、常勤専任医師は 0.2 人、非常勤医師が 3.0 人であり、今回減少している。地域ブロックでは、東北、中部、中国、四国、九州ブロックで減少していた。

表 57 医師数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師（精神科）	198	2.2	1.9	0	12	433
医師（小児科）	198	0.8	1	0	6	157
医師（その他）	198	0.1	0.4	0	3	22
合計	198	3.1	2.6	0	16	612

表 58 ブロック別医師数

	度数	平均値	標準偏	合計
合計	198	3.1	2.6	612
北海道ブロック	6	4	2.8	24
東北ブロック	20	2.2	1.4	43
関東甲信越ブロック	58	4.1	3.2	239
中部ブロック	28	1.6	2.4	46
近畿ブロック	32	3.2	1.9	101
中国ブロック	21	3.2	2.4	67
四国ブロック	11	2.2	2.5	24
九州ブロック	22	3.1	1.9	68

表 59 ブロック別医師の平均人数

	N	平均人数
合計	198	3.1
北海道ブロック	6	4.0
東北ブロック	20	2.2
関東甲信越ブロック	58	4.1
中部ブロック	28	1.6
近畿ブロック	32	3.2
中国ブロック	21	3.2
四国ブロック	11	2.2
九州ブロック	22	3.1

表 60 ブロック別医師数 (診療科別)

	精神科			小児科			その他		
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
合計	198	2.2	1.9	198	0.8	1	198	0.1	0.4
北海道ブロック	6	2.5	1.5	6	1.5	1.6	6	0	0
東北ブロック	20	1.6	1.4	20	0.5	0.6	20	0.1	0.2
関東甲信越ブロック	58	3.2	2.5	58	0.8	1.1	58	0.1	0.3
中部ブロック	28	1.1	1.4	28	0.5	0.7	28	0.1	0.6
近畿ブロック	32	2.1	1.5	32	1	0.9	32	0	0
中国ブロック	21	2	1.7	21	0.7	0.7	21	0.5	0.7
四国ブロック	11	1.4	1.6	11	0.6	0.9	11	0.2	0.4
九州ブロック	22	2	1.1	22	1	1.2	22	0	0.2

表 61 医師の診療科別割合 (ブロック別)

	精神科		小児科		その他	
	N	%	N	%	N	%
合計	433	70.8%	157	25.7%	22	3.6%
北海道ブロック	15	62.5%	9	37.5%	0	0.0%
東北ブロック	32	74.4%	10	23.3%	1	2.3%
関東甲信越ブロック	187	78.2%	48	20.1%	4	1.7%
中部ブロック	30	65.2%	13	28.3%	3	6.5%
近畿ブロック	68	67.3%	33	32.7%	0	0.0%
中国ブロック	41	61.2%	15	22.4%	11	16.4%
四国ブロック	15	62.5%	7	29.2%	2	8.3%
九州ブロック	45	66.2%	22	32.4%	1	1.5%

② 医師の常勤・非常勤別の人数

- ・当該児童相談所専任の常勤医師は平均して 0.1 人、常勤医だが、他児相を含む他機関と兼務の医師が 0.2 人、非常勤医師が 2.8 人。合計で 3.1 人が配置されていた。
- ・実員では常勤専任医師 16 人 2.6%、常勤他児相を含む他機関と兼務の医師が 46 人 7.5%、非常勤医師が 551 人 89.9%、合計で 613 人が配置され、9 割が非常勤医師であった。
- ・ブロックごとに見ると、常勤専任医師は関東甲信越ブロックが 10 人 4.2%、近畿ブロックが 5 人 5%、中国ブロックが 1 人 1.4%であった。

表 62 医師の常勤・非常勤統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師常勤児専任	198	0.1	0.4	0	5	16
医師常勤他児相を含む他機関と兼務	198	0.2	0.7	0	4	46
医師非常勤	198	2.8	2.5	0	14	551
合計	198	3.1	2.6	0	16	613

表 63 医師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤児専任		常勤他児相を含む 他機関と兼務		非常勤	
	N	%	N	%	N	%
合計	16	2.6%	46	7.5%	551	89.9%
北海道ブロック	0	0.0%	4	16.7%	20	83.3%
東北ブロック	0	0.0%	5	11.6%	38	88.4%
関東甲信越ブロック	10	4.2%	8	3.4%	220	92.4%
中部ブロック	0	0.0%	9	20.0%	36	80.0%
近畿ブロック	5	5.0%	11	10.9%	85	84.2%
中国ブロック	1	1.4%	4	5.7%	65	92.9%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%
九州ブロック	0	0.0%	5	7.4%	63	92.6%

(7) 保健師について（児童福祉司発令を受けている者を除き主に保健師業務を行っている職員）

- ・全国で合計 136 人が配置されていた（193 児童相談所が回答）。
- ・常勤職員は 115 人（1 児童相談所平均 0.6 人）、非常勤職員は 21 人（同 0.1 人）であり、合計 0.7 人であった。
- ・ブロックごとに見ると、九州ブロックが平均で 1 人配置されているが、他のブロックでは 1 人未満に止まっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 52.7%(109 児童相談所)、「配置されていない」が 47.3% (98 児童相談所)であった。

表 64 保健師配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
保健師常勤	193	0.6	0.9	0	7	115
保健師非常勤	193	0.1	0.4	0	3	21
合計	193	0.7	0.9	0	7	136

表 65

ブロック別保健師（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	193	0.7
北海道ブロック	6	0.5
東北ブロック	20	0.4
関東甲信越ブロック	58	0.9
中部ブロック	27	0.6
近畿ブロック	31	0.6
中国ブロック	20	0.7
四国ブロック	11	0.6
九州ブロック	20	1.0

表 66 保健師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	保健師全体		常勤		非常勤	
	N	N	%	N	%	
合計	136	115	84.6%	21	15.4%	
北海道ブロック	3	3	100.0%	0	0.0%	
東北ブロック	7	5	71.4%	2	28.6%	
関東甲信越ブロック	51	42	82.4%	9	17.6%	
中部ブロック	17	15	88.2%	2	11.8%	
近畿ブロック	18	17	94.4%	1	5.6%	
中国ブロック	14	10	71.4%	4	28.6%	
四国ブロック	6	6	100.0%	0	0.0%	
九州ブロック	20	17	85.0%	3	15.0%	

(8) 警察官の配置について

- ・実員では 192 人が配置されている（198 児童相談所）、そのうち現職専任職員は平均 0.1 人、現職併任職員も同 0.1 人であり、合計で 0.2 人であった。
- ・OB 非常勤職員は 0.7 人であり、現職、OB 合わせて全体の合計では 1.0 人。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックの 2.33 人が最も多く、関東甲信越ブロック、近畿ブロックでは 1 人を超えて配置されていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 44.9% (93 児童相談所)、「配置されていない」が 55.1% (114 児童相談所)であった。

表 67 警察官・警察官 OB の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
警察官現職専任	198	0.1	0.3	0	2	22
警察官現職併任	198	0.1	0.3	0	1	22
警察官OB常勤	198	0	0.2	0	1	7
警察官OB非常勤	198	0.7	1.1	0	8	141
合計	198	1	1.1	0	8	192

表 68

ブロック別警察官（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	198	1.0
北海道ブロック	6	2.33
東北ブロック	20	0.40
関東甲信越ブロック	59	1.15
中部ブロック	27	0.74
近畿ブロック	32	1.28
中国ブロック	21	0.71
四国ブロック	11	0.64
九州ブロック	22	0.86

表 69 ブロック別警察官・警察官 OB の配置人数割合

	警察官全体		現職常勤		現職非常勤		OB常勤		OB非常勤	
	N	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	192	22	11.5%	22	11.5%	7	0.04	141	73.4%	
北海道ブロック	14	1	7.1%	0	0.0%	0	0.00	13	92.9%	
東北ブロック	8	5	62.5%	1	12.5%	0	0.00	2	25.0%	
関東甲信越ブロック	68	4	5.9%	11	16.2%	3	0.04	50	73.5%	
中部ブロック	20	2	10.0%	1	5.0%	3	0.15	14	70.0%	
近畿ブロック	41	6	14.6%	4	9.8%	0	0.00	31	75.6%	
中国ブロック	15	0	0.0%	0	0.0%	0	0.00	15	100.0%	
四国ブロック	7	2	28.6%	2	28.6%	1	0.14	2	28.6%	
九州ブロック	19	2	10.5%	3	15.8%	0	0.00	14	73.7%	

(9) 弁護士の配置について

- ・実員では常勤弁護士が 15 人、非常勤及び嘱託弁護士が 264 人、合計 279 人が配置されていた（195 児童相談所）。
- ・常勤弁護士の配置は 5.4%（1 児童相談所平均で 0.1 人）にとどまっていた。なお、非常勤弁護士は 38.7%（1 児童相談所平均 0.6 人）、嘱託弁護士は 55.9%（1 児童相談所平均で 0.8 人）で、合計すると 1.4 人であり、配置形態は異なるが 1 児童相談所平均 1 人以上配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、東北ブロックと中国ブロックが 1 人未満となっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 85%（176 児童相談所）、「配置されていない」が 14%（29 児童相談所）であった。

表 70 弁護士の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
弁護士常勤	195	0.1	0.4	0	3	15
弁護士非常勤	195	0.6	1.2	0	12	108
弁護士委託	195	0.8	3.3	0	44	156
合計	195	1.4	3.5	0	45	279

表 71

ブロック別弁護士の（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	195	1.0
北海道ブロック	6	1.4
東北ブロック	20	0.8
関東甲信越ブロック	59	1.8
中部ブロック	26	1.1
近畿ブロック	30	1.4
中国ブロック	21	0.9
四国ブロック	11	1.3
九州ブロック	22	2.0

表 72 弁護士の配置形態別割合（ブロック別）

	弁護士全体		常勤		現職非常勤		嘱託	
	N	N	%	N	%	N	%	
合計	279	15	5.4%	108	38.7%	156	55.9%	
北海道ブロック	7	0	0.0%	5	71.4%	2	28.6%	
東北ブロック	15	0	0.0%	10	66.7%	5	33.3%	
関東甲信越ブロック	109	3	2.8%	36	33.0%	70	64.2%	
中部ブロック	29	3	10.3%	2	6.9%	24	82.8%	
近畿ブロック	42	1	2.4%	13	31.0%	28	66.7%	
中国ブロック	19	0	0.0%	10	52.6%	9	47.4%	
四国ブロック	14	4	28.6%	4	28.6%	6	42.9%	
九州ブロック	44	4	9.1%	28	63.6%	12	27.3%	

(10) 上記の職種以外の相談担当職員

① 相談担当職員の状況

- ・児童福祉司、児童心理司以外で相談を担当する職員が平均で4人配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが5.1人、北海道、関東甲信越、中国、九州ブロックでも4人以上配置されていた。

表 73 相談担当職員の配置統計量

	平成30年度				平成25年度
	度数	平均値	標準偏差	総計	平均
その他相談担当職員	187	4.0	6.6	739	6.4

表 74 相談担当職員の配置人数（ブロック別）

	度数	平均値	標準偏差	合計
北海道ブロック	6	4.5	2.258	27
東北ブロック	20	1.65	2.3	33
関東甲信越ブロック	55	4.75	3.907	261
中部ブロック	29	2.97	4.101	86
近畿ブロック	28	5.07	12.356	142
中国ブロック	18	4.61	9.274	83
四国ブロック	10	1.6	1.897	16
九州ブロック	21	4.33	5.994	91

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が34.6%、非常勤職員が65.4%であった。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックでは常勤職員が74.1%を占めており、最も高くなっていた。平成25年度調査では常勤職員が37.3%であり、3.3%減少した。

表 75 相談担当職員の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談担当職員常勤	182	1.5	2.7	0	26
その他の相談担当職員非常勤	182	2.8	5.1	0	39
合計	182	4.3	6.6	0	65

表 76 相談担当職員の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	273	34.6%	515	65.4%
北海道ブロック	20	74.1%	7	25.9%
東北ブロック	20	51.3%	22	56.4%
関東甲信越ブロック	82	30.3%	160	59.0%
中部ブロック	32	36.4%	48	54.5%
近畿ブロック	62	37.8%	138	84.1%
中国ブロック	15	18.1%	55	66.3%
四国ブロック	6	27.3%	49	222.7%
九州ブロック	32	34.0%	36	38.3%

③ 採用時の職種

- ・福祉職が 30.6%、福祉職以外の専門職が 39.9%、一般行政職が 29.5%であり、それぞれ 3 割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックで一般行政職採用の割合が 6 割近くになっていた。

表 77 相談担当職員の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
福祉職	187	1.2	4.1	0	51	226
福祉職以外の専門職	187	1.6	3.9	0	36	295
一般行政	187	1.2	2.7	0	23	218

表 78 相談担当職員の採用時の職種割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		行政職	
	N	%	N	%	N	%
合計	226	30.6%	295	39.9%	218	29.5%
北海道ブロック	11	40.7%	0	0.0%	16	59.3%
東北ブロック	9	27.3%	9	27.3%	15	45.5%
関東甲信越ブロック	111	42.5%	104	39.8%	46	17.6%
中部ブロック	10	11.6%	29	33.7%	47	54.7%
近畿ブロック	60	42.3%	50	35.2%	32	22.5%
中国ブロック	11	13.3%	49	59.0%	23	27.7%
四国ブロック	3	18.8%	8	50.0%	5	31.3%
九州ブロック	11	12.1%	46	50.5%	34	37.4%

④ 通算経験年数

- ・1年未満が31.7%、1～3年未満が31%、合わせると62.7%であり、6割を超えていた。
- ・3～5年未満が14.9%、5～10年未満が12.7%、10年以上が9.8%であった。

表 79 相談担当職員の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談職員通算経験1年未満	154	1.5	2.4	0	21
その他の相談職員通算経験1～3年未満	154	1.4	2.3	0	21
その他の相談職員通算経験3～5年未満	154	0.7	1.2	0	8
その他の相談職員通算経験5～10年未満	154	0.6	0.9	0	4
その他の相談職員通算経験10年以上	154	0.4	1.3	0	14
合計	154	4.6	5.2	0	41

表 80 相談担当職員の経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	224	31.7%	219	31.0%	105	14.9%	90	12.7%	69	9.8%
北海道ブロック	8	29.6%	6	22.2%	7	25.9%	1	3.7%	5	18.5%
東北ブロック	11	28.2%	15	38.5%	5	12.8%	5	12.8%	3	7.7%
関東甲信越ブロック	69	28.9%	54	22.6%	38	15.9%	40	16.7%	38	15.9%
中部ブロック	29	33.0%	31	35.2%	14	15.9%	12	13.6%	2	2.3%
近畿ブロック	62	52.5%	34	28.8%	17	14.4%	4	3.4%	1	0.8%
中国ブロック	20	24.1%	38	45.8%	5	6.0%	11	13.3%	9	10.8%
四国ブロック	6	27.3%	5	22.7%	4	18.2%	1	4.5%	6	27.3%
九州ブロック	19	20.9%	36	39.6%	15	16.5%	16	17.6%	5	5.5%

⑤ 年齢構成

- ・40代が最も多く24.8%、次いで50代が21.5%、30代が21.2%、20代が18.8%である。また、60代も20.8%であり、すべての世代が概ね2割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの50代が42.1%であるが、他の地域ではすべての世代が2割～3割を占めていた。
- ・平成25年度調査では20代が15.1%、30代が19.7%、40代が20.5%、50代が25.0%、60代が19.8%であり、今回と大きな差は見られなかった。

表 81 相談担当職員の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	154	0.8	1.4	0	9
30代	154	0.9	1.4	0	8
40代	154	1.1	1.7	0	12
50代	154	0.9	1.7	0	13
60代	154	0.9	1.8	0	13
合計	154	4.3	7.4	0	56

表 82 相談担当職員の年齢層別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	124	18.8%	140	21.2%	164	24.8%	142	21.5%	137	20.8%
北海道ブロック	6	26.1%	3	13.0%	6	26.1%	7	30.4%	5	21.7%
東北ブロック	11	33.3%	6	18.2%	9	27.3%	5	15.2%	8	24.2%
関東甲信越ブロック	32	15.4%	53	25.5%	47	22.6%	46	22.1%	61	29.3%
中部ブロック	18	27.3%	18	27.3%	20	30.3%	21	31.8%	11	16.7%
近畿ブロック	36	23.7%	25	16.4%	39	25.7%	12	7.9%	6	3.9%
中国ブロック	14	15.9%	11	12.5%	17	19.3%	19	21.6%	22	25.0%
四国ブロック	2	10.5%	1	5.3%	6	31.6%	8	42.1%	5	26.3%
九州ブロック	5	7.0%	23	32.4%	20	28.2%	24	33.8%	19	26.8%

4-II 人材育成に関する調査（調査票1-B）

(1) 初めて異動してきた職員への経験職員による業務教育

- 児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも6割以上が、新任職員へ一定期間担当を持たせずに経験職員について業務を学ばせていた(図18)。
- そうした教育を行う期間について尋ねたところ、児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも1~3か月が最も多かった(表83)。
- 児童相談所に初めて異動してきた職員全員にメンター・チューターなどをつけている児童相談所は全体の4分の1。新規採用職員の身に付けているのが全体の40%。全くつけていないのが17.2%であった(図19)。

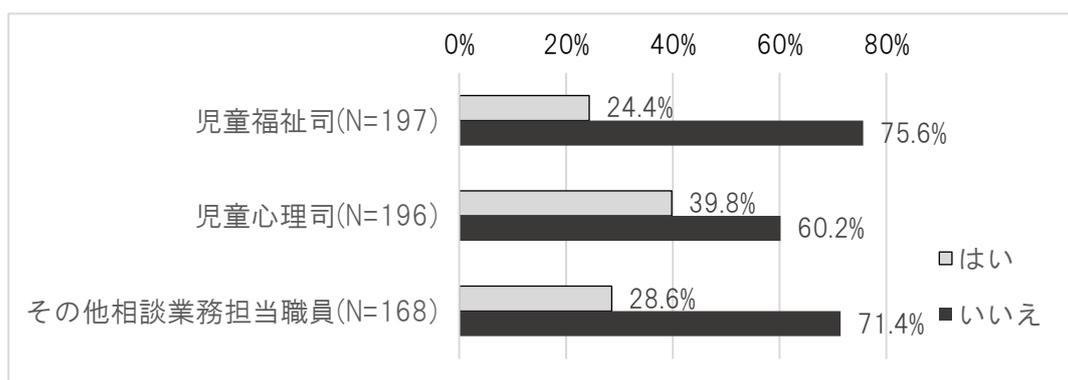


図18 新任職員へ一定期間担当を持たせない形式での経験職員による業務教育の実態

表83 新任職員に担当を持たせずに経験職員に業務を学ばせている期間

	1か月未満		1~3か月未満		3~6か月未満		6か月~1年未満		1年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
児童福祉司(N=48)	13	27.1%	22	45.8%	8	16.7%	5	10.4%	0	0.0%
児童心理司(N=78)	15	19.2%	40	51.3%	17	21.8%	6	7.7%	0	0.0%
その他相談業務担当職員(N=4)	12	25.0%	25	52.1%	6	12.5%	2	4.2%	3	6.3%

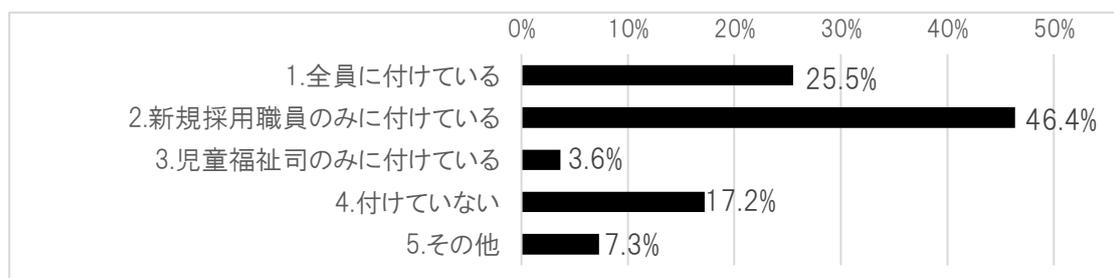


図19 初めて異動してきた職員にメンター・チューターを付けている状況

(2) 初めて配属された職員への特別な配慮（新任研修・任用前講習は除く）

- 新任研修・任用前講習以外に、初めて配属された職員への特別な配慮 をしているかについて尋ねると、「はい」と回答した児童相談所は 53.1%であった（図 20）。
- 特別な配慮の内容について自由回答で尋ねたところ、「面接などの準備を協働で行う、面接、判定場面への同席。手厚いスーパーバイズ」「年度初めに初任者研修を実施」「経験 3 年以上のトレーナーをつける」などの意見がでていた。

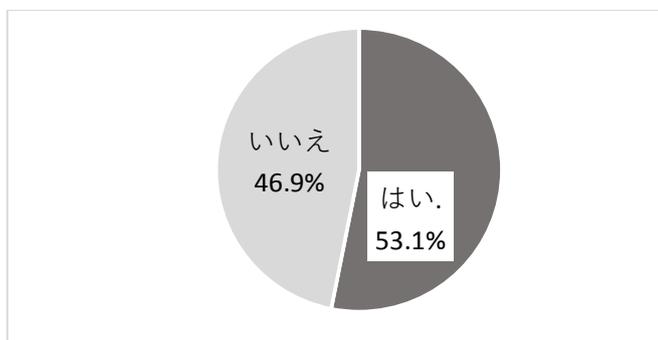


図 20 新任職員への特別な配慮の有無 (N=192)

(3) 義務研修に対する満足度

- 児童福祉司 SV 研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司認容前研修は「ある程度満足できる」が 5-6 割を占め、次いで「満足できる」であり、肯定的な意見が多くを占めた。自由記載【研修内容、研修時間など、その他改善点について】
- 自由回答で意見を聞くと。「受講者の習得段階（経験年数）に合わせて必ず習得しなければならない科目を吟味してカリキュラムを作成するべき。」「任用後研修は中堅福祉司が中心となるため」「不在になる期間に生じる業務への影響を考慮して研修日程を検討する必要あり」「SV 研修は横浜、大阪だけでなく、地方都市の児童相談所が参加しやすいように開催地区を増やすべき」等の意見がでていた。

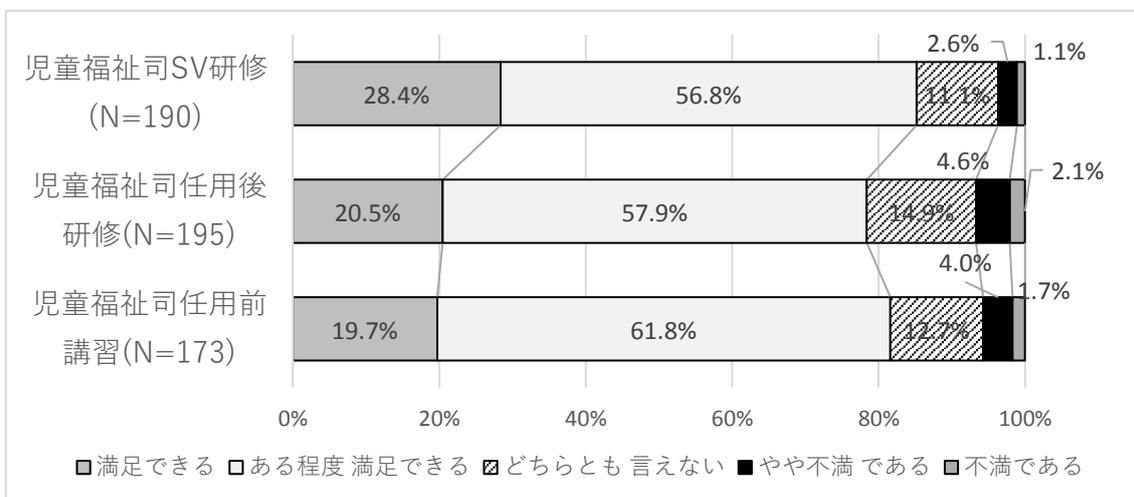


図 21 義務研修への満足度

(4) 主管課や中央児童相談所が実施している研修以外の人材育成研修について

- 各児童相談所独自の人材区政研修を行っている人は、46.9%であった。
- 具体的な研修内容としては、「テーマ別、職種別所内研修」「児童相談所業務に関わる基礎的内容」が挙げられていた。

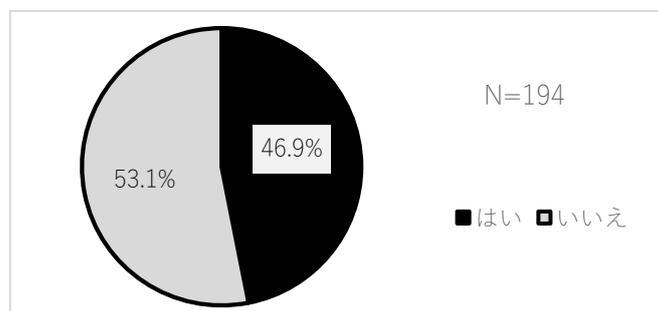


図 22 児童相談所独自の人材育成研修実施割合

(5) 外部からスーパーバイザー等によるスーパービジョン等の実施

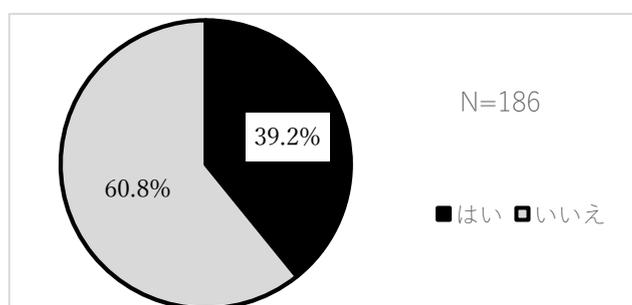


図 23 外部スーパービジョンの実施の有無

【具体的な内容】

- 精神科医にケースについての精神医学的見地からのコンサルテーション、ほか 2 件同様の意見
- 弁護士を招き、28 条ケースの検証や、他のケースのコンサルテーション
- 福祉司、心理司共に月 1 回外部からスーパーバイザーを招き事例等の助言、ほか 2 件同様の意見など

(6) これからの児童相談所における人材養成のあり方に関する自由記載

設問に対しての回答を意味のまとまりごとに抽出したところ 265 のテーマが見いだされた。テーマごとに分類し、下記の通り 28 のタイトルをつけることができた。

ア 児童相談所が置かれている困難な現実

- 際限なく通告を受け、対応しているなかでは、やりがいを見出せるはずがない
- 警察からの 25 条通告件数が毎年増加しており、この安全確認と保護者対応が業務のかなりの部分を占め、専門知識や専門職による対応が活かされていない
- CW が平均で 100 ケースを担当しなければならない状況 など

イ 気軽に相談できる職場環境を作っていく

- わからない時は、他職員に聞いていく。
- 職員育成は担当職員だけでなく、全体で育てていくということが、大切な視点
- 個別に面接を入れて話すことで、吐き出すことを良しとする など

ウ お互いを認め合える環境を作っていく

- 誰もが大変な思いをしながら仕事をしている。お互に頑張ったことをほめたり、助け合いながら協力する体制を作ろうと心掛けている
- 失敗を責めず、どうリカバーするかとチーム・職場で一丸となっている環境作り
- 職員個々の長所はいかし、短所はチームでフォローし合える人材、環境づくりが大切

エ 風通しの良い職場環境を作っていく

- 風通しの良い職場環境で、職員一人一人の力を信じ能力を引き出す
- 職員同士の情報共有や支えあいなど、ゆとりある人間関係が大切
- 風通しのよい、互いが相談しあえる職場風土の醸成が大切

オ 一人で抱え込まないようにしていく

- 職員が課題を一人で抱えこまず自信を持って仕事ができるよう組織として取り組む
- 燃えつきないように、1 人で業務を抱えこんでしまうことのないように、SV が班員の進行管理や体調管理など目配りできる体制をとっている (SV1 人に職員 6 名程度)
- 抱えこまずチームで相談しながら業務を行う など

カ 個人が責められないようにしていく

- 全ケース点検などにより「上手くいっていない」「苦手な対応」「困った状態のまま担当者が抱え込んでいる」等の状況を組織的に把握し、個人レベルで職員が責められることなく、ケース対応の実情を風とおしよく話せる、などコミュニケーションを円滑にしつつ、組織的にフォロー、バック・アップを得られるようにする

キ 複数担当制の中で経験を積んでいく

- 個々のケース担当者や地区担当者だけではなく、複数(2名)でのケース地区担当制(バディ制)などの導入
- 学校の先生と同様、新任職員には、必ず先輩の職員が同席できるような職員体制
- できるだけSVも含め複数でケース対応ができる など

ク 業務の中でOJTを進めていく

- OJTとOFF-JTのしっかりした研修体系が必要
- OJTでは、あらゆる機会を利用する。原理・原則だけでなく、マニュアルにのっているというだけでなく、何故そう規程されているのかの背景もあわせて説明する。
- 中堅職員が新人職員にOJTを行う など

ケ SVを人材育成の要として充実させていく

- 援助方針会議等に入ってスーパービジョンやコンサルテーションができる人材を全国区で養成して、派遣してほしい
- 指導する職員が不足している現実
- 新人、新任職員の割合が増加する中、中堅、SV職員へのサポートが必要 など

コ 職員を増やしていく

- 職員の増員
- 業務に見あった職員を増員、確保することが先決
- 職員の増員等により、負担感を軽減
- 恒常的に職員体制が厳しい状況 など

サ 人材育成のビジョンを明確にしていく

- 育成の基本方針を明確にすること、ポリシーが明確でないと人は育たない。
- 10年後を見据えた専門性が確保できる職員採用
- 十分に時間をかけ専門職としての育成、養成を図り、実務経験に臨むことが大切 など

シ 人材育成を図ることができる人事のサイクルを作っていく

- 継続した勤務は難しい状況
- 継続した勤務(願わくば10年以上)体制が必要
- 適性の高い職員を採用する など

ス 専門職を配置していく

- 児童福祉司を専門職採用し、少しでも興味ややる気のある職員を、しっかり育てていくことが大切

調査 1

- 職員数の増員、保健師、心理司等の専門職の配置が必要であるが、その際、所内、所外(関係機関)の業務を明確化し、役割分担する仕組み作り、個人の負担軽減に努めていくことが大切

セ 業務をスリム化、細分化していく

- 業務の負担軽減、外部委託、マニュアル、業務のスリム化などをしていく必要
- 業務を軽減し、役割を細分化が必要。
- 介入と支援の分離以外にはない など

ソ 新任職員には一定期間担当を持たないでよいようにしていく

- 新任職員には一定期間担当を持たせず経験職員に付いて業務を学ばせることが必要
- 半年から1年はケースをもたず、先輩cwに同行し実践を学びつつ任用前・後研修等で基礎知識や面接技法について学ぶ仕組みをつくる

タ 業務に見合った待遇が保障されていく

- 児相配置職員の給与面でのインセンティブを設定する(モチベーション)。
- 他の行政事務と比較して労苦が多い職員に対する手当、給与面での配慮を行う等、待遇面の充実を行う など

チ 児童相談所職員養成研修所を作っていく

- 家裁調査官補のような実務研修のシステム化
- 児童福祉司の養成機関があるとよい
- 司法修習生のような養成期間を設けてしっかり養成すべき など

ツ 研修に積極的に参加できる職場環境を作っていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

テ 児相職員として必要な専門知識を身に着けていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

ト 階層別研修を作っていく

- 新規採用から、中堅、ベテラン職員と、レベルに応じた研修体系を整えることが必要
- 経験年数に応じた研修を行うこと
- 経験年数に応じた系統だった研修

ナ 私たちが自身が子どもの福祉のためにできている仕事にも注目していく

- 死亡事例検証のようにできなかったことに注目が集まりがち、効果のあった取り組みにも注目していく など

ニ 職員の声を拾っていく

- 全職員にアンケートを実施している
- 児相のあり方についてもっと現場の声を聞くべき
- 現行の人材育成や研修制度について、率直な意見をアンケート等により把握する必要

ヌ 他機関、他職種と連携していく

- 大学、研修機関のバックアップや派遣など
- 他機関や児童福祉以外の専門職(弁護士や警察等)との協働による業務の推進 など

ネ 研修の開催場所を配慮していく

- 研修の開催場所(地域ブロック単位での開催)
- 都道府県もしくは地方単位での SV 研修も必要

ノ ワークライフバランスを保っていく

- オン、オフも大切なことから特に休みがとれるように環境を整えることも大切
- 長期休暇を取り心身のリフレッシュ
- 普通の生活の営みができる、できないは大きい など

ハ 国が実施する養成研修

- 児相に配属になった人を国がまとめて4月に長期研修をしてくれるといい

ヒ 児相の業務を知ってもらうための取り組みを進めていく

- 児相のイメージ改善の方が人材育成云々よりも急務では？と思わずにはいられない
- 児童相談所が担う役割をはっきりさせ、自分達が何のために、どういった仕事をしているのかをしっかりと意識できるようにすることが大切
- 他機関との摩擦や児相批判、報道関係等にどう対応するかも重要 など

フ その他

- 机を置くスペースがない。根本的な事務所改築が必要
- 児童心理司研修の法定化
- 児童相談所のみではなく、関連の施設、里親等への支援や体制整備も、あわせて必要
- 保護をしたくても空きなしでできない。施設入所を断われる等が日常的 など

4-Ⅲ 児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）

（1） 職員の採用について

- 福祉職採用をしている自治体が 85.2%、一方児童福祉司採用をしている自治体は 21.3%であった。心理職採用をしている自治体は 85.2%であった。
- 経験者枠としての社会人採用は、福祉職採用は 27.9%、児童福祉司採用は 4.9%、心理職採用は 14.8%の自治体が行っていた。
- 任期付き採用は、福祉職採用 14.8%、児童福祉司採用 4.9%、心理職採用 14.8%の自治体が行っていた。

① 福祉職採用

表87 福祉職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

② 心理職採用

表88 心理職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

③ 児童福祉司採用

表89 児童福祉司採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	13	21.3	
採用していない	48	78.7	
合計	61	100	

④ 福祉職の社会人採用（任期付採用を除く）

表90 福祉職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	17	27.9	
採用していない	43	70.5	
無回答	1	1.6	
合計	61	100	

⑤ 心理職の社会人採用

表91 心理職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58	95.1	

⑥ 児童福祉司の社会人採用

表92 児童福祉司の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

⑦ 現在の任期付採用

ア) 福祉職

表93 福祉職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

イ) 心理職

表94 心理職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

ウ) 児童福祉司

表95 児童福祉司任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

(2) 児童相談所への児童福祉司の配属への配慮

- 児童福祉司の人材確保のために実施している取り組みとしては、保育士・保健師の児童福祉司への配属が39.3%と最も多く、庁内公募が31.1%、教員からの配属が26.2%、児童福祉司としての任用期間を長くするが14.8%の順であった（図33）。
- その他の取り組みとして、「複数の福祉職場をローテーションで回す」、「社会福祉職としての採用を実施した」、「心理判定員から児童福祉司への配属」、「福祉事務所ケースワーカー経験者の配属」などの意見がみられた。
- 新規採用職員の児童福祉司配属については、91.8%の自治体が配属しており、その職種としては福祉職が61.8%であった（表96、図34）。

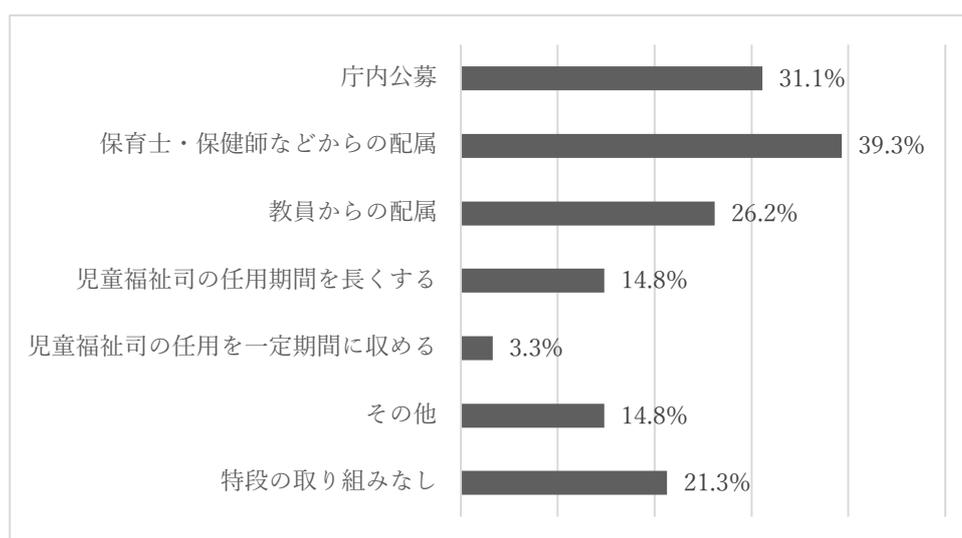


図33 児童福祉司の人材確保のための取り組み(N=61)

表96 新規採用職員の児童福祉司への配属

	度数	%	%グラフ
配属している	56	91.8	
配属していない	5	8.2	
合計	61	100.0	

- 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種は。福祉職が7割を占めていた（表97）。
- その他の回答としては、児童指導員、心理職、児童福祉司、児童自立支援専門員、看護職等であった。
- 再任用または再雇用職員を児童福祉司として配属している自治体は34.4%であった（表98）。

表97 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種

	度数	%	%グラフ
福祉職	42	68.9	
行政職	2	3.3	
その他	3	4.9	
福祉職と行政職	2	3.3	
福祉職とその他	2	3.3	
行政職とその他	5	8.2	
新規採用職員は配属していない	5	8.2	
合計	61		

表98 再任用または再雇用職員の配属

	度数	%	%グラフ
採用している	21	34.4	
採用していない	38	62.3	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(3) 職員体制について

- 児童福祉司配置体制は、人口4万人に一人以上を満たしているのは34.4%であった（図37）。
- 児童福祉司スーパーバイザーで児童福祉司経験年数5年以上を全員満たしているのは47.5%で、満たしているのが3割未満の自治体が13.1%、5年以上のスーパーバイザーがいない自治体が1.6%あった（図38）。
- 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件（5年以上の児童福祉司を経験すること）の充足度については、「全員が満たしている」のが約半数であり、「過半数は満たしている」のは4分の1であった。
- 平成30年度における児童心理司の対児童福祉司に対する配置割合を調べると、半数以上の配置は36.1%、4分の1以上半数未満は55.7%、4分の1未満の配置は8.2%であった（図39）。

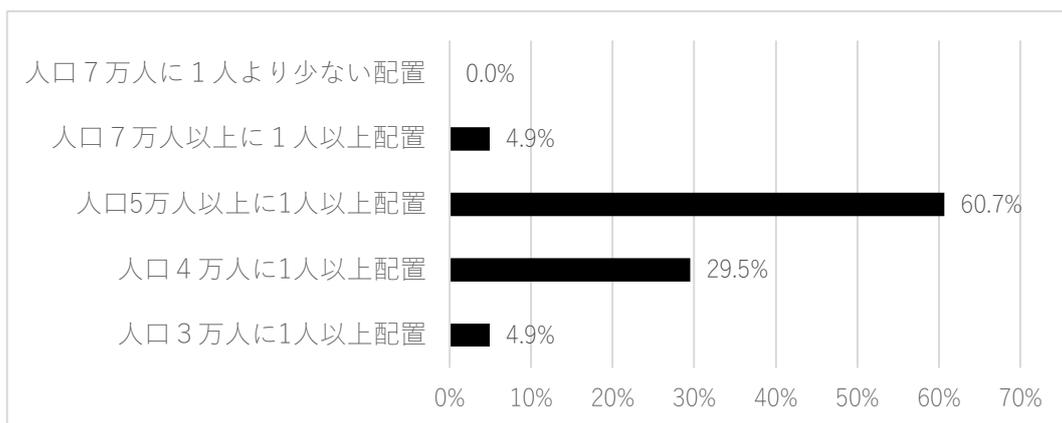


図37 平成30年度における児童福祉司配置の対人口比（N=61）

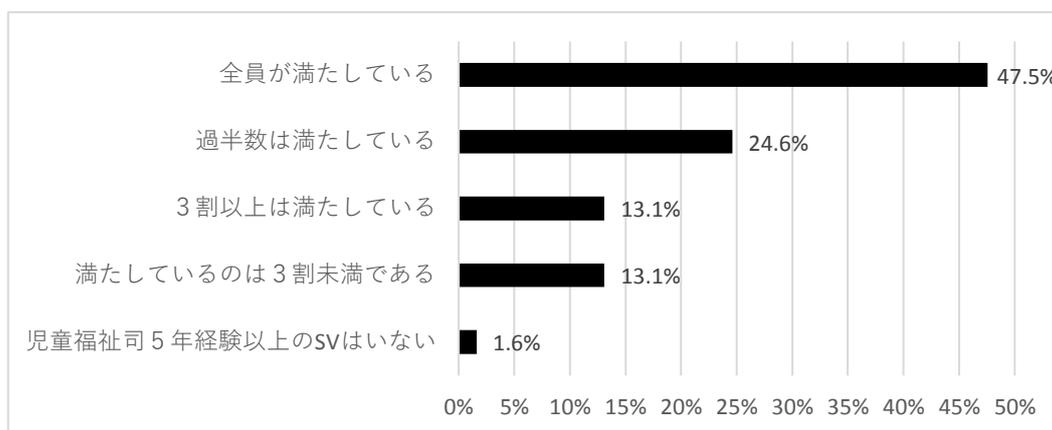


図38 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件の充足度（N=61）

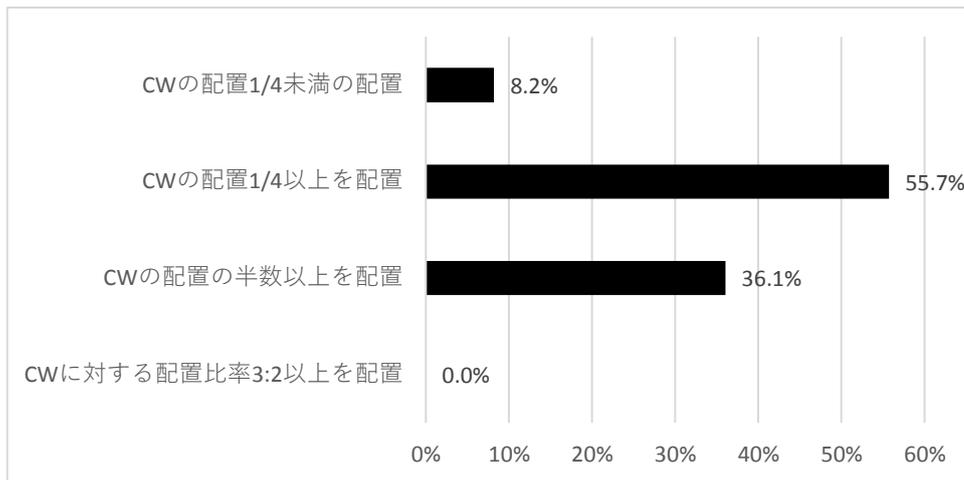


図 39 児童心理司の対児童福祉司配置割合 (N=61)

(4) 児童福祉司にかかる平成29年度義務研修について

- 児童福祉司の任用前講習会の実施率は7割であった(表99)。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、3分の1の児童相談所では本庁の主催で行っており、3分の1が中央児童相談所の主催で行っていた。10%の研修は、その他の主催であった。その他には、県と市が共同主催であった(図40)。

表99 児童福祉司任用前講習会の実施率

	度数	%
実施あり	44	72.1
実施なし	17	27.3
合計	61	100

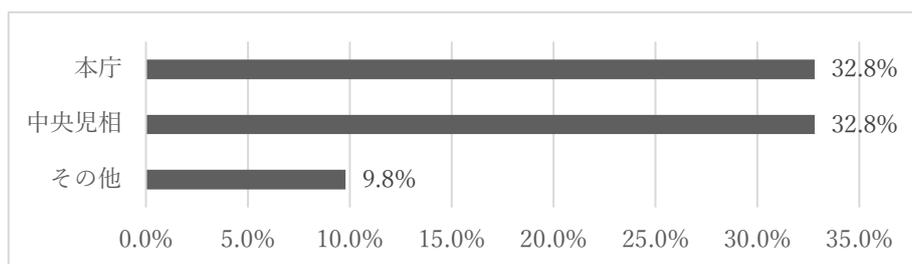


図40 児童福祉司任用前講習会の主催機関割合

- 児童福祉司の任用後研修の実施率は7割であった(表100)。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、4割の児童相談所では本庁の主催であり、4割の児童相談所が、中央児童相談所の主催の研修を行っていた。13%の研修は、その他の主催であったが、この中には県と市が共同主催が含まれていた(図41)。

表100 児童福祉司任用後研修の実施率

	度数	%
実施あり	58	95.1
実施なし	3	4.9
合計	61	100

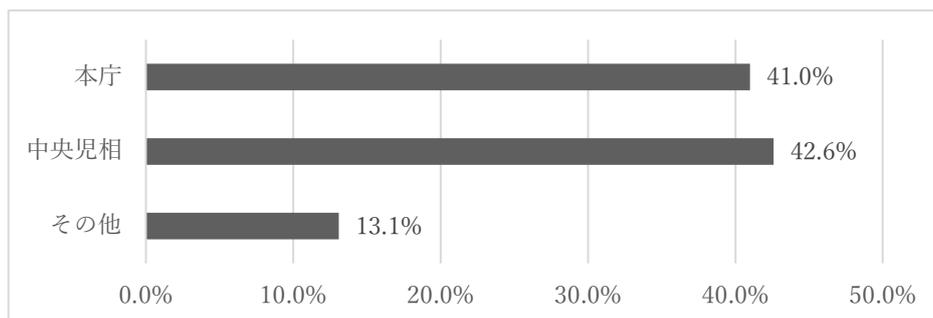


図41 児童福祉司任用後研修の主催機関割合

- 児童福祉司スーパーバイザー研修はほとんど全ての児童相談所で実施していた（表 101）。
- 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施機関について調べると、子どもの虹による研修が 95%であり、SBI の研修が 48%であった。あとは中央児童相談所による場合が 1%あったが、それ以外の期間で行われることはほとんどないという結果であった（図 42）。

表 101 児童福祉司スーパーバイザー研修実施率

	度数	%
実施あり	59	96.7
実施なし	2	3.3
合計	61	100

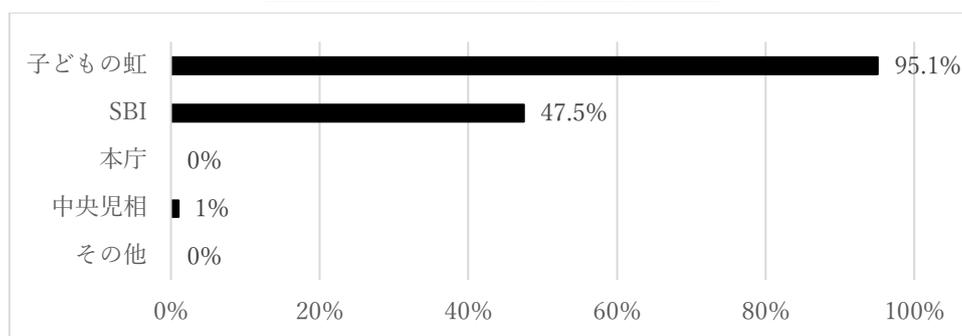


図42 児童福祉司スーパーバイザー研修実施機関割合

- 各児童相談所における児童福祉司関連の研修義務のある者は、児童福祉司任用前講習会 9.5 人、任用後研修 42.5 人、SV 研修 8.0 人であった（表 102）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用前講習会では、修了者平均 9.22 人、未受講者は平均 0.16 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 85.66%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用後研修では、修了者 15.36 人、未受講者は平均 16.82 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 36.12%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司 SV 研修では、修了者 3.66 人、未受講者は平均 4.96 人、未修了者は平均 0.16 人で、修了率は 44.91%であった（表 102、表 103）。
 - 参加できなかった理由は、任用前講習会では業務多忙 13.1%が最多であり、任用後研修では業務多忙 54.1%が最多の理由で、複数年での参加 41.0%であった。また、SV 研修の場合の参加できなかった理由は、複数年参加、予算の問題が 4 分の 1 で、業務多忙はそれに次いで 15%であった（表 104）。
 - 参加を促す工夫としては、どの研修においても、児童相談所に対して義務研修であることを示すことや業務状況をもとにした日程調整が行われていた（表 105）。
 - 効果を上げる工夫としては、研修終了後の振り返りシートやレポートの提出や、研修終了後のアンケートが挙げられた（表 106）。
- ① 講師は、任用前講習会や任用後研修では、児童相談所職員が最も多かったが、SV 研修では外部講師が中心であった（表 107、図 43、図 44）。
 - ② 研修実施に係る課題としたは、外部講師の確保が困難、全国統一した研修修了の評価基準・評価方法の必要性などが挙げられていた。

表 102 児童福祉司関連研修受講状況

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
児童福祉司任用前講習受講義務者	52	9.52	15.25	0	70	495
児童福祉司任用前講習修了者	46	9.22	13.42	0	68	424
児童福祉司任用前講習未修了者	41	1.56	5.54	0	35	64
児童福祉司任用前講習未受講者	43	0.16	0.688	0	4	7
児童福祉司任用後研修受講義務者	59	42.51	43.77	5	288	2508
児童福祉司任用後研修修了者	59	15.36	17.18	0	109	906
児童福祉司任用後研修未修了者	54	11.91	14.67	0	84	643
児童福祉司任用後研修未受講者	57	16.82	32.61	0	218	959
児童福祉司SV研修受講義務者	60	8.02	8.24	0	51	481
児童福祉司SV研修修了者	59	3.66	2.49	1	13	216
児童福祉司SV研修未修了者	49	0.14	0.41	0	2	7
児童福祉司SV研修未受講者	52	4.96	7.38	0	45	258

表 103 義務研修の受講状況

	受講義務者数	修了者数	修了率	未修了者数	未修了率	未受講者数	未受講率
児童福祉司任用前講習	495	424	85.66%	64	12.93%	7	1.41%
児童福祉司任用後研修	2508	906	36.12%	643	25.64%	959	38.24%
児童福祉司SV研修	481	216	44.91%	7	1.46%	258	53.60%

表 104 未受講者の不参加理由（複数回答）（N=61）

	度数	%
CW任用前講習不参加理由	業務多忙	8 13.1%
	予算都合	0 0.0%
	個人的理由	2 3.3%
	複数年計画	3 4.9%
	年度末影響	0 0.0%
	その他	1 1.6%
	不明	0 0.0%
CW任用後講習不参加理由	業務多忙	33 54.1%
	予算都合	0 0.0%
	個人的理由	7 11.5%
	複数年計画	25 41.0%
	年度末影響	4 6.6%
	その他	3 4.9%
	不明	0 0.0%
CWSV研修不参加理由業務多忙	業務多忙	9 14.8%
	予算都合	14 23.0%
	個人的理由	2 3.3%
	複数年計画	15 24.6%
	年度末影響	0 0.0%
	その他	12 19.7%
	不明	0 0.0%

表104 参加を促すための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	36	59.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	15	24.6%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	7	11.5%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	3	4.9%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	5	8.2%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	
CW任用後研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	47	77.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	31	50.8%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	12	19.7%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	5	8.2%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	7	11.5%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	3	4.9%	
CWSV研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	43	70.5%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	10	16.4%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	11	18.0%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	2	3.3%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	0	0.0%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	

表105 研修効果を高めるための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	5	8.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	34	56.7%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	22	36.7%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	2	3.3%	
復命書の提出を求めた	3	5.0%	
その他	1	1.7%	
CW任用後研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	0	0.0%	
到達度評価のための確認テストを実施した	47	78.3%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	31	50.8%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	2	3.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	4	6.7%	
復命書の提出を求めた	1	1.7%	
その他	5	8.3%	
CWSV研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	2	3.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	51	85.0%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	41	68.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	1	1.7%	
復命書の提出を求めた	14	23.0%	
その他	0	0.0%	

表 107 講師の所属別統計量

	度数	平均値	標準 偏差	最小値	最大値	合計
CW任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	45	8.2	5.6	0	26	368
自治体職員講師（その他）	42	1.8	1.8	0	7	77
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	43	3.2	2.7	0	10	138
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	43	0.8	1.3	0	5	35
児童福祉司任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	58	6.0	5.9	0	28	348
自治体職員講師（その他）	55	1.3	1.6	0	7	74
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	56	3.7	2.7	0	13	208
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	57	2.3	2.8	0	12	130
児童福祉司SV任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	56	0.0	0.0	0	0	0
自治体職員講師（その他）	52	0.0	0.0	0	0	0
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	55	0.0	0.1	0	1	1
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	53	0.0	0.0	0	0	0

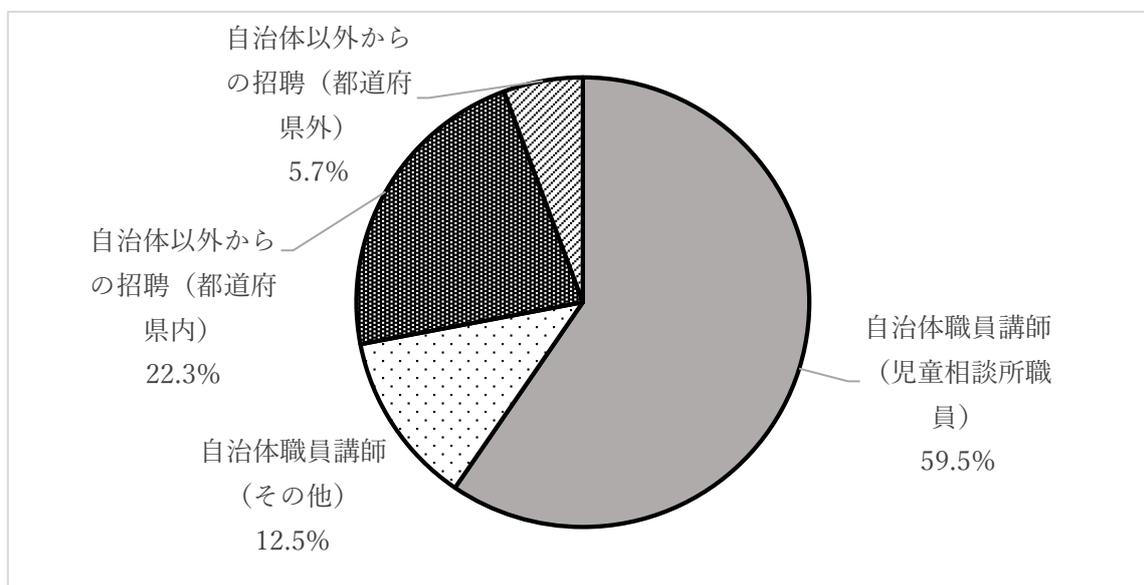


図 43 任用前講習会講師の所属別割合

調査 1

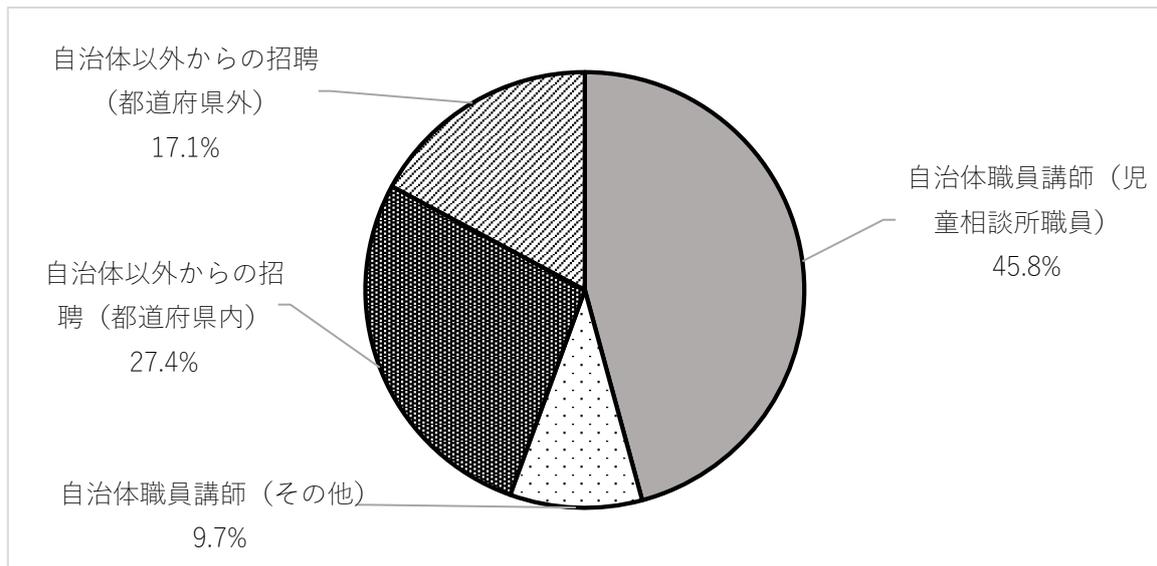


図 44 児童福祉司任用後研修講師の所属別割合

(5) 児童相談所職員全般の人材育成について

① 児童相談所職員に対しての人材育成の指針等は定めているか

表107 人材育成指針の有無

	度数	%	%グラフ
はい	10	16.4	
いいえ	47	77.0	
無回答	4	6.6	
合計	61	100.0	

② 人材育成に関する職層別児童相談所業務研修のうち、義務研修以外の実施

(ア) 児童福祉司研修

表 108

児童福祉司研修義務研修以外のどのような研修を実施していますか？

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	33	54.1%
2年目以降初級職員研修	7	11.5%
中級(2-3年)職員研修	7	11.5%
上級(5年以上)職員研修	4	6.6%
スーパーバイザー、係長研修	6	9.8%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	18	29.5%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	4	6.6%

N=61

(イ) 児童福祉司義務研修以外の研修の実施期間(年間)

表 109

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	41	4.3	3.6	1	14	177
2年目以降初級職員研修	8	3.6	3.3	0	10	29
中級(2-3年)職員研修	8	1.9	1.6	0	5	15
上級(5年以上)職員研修	5	2.6	2.3	0	6	13
スーパーバイザー、係長研修	7	3.0	2.6	0	7	21
課長等業務責任者研修	2	0.5	0.7	0	1	1
職層別研修以外に職種を対象とした研修	24	7.2	5.4	0	16	172

調査 1

(ウ) 児童心理司の研修（複数回答可）

表 110 児童心理司の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	27	44.3%
2年目以降初級職員研修	5	8.2%
中級(2-3年)職員研修	5	8.2%
上級(5年以上)職員研修	3	4.9%
スーパーバイザー、係長研修	4	6.6%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	19	31.1%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	10	16.4%

(エ) 児童心理司の研修の実施期間（年間）

表 111 児童心理司の職層別研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	36	4.5	3.6	1	14	160.5
2年目以降初級職員研修	7	5.0	3.7	0	10	35
中級(2-3年)職員研修	8	3.1	2.0	0	6	25
上級(5年以上)職員研修	6	2.5	2.1	0	6	15
スーパーバイザー、係長研修	6	2.5	2.3	0	6	15
課長等業務責任者研修	3	0.7	0.6	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	26	9.2	9.6	0	41	239

(オ) 一時保護所職員研修

表 112 一時保護職員の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	24	39.3%
2年目以降初級職員研修	3	4.9%
中級(2-3年)職員研修	1	1.6%
上級(5年以上)職員研修	2	3.3%
スーパーバイザー、係長研修	3	4.9%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	17	27.9%
その他	19	31.1%
特段取り組みをしていない	9	14.8%

(カ) 一時保護所職員の研修の実施期間（年間）

表 113 一時保護所職員の研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	31	3.87	3.106	1	11	120
2年目以降初級職員研修	5	2.40	1.517	0	4	12
中級(2-3年)職員研修	3	2.33	2.082	0	4	7
上級(5年以上)職員研修	4	2.75	2.062	0	5	11
スーパーバイザー、係長研修	5	2.00	1.581	0	4	10
課長等業務責任者研修	3	0.67	0.577	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	22	6.27	6.158	0	24	138

(キ) 所長研修

表114 所長研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	2	3.3	
実施していない	57	93.4	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(ク) 非常勤職員の研修

表115 非常勤職員の研修実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	14	23.0	
実施していない	45	73.8	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(6) 平成29年度市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

① 実施状況

表116 調整担当者研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	59	96.7	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

② 研修実施機関

表117 研修実施機関の割合（複数回答）

	度数	%	%グラフ
主催機関 本庁	39	63.9	
主催機関 中央児相	15	24.6	
主催機関 その他	14	23.0	
全体	61		

その他の会社や機関としては、地方自治体（県や市町村）、特定非営利活動法人児童虐待防止協会、児童相談センター、日本社会事業大学、企業がみられた。

(ア) 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の対象

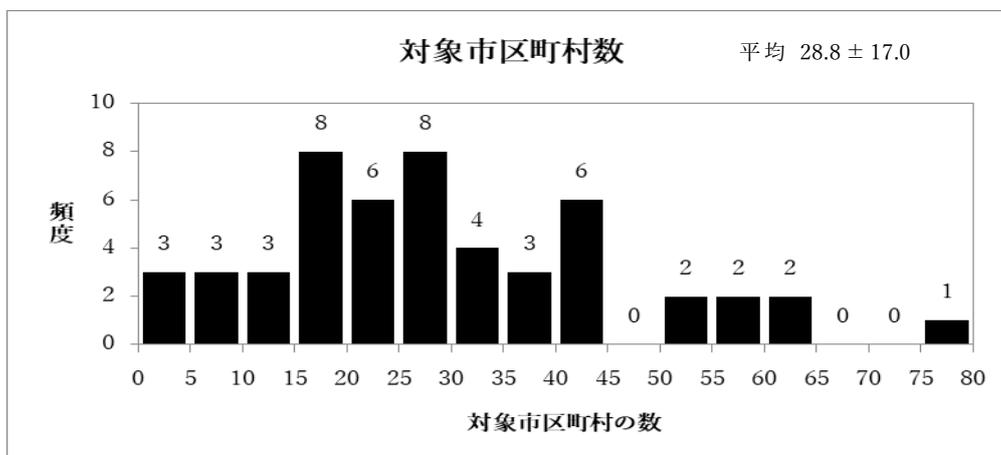


図 50 調整担当者研修の対象自治体数

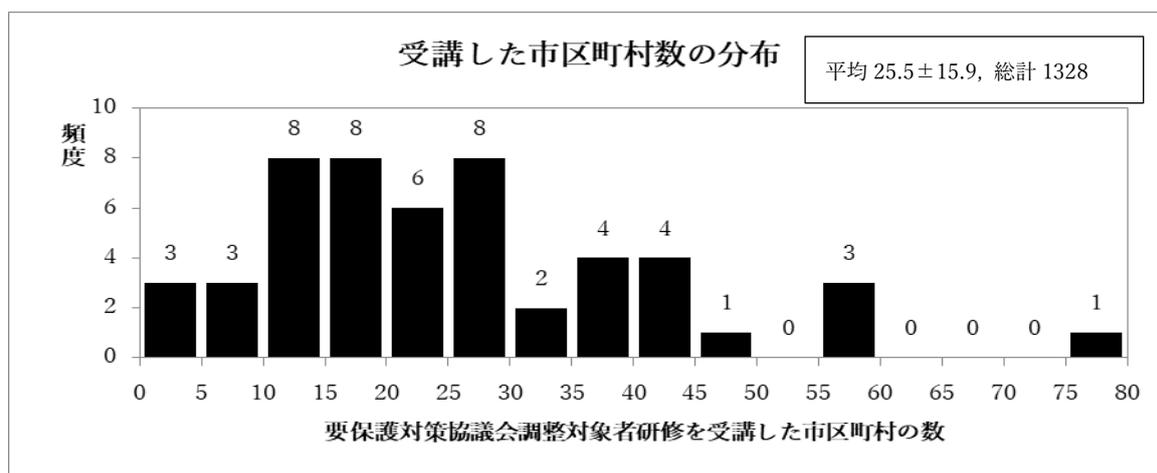


図 51 調整担当者研修の受講自治体数

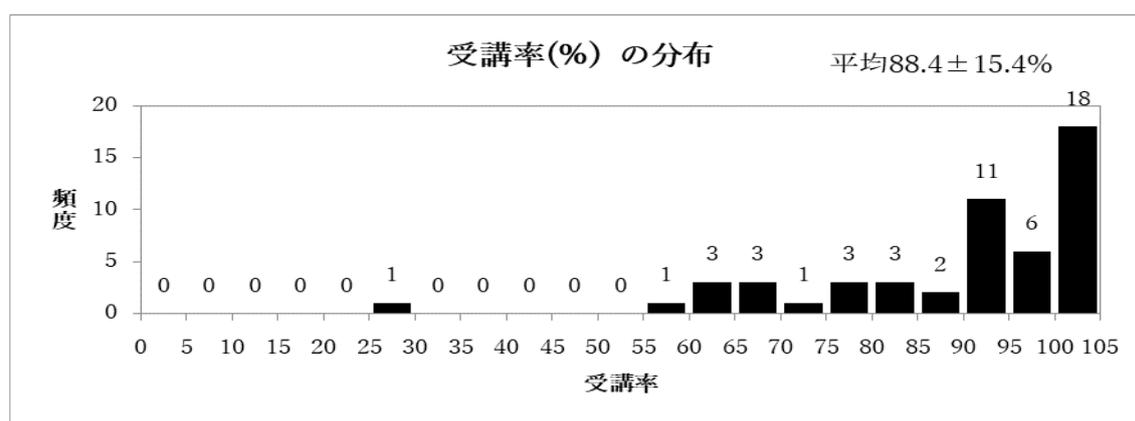


図 52 調整担当者研修の受講率

(イ) 全市区町村の参加を得るための対応 (複数回答可)

表 118 参加を得るための工夫

	自治体数	%
法定 (義務研修) であることを周知した	51	83.6%
各自治体に個別に働きかけた	14	23.0%
自治体の意向をふまえて日程調整をした	6	9.8%
自治体の希望をふまえて講師の選定に配慮した	0	0.0%
参加を促すために補助金を出した	0	0.0%
その他	4	6.6%

調査 1

(ウ) 研修効果を高めるための取り組み

表 119 件数効果を高めるための取り組み

	度数	%
事前課題を課して研修受講の準備をするように求めた	3	4.9%
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	44	72.1%
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	29	47.5%
その他	0	0.0%

(エ) 講師について

表 120 調整担当者研修講師の所属別状況

	自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
自治体職員講師						
児童相談所職員	51	6.69	3.855	0	18	341
その他	49	3.24	2.72	0	13	159
自治体以外から招聘した講師						
都道府県内から招聘	45	3.84	4.073	0	26	173
都道府県外から招聘	43	1.35	1.526	0	6	58

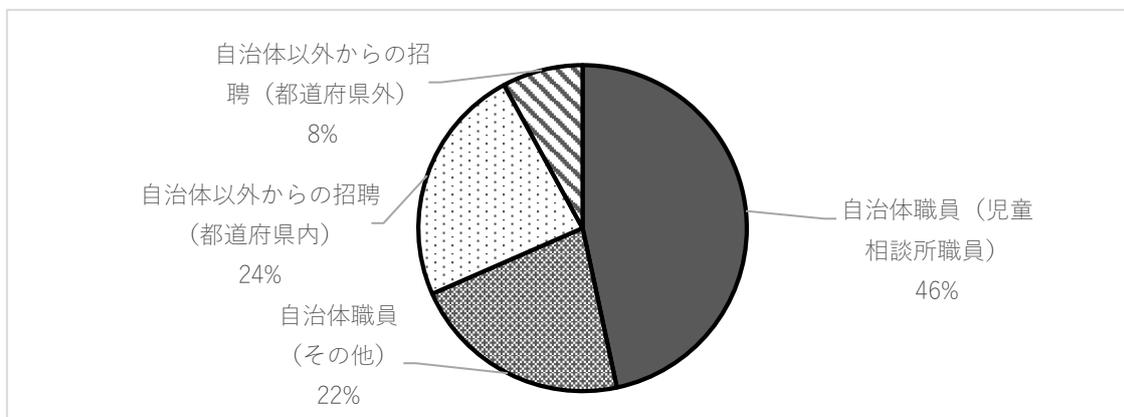


図 53 調整担当者研修講師の所属別割合

(7) 研修実施に係る課題【自由記載】

- 市町によって、要対協職員体制が大きく異なることから、一律の内容ではカバーし切れない。
- 専任で児童相談、虐待業務をしている職員が少ないため、カリキュラム数の多い研修に参加しにくいという意見があった。
- 義務研修であるが、業務多忙等の理由により受講できていない市町がある など

(8) 児童相談所の人材育成における工夫している取り組み、力を入れている取り組み、効果が上がっている取り組み【自由記載】

- 研修後のアンケートにおいて、知識や気づき、意欲、満足度を設け、研修の効果を数値化するとともに、ニーズ調査も実施し、研修内容に反映させている。
- 職種、経験年数別の研修に加え、職種混合、重点テーマ研修等を実施している。
- 随時の相談の他、家族支援会議や進行管理会議の場で、じっくりと上司から指導、助言が受けられる。
- 医療、法律等の専門家による助言が受けられる事業がある など

(9) 児童相談所の人材育成の課題【自由記載】

- 受講対象となる職員の多忙さ。
- 異動サイクルにより経験・知識が積み上がらない。
- 人事異動による人材の流出が激しく、研修等を設定しても、積み重ならない。このような中で規定数 SV を確保するため経験の浅い SV が生まれ負担をかけている など

5. 考察

この調査研究は、全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査したものである。

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、平成 25 年度「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。但し、平成 25 年度調査では全国 207 か所の児童相談所すべてから回答があったが、今回は 211 か所中 201 か所からの回答であるため、人数の増減などを単純に比較できないところがあることはご承知いただきたい。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

しかし、児童虐待対応件数は平成 24 年度 66,701 件、平成 25 年度 73,802 件から平成 29 年度 133,778 件（速報値）と 5 年間で約 2 倍に増加しているのを見ると、児童福祉司、児童心理司とも増員が追いついておらず児童福祉司、児童心理司の仕事内容がさらに激務となっていることが予想される。さらに児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司が不足していることがこの結果からも示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員により新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと言えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できたが、全体の約 9 割が非常勤医師であり、虐待の医学的診断が子どもの命を守るために必要とされる中、全国での常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。保健師、弁護士、警察官は、平成 25 年度調査と設問が異なり単純に比べられなかった。

次に、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）について述べる。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケース）を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で 4 分の 3 を超えていた。（児童心理司では 6 割）。また、「はい」と答えたものも、その期間は、児童福祉司で 1 か月～3 か月未満が半数近くを占めており、「1 か月未満」としたものも 4 分の 1 を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所は 4 分の 1 となっていた。また、（義務研修を除いて）何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の義務研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも 8 割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で) 不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないかとと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265 のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに 28 のタイトルとしてまとめることができた。決して十分とは言えないものの、かつてないほどの職員の増員は、現場に経験年数の少ない職員をして子ども虐待対応をせざるを得ない状況を生み出し、少なくない混乱を与えている。職員の専門性を維持しつつ、激務の中にもやりがいを失わないための施策は喫緊の課題であり、アンケート結果にもその課題が示されている。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）」についてみていく。

ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約 85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約 2 割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも 4 分の 1 を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が 9 割を超えており、上記 1-B 調査では、4 分の 3 を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆される。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約 95% だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及び SBI が実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の修了率は 4 割に満たなかった。また、未受講率が 4 割近く見られた。最も多い理由は業務多忙が 5 割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も 4 割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の修了率は 4 割を超えていたが、未受講率も 5 割を超えていた。不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの 2 割台であり、「業務多忙」は 1 割台であった。一方、「予算都合」も 2 割台あり、研修場所が横浜と大阪の 2 か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも 6 割から 7 割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修については、実施した自治体は 96% を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が 6 割を超えていた。受講した市区町村は、総計 1,497 自治体に対して 1,328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。前回の調査からの 5 年間で、虐待対応件数が 2 倍になり、前述したように児童福祉司も増員はされているが、まだ追い付いていない。新規採用職員を配属している自治体が 9 割を超える中、深刻な児童虐待ケースに対応するためには更なる増員と、わかりやすく丁寧な研修と多忙な職員でも参加しやすい時間配置などが必要である。

調査 1

**調査2 虐待ケースに関する児童相談所
への悉皆調査によるケース分析**

本調査の概要

【目的】

児童虐待を疑われて全国児童相談所から通告された事例について調査し、最近の事例の虐待状況の特徴や親子の個体要因および環境要因を明らかにする。

【方法】

全国 211 の児童相談所における通告事例について調査によりケース分析を行った。調査期間は平成 30 年 11 月 1 日～平成 31 年 1 月 25 日に行った。平成 30 年 5 月 14 日から 5 月 31 日の 2 週間で児童虐待を疑われて全国児童相談所通告された事例（再受理を含む）に関する記録を参考に、通告時と同年秋（9 ないし 10 月）における事例の状態や推移について回答を依頼した。具体的な質問項目は「アンケート調査票（p.25）」に示す通りである。

【主な結果と考察】

全国 211 児童相談所のうち 202 児童相談所から回答を得た調査票からほぼ無回答なものを除いた合計 7636 件を分析対象とした。主要な所見と考察を以下に記した。

- ① **通告される虐待事例の変化、特に DV 目撃による心理的虐待事例について：** 今回の事例の虐待種別での「心理的虐待（DV 目撃）」は 33.5% で、H25 年の 16.7% と比べると倍増していた。また、通告した者（機関）では、H25 年度に比べ「警察」の通告等が 2.5 倍以上に増加していた。主たる虐待者は、実母 46.1%、実父 40.8% であったが、平成 25 年調査のデータ（実母 51.1%、実父 34.4%）と比較すると、実母の割合が 1 割低下し、実父の割合が 1 割増加していた。これは、DV 法施行や児童虐待防止法の改正に伴い、警察が配偶者からの暴力が疑われるなどの通報を受けた場合に必要な措置を講じるようになったことを反映した結果と推察される。さらに心理的虐待（DV 目撃）虐待の事例に関して今回のデータをもとに詳しく分析したところ、心理的虐待（DV 目撃）は、他の虐待種に比べて虐待通算期間が 1 か月未満と評価される事例が多く、「援助方針を決定し終結」の報告頻度が多くなっていた。その一方で、虐待重症度では「虐待の危惧あり」という軽いレベルと「中度虐待」という重いレベルの両方が他の虐待種より多い傾向がみられた。これは、DV 加害者の暴力傾向は深刻な場合もあるが、被害者と児童が別居や離婚などで家をできれば虐待事例としての対応は終結するケースが多いためであると思われる。しかし DV 問題では、加害者と母子が一旦分離しても、離婚調停や面会交流などで関係が継続したり、付きまといや再同居が深刻な結果につながる場合があり、理想的には長期的な視点でのリスク評価が必要である。しかし、今回のデータによれば、心理的虐待（DV 目撃）への対応をみると、他の虐待に比べて、主たる虐待者への面接が行われる場合が少なく、保護者や児童への援助や一時保護がなされない事例の割合が高いことが示されており、児童相談所みの対応では限界があると考えられる。その分、DV 被害者支援機関や区市町村、警察などとの連携が重要になると思われ、今回のデータでも DV 被害者支援機関への紹介が全体の 1 割程度行われていた。しかし、虐待通告として最多になった DV 事例に対しては、関連機関（警察や DV 被害者支援機関や区市町村など）との連携など、DV と児童虐待の両方の問題への包括的な支援の体制を構築することが必要になっていると思われる。

- ② **189の使用の状況と効果:** 児童相談所へ通告された虐待事例の中で、189 が用いられていた事例は、515 件 (6.7%) であり、まだ使用率は高いとは言えないものの、「近隣知人」「児童本人」「その他の家族、親族」では比較的高い割合で用いられており、加害者や子ども自身が訴えられるという点では 189 ならではの有効性が発揮され始めていると思われた。
- ③ **虐待者のリスク要因:** 虐待者のもつリスク要因として、乳幼児健診の受診が確認されないこと、精神的問題 (精神障害や知的障害や発達障害など) やその疑いがあること、経済的困難、不安定な就労、夫婦間不和、育児疲れ、ひとり親家庭、DV、養育者の別居、孤立、劣悪な住環境、頻繁な転居、アルコール等の乱用者、親自身の被虐待体験などが存在し、虐待重症度や虐待の種別とも関係していた。精神的な問題への治療を行っているかどうかや虐待の重症度と関係していることが確かめられ、こうしたリスク要因へ対応することで虐待の重症化や再発を予防できる可能性がある。
- ④ **被虐待児童の状態やリスク要因:** 被虐待児の心身の問題は、全体としては評価が難しいこともあり「不明」「ない」とされる場合が多い。しかし心身の問題は同時に虐待の重症度・種別やその他生育期の問題と関係しており、子どもの心身の状態をもとに虐待の発見や支援計画を立てることが重要であることが改めて確認された。
- ⑤ **対応・援助とその効果:** 今回の事例における新規受理ケースは 61.1%であった。また以前虐待受理経験があり今回も虐待で受理されたケースは 31.8%に及び、前回は別の相談で虐待としては今回が初受理という事例も 6.4%であった。9 割以上のケースで 48 時間以内の安全確認が行われていた。児童や主な虐待者への面接は半数以上で行われ、保護者や子どもに対して、医療機関、生活保護、DV 被害者支援機関、保育所などへつなぐサービスが 24.8%に行われていたが、要保護対策協議会のケース検討会は 15.0%にとどまった。虐待者は調査時点では 6 割が援助側の働きかけに応じ、最初は抵抗していても次第に受け入れ、虐待の停止に至る事例も 7~8 割に及んだ。一方で、一旦虐待が止まっても再発の恐れがある事例は 4 割、虐待の自覚なく、介入や支援を受け入れない一群も 1 割程度存在した。安全な状況が確保されない場合や調査を更に必要とする場合は一時保護 13%が行われていた。2 割は継続指導や施設入所という形での支援を継続していた。もともと虐待重症度が中度あるいは重度の事例の場合は介入しても虐待が止まらないままである場合が 2.4%、8.5%存在していた。働きかけを受け入れない事例等困難な事例への介入方法の開発が必要であるが、改善が難しく、再発の可能性がある事例を的確に評価し、虐待的な行動の継続や再発から子どもを保護する体制を組めるようになることが重要であると考えられた。

【まとめ】

H30 年度のケース分析では、警察などによる心理的虐待 (DV 目撃) の通告が増え、主な虐待者が実父である事例が増えるなどの変化があることがわかった。また、189 が始まったことで、虐待者や児童本人などからの通告も増えて、より多様なケースが事例として顕在化していることが確かめられた。さらに調査では、虐待者のリスク要因 (乳幼児健診の受診が確認されないこと、精神的問題、経済的困難、不安定な就労、夫婦間不和、育児疲れ、ひとり親家庭、DV、養育者の別居、孤立、劣悪な住環境、頻繁な転居など) や子どものリスク要因 (発達障害疑い、問題行動あり、精神発達の遅れ、分離体験予期しない妊娠など) が虐待の重症度や種別などと関係することが改めて確かめられ、これらを的確に評価、支援していくことで虐待の停止や再発防止の可能性が高められると考えられた。現時点での児童相談所での働

きかけにより、虐待者の 6 割はある程度これに応じており、虐待の停止に到っているいると判断される事例が 7 割以上であった。しかし一方で、一旦は虐待が止まっても再発の恐れがある事例が 4 割あり、虐待の自覚がなく、介入や支援を受け入れない事例も 1 割程度存在していた。DV 加害者や男性事例の増加は、育児ストレスで抑うつ的になる母親の虐待に対する働きかけの手法とは異なる手法が必要になってくると思われる。こうした困難な事例への行動変容をはかる介入方法の開発の開発とともに、改善が難しかったり再発の可能性がある事例を的確に評価し、虐待的な行動の継続や再発から子どもを保護する体制を組めるようになることが重要であると考えられた。

調査 2

1. 調査の目的

児童虐待を疑われて全国児童相談所に通告された事例について調査し、事例の通告時および調査時における特徴および親子の個体要因・環境要因を明らかにする。

2. 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が実施する。なお、調査内容の検討、調査結果の分析、まとめについては、調査検討委員会を設置して対応した。(調査概要 (3 ページ) 及び「研究者一覧」(巻末) を参照)

3. 調査対象

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門

4. 調査期間

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月 31 日

5. 調査内容

虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によりケース分析

6. 調査項目

「アンケート調査票」(25 ページ) に記載の通り。

7. 調査方法

平成 30 年 5 月 14 日から 5 月 31 日の 2 週間で児童虐待を疑われて全国児童相談所に通告された事例の記録に関する調査を施行し、事例の通告時および調査時における事例の持つ親子の個体要因および環境要因に関するデータを収集した。

8. 調査結果

報告する調査項目は、平成 30 年 5 月 14 日～5 月 31 日までの 2 週間に全国 202 の児童相談所が「児童虐待相談」として受理(再受理を含む)された全事例について、記録調査を基に集計したデータに基づく。

8.1. 解析対象ケース数

- 基本的には調査の有効回答数 7636 を全ケース数として扱ったが、設問によって異なる。
- Q1 から Q6（虐待の有無を尋ねる設問）までは 7636 ケースを全数として解析対象とした。
- Q7 以降は、Q6 で「虐待あり」「不明（調査中含む）」と回答した 6300 ケースを全数として解析対象とした。
- 途中で前の設問の回答に回答条件が限定される設問がいくつか存在するが、その場合はその設問に該当するケースを全数とし、ケース数を項目冒頭に記した。

8.2. 実施した解析について

- 度数分布表とグラフの作成
 - 全設問において回答分布を示す度数分布表とグラフ（8.1 で記述した各設問において扱ったケース数を 100 としたときの％）を掲載した。
- 基本統計量（平均値・標準偏差）の掲載
 - 数値解答を求めるもの（例：年齢）については、平均値・標準偏差を本文中に記載した。
- クロス表の作成
 - 設問によっては、他の重要な要因（例：主たる虐待種別、虐待重症度等）との関連を検討するためにクロス表を作成した。
 - クロス表を作成する際、取り扱った 2 つの要因の関連を検討するために、統計学的解析手法として χ^2 検定（カイ 2 乗検定）もしくは Fisher の直接確率計算および残差分析を行った。統計的有意水準は 5% ($p < .05$) を用いた。
 - ◇ χ^2 検定や残差分析の考え方：「もし 2 つの要因に全く関係がない場合、クロス表への回答はどうか（期待度数）」を計算したうえで、実際に回答された度数と期待度数のズレの大きさを評価する手法。ズレが大きければ大きいほど、そのクロス表の各セル（クロス表で数値を表記するマス目の単位）の度数は偏って分布し、2 つの要因をクロスさせることでどこかに偏りが生まれた（つまり何らかの関連が見られる）と考える。
 - ◇ χ^2 検定が有意で、かつ各セルについて実施した残差分析の結果が有意（統計学的に判断して 2 つの要因のどこかにズレがある可能性が高い）だった場合、基本的にはクロス表上の表記でそれを明示した。
 - 太字の場合、そのセルが期待度数に比べ統計的に多い度数であることを示す。
 - イタリックの場合、そのセルが期待度数に比べ統計的に少ない度数であることを示す。
- 分散分析
 - 数値回答を求める設問（例：一時保護日数）において、他の要因との関連（例：主たる虐待種別）を検討するために、数値回答を求める設問を従属変数と設定し一要因配置の分散分析を実施し、多重比較法として Tukey の b 法を使用した。統計的有意水準は 5% ($p < .05$) を用いた。

■クロス表について

1. 通常クロス表

一時保護の有無と児童共通ダイヤルのクロス表

Q40 一時保護の有無と児童共通ダイヤル（189）の使用のクロス集計表

		189使用	189不使用	不明	合計
一時保護を行った	頻度	<u>17</u>	696	13	726
	カテゴリ別の%	17.9%	30.6%	41.9%	30.3%
一時保護中である	頻度	1	39	0	40
	カテゴリ別の%	1.1%	1.7%	0.0%	1.7%
一時保護は行っていない	頻度	<u>77</u>	1539	18	1634
	カテゴリ別の%	81.1%	67.7%	58.1%	68.1%
総数		95	2285	31	2411

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

- ① 「頻度」はクロス表の特定の箇所（セル）に該当する人数を示す
（例：「189 使用」で「一時保護を行った」人数は 17 名）
- ② 「カテゴリ別の%」は基本的には列（タテ）を合計すると 100%になるように配置。
（いくつか表記上の理由で行（ヨコ）を合計すると 100%になるよう記載する部分もある）。
- ③ **太字**で表されているところは（残差分析の結果）統計的に頻度が高く、イタリックで表されているところは統計的に頻度が低いと出た部分。

2. 複数回答の設問を含むクロス表（タイトルに「複数回答」と明記）

援助機関（複数回答）と年齢カテゴリのクロス表

Q44-4 援助機関と年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
児童相談所	頻度	<u>37</u>	190	307	204	88	826
	カテゴリ別の%	79.7%	84.1%	90.9%	89.4%	91.3%	88.1%
児童相談所以外	頻度	26	<u>91</u>	<u>92</u>	61	29	299
	カテゴリ別の%	56.8%	38.4%	25.3%	25.1%	37.7%	31.9%
総数		47	224	342	227	98	938

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは低い頻度を示したものの。

- ① 回答選択肢ごとに「あてはまる（○をつけた場合）= 1」「あてはまらない（○をつけない場合）= 0」の 2 値としてコード化。各回答選択肢ごとに χ^2 検定を行う。
- ② クロス表に掲載したのは各回答選択肢の「あてはまる」回答数値のみ。「児相」選択肢に「あてはまる」と答えた人数、「児相以外」選択肢に「あてはまる」と答えた人数…のように並べる。総数から各回答の「頻度」を引いた数が「あてはまらない」数。
（「1 歳未満」で「児童相談所」で援助を受けた者 37 名、受けない者 10 名（総数 47-受けた者 37））
- ③ したがって「カテゴリ別の%」は各回答において「総数を全体として、その設問に「あてはまる」と答えた人」の%。
- ④ 複数回答なので、各設問の度数の合計は総数（一番下の行）とは一致しない。

I. 被虐待児について

Q1～Q6 までの回答は基本的に総ケース数 7636 を全数として計算した。

Q1. 被虐待児の性別

- 総ケース数 7,636 件のうち、被虐待児の性別は「男児」4,007 人（52.5%）、「女児」3,561 人（46.6%）で男児の方が 5.9%多くなっていた。

Q1 性別			
	度数	%	%グラフ
男性	4007	52.5	
女性	3561	46.6	
無回答	69	0.9	
合計	7636	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査では、全ケース 11,257 人のうち、無回答を除いた 7,434 人のうち、男児 3,779 人（50.8%）、女児 3,602 人（48.5%）で、男児が 2.3%多くなっていた。

Q2. 受理時の被虐待児年齢（実数回答）

- 総ケース数 7,636 件のうち、平均年齢は 7.25 歳（標準偏差は 4.83）、最小値は 0 歳 1 ヶ月未満、最大値は 18 歳であった。年齢を「1 歳未満」「1-5 歳」「6-11 歳」「12-14 歳」「15 歳以上」の 5 つのカテゴリに分類し、度数分布表を作成した。「1 歳未満」が 6.8%、「1～5 歳」が 36.0%、「6～11 歳」が 33.4%、「12～14 歳」が 14.3%、「15 歳以上」が 8.2%で、1～5 歳が最も多く、中学就学前にあたる 12 歳までが 7 割以上を占める結果となった。

Q2 年齢カテゴリ			
	度数	%	%グラフ
1歳未満	518	6.8	
1～5歳	2751	36.0	
6～11歳	2554	33.4	
12～14歳	1092	14.3	
15歳以上	624	8.2	
無回答	97	1.3	
合計	7636	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年度調査においても、11 歳までの低年齢が 7 割を占めており今回と同様の傾向であった。

Q3. 被虐待児の在学状況等

- 総ケース数 7,636 件のうち「小学校」が 33.5%と最も多く、「保育所その他の保育施設」が 20.8%、「家庭にいる乳幼児」15.1%と続いている。就学前の乳幼児（「家庭にいる乳幼児」「保育所その他の保育施設」「幼稚園」）があわせて約 4 割を占めていた。

Q3 在学状況			
	度数	%	%グラフ
家庭にいる乳幼児	1150	15.1	
保育所その他の保育施設	1592	20.8	
幼稚園	485	6.4	
小学校	2561	33.5	
中学校	1030	13.5	
高校	521	6.8	
その他	122	1.6	
不明	85	1.1	
無回答	90	1.2	
合計	7636	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査でも、「小学校」が 36.5%と最も多く、「保育所その他の保育施設」が 18.6%、「家庭にいる乳幼児」15.7%であり、同様の傾向が続いている。

Q4. 本ケースを児童相談所へ通告・送致・相談した者（機関）

- 設問：「虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談した者（機関）は誰でしたか」
- 総ケース数 7,636 件のうち、児童相談所へ通告等した者（機関）については、「警察」が 46.4% とほぼ半数を占め、ついで「近隣知人」18.5%、「学校」8.2%、「その他家族・親族」7.3% の順であった。

Q4 通告者

	度数	%	% グラフ
虐待者本人	185	2.4	■
その他の家族・親族	554	7.3	■
児童本人	48	0.6	
近隣知人	1413	18.5	■
福祉事務所	94	1.2	■
民生・児童委員・主任児童委員	8	0.1	
保健所	25	0.3	
区市町村の児童相談部門	417	5.5	■
保育所・保健センター	77	1.0	
幼稚園	13	0.2	
学校	626	8.2	■
放課後児童クラブ	4	0.1	
放課後等デイサービス	19	0.2	
学習塾等の学校外の教育機関	7	0.1	
児童発達支援センター	2	0.0	
医療機関	155	2.0	■
警察	3547	46.4	■
その他の児童福祉施設	14	0.2	
子ども食堂などの民間の居場所	4	0.1	
NPO等民間団体が開設する電話相談	1	0.0	
当該の児童相談所職員	69	0.9	
その他	302	4.0	■
無回答	52	0.7	
合計	7636	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査では、「近隣知人」が 25.1% と最も多く、「警察」は 17.1% であり、5 年間で「警察」の通告等が 2.5 倍以上に増加している。これは、DV 法施行や児童虐待防止法の改正に伴い、警察が配偶者からの暴力が疑われるなどの通報を受けた場合に必要な措置を講じるようになったことを反映した結果と推察される。

通告者と虐待の有無のクロス表

総ケース数 7,636 件を対象に、通告者と虐待の有無についての関連を検討した。

結果、「警察」「学校」「虐待者本人」経由で通告があった場合は他と比して実際に虐待があるケースが多く、「近隣知人」「その他の親族」経由での通告は虐待ではないケースの頻度が高くなっていた。「保育所」「医療機関」からの通告は虐待であるかどうか判断に時間を要する「不明」の頻度が高くなっていた。

通告者と主たる虐待種別のクロス表

Q6（虐待の有無）に「虐待あり」「不明（調査中）」と回答した 6,300 件を対象に、通告者と虐待種別についての関連を検討した。

結果、身体的虐待は「虐待者本人」「学校」「幼稚園」「保育所」「医療機関」「児童本人」「その他の家族」「区市町村の児相」からの通告が多かった。ネグレクトは「区市町村の児相」「医療機関」「保育所」「福祉事務所」「近隣知人」からの通告が多かった。性的虐待は「医療機関」「学校」「区市町村の児相」からの通告が、心理的虐待は「近隣知人」「児童本人」「その他の家族・親族」からの通告が多くなっていた。DV 目撃については、特に「警察」からの通告ケースが多かった。

通告者と虐待重症度のクロス表

Q6（虐待の有無）に「虐待あり」「不明（調査中）」と回答した 6300 件を対象に、通告者と虐待重症度についての関連を検討した。

結果、「近隣知人」「警察」からの通告は虐待の危惧あり・軽度虐待などの軽度例の頻度が高かった。一方「児童本人」「区市町村の児童相談部門」「学校」「福祉事務所」からの通告は中度から重度レベルの虐待である頻度が高かった。また、「医療機関」経由で通告があった場合は重度虐待・生命の危機がある頻度が高くなっていた。

通告者と虐待の有無のクロス表

Q4 通告者と虐待の有無のクロス集計表

		虐待あり	不明	虐待なし	合計
虐待者本人	頻度	160	6	18	184
	カテゴリ別の%	87.0%	3.3%	9.8%	100.0%
その他の家族・親族	頻度	374	46	130	550
	カテゴリ別の%	68.0%	8.4%	23.6%	100.0%
児童本人	頻度	42	3	2	47
	カテゴリ別の%	89.4%	6.4%	4.3%	100.0%
近隣知人	頻度	675	121	608	1404
	カテゴリ別の%	48.1%	8.6%	43.3%	100.0%
福祉事務所	頻度	77	8	9	94
	カテゴリ別の%	81.9%	8.5%	9.6%	100.0%
民生・児童委員・主任児童委員	頻度	7	0	0	7
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
保健所	頻度	17	2	5	24
	カテゴリ別の%	70.8%	8.3%	20.8%	100.0%
区市町村の児童相談部門	頻度	340	31	46	417
	カテゴリ別の%	81.5%	7.4%	11.0%	100.0%
保育所・保健センター	頻度	57	15	5	77
	カテゴリ別の%	74.0%	19.5%	6.5%	100.0%
幼稚園	頻度	9	1	3	13
	カテゴリ別の%	69.2%	7.7%	23.1%	100.0%
学校	頻度	517	27	76	620
	カテゴリ別の%	83.4%	4.4%	12.3%	100.0%
放課後児童クラブ	頻度	3	1	0	4
	カテゴリ別の%	75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
放課後等デイサービス	頻度	15	0	4	19
	カテゴリ別の%	78.9%	0.0%	21.1%	100.0%
学習塾等の学校外の教育機関	頻度	7	0	0	7
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
児童発達支援センター	頻度	1	0	0	1
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
医療機関	頻度	112	14	28	154
	カテゴリ別の%	72.7%	9.1%	18.2%	100.0%
警察	頻度	3171	110	244	3525
	カテゴリ別の%	90.0%	3.1%	6.9%	100.0%
その他の児童福祉施設	頻度	11	0	3	14
	カテゴリ別の%	78.6%	0.0%	21.4%	100.0%
子ども食堂などの民間の居場所	頻度	4	0	0	4
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
NPO等民間団体が開設する電話相談	頻度	1	0	0	1
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
当該の児童相談所職員	頻度	56	2	10	68
	カテゴリ別の%	82.4%	2.9%	14.7%	100.0%
その他	頻度	212	23	61	296
	カテゴリ別の%	71.6%	7.8%	20.6%	100.0%
全体	頻度	5868	410	1252	7530
	カテゴリ別の%	77.9%	5.4%	16.6%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

通告者と主たる虐待種別のクロス表

Q4 通告者と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
虐待者本人	頻度	79	23	2	1	43	<u>18</u>	166
	カテゴリ別の%	47.6%	13.9%	1.2%	0.6%	25.9%	10.8%	100.0%
その他の家族・親族	頻度	132	64	6	5	136	<u>77</u>	420
	カテゴリ別の%	31.4%	15.2%	1.4%	1.2%	32.4%	18.3%	100.0%
児童本人	頻度	19	4	1	1	19	<u>0</u>	44
	カテゴリ別の%	43.2%	9.1%	2.3%	2.3%	43.2%	0.0%	100.0%
近隣知人	頻度	<u>126</u>	194	13	6	411	<u>35</u>	785
	カテゴリ別の%	16.1%	24.7%	1.7%	0.8%	52.4%	4.5%	100.0%
福祉事務所	頻度	27	30	2	4	16	<u>6</u>	85
	カテゴリ別の%	31.8%	35.3%	2.4%	4.7%	18.8%	7.1%	100.0%
民生・児童委員・主任児童委員	頻度	1	3	0	0	3	0	7
	カテゴリ別の%	14.3%	42.9%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	100.0%
保健所	頻度	5	7	0	0	5	<u>2</u>	19
	カテゴリ別の%	26.3%	36.8%	0.0%	0.0%	26.3%	10.5%	100.0%
区市町村の児童相談部門	頻度	127	124	24	9	<u>70</u>	<u>17</u>	371
	カテゴリ別の%	34.2%	33.4%	6.5%	2.4%	18.9%	4.6%	100.0%
保育所・保健センター	頻度	33	20	4	0	11	<u>4</u>	72
	カテゴリ別の%	45.8%	27.8%	5.6%	0.0%	15.3%	5.6%	100.0%
幼稚園	頻度	7	2	0	0	1	<u>0</u>	10
	カテゴリ別の%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	100.0%
学校	頻度	248	94	22	15	126	<u>37</u>	542
	カテゴリ別の%	45.8%	17.3%	4.1%	2.8%	23.2%	6.8%	100.0%
放課後児童クラブ	頻度	2	2	0	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
放課後等デイサービス	頻度	6	3	3	0	3	<u>0</u>	15
	カテゴリ別の%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
学習塾等の学校外の教育機関	頻度	2	0	0	0	3	2	7
	カテゴリ別の%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	28.6%	100.0%
児童発達支援センター	頻度	0	1	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
医療機関	頻度	45	38	3	4	26	<u>7</u>	123
	カテゴリ別の%	36.6%	30.9%	2.4%	3.3%	21.1%	5.7%	100.0%
警察	頻度	<u>499</u>	<u>340</u>	<u>37</u>	<u>8</u>	<u>550</u>	1833	3267
	カテゴリ別の%	15.3%	10.4%	1.1%	0.2%	16.8%	56.1%	100.0%
その他の児童福祉施設	頻度	1	4	3	0	2	1	11
	カテゴリ別の%	9.1%	36.4%	27.3%	0.0%	18.2%	9.1%	100.0%
子ども食堂などの民間の居場所	頻度	1	1	0	0	0	2	4
	カテゴリ別の%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
NPO等民間団体が開設する電話相談	頻度	0	0	0	1	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
当該の児童相談所職員	頻度	15	15	5	0	9	14	58
	カテゴリ別の%	25.9%	25.9%	8.6%	0.0%	15.5%	24.1%	100.0%
その他	頻度	49	70	1	6	54	<u>53</u>	233
	カテゴリ別の%	21.0%	30.0%	0.4%	2.6%	23.2%	22.7%	100.0%
全体	頻度	1424	1039	126	60	1488	2108	6245
	カテゴリ別の%	22.8%	16.6%	2.0%	1.0%	23.8%	33.8%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。全体に期待度数が5未満のセルが20%を超えるため、有意性の判断は参考程度に見ておく必要がある。

通告者と虐待重症度のクロス表

Q4 通告者と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
虐待者本人	頻度	25	91	38	7	2	3	166
	カテゴリ別の%	15.1%	54.8%	22.9%	4.2%	1.2%	1.8%	100.0%
その他の家族・親族	頻度	<u>59</u>	216	96	20	2	<u>24</u>	417
	カテゴリ別の%	14.1%	51.8%	23.0%	4.8%	0.5%	5.8%	100.0%
児童本人	頻度	<u>0</u>	20	<u>18</u>	3	0	4	45
	カテゴリ別の%	0.0%	44.4%	40.0%	6.7%	0.0%	8.9%	100.0%
近隣知人	頻度	<u>185</u>	<u>432</u>	86	<u>5</u>	1	69	778
	カテゴリ別の%	23.8%	55.5%	11.1%	0.6%	0.1%	8.9%	100.0%
福祉事務所	頻度	12	34	<u>30</u>	<u>9</u>	0	0	85
	カテゴリ別の%	14.1%	40.0%	35.3%	10.6%	0.0%	0.0%	100.0%
民生・児童委員・ 主任児童委員	頻度	0	<u>6</u>	0	1	0	0	7
	カテゴリ別の%	0.0%	85.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
保健所	頻度	6	<u>4</u>	6	2	0	1	19
	カテゴリ別の%	31.6%	21.1%	31.6%	10.5%	0.0%	5.3%	100.0%
区市町村の児童相談部門	頻度	<u>45</u>	<u>130</u>	<u>134</u>	<u>40</u>	3	11	363
	カテゴリ別の%	12.4%	35.8%	36.9%	11.0%	0.8%	3.0%	100.0%
保育所・保健センター	頻度	11	39	19	2	0	1	72
	カテゴリ別の%	15.3%	54.2%	26.4%	2.8%	0.0%	1.4%	100.0%
幼稚園	頻度	1	4	3	1	0	1	10
	カテゴリ別の%	10.0%	40.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%	100.0%
学校	頻度	<u>49</u>	263	<u>175</u>	<u>42</u>	1	<u>9</u>	539
	カテゴリ別の%	9.1%	48.8%	32.5%	7.8%	0.2%	1.7%	100.0%
放課後児童クラブ	頻度	0	3	1	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
放課後等デイサービス	頻度	2	4	7	2	0	0	15
	カテゴリ別の%	13.3%	26.7%	46.7%	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%
学習塾等の学校外の 教育機関	頻度	2	1	<u>4</u>	0	0	0	7
	カテゴリ別の%	28.6%	14.3%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
児童発達支援センター	頻度	0	1	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
医療機関	頻度	19	<u>36</u>	36	<u>14</u>	<u>13</u>	4	122
	カテゴリ別の%	15.6%	29.5%	29.5%	11.5%	10.7%	3.3%	100.0%
警察	頻度	<u>681</u>	1552	846	<u>82</u>	<u>4</u>	<u>81</u>	3246
	カテゴリ別の%	21.0%	47.8%	26.1%	2.5%	0.1%	2.5%	100.0%
その他の児童福祉施設	頻度	1	4	<u>6</u>	0	0	0	11
	カテゴリ別の%	9.1%	36.4%	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
子ども食堂などの 民間の居場所	頻度	2	0	2	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
NPO等民間団体が 開設する電話相談	頻度	0	0	1	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
当該の児童相談所職員	頻度	14	26	10	<u>6</u>	1	1	58
	カテゴリ別の%	24.1%	44.8%	17.2%	10.3%	1.7%	1.7%	100.0%
その他	頻度	<u>65</u>	<u>95</u>	48	10	0	<u>15</u>	233
	カテゴリ別の%	27.9%	40.8%	20.6%	4.3%	0.0%	6.4%	100.0%
全体	頻度	1179	2961	1566	246	27	224	6203
	カテゴリ別の%	19.0%	47.7%	25.2%	4.0%	0.4%	3.6%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの、全体に期待度数が5未満のセルが20%を超えるため、有意性の判断は参考程度に見ておく必要がある。

Q4-1. 区市町村の児童相談部門における送致・援助要請・通知

(Q4「区市町村の児童相談部門担当」回答 417 ケース限定)

- 設問：「Q4 で区市町村の児童相談部門を選択した方にお聞きします。このケースは送致・援助要請・通知のどの取り扱いでしたか」
- 区市町村の児童相談部門において取り扱ったケース 417 件のうち、「援助要請」が 50.8%と最も多く、「送致」28.8%、「通知」15.8%と続いていた。

Q4-1 ケースの取り扱い (Q4「市町村の児相部門」回答ケース限定)

	度数	%	%グラフ
送致	120	28.8	
援助要請	212	50.8	
通知	66	15.8	
無回答	19	4.6	
合計	417	100	

Q5. 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の使用

- 設問：「Q4 の通告は、児童相談所全国ダイヤル（189）を用いたものでしたか」
- 全ケース 7,636 件のうち、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を使用したのは 515 件（6.7%）であり、8 割以上が他の手段での通告となっている。189 がある程度機能し始めていることを示すが、まだその使用は限られているといえる。

Q5 児童共通ダイヤル（189）の使用

	度数	%	%グラフ
はい	515	6.7	
いいえ	6433	84.2	
不明	124	1.6	
無回答	564	7.4	
合計	7636	100	

通告者と児童共通ダイヤル（189）使用のクロス表

通告者と 189 使用についての関連を検討した結果、「近隣知人」「児童本人」「その他家族・親族」が 189 を使用する頻度が全体に比して高く、189 が新たな虐待窓口として一定の機能を果たしていることが示唆された。

Q5 通告者と児童共通ダイヤル（189）の使用のクロス集計表

		189使用	189不使用	不明	合計
虐待者本人	頻度	32	141	6	179
	カテゴリ別の%	17.9%	78.8%	3.4%	100.0%
その他の家族・親族	頻度	61	449	12	522
	カテゴリ別の%	11.7%	86.0%	2.3%	100.0%
児童本人	頻度	9	30	2	41
	カテゴリ別の%	22.0%	73.2%	4.9%	100.0%
近隣知人	頻度	376	903	76	1355
	カテゴリ別の%	27.7%	66.6%	5.6%	100.0%
福祉事務所	頻度	0	87	0	87
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
民生・児童委員・主任児童委員	頻度	1	6	0	7
	カテゴリ別の%	14.3%	85.7%	0.0%	100.0%
保健所	頻度	0	22	0	22
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
区市町村の児童相談部門	頻度	0	401	7	408
	カテゴリ別の%	0.0%	98.3%	1.7%	100.0%
保育所・保健センター	頻度	1	75	0	76
	カテゴリ別の%	1.3%	98.7%	0.0%	100.0%
幼稚園	頻度	0	12	0	12
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
学校	頻度	2	587	3	592
	カテゴリ別の%	0.3%	99.2%	0.5%	100.0%
放課後児童クラブ	頻度	0	4	0	4
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
放課後等デイサービス	頻度	0	19	0	19
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
学習塾等の学校外の教育機関	頻度	0	3	0	3
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
児童発達支援センター	頻度	0	1	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
医療機関	頻度	3	143	0	146
	カテゴリ別の%	2.1%	97.9%	0.0%	100.0%
警察	頻度	12	3187	14	3213
	カテゴリ別の%	0.4%	99.2%	0.4%	100.0%
その他の児童福祉施設	頻度	2	10	0	12
	カテゴリ別の%	16.7%	83.3%	0.0%	100.0%
子ども食堂などの民間の居場所	頻度	0	3	0	3
NPO等民間団体が開設する電話相談	頻度	0	1	0	1
当該の児童相談所職員	頻度	0	63	0	63
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
その他	頻度	11	258	2	271
	カテゴリ別の%	4.1%	95.2%	0.7%	100.0%
全体	頻度	510	6405	122	7037
	カテゴリ別の%	7.2%	91.0%	1.7%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q6. 虐待の有無

➤ 設問：「実際このケースに虐待はありましたか」

- 全ケース 7,636 件のうち、実際に虐待があったのは 5,886 件（77.1%）であり、「虐待なし」の 16.6% の約 4.8 倍となっていた。

Q6 虐待の有無			
	度数	%	% グラフ
虐待あり	5886	77.1	
不明（調査中含む）	414	5.4	
虐待なし	1266	16.6	
無回答	70	0.9	
合計	7636	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査では、総サンプル 11,257 人のうち、「虐待あり」が 7,418 件（65.8%）、「虐待なし」が 2,971 件（26.7%）であり、今回の調査の方が「虐待あり」の比率が高くなっている。後に述べるように平成 25 年と比べ、DV の目撃を心理的虐待として警察が通報するケースが急激に増えており、通告事例について「虐待あり」と判断されるケースが増えていると推測される。

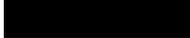
これ以降の全設問への回答は Q6 に「虐待あり」「不明（調査中）」と回答したケースに限定される。

したがって基本的には全数=6300 として計算を行った。

Q7. 虐待の種別

- Q6 で「虐待あり」「不明（調査中）」と回答のあった 6,300 ケースの虐待種別の内訳は、「心理的虐待（DV 目撃）」が 2,111 人（33.5%）と最も多く、「心理的虐待」が 1,493 人（23.7%）、「身体的虐待」が 1,433 人（22.7%）、「ネグレクト（同居人等による虐待の放置以外）」が 1,043 人（16.6%）であった。

Q7 主たる虐待種別

	度数	%	% グラフ
身体的	1433	22.7	
ネグレクト	1043	16.6	
ネグレクト（同居人の虐待放置）	126	2.0	
性的虐待	61	1.0	
心理的虐待	1493	23.7	
心理的虐待（DV目撃）	2111	33.5	
無回答	33	0.5	
合計	6300	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査では、「虐待あり・不明」7,434 件のうち、「身体的虐待」が 2,434 件（32.7%）と最も多く、「ネグレクト（虐待放置以外）」が 1,921 件（25.8%）、「心理的虐待（DV 目撃除く）」が 1,363 件（18.3%）、「心理的虐待（DV 目撃）」が 1,245 件（16.7%）であった。今回の調査では、心理的虐待の占める割合が高くなっていることが分かる。警察が DV が生じている／疑われる家庭において、子どもがいる場合に虐待として児童相談所へ通告する方針になったことが、大きく心理的虐待の通告件数増加につながっていると思われる。

虐待種別と性別のクロス表

主たる虐待種別と性別の関連について検討した。結果、「身体的虐待」は男児のほうが報告頻度が高く、「ネグレクト」「性的虐待」については女児の方が報告頻度が高いことが明らかとなった。

Q7 主たる虐待種別と性別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
男児	頻度	851	<u>509</u>	62	<u>9</u>	776	1090	3297
	カテゴリ別の%	25.8%	15.4%	1.9%	0.3%	23.5%	33.1%	100.0%
女児	頻度	<u>577</u>	531	64	52	708	1014	2946
	カテゴリ別の%	19.6%	18.0%	2.2%	1.8%	24.0%	34.4%	100.0%
全体	頻度	1428	1040	126	61	1484	2104	6243
	カテゴリ別の%	22.9%	16.7%	2.0%	1.0%	23.8%	33.7%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待種別と被虐待児の年齢のクロス表

主たる虐待種別と年齢の関連について検討した。結果、「身体的虐待」は12~14歳、15歳以上、6~11歳で報告が多く、「ネグレクト」は1歳~5歳の報告が多かった。また「性的虐待」は15歳以上および12~14歳で報告が多かった。「心理的虐待」は各年代カテゴリでほぼまんべんなく報告され、「DV目撃」は1歳未満、もしくは1~5歳のケースでの報告が多かった。

Q7 主たる虐待種別と年齢カテゴリのクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
1歳未満	頻度	<u>49</u>	69	4	<u>0</u>	80	195	397
	カテゴリ別の%	12.3%	17.4%	1.0%	0.0%	20.2%	49.1%	100.0%
1~5歳	頻度	<u>344</u>	411	<u>36</u>	<u>3</u>	539	861	2194
	カテゴリ別の%	15.7%	18.7%	1.6%	0.1%	24.6%	39.2%	100.0%
6~11歳	頻度	539	346	52	18	538	<u>679</u>	2172
	カテゴリ別の%	24.8%	15.9%	2.4%	0.8%	24.8%	31.3%	100.0%
12~14歳	頻度	316	142	20	22	<u>200</u>	<u>231</u>	931
	カテゴリ別の%	33.9%	15.3%	2.1%	2.4%	21.5%	24.8%	100.0%
15歳以上	頻度	174	<u>66</u>	13	18	124	<u>137</u>	532
	カテゴリ別の%	32.7%	12.4%	2.4%	3.4%	23.3%	25.8%	100.0%
全体	頻度	1422	1034	125	61	1481	2103	6226
	カテゴリ別の%	22.8%	16.6%	2.0%	1.0%	23.8%	33.8%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待種別と在学状況のクロス表

主たる虐待種別と在学状況との関連について検討した。結果、「身体的虐待」は中学校・高校・小学校で多く報告されていた。「ネグレクト」は乳幼児の報告が多かった。「性的虐待」は高校・中学校の報告が多かった。「DV目撃」は乳幼児・保育所・幼稚園の報告ケースが多かった。

Q7 主たる虐待種別と在学状況のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
家庭にいる	頻度	<u>88</u>	<u>180</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	200	<u>404</u>	883
乳幼児	カテゴリ別の%	10.0%	20.4%	1.1%	0.1%	22.7%	45.8%	100.0%
保育所その他の	頻度	<u>249</u>	231	24	<u>2</u>	304	<u>489</u>	1299
保育施設	カテゴリ別の%	19.2%	17.8%	1.8%	0.2%	23.4%	37.6%	100.0%
幼稚園	頻度	<u>58</u>	<u>49</u>	5	<u>0</u>	<u>108</u>	<u>164</u>	384
	カテゴリ別の%	15.1%	12.8%	1.3%	0.0%	28.1%	42.7%	100.0%
小学校	頻度	<u>546</u>	346	50	19	542	<u>675</u>	2178
	カテゴリ別の%	25.1%	15.9%	2.3%	0.9%	24.9%	31.0%	100.0%
中学校	頻度	<u>303</u>	134	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>185</u>	<u>215</u>	883
	カテゴリ別の%	34.3%	15.2%	2.8%	2.4%	21.0%	24.3%	100.0%
高校	頻度	<u>157</u>	<u>50</u>	7	<u>14</u>	99	<u>123</u>	450
	カテゴリ別の%	34.9%	11.1%	1.6%	3.1%	22.0%	27.3%	100.0%
その他	頻度	23	<u>37</u>	1	<u>3</u>	17	<u>13</u>	94
	カテゴリ別の%	24.5%	39.4%	1.1%	3.2%	18.1%	13.8%	100.0%
不明	頻度	<u>2</u>	8	0	0	<u>24</u>	<u>8</u>	42
	カテゴリ別の%	4.8%	19.0%	0.0%	0.0%	57.1%	19.0%	100.0%
全体	頻度	1426	1035	122	60	1479	2091	6213
	カテゴリ別の%	23.0%	16.7%	2.0%	1.0%	23.8%	33.7%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待種別と児童共通ダイヤル (189) 使用のクロス表

主たる虐待種別と児童共通ダイヤル (189) 使用との関連について検討した。結果、「身体的虐待」と「心理的虐待」は189を使用したケースが多く、「ネグレクト」「DV目撃」は189を使用しないケースの頻度が多くなっていた。

Q7 主たる虐待種別と児童共通ダイヤル (189) 使用のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
189使用	頻度	<u>96</u>	<u>35</u>	4	4	<u>163</u>	<u>31</u>	333
	カテゴリ別の%	28.8%	10.5%	1.2%	1.2%	48.9%	9.3%	100.0%
189不使用	頻度	<u>1220</u>	<u>936</u>	97	51	1207	<u>1908</u>	5419
	カテゴリ別の%	22.5%	17.3%	1.8%	0.9%	22.3%	35.2%	100.0%
不明	頻度	21	11	<u>7</u>	0	<u>38</u>	<u>4</u>	81
	カテゴリ別の%	25.9%	13.6%	8.6%	0.0%	46.9%	4.9%	100.0%
全体	頻度	1337	982	108	55	1408	1943	5833
	カテゴリ別の%	22.9%	16.8%	1.9%	0.9%	24.1%	33.3%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q8. 虐待の重症度

- 虐待の重症度について回答のあった 6,300 ケースのうち、「軽度虐待」が 2,972 件（47.2%）、「中度虐待」1,570 件（24.9%）、「虐待の危惧あり」1,184 件（18.8%）であり、「重度の虐待」も 247 件（3.9%）あった。

	度数	%	%グラフ
虐待の危惧あり	1184	18.8	
軽度虐待	2972	47.2	
中度虐待	1570	24.9	
重度虐待	247	3.9	
生命の危機あり	27	0.4	
不明	225	3.6	
無回答	75	1.2	
合計	6300	100	

*平成 25 年調査との比較

平成 25 年調査では、「虐待あり・不明」7,434 件のうち、「軽度虐待」が 3,078 件（41.1%）と最も多く、「中度虐待」が 1,745 件（23.5%）、「虐待の危惧あり」が 1,560 件（21.0%）であった。「生命の危機あり」も 1.5%であったが、今回の調査では 0.4%へ減少していた。これは決して深刻な事例が減っているわけではなく、DV に関する通告による心理的虐待の急激な増加が増えて、「軽度虐待」とされる事例が増えたことで相対的に「重度虐待」や「生命の危険あり」の割合が減少したと考えられる。

虐待重症度と被虐待児年齢のクロス表

虐待重症度と年齢カテゴリとの関連について検討した。結果、1 歳未満は「虐待の危惧」「生命の危機あり」の双方の報告頻度が高かった。1-5 歳では「虐待の危惧」の報告頻度が相対的に高かった。6-11 歳では、「軽度虐待」の報告頻度が高かった。また 15 歳以上において、中度虐待の報告頻度が高くなっていた。

Q8 虐待重症度と年齢カテゴリーのクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
1歳未満	頻度	91	<u>155</u>	103	20	14	12	395
	カテゴリ別の%	23.0%	39.2%	26.1%	5.1%	3.5%	3.0%	100.0%
1~5歳	頻度	458	1018	526	79	7	83	2171
	カテゴリ別の%	21.1%	46.9%	24.2%	3.6%	0.3%	3.8%	100.0%
6~11歳	頻度	401	1080	539	75	<u>1</u>	<u>65</u>	2161
	カテゴリ別の%	18.6%	50.0%	24.9%	3.5%	0.0%	3.0%	100.0%
12~14歳	頻度	<u>141</u>	461	240	47	4	32	925
	カテゴリ別の%	15.2%	49.8%	25.9%	5.1%	0.4%	3.5%	100.0%
15歳以上	頻度	85	240	158	24	1	18	526
	カテゴリ別の%	16.2%	45.6%	30.0%	4.6%	0.2%	3.4%	100.0%
全体	頻度	1176	2954	1566	245	27	210	6178
	カテゴリ別の%	19.0%	47.8%	25.3%	4.0%	0.4%	3.4%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待重症度と在学状況のクロス表

虐待重症度と在学状況との関連について検討した。結果、乳幼児は「虐待の危惧」と「生命の危機」の双方の報告頻度が高かった。また小学校では「軽度虐待」が、高校では「中度虐待」の報告頻度が高くなっていった。

Q8 虐待重症度と在学状況のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
家庭にいる	頻度	198	<u>365</u>	235	42	10	25	875
	カテゴリ別の%	22.6%	41.7%	26.9%	4.8%	1.1%	2.9%	100.0%
乳幼児	頻度	257	640	302	43	3	41	1286
	カテゴリ別の%	20.0%	49.8%	23.5%	3.3%	0.2%	3.2%	100.0%
保育所その他の 保育施設	頻度	85	185	<u>76</u>	12	1	18	377
	カテゴリ別の%	22.5%	49.1%	20.2%	3.2%	0.3%	4.8%	100.0%
小学校	頻度	399	1078	545	76	<u>1</u>	68	2167
	カテゴリ別の%	18.4%	49.7%	25.1%	3.5%	0.0%	3.1%	100.0%
中学校	頻度	<u>131</u>	439	235	44	4	27	880
	カテゴリ別の%	14.9%	49.9%	26.7%	5.0%	0.5%	3.1%	100.0%
高校	頻度	75	203	132	16	1	17	444
	カテゴリ別の%	16.9%	45.7%	29.7%	3.6%	0.2%	3.8%	100.0%
その他	頻度	20	<u>32</u>	26	11	5	0	94
	カテゴリ別の%	21.3%	34.0%	27.7%	11.7%	5.3%	0.0%	100.0%
不明	頻度	4	<u>7</u>	10	0	1	24	46
	カテゴリ別の%	8.7%	15.2%	21.7%	0.0%	2.2%	52.2%	100.0%
全体	頻度	1169	2949	1561	244	26	220	6169
	カテゴリ別の%	18.9%	47.8%	25.3%	4.0%	0.4%	3.6%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待重症度と児童共通ダイヤル（189）使用のクロス表

虐待重症度と児童共通ダイヤル（189）使用の関連について検討した。結果、「虐待の危惧」では189使用頻度が高く、「中度虐待」「重度虐待」では189使用頻度が低くなっていた。

Q8 虐待重症度と児童共通ダイヤル（189）使用のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
189使用	頻度	84	173	<u>51</u>	<u>2</u>	1	19	330
	カテゴリ別の%	25.5%	52.4%	15.5%	0.6%	0.3%	5.8%	100.0%
189不使用	頻度	<u>973</u>	<u>2562</u>	1409	226	25	<u>188</u>	5383
	カテゴリ別の%	18.1%	47.6%	26.2%	4.2%	0.5%	3.5%	100.0%
不明	頻度	18	49	<u>7</u>	2	0	5	81
	カテゴリ別の%	22.2%	60.5%	8.6%	2.5%	0.0%	6.2%	100.0%
全体	頻度	1075	2784	1467	230	26	212	5794
	カテゴリ別の%	18.6%	48.0%	25.3%	4.0%	0.4%	3.7%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待重症度と主たる虐待種別のクロス表

虐待重症度と主たる虐待種別との関連について検討した。結果、身体的虐待は「軽度虐待」「重度虐待」「生命の危機あり」の報告頻度が高くなっていた。ネグレクトは「重度虐待」の報告頻度が高かった。性的虐待も「中度虐待」「重度虐待」の報告頻度が高くなっていた。心理的虐待は「虐待の危惧あり」「軽度虐待」の報告頻度が、DV目撃は「虐待の危惧あり」「中度虐待」の頻度が高くなっていた。

Q8 虐待重症度と主たる虐待種別のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
身体的虐待	頻度	<u>121</u>	808	356	74	18	44	1421
	カテゴリ別の%	8.5%	56.9%	25.1%	5.2%	1.3%	3.1%	100.0%
ネグレクト	頻度	194	503	239	56	7	40	1039
	カテゴリ別の%	18.7%	48.4%	23.0%	5.4%	0.7%	3.8%	100.0%
ネグレクト (同居人の虐待放置)	頻度	25	<u>41</u>	41	14	1	3	125
	カテゴリ別の%	20.0%	32.8%	32.8%	11.2%	0.8%	2.4%	100.0%
性的虐待	頻度	7	<u>7</u>	26	18	0	3	61
	カテゴリ別の%	11.5%	11.5%	42.6%	29.5%	0.0%	4.9%	100.0%
心理的虐待	頻度	355	793	227	<u>26</u>	<u>1</u>	68	1470
	カテゴリ別の%	24.1%	53.9%	15.4%	1.8%	0.1%	4.6%	100.0%
心理的虐待 (DV目撃)	頻度	479	<u>812</u>	681	<u>58</u>	<u>0</u>	<u>60</u>	2090
	カテゴリ別の%	22.9%	38.9%	32.6%	2.8%	0.0%	2.9%	100.0%
全体	頻度	1181	2964	1570	246	27	218	6206
	カテゴリ別の%	19.0%	47.8%	25.3%	4.0%	0.4%	3.5%	100.0%

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q9. 虐待の通算期間

- 虐待の通算期間については、「不明」が1,957件（31.1%）と最も多く、「1か月未満」1,644件（26.1%）、「1～3年未満」759件（12.0%）、「1～3か月未満」471件（7.5%）となっていた。

Q9 虐待の通算期間

	度数	%	%グラフ
1か月未満	1644	26.1	
1～3か月未満	471	7.5	
3～6か月未満	305	4.8	
6か月～1年未満	437	6.9	
1～3年未満	759	12.0	
3年以上	649	10.3	
不明	1957	31.1	
無回答	78	1.2	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査では、「1か月未満」が18.5%、「3年以上」が15.1%、「1～3年未満」が14.9%であった。今回、「1か月未満」が31.4%と高くなっているのは、早期発見の割合が上がった可能性がある。

虐待の通算期間と年齢カテゴリのクロス表

年齢1歳未満では通算期間が「1年未満（特に1ヶ月未満）」が多く、5歳までは「1-3年未満」、6歳以上は「3年以上」の期間報告が多くなっていた。年齢以上の期間の虐待は生じ得ないため自然な結果である。注目されるのは「不明」の割合が各年代とも3割前後にのぼっていることである。特に1-5歳において「不明」が他の年代よりも相対的に割合が高く、この年代の虐待の把握の難しさを示している。

Q9 虐待の通算期間と年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
1か月未満	頻度	144	621	512	211	143	1631
	カテゴリ別の%	36.1%	28.6%	23.8%	22.8%	27.1%	26.4%
1～3か月未満	頻度	52	160	150	72	32	466
	カテゴリ別の%	13.0%	7.4%	7.0%	7.8%	6.1%	7.5%
3～6か月未満	頻度	50	102	110	23	17	302
	カテゴリ別の%	12.5%	4.7%	5.1%	2.5%	3.2%	4.9%
6か月～1年未満	頻度	36	170	137	60	34	437
	カテゴリ別の%	9.0%	7.8%	6.4%	6.5%	6.4%	7.1%
1～3年未満	頻度	8	298	269	127	55	757
	カテゴリ別の%	2.0%	13.7%	12.5%	13.7%	10.4%	12.3%
3年以上	頻度	0	113	277	158	100	648
	カテゴリ別の%	0.0%	5.2%	12.9%	17.1%	18.9%	10.5%
不明	頻度	109	711	696	275	147	1938
	カテゴリ別の%	27.3%	32.7%	32.4%	29.7%	27.8%	31.4%
総数		729	2127	2122	822	379	6179

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は有意に低い頻度を示したものの。

虐待の通算期間と主たる虐待種別のクロス表

虐待の種類と期間では、「身体的虐待」「性的虐待」が他の虐待種に比べ通算期間「3年以上」という報告が多かった。「心理的虐待」では「不明」が最も多いことと比べると、「身体的虐待」「性的虐待」は「心理的虐待」よりも行為の評価が明確であり期間が比較的定めやすいためと思われた。一方「ネグレクト」は、他の虐待種よりも「6ヶ月～1年未満」「1～3年未満」という報告が有意に高かった。これは世話をされていないという認定が、低い年代の児童の方が明確になりやすく、期間として1か月以下や3年以上にあてはまりにくいことが影響していると思われる。

Q9 虐待の通算期間と主たる虐待種別クロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト ネグレクト (同居人の 虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計	
1か月未満	頻度	397	251	27	<u>1</u>	<u>340</u>	<u>625</u>	1641
	カテゴリ別の%	28.0%	24.4%	21.4%	1.8%	23.0%	29.9%	26.5%
1～3か月未満	頻度	116	70	<u>22</u>	1	99	162	470
	カテゴリ別の%	8.2%	6.8%	17.5%	1.8%	6.7%	7.8%	7.6%
3～6か月未満	頻度	63	61	<u>13</u>	3	62	103	305
	カテゴリ別の%	4.4%	5.9%	10.3%	5.3%	4.2%	4.9%	4.9%
6か月～1年未満	頻度	91	<u>99</u>	14	<u>8</u>	110	<u>114</u>	436
	カテゴリ別の%	6.4%	9.6%	11.1%	14.0%	7.4%	5.5%	7.0%
1～3年未満	頻度	157	<u>148</u>	13	<u>19</u>	169	251	757
	カテゴリ別の%	11.1%	14.4%	10.3%	33.3%	11.4%	12.0%	12.2%
3年以上	頻度	<u>187</u>	98	13	<u>12</u>	162	<u>176</u>	648
	カテゴリ別の%	13.2%	9.5%	10.3%	21.1%	10.9%	8.4%	10.5%
不明	頻度	<u>408</u>	303	<u>24</u>	13	<u>538</u>	657	1943
	カテゴリ別の%	28.8%	29.4%	19.0%	22.8%	36.4%	31.5%	31.3%
	総数	1419	1030	126	57	1480	2088	6200

虐待の通算期間と主たる虐待重症度のクロス表

虐待の重症度と通算期間の関係では、「1か月未満」では「生命の危機あり」と「虐待の危惧あり」という最重度と最軽度の双方で最も高い割合を占めた。「生命の危機」については、通算期間の短い乳幼児において緊急の対応をすべき最重度の事例が集中していることを意味している。一方「虐待の危惧」は、虐待の期間も重症度でも低いレベルにとどまる1群が存在することを意味している。「3年以上」という最も通算期間の長い群は、「中度」「重度」虐待の頻度が多く報告されていた。

Q9 虐待の通算期間と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
1か月未満	頻度	<u>421</u>	788	<u>313</u>	<u>40</u>	<u>13</u>	46	1621
	カテゴリ別の%	35.9%	26.8%	20.2%	16.3%	48.1%	20.7%	26.3%
1～3か月未満	頻度	<u>111</u>	226	113	12	1	<u>6</u>	469
	カテゴリ別の%	9.5%	7.7%	7.3%	4.9%	3.7%	2.7%	7.6%
3～6か月未満	頻度	50	<u>125</u>	<u>106</u>	17	3	<u>4</u>	305
	カテゴリ別の%	4.3%	4.2%	6.8%	6.9%	11.1%	1.8%	5.0%
6か月～1年未満	頻度	76	202	122	21	2	11	434
	カテゴリ別の%	6.5%	6.9%	7.9%	8.6%	7.4%	5.0%	7.0%
1～3年未満	頻度	<u>105</u>	385	210	<u>46</u>	1	<u>8</u>	755
	カテゴリ別の%	9.0%	13.1%	13.5%	18.8%	3.7%	3.6%	12.3%
3年以上	頻度	<u>78</u>	<u>266</u>	<u>229</u>	<u>63</u>	0	<u>11</u>	647
	カテゴリ別の%	6.7%	9.0%	14.8%	25.7%	0.0%	5.0%	10.5%
不明	頻度	<u>331</u>	952	458	<u>46</u>	7	<u>136</u>	1930
	カテゴリ別の%	28.2%	32.3%	29.5%	18.8%	25.9%	61.3%	31.3%
	総数	1172	2944	1551	245	27	222	6161

Q10. 受理時点の子どもの虐待の認知

- 子どもの虐待認知について回答のあった 6,212 人のうち、「不明」2,165 人 (34.4%)、「意思が確認できない」1,709 人 (27.1%)、「ひどいことをされたと感じていない」1,160 人 (18.4%) であり、「不当にひどいことをされた」と認知しているのは 795 人 (12.6%) に過ぎなかった。虐待を受けたことを子どもが認識することの困難さの表れと言えよう。子どもにとっては、あくまで「親が行っていることが正しい」と考えがちであり、「ひどいことをされた」と感じなかったり、「子どもの方が悪い」と考えてしまうことがある。これは虐待の発見の難しさを意味するとともに、子どもの自己否定的な認知が自尊心などの発達に悪影響を与える可能性を示すものといえる。

Q10 受理時の子どもの虐待認知

	度数	%	% グラフ
不当にひどいことをされたと思っている	795	12.6	
ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと思っている	383	6.1	
ひどいことをされたと感じていない	1160	18.4	
意思が確認できない	1709	27.1	
不明	2165	34.4	
無回答	88	1.4	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査でも、「不明」30.3%、「意思が確認できない」26.9%とほぼ同様であった。「不当にひどいことをされた」と回答したのは 16.8%であり、今回の結果の方が低い。

子どもの虐待認知と主たる性別のクロス表

回答されたものの中では、女兒は自分が被害を受けたことを明確に意識できているケースが多く、一方男児は自分にも責任があると考えるケースが多かった。

Q10 受理時子どもの虐待認知と性別のクロス集計表

		男児	女兒	合計
不当にひどいことを されたと思っている	頻度	364	429	793
	カテゴリ別の%	11.1%	14.7%	12.8%
ひどいことをされたが自分が 悪いから仕方がないと思っている	頻度	222	161	383
	カテゴリ別の%	6.8%	5.5%	6.2%
ひどいことをされた と感じていない	頻度	619	536	1155
	カテゴリ別の%	19.0%	18.3%	18.7%
意思が確認できない	頻度	936	765	1701
	カテゴリ別の%	28.7%	26.2%	27.5%
不明	頻度	1124	1030	2154
	カテゴリ別の%	34.4%	35.3%	34.8%
	総数	3265	2921	6186

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもの虐待認知と年齢カテゴリーのクロス表

「ひどいことをされたと思っている」という正しい認識は、「12-14歳」「15歳以上」において3分の1くらいに達しており最も多い割合になっている。「6-11歳」では「ひどいことをされたと思っている」は13.0%にとどまり、「ひどいことをされたと思っていない」が24.5%を占め、他の年齢層よりも多い。「6-11歳」では「不明」が最も多く、「1歳未満」および「1-5歳」では「意志が確認できない」が最多であった。年齢が低いほど、虐待を受けたという認識を持ってないことが示されている。

Q10 受理時子どもの虐待認知と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
不当にひどいことをされたと思っている	頻度	<u>2</u>	<u>56</u>	279	274	180	791
	カテゴリ別の%	0.5%	2.6%	13.0%	29.8%	34.2%	12.8%
ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと思っている	頻度	<u>2</u>	<u>39</u>	205	89	46	381
	カテゴリ別の%	0.5%	1.8%	9.5%	9.7%	8.7%	6.2%
ひどいことをされたと思っていない	頻度	<u>15</u>	<u>358</u>	528	175	<u>79</u>	1155
	カテゴリ別の%	3.8%	16.5%	24.5%	19.0%	15.0%	18.7%
意志が確認できない	頻度	298	884	<u>346</u>	<u>111</u>	<u>61</u>	1700
	カテゴリ別の%	74.9%	40.8%	16.1%	12.1%	11.6%	27.6%
不明	頻度	<u>81</u>	832	796	<u>271</u>	161	2141
	カテゴリ別の%	20.4%	38.4%	37.0%	29.5%	30.6%	34.7%
総数		398	2169	2154	920	527	6168

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもの虐待認知と主たる虐待種別のクロス表

「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト（同居人による虐待）」は、「不当にひどいことをされた」という認識率が他の種類よりも高く、被害を被害として認識しやすいといえる。しかし、「身体的虐待」「性的虐待」では、「ひどいことをされたが自分が悪いので仕方がない」も他の種類より高く、「被害を受けた」と認識しながらも「その原因を自分にもある」と考えがちであるといえる。一方「心理的虐待」は「不当にひどいことをされた」と感じにくい。「ネグレクト」は、「不当にひどいことをされた」は6.6%であるのに対して、「ひどいことをされたと思っていない」が33.3%で他の種類よりも高い。以上より心理的虐待やネグレクトは子どもがそれを虐待と認識しにくいといえる。

Q10 受理時子どもの虐待認知と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
不当にひどいことをされたと思っている	頻度	386	<u>68</u>	35	40	<u>149</u>	794
	カテゴリ別の%	27.3%	6.6%	28.2%	66.7%	10.1%	12.8%
ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと思っている	頻度	238	<u>31</u>	14	2	78	381
	カテゴリ別の%	16.8%	3.0%	11.3%	3.3%	5.3%	6.2%
ひどいことをされたと思っていない	頻度	<u>150</u>	320	17	5	267	1160
	カテゴリ別の%	10.6%	31.0%	13.7%	8.3%	18.1%	18.7%
意志が確認できない	頻度	<u>282</u>	315	32	<u>5</u>	388	1702
	カテゴリ別の%	20.0%	30.5%	25.8%	8.3%	26.3%	27.5%
不明	頻度	<u>357</u>	<u>299</u>	<u>26</u>	<u>8</u>	593	2153
	カテゴリ別の%	25.3%	28.9%	21.0%	13.3%	40.2%	34.8%
総数		1413	1033	124	60	1475	6190

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもの虐待認知と虐待重症度のクロス表

虐待の重症度と子どもの虐待認知の関係を見ると、「中度虐待」「重度虐待」では「不当にひどいことをされた」という報告が多く、一方「虐待の危惧あり」ではそのような報告は少ない。これは虐待の重症度が高い方が、「被害を受けた」という認識が明確になることを示している。しかし、重度の虐待でも「自分が悪い」という認識を持つ者が10%おり、また「ひどいことをされたと思っていない」の回答も15%程度認められ、重度であっても必ずしも正確な認識を持っているとは限らないといえる。

Q10 受理時子どもの虐待認知と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
不当にひどいことを されたと思っている	頻度	<u>67</u>	367	273	77	1	7	792
	カテゴリ別の%	5.7%	12.5%	17.6%	31.3%	3.7%	3.2%	12.9%
ひどいことをされたが自分が 悪いから仕方がないと思っている	頻度	<u>35</u>	207	110	25	2	<u>0</u>	379
	カテゴリ別の%	3.0%	7.1%	7.1%	10.2%	7.4%	0.0%	6.2%
ひどいことをされたと思 っていない	頻度	293	567	<u>231</u>	37	<u>1</u>	<u>25</u>	1154
	カテゴリ別の%	25.0%	19.3%	14.9%	15.0%	3.7%	11.3%	18.8%
意思が確認できない	頻度	388	791	<u>392</u>	69	19	<u>32</u>	1691
	カテゴリ別の%	33.2%	27.0%	25.2%	28.0%	70.4%	14.4%	27.5%
不明	頻度	387	1000	548	<u>38</u>	<u>4</u>	158	2135
	カテゴリ別の%	33.1%	34.1%	35.3%	15.4%	14.8%	71.2%	34.7%
	総数	1170	2932	1554	246	27	222	6151

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q11. 被虐待児の家族構成（複数回答）

- 設問：「被虐待児の家族構成（受理時点で同居している人）。判明している家族構成員すべてをご回答ください」
- 「実母」のいる家庭は 90.6%（5,708 件）で、「実父」61.0%（3,840 件）を大きく上回っていた。
- 「実の兄弟」がいる家庭は、62.6%（3,942 件）と半数以上を占めた。
- 「実母」「実父」以外の家族では、「祖母」7.7%、「普通養子縁組の養父」5.5%の順に報告が多かった。

Q11 被虐待児の家族構成（複数回答項目）

	度数	%	%グラフ
実父	3840	61.0	
継父	193	3.1	
普通養子縁組の養父	343	5.4	
里父	3	0.0	
内縁の夫	283	4.5	
実母	5708	90.6	
継母	31	0.5	
普通養子縁組の養母	24	0.4	
里母	3	0.0	
内縁の妻	14	0.2	
実の兄弟	3942	62.6	
義理の兄弟	915	14.5	
祖父	282	4.5	
祖母	480	7.6	
おじ	81	1.3	
おば	81	1.3	
その他の同居家族	68	1.1	
その他	100	1.6	
不明	45	0.7	
該当ケース数	6300		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査では、「実母」86.9%であったのに比較して、今回の調査では 75.5%と 10%程度下回っている。DV の目撃などの心理的虐待が大きく増えたことにより、母親の養育が問題である事例のみでなく、父親の問題を中心とした事例が事例化するようになったことがこの変化につながっていると思われる。

家族構成（複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

「母親」「父親」「実のきょうだい」がどの虐待種でも多く回答された。各虐待種別の特徴を見ていくと、身体的虐待は「養父」「継父」「おじ」と同居しているとの報告が多く、「実母」との同居が他虐待種に比べてやや少なかった。心理的虐待は「実父」「実のきょうだい」と同居しているとの報告が多かった。また DV 目撃は、「実母」「実父」「実のきょうだい」と同居しているという報告が多かった。ネグレクトは、「祖母」「叔

父」「叔母」と同居しているとの報告が多く、ネグレクト（同居人の虐待放置）は「内縁の夫」と同居しているとの報告が多かった。全体としては、父親的な立場の男性が中心となって、身体的虐待・DV等において子どもにダメージを与えていることが伺える内容である。

Q11 家族構成と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的 虐待	ネグレクト (同居人の 虐待放置)		性的虐待	心理的 虐待	心理的 虐待 (DV 目撃)	合計
			ネグレクト	ネグレクト				
実父	頻度	857	<u>419</u>	<u>45</u>	32	956	1519	3828
	カテゴリ別の%	59.8%	40.2%	35.7%	52.5%	64.0%	72.0%	61.1%
継父	頻度	66	28	<u>0</u>	2	44	53	193
	カテゴリ別の%	4.6%	2.7%	0.0%	3.3%	2.9%	2.5%	3.1%
普通養子縁組の養父	頻度	99	<u>41</u>	<u>0</u>	15	72	116	343
	カテゴリ別の%	6.9%	3.9%	0.0%	24.6%	4.8%	5.5%	5.5%
里父	頻度	1	1	0	0	1	0	3
	カテゴリ別の%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
内縁の夫	頻度	65	42	21	4	<u>46</u>	105	283
	カテゴリ別の%	4.5%	4.0%	16.7%	6.6%	3.1%	5.0%	4.5%
実母	頻度	<u>1262</u>	<u>926</u>	117	53	1336	1996	5690
	カテゴリ別の%	88.1%	88.8%	92.9%	86.9%	89.5%	94.6%	90.8%
継母	頻度	12	6	1	0	5	7	31
	カテゴリ別の%	0.8%	0.6%	0.8%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%
普通養子縁組の養母	頻度	11	5	0	0	5	3	24
	カテゴリ別の%	0.8%	0.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.4%
里母	頻度	2	0	0	0	1	0	3
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
内縁の妻	頻度	2	1	1	0	5	5	14
	カテゴリ別の%	0.1%	0.1%	0.8%	0.0%	0.3%	0.2%	0.2%
実の兄弟	頻度	<u>853</u>	<u>624</u>	77	32	985	1361	3932
	カテゴリ別の%	59.5%	59.8%	61.1%	52.5%	66.0%	64.5%	62.7%
義理の兄弟	頻度	184	163	16	13	215	324	915
	カテゴリ別の%	12.8%	15.6%	12.7%	21.3%	14.4%	15.3%	14.6%
祖父	頻度	68	42	7	4	80	78	279
	カテゴリ別の%	4.7%	4.0%	5.6%	6.6%	5.4%	3.7%	4.5%
祖母	頻度	118	98	14	7	96	144	477
	カテゴリ別の%	8.2%	9.4%	11.1%	11.5%	6.4%	6.8%	7.6%
おじ	頻度	26	22	2	1	<u>6</u>	24	81
	カテゴリ別の%	1.8%	2.1%	1.6%	1.6%	0.4%	1.1%	1.3%
おば	頻度	20	24	1	1	12	22	80
	カテゴリ別の%	1.4%	2.3%	0.8%	1.6%	0.8%	1.0%	1.3%
その他の同居家族	頻度	19	17	3	0	8	21	68
	カテゴリ別の%	1.3%	1.6%	2.4%	0.0%	0.5%	1.0%	1.1%
その他	頻度	<u>14</u>	20	12	3	19	32	100
	カテゴリ別の%	1.0%	1.9%	9.5%	4.9%	1.3%	1.5%	1.6%
不明	頻度	5	5	0	0	27	<u>3</u>	40
	カテゴリ別の%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	1.8%	0.1%	0.6%
	全体	1433	1043	126	61	1493	2111	6267

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q12①. 3~6 ヶ月健診の受診状況

- 可能性を含め「受診した」が50.1%で、「受診していない（可能性がある）」1.9%を大きく上回る。

Q12① 3~6ヶ月健診の受診状況

	度数	%	%グラフ
受診した（可能性が高い）	3158	50.1	
受診していない（可能性が高い）	121	1.9	
年齢未到達	102	1.6	
不明	2815	44.7	
無回答	104	1.7	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査では、「受診した（可能性がある）」が 37.9%であり、今回の調査結果の方がやや上回っている。また、平成 25 年調査では、「不明」が 57%と半数以上を占めたが今回は 37.3%と受診の有無を確認するようになってきたことがうかがわれる。

「不明」がそのまま未受診を意味しないにしても、半分以下の事例でしか 3-6 か月健診の施行が確かめられていないというのは、一般に乳幼児健診の受診率が 80%を超えていることと比較すると、虐待事例では極端に低い受診率であるといえる。

3~6 か月健診の受診状況と虐待種別のクロス表

身体的虐待は、受診状況が「不明」であるという報告が多く、ネグレクトは「受診していない」という報告が多かった。これは、健診に行けていないことが虐待的な状況のサインであることを示していると考えられる。ネグレクトが未受診と関係しているのは、ネグレクトが他の虐待よりも乳幼児年代に集中しているので健診状況の情報が得られているケースが多いためであると思われる。また心理的虐待（DV 目撃）は「受診した」報告は高く、「受診していない」「不明」報告は低かったが、DV 事例が乳幼児の段階ではそれなりに家族が機能していることを示した結果だと思われる。

Q12① 3~6か月健診の受診状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
受診した（可能性が高い）	頻度	695	502	59	35	736	1121	3148
	カテゴリ別の%	49.3%	48.8%	46.8%	58.3%	50.3%	53.8%	51.0%
受診していない（可能性が高い）	頻度	22	44	6	0	23	<u>26</u>	121
	カテゴリ別の%	1.6%	4.3%	4.8%	0.0%	1.6%	1.2%	2.0%
年齢未到達	頻度	17	32	1	0	<u>12</u>	40	102
	カテゴリ別の%	1.2%	3.1%	0.8%	0.0%	0.8%	1.9%	1.7%
不明	頻度	676	450	60	25	693	<u>898</u>	2802
	カテゴリ別の%	47.9%	43.8%	47.6%	41.7%	47.3%	43.1%	45.4%
	総数	1410	1028	126	60	1464	2085	6173

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

3～6 か月検診の受診状況と虐待重症度のクロス表

虐待重症度の一番低い「虐待の危惧あり」は「受診した」報告が多く、中度虐待では「受診していない」報告が多かった。これは3～6 か月健診の受診状況が、虐待の重症度の指標になり得ることを示す所見といえる。また、重度虐待と生命の危険ありは「年齢未到達」との報告が多く、特に生命に危険のある事例においては、3～6 か月健診のチェックより早期のチェックが必要となることを意味する結果であると言えよう。

Q12① 3～6か月健診の受診状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
受診した（可能性が高い）	頻度	649	1504	758	124	11	<u>83</u>	3129
	カテゴリ別の%	55.7%	51.3%	48.9%	52.1%	40.7%	37.9%	51.0%
受診していない（可能性が高い）	頻度	17	53	42	5	1	1	119
	カテゴリ別の%	1.5%	1.8%	2.7%	2.1%	3.7%	0.5%	1.9%
年齢未到達	頻度	20	<u>37</u>	25	9	9	1	101
	カテゴリ別の%	1.7%	1.3%	1.6%	3.8%	33.3%	0.5%	1.6%
不明	頻度	<u>479</u>	1337	726	100	<u>6</u>	134	2782
	カテゴリ別の%	41.1%	45.6%	46.8%	42.0%	22.2%	61.2%	45.4%
	総数	1165	2931	1551	238	27	219	6131

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q12②. 1歳6か月検診の受診状況

- 「受診した（可能性が高い）」が44.9%で、「受診していない（可能性がある）」2.7%を大きく上回った。

Q12② 1歳6ヶ月健診の受診状況

	度数	%	%グラフ
受診した（可能性が高い）	2830	44.9	
受診していない（可能性が高い）	168	2.7	
年齢未到達	424	6.7	
不明	2647	42.0	
無回答	231	3.7	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「受診した（可能性がある）」が34.1%であり、今回の調査結果の方がやや上回っている。また、平成 25 年度調査では、「不明」が54.1%と半数以上を占めたが今回は35.0%と受診の有無を確認するようになってきたことがうかがわれる。

虐待事例で半数程度しか受診が確認できないことは、1歳6か月健診は一般の受診率は9割を超えていることを考えれば、非常に低いといえる。1歳6か月健診に来ないことが虐待リスクの指標になる可能性があらためて示唆される。

1歳6か月健診の受診状況と虐待種別のクロス表

3~6か月健診と同様に、身体的虐待では「不明」、ネグレクトでは「受診していない」報告が多かった。3~6か月健診と異なる所見としては、性的虐待で「受診した」報告が多いことである。これは性的虐待が、家庭機能や養育機能全体の低下とは別の要因で起きる虐待であることを示していると思われる。

Q12② 1歳6か月健診の受診状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
		受診した (可能性が高い)	頻度	665	449	57	36	
	カテゴリ別の%	47.7%	44.4%	47.1%	60.0%	47.7%	45.9%	46.7%
受診していない (可能性が高い)	頻度	29	60	8	0	31	<u>40</u>	168
	カテゴリ別の%	2.1%	5.9%	6.6%	0.0%	2.2%	2.0%	2.8%
年齢未到達	頻度	<u>48</u>	79	4	<u>0</u>	<u>77</u>	213	421
	カテゴリ別の%	3.4%	7.8%	3.3%	0.0%	5.3%	10.5%	7.0%
不明	頻度	651	424	52	24	645	<u>840</u>	2636
	カテゴリ別の%	46.7%	41.9%	43.0%	40.0%	44.8%	41.5%	43.6%
	総数	1393	1012	121	60	1440	2022	6048

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

1歳6か月健診の受診状況と虐待重症度のクロス表

虐待重症度の一番低い「虐待の危惧あり」で「受診した」「年齢未到達」との報告が多く、中度虐待では「受診していない」との報告がやや多い。これは3~6か月健診と同様、1歳6か月健診の受診状況が、虐待の重症度の指標になり得ることを示している所見といえる。また生命の危機ありは「年齢未到達」との報告も多い。生命の危機が生じる事例が0歳代で頻出することの反映でもあり、このような事例のチェックには1歳6か月時の健診では遅い面があるといえる。

Q12② 1歳6か月健診の受診状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
		受診した (可能性が高い)	頻度	569	1372	<u>661</u>	122	
	カテゴリ別の%	50.3%	47.6%	43.4%	52.1%	25.0%	34.6%	46.7%
受診していない (可能性が高い)	頻度	<u>19</u>	85	55	6	0	2	167
	カテゴリ別の%	1.7%	2.9%	3.6%	2.6%	0.0%	1.0%	2.8%
年齢未到達	頻度	95	<u>162</u>	117	22	14	9	419
	カテゴリ別の%	8.4%	5.6%	7.7%	9.4%	58.3%	4.3%	7.0%
不明	頻度	<u>448</u>	1266	690	<u>84</u>	<u>4</u>	125	2617
	カテゴリ別の%	39.6%	43.9%	45.3%	35.9%	16.7%	60.1%	43.6%
	総数	1131	2885	1523	234	24	208	6005

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q12③. 3歳児検診の受診状況

- 「受診した（可能性が高い）」が38.2%で、「受診していない（可能性が高い）」2.5%を大きく上回った。

Q12③ 3歳児健診の受診状況

	度数	%	%グラフ
受診した（可能性が高い）	2405	38.2	
受診していない（可能性が高い）	157	2.5	
年齢未到達	823	13.1	
不明	2585	41.0	
無回答	330	5.2	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査では、「受診した（可能性がある）」が 28.9%であり、今回の調査結果の方がやや上回っている。また、平成 25 年調査では「不明」が 52.5%と半数以上を占めたが、今回は 34.2%と受診の有無を確認するようになってきたことがうかがわれる。

3歳児健診の受診状況と虐待種別のクロス表

1歳6か月健診と同様に、身体的虐待では「不明」の報告が、ネグレクトでは「受診していない」報告が、性的虐待は「受診した」報告がそれぞれ多くなっていた。

Q12③ 3歳児健診の受診状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
受診した（可能性が高い）	頻度	601	387	45	33	578	<u>754</u>	2398
	カテゴリ別の%	43.8%	39.0%	38.5%	55.0%	40.8%	37.9%	40.3%
受診していない（可能性が高い）	頻度	27	45	7	2	41	<u>35</u>	157
	カテゴリ別の%	2.0%	4.5%	6.0%	3.3%	2.9%	1.8%	2.6%
年齢未到達	頻度	<u>96</u>	149	10	<u>1</u>	174	390	820
	カテゴリ別の%	7.0%	15.0%	8.5%	1.7%	12.3%	19.6%	13.8%
不明	頻度	648	412	55	24	622	<u>813</u>	2574
	カテゴリ別の%	47.2%	41.5%	47.0%	40.0%	44.0%	40.8%	43.3%
	総数	1372	993	117	60	1415	1992	5949

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

3 歳児検診の受診状況と虐待重症度のクロス表

虐待の危惧あり・重度虐待・生命の危機ありでは、「年齢未到達」という報告が多かった。また生命の危機ありでは「受診した」報告が低かった。1 歳 6 ヶ月健診と同様、生命の危機が生じる事例は 0 歳代で頻出することの反映であり、3 歳児健診では、深刻な事例を見出す上では時期的に遅い場合が多いことを示していると思われる。

Q12③ 3歳児健診の受診状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
受診した（可能性が高い）	頻度	467	1173	574	98	<u>4</u>	<u>63</u>	2379
	カテゴリ別の%	42.1%	41.4%	38.2%	42.4%	16.7%	30.7%	40.3%
受診していない（可能性が高い）	頻度	29	79	42	5	0	2	157
	カテゴリ別の%	2.6%	2.8%	2.8%	2.2%	0.0%	1.0%	2.7%
年齢未到達	頻度	<u>179</u>	<u>349</u>	209	<u>43</u>	<u>16</u>	21	817
	カテゴリ別の%	16.1%	12.3%	13.9%	18.6%	66.7%	10.2%	13.8%
不明	頻度	<u>435</u>	1234	678	<u>85</u>	<u>4</u>	<u>119</u>	2555
	カテゴリ別の%	39.2%	43.5%	45.1%	36.8%	16.7%	58.0%	43.2%
	総数	1110	2835	1503	231	24	205	5908

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q13. 母子手帳の交付

- 「不明」が半数近く（48.4%）を占めていた。「不明」3,050 件を除いた 3,250 件のうち、母子手帳交付「あり」は約 98%と高い割合を示していた。

Q13 母子手帳の交付

	度数	%	% グラフ
あり	3046	48.3	
なし	69	1.1	
不明	3050	48.4	
無回答	135	2.1	
合計	6300	100	

***平成 25 年度調査との比較**

平成 25 年度も、「不明」「無回答」3,895 件を除いた 3,539 件のうち、母子手帳交付「あり」が 99%と今回と同様高い割合であった。

不明が半数程度であり、母子手帳の交付を受けていないことやそれが確認できないことが、虐待事例のサインとなり得る可能性を示唆する。

母子手帳の交付と虐待種別のクロス表

ネグレクトは母子手帳「交付あり」の報告が多かった。一方心理的虐待・DV目撃は「交付あり」という報告が相対的に少なく、「不明」報告が多かった。ネグレクトで母子手帳の交付が多いのは、一見矛盾するようだが、ネグレクトでは子どもが低年齢時に頻発するケースが多いため、調査として母子手帳の確認が取られやすいことと関係していると考えられる。一方心理的虐待は、比較的高年齢の子どもが対象になることが多く、母子手帳の確認が難しい事例がふえることがこの所見に結び付いていると思われる。

Q13 母子手帳の交付と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)		心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
				性的虐待				
あり	頻度	708	557	69	37	681	986	3038
	カテゴリ別の%	50.4%	54.4%	56.1%	60.7%	46.8%	47.5%	49.5%
なし	頻度	20	11	5	1	9	23	69
	カテゴリ別の%	1.4%	1.1%	4.1%	1.6%	0.6%	1.1%	1.1%
不明	頻度	677	455	49	23	765	1067	3036
	カテゴリ別の%	48.2%	44.5%	39.8%	37.7%	52.6%	51.4%	49.4%
総数		1405	1023	123	61	1455	2076	6143

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q14. 子供が属する家庭の経済状況

- 全体的には「課税世帯 (49.4%)」が最も高い値を示し、「不明 (33.4%)」「生活保護世帯 (10.0%)」「非課税世帯 (6.5%)」と続いていた。

Q14 子どもが属する世帯の経済状況

	度数	%	%グラフ
生活保護世帯	630	10.0	
非課税世帯	410	6.5	
課税世帯	3115	49.4	
不明	2103	33.4	
無回答	42	0.7	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

「課税世帯」が 40.7% で最も高く、次いで「生活保護世帯」16.5%、「特別区民税または市町村民税の非課税世帯」8.9%であった。前回と比して今回の調査では「課税世帯」の割合が増え、「生活保護世帯」の割合が減っている。一版と比べると生活保護の率はかなり高く、経済的問題が虐待の背景の 1 つであることが示唆される。

子どもが属する世帯の経済状況と虐待種別のクロス表

ネグレクト・同居人の虐待放置は「生活保護世帯」「非課税世帯」が多く報告された。一方身体的虐待・性的虐待・心理的虐待（DV目撃）は「課税世帯」が多く報告されていた。各虐待種別特有の主たる虐待者（身体的虐待は父親等男性が、ネグレクトは母親等女性が多い）の経済状況が反映された可能性がある。

Q14 子どもの世帯の経済状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
生活保護世帯	頻度	<u>120</u>	<u>241</u>	<u>37</u>	3	<u>108</u>	<u>119</u>	628
	カテゴリ別の%	8.4%	23.2%	29.6%	5.0%	7.3%	5.7%	10.1%
非課税世帯	頻度	<u>73</u>	<u>148</u>	<u>14</u>	2	<u>73</u>	<u>100</u>	410
	カテゴリ別の%	5.1%	14.2%	11.2%	3.3%	4.9%	4.8%	6.6%
課税世帯	頻度	<u>790</u>	<u>310</u>	<u>44</u>	<u>42</u>	762	<u>1155</u>	3103
	カテゴリ別の%	55.5%	29.8%	35.2%	70.0%	51.4%	54.9%	49.8%
不明	頻度	<u>440</u>	340	<u>30</u>	<u>13</u>	<u>540</u>	729	2092
	カテゴリ別の%	30.9%	32.7%	24.0%	21.7%	36.4%	34.7%	33.6%
	総数	1423	1039	125	60	1483	2103	6233

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもが属する世帯の経済状況と虐待重症度のクロス表

虐待の危惧あり・軽度虐待では「課税世帯」が多く、中度虐待・重度虐待では「生活保護世帯」「非課税世帯」が多い傾向がはっきりと見て取れた。経済的な問題が虐待をより重症にせしめることを反映した結果である。

Q14 子どもの世帯の経済状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
生活保護世帯	頻度	<u>84</u>	293	<u>183</u>	<u>54</u>	1	<u>10</u>	625
	カテゴリ別の%	7.2%	9.9%	11.7%	22.1%	3.8%	4.5%	10.1%
非課税世帯	頻度	<u>61</u>	<u>173</u>	<u>132</u>	<u>33</u>	3	<u>5</u>	407
	カテゴリ別の%	5.2%	5.8%	8.4%	13.5%	11.5%	2.2%	6.6%
課税世帯	頻度	<u>646</u>	<u>1532</u>	<u>731</u>	<u>101</u>	11	<u>66</u>	3087
	カテゴリ別の%	55.1%	51.7%	46.7%	41.4%	42.3%	29.6%	49.9%
不明	頻度	382	963	518	<u>56</u>	11	<u>142</u>	2072
	カテゴリ別の%	32.6%	32.5%	33.1%	23.0%	42.3%	63.7%	33.5%
	総数	1173	2961	1564	244	26	223	6191

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

II. 虐待者について

Q15. 虐待者の続柄等

- 設問：「虐待者が複数いる場合は、主な2人について「主たる者」「従たる者」として記入してください。虐待によって子どもに一番深刻な影響を与えている者を「主たる者」と判断してください」
- 主たる虐待者は、「実母」が2,904件（46.1%）と最も多く、次いで「実父」2,569件（40.8%）であり、実父母による虐待が9割近くを占めていた。複数の虐待者を報告したケースは2,085件に及んだ。
 - 従たる虐待者では、「実母」1,299件（20.6%）「実父」507件（8.0%）という順になっており、複数の虐待者の少なくともどちらかに一方に実父母がかかわる割合が高いことが伺える。

Q15 虐待者

	主たる虐待者			従たる虐待者		
	度数	%	%グラフ	度数	%	%グラフ
実父	2569	40.8		507	8.0	
継父	132	2.1		32	0.5	
普通養子縁組の養父	216	3.4		53	0.8	
里親	1	0.0		0	0.0	
母の内縁の夫	188	3.0		76	1.2	
実母	2904	46.1		1299	20.6	
継母	15	0.2		7	0.1	
普通養子縁組の養母	12	0.2		8	0.1	
父の内縁の妻	6	0.1		4	0.1	
実の兄弟	3	0.0		5	0.1	
義理の兄弟	1	0.0		2	0.0	
祖父	28	0.4		21	0.3	
祖母	33	0.5		36	0.6	
おじ	15	0.2		4	0.1	
おば	5	0.1		5	0.1	
その他の同居の家族	12	0.2		3	0.0	
その他	35	0.6		12	0.2	
不明	49	0.8		11	0.2	
無回答	76	1.2		4215	66.9	
合計	6300	100		6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、7,434 件のうち「実母」が 3,828 件（51.1%）と最も多く、次いで「実父」2,556 件（34.4%）であった。平成 25 年調査と今回の調査を比較すると、実母の割合が 1 割低下し、実父が 1 割増加していた。心理的虐待（DV の目撃）で主たる虐待者として実父が特に多いことを踏まえると、実父の割合増加は主として心理的虐待（DV 目撃）の増加によるものと考えられる。

主たる虐待者と虐待種別のクロス表

主たる虐待者と虐待種別の関係を見ると、身体的虐待については、「実母」が最多であったが他の虐待種と比較すると有意ではなく、「継父」「普通養子縁組の養父」「継母」「祖父」「おじ」の割合が、他の種類の虐待と比べると多かった。さらに「実父」が主な虐待者であることが約 4 割で 2 番目に多いが、他の虐待種との比較では低い傾向である。「実父」が特に多いのは心理的虐待（DV）の場合（65.3%）であり、他の虐待種では相対的に低くなったと思われる。

ネグレクト・心理的虐待では、「実母」が最多であり、他の虐待種と比べても有意に多かった。性的虐待は、最多が「実父（48.4%）」で、次が「養父（24.2%）」であり、養父の割合が他の虐待に比べて高かった。心理的虐待（DV）では多い順に、「実父（65.3%）」、「実母（21.1%）」、「母の内縁の夫（4.7%）」、「養父（4.3%）」であり、他の虐待との比較では「実父」「養父」「母の内縁の夫」が高かった。

主たる虐待者と虐待重症度のクロス表

重症度で最も高い「生命の危機あり」では「実母（55.6%）」、「実父（25.9%）」が割合として多かった。重度・中度虐待では「実父」「実母」の順に多く、軽度虐待・虐待の危惧ありでは「実母」「実父」の順となる。1 歳未満が約 7 割を占める「生命の危機あり」以外においては、「実父」の方が重度の虐待を生じさせている傾向がうかがわれた。

主たる虐待者と虐待種別のクロス表

Q15 主たる虐待者と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待 待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
実父	頻度	<u>537</u>	<u>151</u>	<u>19</u>	29	<u>465</u>	<u>1359</u>	2560
	カテゴリ別の%	37.8%	14.7%	15.1%	47.5%	31.4%	65.2%	41.3%
継父	頻度	<u>50</u>	<u>5</u>	0	<u>4</u>	25	48	132
	カテゴリ別の%	3.5%	0.5%	0.0%	6.6%	1.7%	2.3%	2.1%
普通養子 縁組の養父	頻度	<u>65</u>	<u>9</u>	<u>0</u>	<u>15</u>	<u>36</u>	<u>91</u>	216
	カテゴリ別の%	4.6%	0.9%	0.0%	24.6%	2.4%	4.4%	3.5%
里親	頻度	0	0	0	0	1	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
母の内縁の夫	頻度	43	<u>2</u>	<u>14</u>	4	<u>26</u>	<u>99</u>	188
	カテゴリ別の%	3.0%	0.2%	11.1%	6.6%	1.8%	4.7%	3.0%
実母	頻度	658	<u>840</u>	<u>77</u>	<u>5</u>	<u>872</u>	<u>444</u>	2896
	カテゴリ別の%	46.4%	81.7%	61.1%	8.2%	58.8%	21.3%	46.7%
継母	頻度	<u>7</u>	3	1	0	2	2	15
	カテゴリ別の%	0.5%	0.3%	0.8%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
普通養子 縁組の養母	頻度	3	4	0	0	4	1	12
	カテゴリ別の%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%
父の内縁の妻	頻度	0	0	1	0	<u>4</u>	1	6
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%
実の兄弟	頻度	0	<u>2</u>	0	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
義理の兄弟	頻度	0	<u>1</u>	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	頻度	<u>13</u>	1	1	1	4	8	28
	カテゴリ別の%	0.9%	0.1%	0.8%	1.6%	0.3%	0.4%	0.5%
祖母	頻度	9	5	2	0	12	<u>5</u>	33
	カテゴリ別の%	0.6%	0.5%	1.6%	0.0%	0.8%	0.2%	0.5%
おじ	頻度	<u>7</u>	0	1	<u>2</u>	4	<u>1</u>	15
	カテゴリ別の%	0.5%	0.0%	0.8%	3.3%	0.3%	0.0%	0.2%
おば	頻度	1	2	0	0	0	2	5
	カテゴリ別の%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
その他の 同居家族	頻度	4	0	<u>3</u>	0	4	1	12
	カテゴリ別の%	0.3%	0.0%	2.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%
その他	頻度	7	<u>1</u>	<u>7</u>	1	<u>2</u>	17	35
	カテゴリ別の%	0.5%	0.1%	5.6%	1.6%	0.1%	0.8%	0.6%
不明	頻度	15	<u>2</u>	0	0	<u>21</u>	<u>6</u>	44
	カテゴリ別の%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.4%	0.3%	0.7%
	総数	1419	1028	126	61	1482	2085	6201

主たる虐待者と虐待重症度のクロス表

Q15 主たる虐待者と主たる虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危機 あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機 あり	不明	合計
実父	頻度	485	<u>1178</u>	<u>710</u>	102	7	<u>70</u>	2552
	カテゴリ別の%	41.3%	40.0%	45.8%	41.5%	25.9%	32.4%	41.4%
継父	頻度	29	58	36	6	0	2	131
	カテゴリ別の%	2.5%	2.0%	2.3%	2.4%	0.0%	0.9%	2.1%
普通養子 縁組の養父	頻度	33	<u>80</u>	<u>73</u>	<u>21</u>	2	6	215
	カテゴリ別の%	2.8%	2.7%	4.7%	8.5%	7.4%	2.8%	3.5%
里親	頻度	<u>1</u>	0	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母の内縁の夫	頻度	27	91	46	<u>18</u>	1	<u>1</u>	184
	カテゴリ別の%	2.3%	3.1%	3.0%	7.3%	3.7%	0.5%	3.0%
実母	頻度	566	<u>1453</u>	<u>641</u>	<u>91</u>	15	99	2865
	カテゴリ別の%	48.3%	49.3%	41.3%	37.0%	55.6%	45.8%	46.5%
継母	頻度	1	7	4	1	<u>1</u>	1	15
	カテゴリ別の%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	3.7%	0.5%	0.2%
普通養子 縁組の養母	頻度	1	7	3	1	0	0	12
	カテゴリ別の%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%
父の内縁の妻	頻度	2	4	0	0	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
実の兄弟	頻度	0	2	0	0	0	<u>1</u>	3
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%
義理の兄弟	頻度	0	0	1	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	頻度	6	13	7	0	0	2	28
	カテゴリ別の%	0.5%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.5%
祖母	頻度	6	21	3	1	0	1	32
	カテゴリ別の%	0.5%	0.7%	0.2%	0.4%	0.0%	0.5%	0.5%
おじ	頻度	1	10	4	0	0	0	15
	カテゴリ別の%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
おば	頻度	2	3	0	0	0	0	5
	カテゴリ別の%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他の 同居家族	頻度	3	3	3	0	0	<u>3</u>	12
	カテゴリ別の%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.4%	0.2%
その他	頻度	7	<u>10</u>	12	<u>4</u>	0	2	35
	カテゴリ別の%	0.6%	0.3%	0.8%	1.6%	0.0%	0.9%	0.6%
不明	頻度	<u>3</u>	<u>6</u>	8	1	1	<u>28</u>	47
	カテゴリ別の%	0.3%	0.2%	0.5%	0.4%	3.7%	13.0%	0.8%
総数		1173	2946	1551	246	27	216	6159

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q15-2. 妊産婦検診の受診 (Q15 主たる虐待者「実母」2904 ケース限定)

- 無回答を除いた 800 件のうち「不明」が 518 件 (64.7%) を占めていた。不明を除いた 282 件では、97% が妊産婦健診を受診していた。特に年齢の高い児童の事例では十分な情報が得られていない面があると思われる。

Q15-2 妊産婦健診の受診状況 (Q15 主たる虐待者が実母のケースのみ)

	度数	%	% グラフ
受けた	274	9.4	
受けていない	8	0.3	
不明	518	17.8	
無回答	2104	72.5	
合計	2904	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、不明が 64.4% と高く、それを除いた件数では 95.4% の母親が妊産婦検診を受診していた。

Q15-3. 出産時の状況 (Q15 主たる虐待者「実母」2904 ケース限定)

- 無回答を除いた 842 件のうち、不明が 510 件 (60.5%) と最も多く、「通常に病院等で出産」が 300 件 (35.6%) であった。不明を除いた 332 件では、「通常」は 90.3% と大半を占めた。

Q15-3 出産時の状況 (Q15 主たる虐待者が実母のケースのみ)

	度数	%	% グラフ
通常に病院等で出産	300	10.3	
病院等への飛び込み出産	6	0.2	
自宅分娩	24	0.8	
その他	2	0.1	
不明	510	17.6	
無回答	2062	71.0	
合計	2904	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査でも、「不明」「無回答」を除いた 1,621 件のうち、「通常に病院等で出産」が 1,544 件 (95.2%) と最も多く、今回の調査結果と同様であった。

これ以降出てくる「虐待者」は「主たる虐待者」についての回答となる。

Q16. 虐待者の年齢（受理時）

- 主たる虐待者の平均年齢は 37.4 歳（標準偏差 8.9）であった。
- 30 代が 2,427 件（38.5%）と最も多く、次いで 40 代 1,810 件（28.7%）、20 代 1,228 件（19.5%）と続いており、20～40 代がほぼ 9 割を占めていた。

Q16 虐待者の年齢カテゴリ

	度数	%	% グラフ
10代	78	1.2	
20代	1228	19.5	
30代	2427	38.5	
40代	1810	28.7	
50代以上	361	5.7	
無回答	396	6.3	
合計	6300	100	

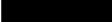
*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、30 代が 40.5%と最も高く、次いで 40 代 28.8%、20 代 20.3%と続いており、20～40 代が過半数を占めており、今回の調査結果でも同様の傾向が示された。

Q17. 虐待者の就労状況

- 主たる虐待者では、「正規就労」が 45.2%と最も多かった。

Q17 虐待者の就労状況

	度数	%	% グラフ
正規就労	2848	45.2	
非正規雇用	1078	17.1	
内職	19	0.3	
家事専念	627	10.0	
無職	686	10.9	
学生	6	0.1	
その他	59	0.9	
不明	870	13.8	
無回答	107	1.7	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年調査でも、「正規就労」が 35.1%と最も多く、無回答が含まれているため単純比較できないが、今回の調査結果の方が 10%ほど高くなっている。主たる虐待者として父親が増加した反映かもしれない。

虐待者の就労状況と虐待種別のクロス表

身体的虐待・DV 目撃・性的虐待では「正規就労」が、ネグレクトでは「無職」「非正規雇用」「家事専念」が多かった。心理的虐待でも「家事専念」が多く報告されていた。

Q17 虐待者の就労状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の 虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
		頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	
正規就労	頻度	690	188	34	40	563	1327	2842
	カテゴリ別の%	48.6%	18.3%	27.2%	66.7%	38.4%	64.1%	46.0%
非正規雇用	頻度	267	329	34	4	273	170	1077
	カテゴリ別の%	18.8%	31.9%	27.2%	6.7%	18.6%	8.2%	17.4%
内職	頻度	7	5	0	0	7	<u>0</u>	19
	カテゴリ別の%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.3%
家事専念	頻度	148	124	10	<u>1</u>	206	134	623
	カテゴリ別の%	10.4%	12.0%	8.0%	1.7%	14.1%	6.5%	10.1%
無職	頻度	122	257	33	6	152	114	684
	カテゴリ別の%	<u>8.6%</u>	25.0%	26.4%	10.0%	10.4%	5.5%	11.1%
学生	頻度	2	2	0	0	0	2	6
	カテゴリ別の%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
その他	頻度	11	18	1	1	15	13	59
	カテゴリ別の%	0.8%	1.7%	0.8%	1.7%	1.0%	0.6%	1.0%
不明	頻度	174	107	13	8	250	310	862
	カテゴリ別の%	12.2%	10.4%	10.4%	13.3%	17.1%	15.0%	14.0%
	総数	1421	1030	125	60	1466	2070	6172

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の就労状況と虐待種別のクロス表

「虐待の危惧あり」は「正規就労」が多く、「軽度虐待」は「家事専念」、「中度虐待」は「正規就労」と「無職」が多い。「無職」は中度虐待以上のいずれでも報告頻度が高くなっていた。

Q17 虐待者の就労状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
		頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	
正規就労	頻度	572	1324	750	113	<u>6</u>	<u>61</u>	2826
	カテゴリ別の%	49.3%	45.1%	48.4%	46.1%	23.1%	29.0%	46.1%
非正規雇用	頻度	185	541	265	50	5	<u>23</u>	1069
	カテゴリ別の%	15.9%	18.4%	17.1%	20.4%	19.2%	11.0%	17.5%
内職	頻度	4	7	8	0	0	0	19
	カテゴリ別の%	0.3%	0.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
家事専念	頻度	134	342	114	<u>12</u>	1	16	619
	カテゴリ別の%	11.5%	11.7%	7.4%	4.9%	3.8%	7.6%	10.1%
無職	頻度	121	281	201	55	7	<u>13</u>	678
	カテゴリ別の%	10.4%	9.6%	13.0%	22.4%	26.9%	6.2%	11.1%
学生	頻度	1	3	2	0	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	頻度	14	33	<u>8</u>	0	0	4	59
	カテゴリ別の%	1.2%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	1.9%	1.0%
不明	頻度	130	404	201	15	7	93	850
	カテゴリ別の%	11.2%	13.8%	13.0%	6.1%	26.9%	44.3%	13.9%
	総数	1161	2935	1549	245	26	210	6126

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q18. 虐待者の最終学歴

- 学歴が明らかな中では、「高校等卒業」が最も多い。「不明」が約 8 割と大半を占めている。

Q18 虐待者の最終学歴

	度数	%	%グラフ
中学校卒業	231	3.7	
高校等中退	227	3.6	
高校等卒業	388	6.2	
短大・高等専門学校卒業	154	2.4	
大学校卒業	234	3.7	
その他	24	0.4	
不明	5005	79.4	
無回答	37	0.6	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「不明」が 70.2%と最も多く、「高校等卒業」が 11.5%と今回よりも多かった。

虐待者の最終学歴と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」は高卒・専門・大卒が多く、「ネグレクト」「同居人の虐待放置」は中卒・高卒・高校中退が多く報告されていた。

Q18 虐待者の最終学歴と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
			ネグレクト					
中学校卒業	頻度	50	89	9	2	46	<u>35</u>	231
	カテゴリ別の%	3.5%	8.6%	7.1%	3.3%	3.1%	1.7%	3.7%
高校等中退	頻度	50	81	13	1	43	<u>39</u>	227
	カテゴリ別の%	3.5%	7.8%	10.3%	1.6%	2.9%	1.9%	3.6%
高校等卒業	頻度	106	108	15	4	84	<u>68</u>	385
	カテゴリ別の%	7.4%	10.4%	11.9%	6.6%	5.7%	3.2%	6.2%
短大・専門学校	頻度	51	23	1	2	50	<u>27</u>	154
	カテゴリ別の%	3.6%	2.2%	0.8%	3.3%	3.4%	1.3%	2.5%
大学校卒業	頻度	74	<u>21</u>	4	5	56	74	234
	カテゴリ別の%	5.2%	2.0%	3.2%	8.2%	3.8%	3.5%	3.8%
その他	頻度	6	10	0	1	2	5	24
	カテゴリ別の%	0.4%	1.0%	0.0%	1.6%	0.1%	0.2%	0.4%
不明	頻度	1088	<u>705</u>	<u>84</u>	46	1204	1856	4983
	カテゴリ別の%	76.4%	68.0%	66.7%	75.4%	81.1%	88.2%	79.9%
総数		1425	1037	126	61	1485	2104	6238

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q19. 虐待者の精神障害の有無

- 調査時（受理時から約6ヶ月後）における精神障害の有無を尋ねる設問である。
- 約半数（53.9%）が「精神障害はないと思われる」であったが、18.9%で「精神障害又はその疑いがある」と報告されていた。
- 平成25年度調査では、心身の状態についての設問であり、精神状況については「精神障害又はその疑い」が16.4%と最も多かった。

Q19 虐待者の精神障害の有無

	度数	%	%グラフ
精神障害又はその疑いがある	1193	18.9	
精神障害はないと思われる	3394	53.9	
不明	1531	24.3	
無回答	182	2.9	
合計	6300	100	

虐待者の精神障害の有無と虐待種別のクロス表

精神障害が報告される頻度が多い虐待種として「ネグレクト」、精神障害はないと報告される虐待種としては「身体的虐待」がそれぞれ該当していた。「DV目撃」は精神障害かどうか不明という報告が多かった。

Q19 虐待者の精神障害の有無と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト (同居人の虐待放置)		性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
			ネグレクト					
精神障害又はその疑いがある	頻度	264	295	33	8	305	280	1185
	カテゴリ別の%	18.8%	28.9%	26.6%	13.1%	21.2%	13.6%	19.4%
精神障害はないと思われる	頻度	820	556	63	34	815	1100	3388
	カテゴリ別の%	58.5%	54.4%	50.8%	55.7%	56.7%	53.6%	55.6%
不明	頻度	317	171	28	19	318	672	1525
	カテゴリ別の%	22.6%	16.7%	22.6%	31.1%	22.1%	32.7%	25.0%
	総数	1401	1022	124	61	1438	2052	6098

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の精神障害の有無と虐待重症度のクロス表

虐待重症度が高くなるほど（中度虐待以上）精神障害が報告される頻度が高く、比較的重症度が軽度であるほど（危惧あり・軽度虐待）精神障害はないと報告される頻度が高くなっていった。

Q19 虐待者の精神障害の有無と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
精神障害又はその疑いがある	頻度	185	507	382	81	11	19	1185
	カテゴリ別の%	16.1%	17.4%	24.9%	33.1%	40.7%	10.0%	19.5%
精神障害はないと思われる	頻度	717	1727	750	109	12	52	3367
	カテゴリ別の%	62.5%	59.2%	48.8%	44.5%	44.4%	27.4%	55.5%
不明	頻度	246	684	404	55	4	119	1512
	カテゴリ別の%	21.4%	23.4%	26.3%	22.4%	14.8%	62.6%	24.9%
	総数	1148	2918	1536	245	27	190	6064

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q19-1. 虐待者の精神障害の治療・相談

(Q19「精神障害又はその疑い」回答 1193 ケース限定)

- 精神障害に対する治療・相談について回答のあった 1,193 件のうち、496 件 (41.6%) が治療・相談に行っていた。しかし、「不明」を含む「治療不十分」「治療していない」ケースも半数以上を占めていた。

Q19-1 虐待者の治療相談 (Q19「精神障害がある」と回答ケース限定)

	度数	%	% グラフ
治療・相談に行っている	496	41.6	
治療・相談に行ったが不十分なもの	229	19.2	
治療していないと思われる	325	27.2	
不明	82	6.9	
無回答	61	5.1	
合計	1193	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、心身の状況に対する治療・相談について「定期的受診」「不定期の受診」は 2 割未満であり、過去 5 年間で「治療・相談」の割合が高くなっていると考えられる。

虐待者の精神障害の治療相談と虐待重症度のクロス表

精神障害またはその疑いがあるとされた 1193 名を対象として、治療相談の有無と虐待重症度の関連を検討したところ、中度虐待において「治療していない」との報告が多く見られた。また重度虐待においては「治療に行ったが不十分」との報告が多かった。

治療相談の有無と虐待種別の関連も同様に検討したが、明確な関連は認められなかった。

19-1 虐待者の精神障害の治療相談と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危 惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危 機あり	不明	合計
治療・相談に 行っている	頻度	83	213	155	29	4	8	492
	カテゴリ別の%	46.4%	45.2%	42.0%	37.7%	44.4%	42.1%	43.8%
治療・相談に行ったが 不十分なもの	頻度	36	84	71	25	2	9	227
	カテゴリ別の%	20.1%	17.8%	19.2%	32.5%	22.2%	47.4%	20.2%
治療していないと 思われる	頻度	<u>37</u>	136	123	23	2	<u>2</u>	323
	カテゴリ別の%	20.7%	28.9%	33.3%	29.9%	22.2%	10.5%	28.7%
不明	頻度	23	38	<u>20</u>	<u>0</u>	1	0	82
	カテゴリ別の%	12.8%	8.1%	5.4%	0.0%	11.1%	0.0%	7.3%
総数		179	471	369	77	9	19	1124

***太字**はカイ2乗検定 (もしくはFisherの直接確率計算) および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q19-2. 虐待者の精神障害の種類

(Q19「精神障害又はその疑い」回答 1193 ケース限定：複数回答)

- 報告が多い順に、「感情障害・うつ症状」が39.6%、「パーソナリティ障害」13.2%、「発達障害」13.2%、「アルコール使用障害」11.1%、「知的障害」10.5%、「不安障害・強迫性障害」10.6%、「統合失調症」7.5%であった。また「不明」が7.2%あり、診断の確認できないケースも少なくなかった。
- 平成25年度調査の「精神病又はその疑い」を今回は細かく診断名を尋ねたところ、「感情障害・うつ症状」が4割以上を占めていることが明らかになった。さらに「感情障害・うつ症状」はすべての虐待種別で4～5割を占め、特に実母に多いことが示された。

Q19-2 精神障害の種類 (Q19に「精神障害がある」と回答したケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
統合失調症やその類縁疾患	89	7.5	
感情障害・うつ症状	472	39.6	
不安障害・強迫性障害	126	10.6	
身体表現性障害・心身症	11	0.9	
PTSD・適応障害	35	2.9	
摂食障害	14	1.2	
パーソナリティ障害	158	13.2	
知的障害	125	10.5	
発達障害	158	13.2	
アルコール使用障害	132	11.1	
薬物使用障害	39	3.3	
ギャンブル障害	11	0.9	
インターネット依存症	2	0.2	
その他	50	4.2	
不明	86	7.2	
該当ケース数	1193		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成25年度調査との比較

障害の категория が異なるため、単純に比較できないが、精神障害を持つケースが多いことについては同様の傾向を確認したといえる。「感情障害・うつ症状」が4割存在することが確かめられ、それに対する治療が必要であることが明示された。

調査 2

虐待者の精神障害（複数回答）と虐待種別のクロス表

全体としては、「感情障害・うつ症状」がまんべんなく全ての虐待種で4-5割を占めている。また「ネグレクト」において「知的障害」「発達障害」「アルコール使用障害」が多いこと、「DV目撃」において、「アルコール使用障害」が多いことが示された。

Q19-2 虐待者の精神疾患と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
統合失調症	頻度	14	22	2	0	27	20	85
	カテゴリ別の%	5.3%	7.5%	6.1%	0.0%	8.9%	7.1%	7.2%
感情障害・うつ症状	頻度	116	120	14	4	127	<u>88</u>	469
	カテゴリ別の%	43.9%	40.7%	42.4%	50.0%	41.6%	31.4%	39.6%
不安障害・強迫性障害	頻度	34	32	1	0	35	23	125
	カテゴリ別の%	12.9%	10.8%	3.0%	0.0%	11.5%	8.2%	10.5%
身体表現性障害・心身症	頻度	3	5	2	0	0	0	10
	カテゴリ別の%	1.1%	1.7%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
PTSD・適応障害	頻度	7	7	3	0	8	10	35
	カテゴリ別の%	2.7%	2.4%	9.1%	0.0%	2.6%	3.6%	3.0%
摂食障害	頻度	7	3	0	0	3	1	14
	カテゴリ別の%	2.7%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.4%	1.2%
パーソナリティ障害	頻度	30	35	4	0	41	48	158
	カテゴリ別の%	11.4%	11.9%	12.1%	0.0%	13.4%	17.1%	13.3%
知的障害	頻度	22	<u>57</u>	6	2	29	<u>9</u>	125
	カテゴリ別の%	8.3%	19.3%	18.2%	25.0%	9.5%	3.2%	10.5%
発達障害	頻度	44	<u>25</u>	2	0	45	42	158
	カテゴリ別の%	16.7%	8.5%	6.1%	0.0%	14.8%	15.0%	13.3%
アルコール使用障害	頻度	34	<u>25</u>	2	0	<u>23</u>	<u>48</u>	132
	カテゴリ別の%	12.9%	8.5%	6.1%	0.0%	7.5%	17.1%	11.1%
薬物使用障害	頻度	7	8	3	0	7	14	39
	カテゴリ別の%	2.7%	2.7%	9.1%	0.0%	2.3%	5.0%	3.3%
ギャンブル障害	頻度	1	6	0	0	4	0	11
	カテゴリ別の%	0.4%	2.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.9%
インターネット依存症	頻度	0	2	0	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	頻度	6	10	1	<u>2</u>	<u>20</u>	11	50
	カテゴリ別の%	2.3%	3.4%	3.0%	25.0%	6.6%	3.9%	4.2%
不明	頻度	15	14	1	1	<u>30</u>	25	86
	カテゴリ別の%	5.7%	4.7%	3.0%	12.5%	9.8%	8.9%	7.3%
	全体	264	295	33	8	305	280	1185

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の精神障害（複数回答）と虐待重症度のクロス表

精神疾患の種類と虐待の重症度との間には、特にはっきりとした関連は見いだせなかった。「虐待の危惧」は「疾患不明」との報告頻度が高かった。

Q19-2 虐待者の精神疾患と主たる重症度のクロス集計表

		虐待の危 惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危 機あり	不明	合計
統合失調症	頻度	15	35	30	4	1	1	86
	カテゴリ別の%	8.1%	6.9%	7.9%	4.9%	9.1%	5.3%	7.3%
感情障害・うつ症状	頻度	77	185	165	29	5	9	470
	カテゴリ別の%	41.6%	36.5%	43.2%	35.8%	45.5%	47.4%	39.7%
不安障害・強迫性障害	頻度	16	53	36	16	0	3	124
	カテゴリ別の%	8.6%	10.5%	9.4%	19.8%	0.0%	15.8%	10.5%
身体表現性障害・ 心身症	頻度	3	2	6	0	0	0	11
	カテゴリ別の%	1.6%	0.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
PTSD・適応障害	頻度	9	<u>9</u>	8	5	1	<u>2</u>	34
	カテゴリ別の%	4.9%	1.8%	2.1%	6.2%	9.1%	10.5%	2.9%
摂食障害	頻度	2	5	3	1	0	<u>2</u>	13
	カテゴリ別の%	1.1%	1.0%	0.8%	1.2%	0.0%	10.5%	1.1%
パーソナリティ障害	頻度	19	64	54	17	2	2	158
	カテゴリ別の%	10.3%	12.6%	14.1%	21.0%	18.2%	10.5%	13.3%
知的障害	頻度	11	52	46	10	3	2	124
	カテゴリ別の%	5.9%	10.3%	12.0%	12.3%	27.3%	10.5%	10.5%
発達障害	頻度	27	61	53	12	1	1	155
	カテゴリ別の%	14.6%	12.0%	13.9%	14.8%	9.1%	5.3%	13.1%
アルコール使用障害	頻度	16	62	47	6	1	0	132
	カテゴリ別の%	8.6%	12.2%	12.3%	7.4%	9.1%	0.0%	11.1%
薬物使用障害	頻度	3	18	14	4	0	0	39
	カテゴリ別の%	1.6%	3.6%	3.7%	4.9%	0.0%	0.0%	3.3%
ギャンブル障害	頻度	0	6	5	0	0	0	11
	カテゴリ別の%	0.0%	1.2%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
インターネット依存症	頻度	0	0	2	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	頻度	9	18	13	<u>10</u>	0	0	50
	カテゴリ別の%	4.9%	3.6%	3.4%	12.3%	0.0%	0.0%	4.2%
不明	頻度	<u>21</u>	49	<u>12</u>	2	0	<u>2</u>	86
	カテゴリ別の%	11.4%	9.7%	3.1%	2.5%	0.0%	10.5%	7.3%
	全体	185	507	382	81	11	19	1185

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の精神障害（複数回答）と主たる虐待者のクロス表

Q19-2 虐待者の精神疾患と主たる虐待者のクロス集計表（前半）

		実父	継父	普通養子縁組 の養父	母の内縁の夫	実母	継母	普通養子縁組 の養母	父の内縁の妻
統合失調症	頻度	11	0	0	0	73	0	1	0
	カテゴリ別の%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%	20.0%	0.0%
感情障害・うつ症状	頻度	<u>82</u>	6	6	2	<u>360</u>	1	<u>4</u>	0
	カテゴリ別の%	28.9%	46.2%	26.1%	25.0%	43.6%	50.0%	80.0%	0.0%
不安障害・強迫性障害	頻度	19	2	0	0	102	0	0	0
	カテゴリ別の%	6.7%	15.4%	0.0%	0.0%	12.4%	0.0%	0.0%	0.0%
身体表現性障害・ 心身症	頻度	2	0	0	0	9	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
PTSD・適応障害	頻度	5	0	1	0	27	<u>1</u>	0	<u>1</u>
	カテゴリ別の%	1.8%	0.0%	4.3%	0.0%	3.3%	50.0%	0.0%	100.0%
摂食障害	頻度	0	0	0	0	14	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%
パーソナリティ障害	頻度	28	1	4	0	121	2	1	0
	カテゴリ別の%	9.9%	7.7%	17.4%	0.0%	14.7%	100.0%	20.0%	0.0%
知的障害	頻度	28	0	0	0	92	0	0	0
	カテゴリ別の%	9.9%	0.0%	0.0%	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%	0.0%
発達障害	頻度	<u>67</u>	1	<u>7</u>	0	<u>75</u>	0	0	0
	カテゴリ別の%	23.6%	7.7%	30.4%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
アルコール使用障害	頻度	<u>64</u>	0	5	<u>4</u>	<u>56</u>	0	0	0
	カテゴリ別の%	22.5%	0.0%	21.7%	50.0%	6.8%	0.0%	0.0%	0.0%
薬物使用障害	頻度	9	0	0	2	26	0	0	0
	カテゴリ別の%	3.2%	0.0%	0.0%	25.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%
ギャンブル障害	頻度	5	<u>2</u>	0	0	<u>4</u>	0	0	0
	カテゴリ別の%	1.8%	15.4%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
インターネット依存症	頻度	0	0	0	0	2	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	頻度	14	1	1	0	33	0	1	0
	カテゴリ別の%	4.9%	7.7%	4.3%	0.0%	4.0%	0.0%	20.0%	0.0%
不明	頻度	24	1	1	<u>2</u>	<u>57</u>	0	0	0
	カテゴリ別の%	8.5%	7.7%	4.3%	25.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	全体	284	13	23	8	825	2	5	1

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもののだが、期待度数が少ないセルが多すぎ、いずれも χ^2 検定の適応外になっていることに留意する。

虐待者の精神疾患と主たる虐待者の関連については、まず主たる虐待者の該当項目が多岐に渡る関係で各項目の頻度が少ないものが多く、 χ^2 検定と残差分析の適応外であることに留意する必要がある。

その上で数値上の傾向を見ていくと、虐待者が「実父」である場合は「発達障害」「アルコール使用障害」が報告される頻度が高い。一方虐待者が実母である場合は、「感情障害」が報告される頻度が高くなっていた。それ以外の虐待者の傾向については頻度が少なすぎて判断が難しい。

Q19-2 虐待者の精神疾患と主たる虐待者のクロス集計表（後半）

		実の兄弟	祖父	祖母	おじ	その他の同居 の家族	その他	不明	合計
統合失調症	頻度	0	0	0	1	0	1	0	87
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	7.4%
感情障害・うつ症状	頻度	0	2	3	2	0	0	1	469
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	75.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	39.8%
不安障害・強迫性障害	頻度	0	0	0	1	0	0	0	124
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
身体表現性障害・ 心身症	頻度	0	0	0	0	0	0	0	11
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
PTSD・適応障害	頻度	0	0	0	0	0	0	0	35
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%
摂食障害	頻度	0	0	0	0	0	0	0	14
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
パーソナリティ障害	頻度	0	0	0	0	0	0	0	157
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%
知的障害	頻度	0	0	1	1	0	3	0	125
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	75.0%	0.0%	10.6%
発達障害	頻度	2	0	0	0	1	0	1	154
	カテゴリ別の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	13.1%
アルコール使用障害	頻度	0	0	0	0	0	0	0	129
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.0%
薬物使用障害	頻度	0	0	0	0	0	1	0	38
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	3.2%
ギャンブル障害	頻度	0	0	0	0	0	0	0	11
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
インターネット依存症	頻度	0	0	0	0	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
その他	頻度	0	0	0	0	0	0	0	50
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%
不明	頻度	0	0	0	0	0	0	0	85
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.2%
	全体	2	2	4	2	1	4	1	1177

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものだが、期待度数が少ないセルが多すぎ、いずれも χ^2 検定の適応外になっていることに留意する。

Q20. 虐待者の身体障害やその疑い

- 調査時（受理時から約 6 ヶ月後）の状態を尋ねる設問である。
- 「身体障害又は疑いがある」ケースの報告は 1.5%と低かった。
- 「身体障害の有無」と「虐待種別」や「重症度」との関連もあわせて検討したが、明確な傾向は見いだせなかった。

	度数	%	%グラフ
身体障害又はその疑いがある	93	1.5	
ないと思われる	5097	80.9	
不明	969	15.4	
無回答	141	2.2	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「身体的問題がある」ケースは 4%であり、今回よりも多かった。設問表現の変化（「身体的問題がある」→「身体障害又は疑いがある」）によるものである可能性が高い。

Q21. 虐待者の生育時の状況（複数回答）

- 設問：「主な虐待者自身の生育時（18歳未満）の状況や体験（のうち当てはまるもの全てを選択）」
- 虐待者の生育時の状況は、「不明」が67.1%「ないと思われる」が12.5%を占めた。
- 具体的回答が得られた中では「ひとり親家族」6.9%が最も多く、「親からの身体的虐待」が5.4%、「両親の別居・離婚」が4.3%。「親からの心理的虐待」が4.2%であった。

Q21 虐待者の生育時の状況（複数回答）

	度数	%	%グラフ
両親とも死亡	12	0.2	
ひとり親家族	434	6.9	■
継親子関係	108	1.7	■
施設体験	92	1.5	■
養子・里親体験	22	0.3	
生活保護受給者	64	1.0	■
親からの心理的虐待	263	4.2	■
親からの身体的虐待	342	5.4	■
親からの性的虐待	17	0.3	
親からの情緒的虐待	125	2.0	■
親からの物理的虐待	61	1.0	■
両親の別居・離婚	268	4.3	■
生育家庭におけるDV	75	1.2	■
生育家庭でのアルコール乱用者の有無	60	1.0	■
生育家庭内の精神障害者の有無	73	1.2	■
生育家庭内に自殺既遂者の有無	24	0.4	
生育家庭に刑務所入所者	11	0.2	
ないと思われる	786	12.5	■
不明	4230	67.1	■
該当ケース数	6300		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

調査 2

虐待者の生育時状況（複数回答）と虐待種別のクロス表

ネグレクトの虐待者は「ひとり親家庭」「両親の別居・離婚」「生活保護受給」「親からの物理的・心理的ネグレクト」の報告頻度が高くなっていった。また身体的虐待の虐待者は「親からの身体的虐待」「ひとり親家庭」の報告頻度が高かった。心理的虐待の虐待者は「親からの心理的虐待」の報告頻度が高く、虐待の親子関連鎖を色濃く物語る結果となった。

Q21 虐待者の生育時の状況と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
両親とも死亡	頻度	0	4	0	0	4	4	12
	カテゴリ別の%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.2%
ひとり親家庭	頻度	118	146	9	<u>0</u>	92	<u>69</u>	434
	カテゴリ別の%	8.2%	14.0%	7.1%	0.0%	6.2%	3.3%	6.9%
継親子関係	頻度	21	51	5	2	<u>10</u>	<u>19</u>	108
	カテゴリ別の%	1.5%	4.9%	4.0%	3.3%	0.7%	0.9%	1.7%
施設体験	頻度	16	45	3	0	<u>13</u>	<u>15</u>	92
	カテゴリ別の%	1.1%	4.3%	2.4%	0.0%	0.9%	0.7%	1.5%
養子・里親体験	頻度	4	4	2	0	4	8	22
	カテゴリ別の%	0.3%	0.4%	1.6%	0.0%	0.3%	0.4%	0.4%
生活保護受給家庭	頻度	7	44	2	0	<u>2</u>	<u>9</u>	64
	カテゴリ別の%	0.5%	4.2%	1.6%	0.0%	0.1%	0.4%	1.0%
虐待者の親からの 心理的虐待	頻度	70	54	3	1	90	<u>45</u>	263
	カテゴリ別の%	4.9%	5.2%	2.4%	1.6%	6.0%	2.1%	4.2%
虐待者の親からの 身体的虐待	頻度	122	44	8	2	94	<u>72</u>	342
	カテゴリ別の%	8.5%	4.2%	6.3%	3.3%	6.3%	3.4%	5.5%
虐待者の親からの 性的虐待	頻度	6	2	3	0	5	1	17
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	2.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%
虐待者の親からの 情緒的ネグレクト	頻度	28	47	4	0	24	<u>22</u>	125
	カテゴリ別の%	2.0%	4.5%	3.2%	0.0%	1.6%	1.0%	2.0%
虐待者の親からの 物理的ネグレクト	頻度	14	33	0	2	<u>6</u>	<u>6</u>	61
	カテゴリ別の%	1.0%	3.2%	0.0%	3.3%	0.4%	0.3%	1.0%
虐待者の両親の 別居又は離婚	頻度	63	107	6	1	<u>40</u>	<u>50</u>	267
	カテゴリ別の%	4.4%	10.3%	4.8%	1.6%	2.7%	2.4%	4.3%
虐待者の生育家庭に おけるDV	頻度	18	9	2	2	15	29	75
	カテゴリ別の%	1.3%	0.9%	1.6%	3.3%	1.0%	1.4%	1.2%
虐待者の生育家庭に アルコール・薬物乱用者	頻度	15	14	0	0	18	13	60
	カテゴリ別の%	1.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.2%	0.6%	1.0%
虐待者の生育家庭に 精神障害のある者	頻度	14	30	1	0	12	<u>16</u>	73
	カテゴリ別の%	1.0%	2.9%	0.8%	0.0%	0.8%	0.8%	1.2%
虐待者の生育家庭に 自殺既遂又は未遂をした者	頻度	2	12	0	0	3	7	24
	カテゴリ別の%	0.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.4%
虐待者の生育家庭に 刑務所に行った者	頻度	3	4	0	0	1	3	11
	カテゴリ別の%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
ないと思われる	頻度	200	123	21	8	199	235	786
	カテゴリ別の%	14.0%	11.8%	16.7%	13.1%	13.3%	11.1%	12.5%
不明	頻度	899	574	<u>71</u>	46	1011	1608	4209
	カテゴリ別の%	62.7%	55.0%	56.3%	75.4%	67.7%	76.2%	67.2%
	総数	1433	1043	126	61	1493	2111	6267

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の生育時状況（複数回答）と虐待重症度のクロス表

虐待者の生育時の様々な問題が、現ケースでの虐待の重症度、特に中度虐待以上の深刻な虐待と関連する結果となった。「ひとり親家庭」「親からの虐待（身体的・ネグレクト・心理的）」「両親の別居や離婚」「生育環境でのDV」等が該当する。特に「親からの身体的虐待」「ひとり親家庭」「親からの情緒的ネグレクト」は重度虐待や生命の危機のような重篤例での報告頻度が高くなっていった。

Q21 虐待者の生育時の状況と主たる虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危機 あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機 あり	不明	合計
両親とも死亡	頻度	1	4	3	4	0	0	12
	カテゴリ別の%	0.1%	0.1%	0.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.2%
ひとり親家庭	頻度	<u>64</u>	187	<u>143</u>	<u>26</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	428
	カテゴリ別の%	5.4%	6.3%	9.1%	10.5%	18.5%	1.3%	6.9%
継親子関係	頻度	19	<u>41</u>	<u>40</u>	6	1	1	108
	カテゴリ別の%	1.6%	1.4%	2.5%	2.4%	3.7%	0.4%	1.7%
施設体験	頻度	4	52	29	5	<u>2</u>	0	92
	カテゴリ別の%	0.3%	1.7%	1.8%	2.0%	7.4%	0.0%	1.5%
養子・里親体験	頻度	5	11	5	0	0	1	22
	カテゴリ別の%	0.4%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%
生活保護受給家庭	頻度	<u>2</u>	35	<u>23</u>	3	0	1	64
	カテゴリ別の%	0.2%	1.2%	1.5%	1.2%	0.0%	0.4%	1.0%
虐待者の親からの 心理的虐待	頻度	<u>36</u>	111	<u>99</u>	16	0	<u>0</u>	262
	カテゴリ別の%	3.0%	3.7%	6.3%	6.5%	0.0%	0.0%	4.2%
虐待者の親からの 身体的虐待	頻度	<u>33</u>	<u>140</u>	<u>121</u>	<u>39</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	339
	カテゴリ別の%	2.8%	4.7%	7.7%	15.8%	14.8%	0.9%	5.4%
虐待者の親からの 性的虐待	頻度	1	9	3	4	0	0	17
	カテゴリ別の%	0.1%	0.3%	0.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.3%
虐待者の親からの 情緒的ネグレクト	頻度	<u>13</u>	58	39	<u>11</u>	<u>2</u>	1	124
	カテゴリ別の%	1.1%	2.0%	2.5%	4.5%	7.4%	0.4%	2.0%
虐待者の親からの 物理的ネグレクト	頻度	6	26	<u>25</u>	3	1	0	61
	カテゴリ別の%	0.5%	0.9%	1.6%	1.2%	3.7%	0.0%	1.0%
虐待者の両親の 別居又は離婚	頻度	<u>22</u>	124	<u>92</u>	<u>25</u>	2	<u>2</u>	267
	カテゴリ別の%	1.9%	4.2%	5.9%	10.1%	7.4%	0.9%	4.3%
虐待者の生育家庭に おけるDV	頻度	<u>5</u>	29	20	<u>18</u>	1	0	73
	カテゴリ別の%	0.4%	1.0%	1.3%	7.3%	3.7%	0.0%	1.2%
虐待者の生育家庭に アルコール・薬物乱用者	頻度	8	29	14	8	1	0	60
	カテゴリ別の%	0.7%	1.0%	0.9%	3.2%	3.7%	0.0%	1.0%
虐待者の生育家庭に 精神障害のある者	頻度	8	26	30	7	0	2	73
	カテゴリ別の%	0.7%	0.9%	1.9%	2.8%	0.0%	0.9%	1.2%
虐待者の生育家庭に 自殺既遂又は未遂をした者	頻度	5	5	12	1	0	1	24
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	0.8%	0.4%	0.0%	0.4%	0.4%
虐待者の生育家庭に 刑務所に行った者	頻度	0	3	5	3	0	0	11
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.2%
ないと思われる	頻度	<u>185</u>	348	182	30	6	22	773
	カテゴリ別の%	15.6%	11.7%	11.6%	12.1%	22.2%	9.8%	12.4%
不明	頻度	<u>826</u>	<u>2071</u>	<u>991</u>	<u>113</u>	<u>12</u>	<u>179</u>	4192
	カテゴリ別の%	69.8%	69.7%	63.1%	45.7%	44.4%	79.6%	67.3%
	総数	1195	2993	1577	249	27	228	6269

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q22. 虐待者の虐待に対する考え方

▶ 設問：「受理時点の虐待者の虐待についての考え方」

- 「虐待を認め、援助を求める」ケースは 1,179 件（18.7%）であり、「不明」を含め多くのケースでは「虐待を認めない」もしくは「支援を求めない」ケースが大半を占めていた。虐待を認めない虐待者も合計 21.4%に上り、その対応の難しさを伺わせる。

Q22 虐待者の虐待に対する考え方

	度数	%	%グラフ
行為も虐待も認めない	423	6.7	
行為は認めるが虐待は認めない	925	14.7	
虐待を認めるが、援助は求めない	2137	33.9	
虐待を認め、援助を求める	1179	18.7	
不明	1517	24.1	
無回答	119	1.9	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「虐待を認め、支援を求める」が 21%にとどまり、虐待を認めず、支援も求めないケースが大半を占めていた。虐待を認めていない虐待者は 30.8%で、今回の調査（21.8%）の方が低い割合である。

虐待者の虐待に対する考え方と被虐待児年齢カテゴリのクロス表

被虐待児が 1 歳未満のときは、虐待者が「行為も虐待も認めない」頻度が高くなり、被虐待児が 12-14 歳のときは、虐待者が「行為は認めるが虐待は認めない」頻度が高くなっていた。

Q22 虐待者の虐待についての考え方と被虐待児年齢カテゴリのクロス集計表

		1歳未満	1～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
行為も虐待も認めない	頻度	41	160	130	61	29	421
	カテゴリ別の%	10.5%	7.4%	6.1%	6.6%	5.5%	6.9%
行為は認めるが虐待は認めない	頻度	50	311	318	161	78	918
	カテゴリ別の%	12.8%	14.4%	14.9%	17.5%	14.9%	15.0%
虐待は認めるが援助は求めない	頻度	133	759	751	296	185	2124
	カテゴリ別の%	33.9%	35.2%	35.1%	32.2%	35.2%	34.6%
虐待を認め援助を求める	頻度	74	388	435	185	89	1171
	カテゴリ別の%	18.9%	18.0%	20.3%	20.1%	17.0%	19.1%
不明	頻度	94	540	507	216	144	1501
	カテゴリ別の%	24.0%	25.0%	23.7%	23.5%	27.4%	24.5%
総数		392	2158	2141	919	525	6135

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の虐待に対する考え方と虐待種別のクロス表

ネグレクトは行為を認めるかどうかにかかわらず、「虐待を認めない」割合が高い（ただし同居人の虐待放置については援助を求める傾向）。性的虐待は「行為も虐待も認めない」割合が高い。身体的虐待では虐待を認めない者と認める者の双方が存在するが、「虐待を認め援助を求める」割合が高いのも特徴である。心理的虐待は「行為は認めるものの虐待を認めない」割合が高い。

Q22 虐待者の虐待についての考え方と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
行為も虐待も認めない	頻度	119	135	13	16	92	46	421
	カテゴリ別の%	8.4%	13.1%	10.7%	27.6%	6.3%	2.2%	6.8%
行為は認めるが虐待は認めない	頻度	241	205	21	13	253	189	922
	カテゴリ別の%	17.1%	19.9%	17.2%	22.4%	17.3%	9.1%	15.0%
虐待は認めるが援助は求めない	頻度	413	298	30	11	478	904	2134
	カテゴリ別の%	29.3%	29.0%	24.6%	19.0%	32.6%	43.6%	34.7%
虐待を認め援助を求める	頻度	393	212	37	2	305	230	1179
	カテゴリ別の%	27.9%	20.6%	30.3%	3.4%	20.8%	11.1%	19.2%
不明	頻度	243	178	21	16	337	704	1499
	カテゴリ別の%	17.2%	17.3%	17.2%	27.6%	23.0%	34.0%	24.4%
	総数	1409	1028	122	58	1465	2073	6155

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

虐待者の虐待に対する考え方と虐待種別のクロス表

全体に、虐待が軽度であるほど「虐待を認める」、もしくは「認めて援助を求める」報告が多く、虐待が重度であるほど「虐待を認めない」報告が多くなる傾向が見られる。特に虐待を認めないケースは重度虐待以上に多い。

Q22 虐待者の虐待についての考え方と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危険あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危険あり	不明	合計
行為も虐待も認めない	頻度	63	172	118	37	7	25	422
	カテゴリ別の%	5.5%	5.9%	7.6%	15.2%	26.9%	11.5%	6.9%
行為は認めるが虐待は認めない	頻度	166	418	245	62	4	26	921
	カテゴリ別の%	14.4%	14.3%	15.9%	25.4%	15.4%	12.0%	15.1%
虐待は認めるが援助は求めない	頻度	398	1115	529	54	1	24	2121
	カテゴリ別の%	34.5%	38.0%	34.3%	22.1%	3.8%	11.1%	34.7%
虐待を認め援助を求める	頻度	210	589	292	53	7	8	1159
	カテゴリ別の%	18.2%	20.1%	18.9%	21.7%	26.9%	3.7%	19.0%
不明	頻度	315	638	360	38	7	134	1492
	カテゴリ別の%	27.3%	21.8%	23.3%	15.6%	26.9%	61.8%	24.4%
	総数	1152	2932	1544	244	26	217	6115

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

調査 2

虐待者の虐待に対する考え方と主たる虐待者のクロス表

まず主たる虐待者の該当項目が多岐に渡る関係で各項目の頻度が少ないものが多く、 χ^2 検定と残差分析の適応外であることに留意する必要がある。

その上で数値上の傾向を見ていくと、虐待者が「実父」である場合は「虐待は認めるが援助は求めない」報告頻度が高く、「実母」の場合は「行為も虐待も認めない」「行為認めるが虐待認めない」と「虐待を認め援助を求める」の双方が高くなっていることが読み取れる。

Q22 虐待者の虐待についての考え方と主たる虐待者のクロス集計表（前半）

		実父	継父	養子縁組 の養父	里親	母の内縁 の夫	実母	継母	養子縁組 の養母	父の内縁 の妻
行為も虐待も認めない	頻度	<u>117</u>	8	12	0	<u>20</u>	<u>236</u>	2	1	0
	カテゴリ別の%	4.6%	6.2%	5.7%	0.0%	10.8%	8.3%	13.3%	8.3%	0.0%
行為は認めるが 虐待は認めない	頻度	<u>332</u>	18	28	0	32	<u>460</u>	3	<u>5</u>	<u>4</u>
	カテゴリ別の%	13.2%	13.8%	13.2%	0.0%	17.2%	16.1%	20.0%	41.7%	66.7%
虐待は認めるが 援助は求めない	頻度	<u>967</u>	41	<u>89</u>	0	56	<u>920</u>	6	2	0
	カテゴリ別の%	38.4%	31.5%	42.0%	0.0%	30.1%	32.2%	40.0%	16.7%	0.0%
虐待を認め 援助を求める	頻度	<u>330</u>	23	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>754</u>	3	<u>3</u>	2
	カテゴリ別の%	13.1%	17.7%	10.8%	100.0%	7.5%	26.4%	20.0%	25.0%	33.3%
不明	頻度	<u>771</u>	40	60	0	<u>64</u>	<u>488</u>	1	1	0
	カテゴリ別の%	30.6%	30.8%	28.3%	0.0%	34.4%	17.1%	6.7%	8.3%	0.0%
	総数	2517	130	212	1	186	2858	15	12	6

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもののだが、期待度数が少ないセルが多すぎ、いずれも χ^2 検定の適応外になっていることに留意する。

Q22 虐待者の虐待についての考え方と主たる虐待者のクロス集計表（後半）

		実の兄弟	義理の兄 弟	祖父	祖母	叔父	叔母	その他の 同居家族	その他	不明	合計
行為も虐待も認めない	頻度	0	0	2	1	2	0	0	2	<u>11</u>	414
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	7.1%	3.1%	13.3%	0.0%	0.0%	5.7%	23.4%	6.8%
行為は認めるが 虐待は認めない	頻度	<u>2</u>	0	<u>12</u>	<u>9</u>	1	2	2	3	3	916
	カテゴリ別の%	66.7%	0.0%	42.9%	28.1%	6.7%	40.0%	16.7%	8.6%	6.4%	15.0%
虐待は認めるが 援助は求めない	頻度	0	0	6	14	6	0	1	12	<u>0</u>	2120
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	21.4%	43.8%	40.0%	0.0%	8.3%	34.3%	0.0%	34.7%
虐待を認め 援助を求める	頻度	0	1	1	2	2	1	1	3	<u>1</u>	1165
	カテゴリ別の%	0.0%	100.0%	3.6%	6.3%	13.3%	20.0%	8.3%	8.6%	2.1%	19.1%
不明	頻度	1	0	7	6	4	2	<u>8</u>	<u>15</u>	<u>32</u>	1500
	カテゴリ別の%	33.3%	0.0%	25.0%	18.8%	26.7%	40.0%	66.7%	42.9%	68.1%	24.5%
	総数	3	1	28	32	15	5	12	35	47	6115

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもののだが、期待度数が少ないセルが多すぎ、いずれも χ^2 検定の適応外になっていることに留意する。

Ⅲ. 虐待の要因、結果について

Q23. 被虐待児の生育歴等の状況（複数回答）

- 「ないと思われる」「不明」以外では、「発達障害疑い」が 11.4%と最も多く、「精神発達の遅れ等」6.6%、「問題行動あり」6.9%、「分離体験」5.1%が続いていた。
- 「ないと思われる」は 43.7%で、半数近くの子どもに生育歴等の状況上の問題はないという報告となった。

Q23 被虐待児の生育歴等の状況（複数回答）

	度数	%	%グラフ
予期しない妊娠	262	4.2	■
未熟児	71	1.1	■
双子児	65	1.0	■
長期入院	17	0.3	■
分離体験	320	5.1	■
身体発達の遅れ	87	1.4	■
病弱・慢性疾患	61	1.0	■
精神発達の遅れ等	414	6.6	■
発達障害疑い	718	11.4	■
問題行動あり	435	6.9	■
その他	122	1.9	■
ないと思われる	2736	43.4	■
不明	1607	25.5	■
該当ケース数	6300		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「特になし」「不明」を除いた「問題あり」35.7%のうち、「問題行動あり」（15.6%）が最も多く、「精神発達の遅れや知的障害」7.5%、「発達障害」6.9%などが続き、該当する問題の傾向は似通っているが、今回の調査では「発達障害疑い」の占める割合が高くなっていた。

生育状況（複数回答）と性別のクロス表

被虐待児の生育歴と被虐待児の性別においては、「精神発達の遅れ」、「発達障害疑い」、「問題行動」については男児がより報告される頻度が高く、「(両親との) 分離体験」「(生育歴の) 問題がない」については女児の方が報告される頻度が高い結果となった。

Q23 生育歴と被虐待児の性別のクロス集計表

		男児	女児	合計
予期しない妊娠	頻度	130	131	261
	カテゴリ別の%	3.9%	4.4%	4.2%
未熟児	頻度	37	34	71
	カテゴリ別の%	1.1%	1.2%	1.1%
双子児	頻度	38	27	65
	カテゴリ別の%	1.1%	0.9%	1.0%
長期入院	頻度	8	9	17
	カテゴリ別の%	0.2%	0.3%	0.3%
分離体験	頻度	149	170	319
	カテゴリ別の%	4.5%	5.8%	5.1%
身体発達の遅れ	頻度	51	36	87
	カテゴリ別の%	1.5%	1.2%	1.4%
病弱・慢性疾患	頻度	30	31	61
	カテゴリ別の%	0.9%	1.0%	1.0%
精神発達の遅れ等	頻度	259	153	412
	カテゴリ別の%	7.8%	5.2%	6.6%
発達障害疑い	頻度	503	214	717
	カテゴリ別の%	15.2%	7.2%	11.4%
問題行動あり	頻度	267	168	435
	カテゴリ別の%	8.0%	5.7%	6.9%
その他	頻度	66	56	122
	カテゴリ別の%	2.0%	1.9%	1.9%
ないと思われる	頻度	1351	1375	2726
	カテゴリ別の%	40.7%	46.6%	43.5%
不明	頻度	820	775	1595
	カテゴリ別の%	24.7%	26.2%	25.4%
	総数	3317	2953	6269

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

生育状況（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

年齢カテゴリー別の生育状況の特徴を見たところ、1歳未満では「予期しない妊娠」「未熟児」「病弱・慢性疾患」「問題はない」の頻度が高かった。1-5歳は「予期しない妊娠」「双子児」「問題ない」の頻度が高かった。6-11歳は「発達障害疑い」「問題行動あり」の報告が相対的に多く、12-14歳は「双生児」「分離体験」「精神発達の遅れ等」「発達障害疑い」「問題行動あり」の報告が多かった。15歳以上は「分離体験」「精神発達の遅れ等」「問題行動」の報告が多くなっていった。

Q23 生育歴と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
予期しない妊娠	頻度	54	107	67	24	8	260
	カテゴリー別の%	13.5%	4.9%	3.1%	2.6%	1.5%	4.2%
未熟児	頻度	16	29	18	8	<u>0</u>	71
	カテゴリー別の%	4.0%	1.3%	0.8%	0.9%	0.0%	1.1%
双子児	頻度	6	31	13	15	<u>0</u>	65
	カテゴリー別の%	1.5%	1.4%	0.6%	1.6%	0.0%	1.0%
長期入院	頻度	7	7	3	0	0	17
	カテゴリー別の%	1.7%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%
分離体験	頻度	8	77	123	64	44	316
	カテゴリー別の%	2.0%	3.5%	5.6%	6.9%	8.3%	5.1%
身体発達の遅れ	頻度	6	26	34	15	5	86
	カテゴリー別の%	1.5%	1.2%	1.6%	1.6%	0.9%	1.4%
病弱・慢性疾患	頻度	9	21	16	11	4	61
	カテゴリー別の%	2.2%	1.0%	0.7%	1.2%	0.8%	1.0%
精神発達の遅れ等	頻度	4	121	151	80	54	410
	カテゴリー別の%	1.0%	5.5%	6.9%	8.6%	10.2%	6.6%
発達障害疑い	頻度	3	139	368	151	53	714
	カテゴリー別の%	0.7%	6.3%	16.9%	16.2%	10.0%	11.4%
問題行動あり	頻度	3	59	185	116	67	430
	カテゴリー別の%	0.7%	2.7%	8.5%	12.4%	12.6%	6.9%
その他	頻度	9	38	34	24	17	122
	カテゴリー別の%	2.2%	1.7%	1.6%	2.6%	3.2%	2.0%
ないと思われる	頻度	199	1087	889	368	180	2723
	カテゴリー別の%	49.6%	49.3%	40.8%	39.4%	33.8%	43.6%
不明	頻度	98	594	540	204	154	1590
	カテゴリー別の%	24.4%	27.0%	24.8%	21.9%	28.9%	25.4%
	全体	401	2203	2179	933	532	6248

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは有意に低い頻度を示したものの。

生育状況（複数回答）と在学状況のクロス表

在学状況別の生育状況の特徴は、乳幼児としては「予期しない妊娠」の報告が多かった。また小学校・中学校を中心とする学童期に「問題行動」「発達障害疑い」「精神発達の遅れ」「(両親との)分離体験」が高頻度で報告されていた。学童期の児童の問題行動は家庭外で感知しやすいことの反映とも考えられる。

Q23 生育歴と在学状況のクロス集計表

		保育所							不明	合計
		家庭にいる乳幼児	その他の保育施設	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他		
予期しない妊娠	頻度	66	65	12	<u>68</u>	<u>23</u>	<u>6</u>	20	0	260
	カテゴリ別の%	7.4%	5.0%	3.1%	3.1%	2.6%	1.3%	21.3%	0.0%	4.2%
未熟児	頻度	21	12	6	19	7	0	4	0	69
	カテゴリ別の%	2.4%	0.9%	1.6%	0.9%	0.8%	0.0%	4.3%	0.0%	1.1%
双子児	頻度	14	12	6	14	15	0	2	0	63
	カテゴリ別の%	1.6%	0.9%	1.6%	0.6%	1.7%	0.0%	2.1%	0.0%	1.0%
長期入院	頻度	6	2	1	3	0	0	3	0	15
	カテゴリ別の%	0.7%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.2%
分離体験	頻度	<u>22</u>	<u>51</u>	<u>6</u>	123	68	37	8	0	315
	カテゴリ別の%	2.5%	3.9%	1.6%	5.6%	7.7%	8.2%	8.5%	0.0%	5.0%
身体発達の遅れ	頻度	13	17	2	31	14	3	<u>6</u>	0	86
	カテゴリ別の%	1.5%	1.3%	0.5%	1.4%	1.6%	0.7%	6.4%	0.0%	1.4%
病弱・慢性疾患	頻度	15	9	4	17	10	3	3	0	61
	カテゴリ別の%	1.7%	0.7%	1.0%	0.8%	1.1%	0.7%	3.2%	0.0%	1.0%
精神発達の遅れ等	頻度	<u>44</u>	<u>66</u>	17	152	75	39	17	1	411
	カテゴリ別の%	4.9%	5.1%	4.4%	7.0%	8.5%	8.7%	18.1%	2.0%	6.6%
発達障害疑い	頻度	<u>30</u>	<u>97</u>	<u>23</u>	370	143	44	7	0	714
	カテゴリ別の%	3.4%	7.4%	6.0%	16.9%	16.1%	9.8%	7.4%	0.0%	11.4%
問題行動あり	頻度	<u>11</u>	<u>37</u>	<u>12</u>	194	111	57	10	1	433
	カテゴリ別の%	1.2%	2.8%	3.1%	8.9%	12.5%	12.7%	10.6%	2.0%	6.9%
その他	頻度	17	19	10	34	22	14	6	0	122
	カテゴリ別の%	1.9%	1.5%	2.6%	1.6%	2.5%	3.1%	6.4%	0.0%	2.0%
ないと思われる	頻度	451	638	205	890	345	150	20	11	2710
	カテゴリ別の%	50.7%	49.0%	53.4%	40.7%	38.9%	33.3%	21.3%	22.0%	43.4%
不明	頻度	228	354	95	537	<u>191</u>	138	19	32	1594
	カテゴリ別の%	25.6%	27.2%	24.7%	24.6%	21.6%	30.7%	20.2%	64.0%	25.5%
	全体	890	1303	384	2186	886	450	94	50	6243

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。

生育状況（複数回答）と虐待種別のクロス表

虐待種別の生育状況の特徴は、身体的虐待には「発達障害疑い」「問題行動あり」「精神発達の遅れ」の頻度が多い。ネグレクトは「予期しない妊娠」「分離体験」「精神発達の遅れ」「未熟児」が多かった。性的虐待は頻度そのものが少ないが、「発達障害の疑い」「精神発達の遅れ」が多かった。心理的虐待はDV目撃も含め、生育状況での問題が報告される頻度が全般に低い傾向が認められた。

Q23 生育歴と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト		性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
			ネグレクト	(同居人の虐待放置)				
予期しない妊娠	頻度	65	95	6	1	<u>43</u>	<u>51</u>	261
	カテゴリ別の%	4.5%	9.1%	4.8%	1.6%	2.9%	2.4%	4.2%
未熟児	頻度	17	26	3	0	15	<u>10</u>	71
	カテゴリ別の%	1.2%	2.5%	2.4%	0.0%	1.0%	0.5%	1.1%
双子児	頻度	12	11	6	1	29	<u>6</u>	65
	カテゴリ別の%	0.8%	1.1%	4.8%	1.6%	1.9%	0.3%	1.0%
長期入院	頻度	3	9	2	0	2	1	17
	カテゴリ別の%	0.2%	0.9%	1.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%
分離体験	頻度	99	84	13	6	69	<u>49</u>	320
	カテゴリ別の%	6.9%	8.1%	10.3%	9.8%	4.6%	2.3%	5.1%
身体発達の遅れ	頻度	21	27	7	2	21	<u>9</u>	87
	カテゴリ別の%	1.5%	2.6%	5.6%	3.3%	1.4%	0.4%	1.4%
病弱・慢性疾患	頻度	12	17	1	0	17	14	61
	カテゴリ別の%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	1.1%	0.7%	1.0%
精神発達の遅れ等	頻度	114	116	12	10	89	<u>72</u>	413
	カテゴリ別の%	8.0%	11.1%	9.5%	16.4%	6.0%	3.4%	6.6%
発達障害疑い	頻度	308	104	30	12	153	<u>111</u>	718
	カテゴリ別の%	21.5%	10.0%	23.8%	19.7%	10.2%	5.3%	11.5%
問題行動あり	頻度	225	70	11	8	<u>76</u>	<u>45</u>	435
	カテゴリ別の%	15.7%	6.7%	8.7%	13.1%	5.1%	2.1%	6.9%
その他	頻度	29	19	5	3	28	38	122
	カテゴリ別の%	2.0%	1.8%	4.0%	4.9%	1.9%	1.8%	1.9%
ないと思われる	頻度	<u>484</u>	<u>423</u>	<u>43</u>	<u>16</u>	678	1081	2725
	カテゴリ別の%	33.8%	40.6%	34.1%	26.2%	45.4%	51.2%	43.5%
不明	頻度	<u>280</u>	<u>215</u>	<u>19</u>	17	407	656	1594
	カテゴリ別の%	19.5%	20.6%	15.1%	27.9%	27.3%	31.1%	25.4%
	総数	1433	1043	126	61	1493	2111	6267

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したもの。

生育状況（複数回答）と虐待重症度のクロス表

虐待重症度別の生育状況の特徴は、虐待の危惧ありと軽度虐待は「問題がない」と報告される頻度が高い。中度虐待は「発達障害疑い」「問題行動あり」「精神発達の遅れ」「分離体験」などの問題が報告される頻度が高かった。重度虐待も同様の傾向であった。また重度虐待と生命の危機ありにおいて、「予期しない妊娠」の報告頻度が高くなっていた。一方「予期しない妊娠」は虐待危惧ありにおいても頻度が高いことから、複数のリスクの一つとして機能していると考えられた。

Q23 生育歴と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
予期しない妊娠	頻度	36	<u>104</u>	74	34	10	<u>3</u>	261
	カテゴリ別の%	3.0%	3.5%	4.7%	13.8%	37.0%	1.3%	4.2%
未熟児	頻度	11	17	23	12	2	5	70
	カテゴリ別の%	0.9%	0.6%	1.5%	4.9%	7.4%	2.2%	1.1%
双子児	頻度	19	18	19	9	0	0	65
	カテゴリ別の%	1.6%	0.6%	1.2%	3.6%	0.0%	0.0%	1.0%
長期入院	頻度	3	8	2	3	1	0	17
	カテゴリ別の%	0.3%	0.3%	0.1%	1.2%	3.7%	0.0%	0.3%
分離体験	頻度	46	142	99	28	2	<u>2</u>	319
	カテゴリ別の%	3.9%	4.8%	6.3%	11.3%	7.4%	0.9%	5.1%
身体発達の遅れ	頻度	13	35	27	10	0	1	86
	カテゴリ別の%	1.1%	1.2%	1.7%	4.0%	0.0%	0.4%	1.4%
病弱・慢性疾患	頻度	7	25	22	3	1	2	60
	カテゴリ別の%	0.6%	0.8%	1.4%	1.2%	3.7%	0.9%	1.0%
精神発達の遅れ等	頻度	63	<u>168</u>	127	43	2	11	414
	カテゴリ別の%	5.3%	5.7%	8.1%	17.4%	7.4%	4.9%	6.7%
発達障害疑い	頻度	90	353	212	40	5	<u>12</u>	712
	カテゴリ別の%	7.6%	11.9%	13.5%	16.2%	18.5%	5.3%	11.4%
問題行動あり	頻度	39	210	148	26	3	<u>6</u>	432
	カテゴリ別の%	3.3%	7.1%	9.4%	10.5%	11.1%	2.7%	6.9%
その他	頻度	28	46	34	7	1	4	120
	カテゴリ別の%	2.4%	1.5%	2.2%	2.8%	3.7%	1.8%	1.9%
ないと思われる	頻度	583	1341	656	<u>72</u>	<u>4</u>	<u>52</u>	2708
	カテゴリ別の%	49.2%	45.1%	41.8%	29.1%	14.8%	23.1%	43.5%
不明	頻度	314	749	<u>346</u>	<u>34</u>	6	133	1582
	カテゴリ別の%	26.5%	25.2%	22.0%	13.8%	22.2%	59.1%	25.4%
全体		1184	2972	1570	247	27	225	6225

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したもの。

Q24. 被虐待児が生育期に経験した家庭・家族状況（複数回答）

- 「夫婦間不和」が33.0%と最も多く、次いで「ひとり親家庭」26.0%、「DV」24.0%、「養育者の別居または離婚」19.9%、「経済的な困難」16.8%などが高い割合を示していた。

Q24 被虐待児が生育期に経験した家庭・家族の状況（複数回答）

	度数	%	%グラフ
経済的な困難	1060	16.8	
不安定な就労	544	8.6	
ひとり親家庭	1639	26.0	
ステップファミリー	721	11.4	
DV	1513	24.0	
夫婦間不和	2079	33.0	
夫婦間以外の家族観の不和	436	6.9	
養育者の別居または離婚	1256	19.9	
親族・近隣・友人等からの孤立	231	3.7	
若年出産	332	5.3	
育児疲れ	387	6.1	
育児に嫌悪感、拒否感情	204	3.2	
狭い又は劣悪な住環境	314	5.0	
ひんぱんな転居	239	3.8	
病気や障害を持つ家族の世話	142	2.3	
きょうだいが今回の虐待者から虐待を受けた	780	12.4	
アルコール等を乱用する者がいた	260	4.1	
精神障害・知的障害等のある者がいた	706	11.2	
自殺（未遂者含む）者がいた	74	1.2	
家族で刑務所に入った者がいた	90	1.4	
その他	103	1.6	
ないと思われる	796	12.6	
不明	803	12.7	
該当ケース数	6300		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、今回の調査での選択肢にはなかった「虐待者の心身の状態」32.2%と最も高い割合を示していた。次いで「経済的な困難」26.0%、「ひとり親家庭」24.2%、「夫婦間不和」21.0%などが高い割合を示していた。

調査 2

※家庭状況と性別については関連が認められなかったのでクロス表の掲載はしていない

家庭状況（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

家庭状況と年齢カテゴリーの特徴として、1歳未満の場合「若年出産」「ないと思われる」の報告頻度が他年齢に比べて高く、1-5歳では「育児疲れ」「若年出産」「ないと思われる」の報告頻度が高い。6-11歳では「ひとり親家庭」「養育者の別居または離婚」の報告頻度が高くなる。12-14歳では6-11歳と同様の傾向だが、それに加えて「ステップファミリー」「親族・近隣・友人等からの孤立」の報告頻度も高い。12歳以上の年齢層の「アルコール等の乱用者がいた」「病気や障害を持つ家族の世話」の報告の高さも特徴的であった。

家庭状況（複数回答）と虐待種別のクロス表

家庭状況と虐待種別の特徴として、身体的虐待は「ひとり親家庭」「育児疲れ」「育児嫌悪・拒否感情」の頻度が高い。ネグレクトは全般に家庭状況の問題が多く、「ひとり親家庭」「経済的な困難」「養育者の別居または離婚」「不安定な就労」「劣悪な住環境」「若年出産」「頻繁な転居」「親族・近隣・友人等からの孤立」「育児疲れ」などが並ぶ。性的虐待は「きょうだい虐待を受けた」「精神障害・知的障害等のある家族がいた」の報告頻度が高い。心理的虐待は「きょうだい虐待を受けた」「育児疲れ」が特徴だが「ないと思われる」との報告も多い。DV目撃はそのまま「DV」「夫婦間不和」が高くなっている。

家庭状況（複数回答）と虐待重症度のクロス表

家庭状況と虐待重症度の特徴としては、全般的に虐待の危惧ありと軽度虐待は問題の報告が少ないのに対し、中度虐待・重度虐待以上になると「夫婦間不和」「DV」「養育者の別居または離婚」「経済的困難」「精神障害・知的障害のある者がいた」「ステップファミリー」「不安定な就労」などを代表とする様々な問題の報告頻度が高くなることである。生命の危機は報告事例そのものが少ないが、「不明」「頻繁な転居」「若年出産」など、なかなか問題を把握しづらい項目の報告頻度が高いのが特徴的である。

家庭状況（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

Q24 家庭状況と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
経済的な困難	頻度	57	357	388	157	94	1053
	カテゴリ別の%	14.2%	16.2%	17.8%	16.8%	17.7%	16.9%
不安定な就労	頻度	31	188	195	76	51	541
	カテゴリ別の%	7.7%	8.5%	8.9%	8.1%	9.6%	8.7%
ひとり親家庭	頻度	<u>54</u>	<u>463</u>	<u>666</u>	<u>301</u>	144	1628
	カテゴリ別の%	13.5%	21.0%	30.6%	32.3%	27.1%	26.1%
ステップファミリー	頻度	36	<u>210</u>	271	<u>134</u>	69	720
	カテゴリ別の%	9.0%	9.5%	12.4%	14.4%	13.0%	11.5%
DV	頻度	99	563	517	216	<u>110</u>	1505
	カテゴリ別の%	24.7%	25.6%	23.7%	23.2%	20.7%	24.1%
夫婦間不和	頻度	119	744	745	301	156	2065
	カテゴリ別の%	29.7%	33.8%	34.2%	32.3%	29.3%	33.1%
夫婦以外の 家族間不和	頻度	21	157	166	56	32	432
	カテゴリ別の%	5.2%	7.1%	7.6%	6.0%	6.0%	6.9%
養育者の別居または離婚	頻度	<u>33</u>	<u>355</u>	<u>502</u>	<u>238</u>	120	1248
	カテゴリ別の%	8.2%	16.1%	23.0%	25.5%	22.6%	20.0%
親族・近隣・友人等 からの孤立	頻度	16	82	71	<u>48</u>	<u>14</u>	231
	カテゴリ別の%	4.0%	3.7%	3.3%	5.1%	2.6%	3.7%
若年出産	頻度	<u>30</u>	<u>165</u>	100	<u>24</u>	<u>13</u>	332
	カテゴリ別の%	7.5%	7.5%	4.6%	2.6%	2.4%	5.3%
育児疲れ	頻度	28	<u>182</u>	123	<u>40</u>	<u>11</u>	384
	カテゴリ別の%	7.0%	8.3%	5.6%	4.3%	2.1%	6.1%
育児に嫌悪感、拒否感情	頻度	11	84	66	35	<u>6</u>	202
	カテゴリ別の%	2.7%	3.8%	3.0%	3.8%	1.1%	3.2%
狭いまたは劣悪な住環境	頻度	16	103	116	53	26	314
	カテゴリ別の%	4.0%	4.7%	5.3%	5.7%	4.9%	5.0%
頻繁な転居	頻度	16	95	87	29	11	238
	カテゴリ別の%	4.0%	4.3%	4.0%	3.1%	2.1%	3.8%
病気や障害を持つ 家族の世話	頻度	8	<u>32</u>	41	<u>37</u>	<u>24</u>	142
	カテゴリ別の%	2.0%	1.5%	1.9%	4.0%	4.5%	2.3%
きょうだいが虐待者から 虐待を受けた	頻度	41	263	291	117	63	775
	カテゴリ別の%	10.2%	11.9%	13.4%	12.5%	11.8%	12.4%
アルコール等を 乱用する者がいた	頻度	<u>7</u>	<u>51</u>	89	<u>65</u>	<u>44</u>	256
	カテゴリ別の%	1.7%	2.3%	4.1%	7.0%	8.3%	4.1%
精神障害・知的障害等の ある者がいた	頻度	41	235	251	117	61	705
	カテゴリ別の%	10.2%	10.7%	11.5%	12.5%	11.5%	11.3%
自殺（未遂）者がいた	頻度	4	20	23	14	<u>13</u>	74
	カテゴリ別の%	1.0%	0.9%	1.1%	1.5%	2.4%	1.2%
家族で刑務所に入った 者がいた	頻度	7	28	33	10	11	89
	カテゴリ別の%	1.7%	1.3%	1.5%	1.1%	2.1%	1.4%
その他	頻度	4	<u>24</u>	39	<u>23</u>	12	102
	カテゴリ別の%	1.0%	1.1%	1.8%	2.5%	2.3%	1.6%
ないと思われる	頻度	<u>64</u>	<u>304</u>	<u>245</u>	112	65	790
	カテゴリ別の%	16.0%	13.8%	11.2%	12.0%	12.2%	12.6%
不明	頻度	44	294	265	113	73	789
	カテゴリ別の%	11.0%	13.3%	12.2%	12.1%	13.7%	12.6%
	全体	401	2203	2179	933	532	6248

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものを、イタリックは有意に低い頻度を示したものを。

家庭状況（複数回答）と虐待種別のクロス表

Q24 家庭状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的 虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の 虐待放置)	性的虐待	心理的 虐待	心理的 虐待 (DV目 撃)	合計
経済的な困難	頻度	<u>202</u>	382	44	10	<u>205</u>	<u>215</u>	1058
	カテゴリ別の%	14.1%	36.6%	34.9%	16.4%	13.7%	10.2%	16.9%
不安定な就労	頻度	<u>106</u>	195	27	7	112	<u>97</u>	544
	カテゴリ別の%	7.4%	18.7%	21.4%	11.5%	7.5%	4.6%	8.7%
ひとり親家庭	頻度	417	474	61	15	<u>355</u>	<u>315</u>	1637
	カテゴリ別の%	29.1%	45.4%	48.4%	24.6%	23.8%	14.9%	26.1%
ステップファミリー	頻度	169	118	9	12	173	240	721
	カテゴリ別の%	11.8%	11.3%	7.1%	19.7%	11.6%	11.4%	11.5%
DV	頻度	<u>250</u>	<u>140</u>	30	10	<u>193</u>	887	1510
	カテゴリ別の%	17.4%	13.4%	23.8%	16.4%	12.9%	42.0%	24.1%
夫婦間不和	頻度	<u>366</u>	<u>257</u>	42	22	<u>383</u>	1004	2074
	カテゴリ別の%	25.5%	24.6%	33.3%	36.1%	25.7%	47.6%	33.1%
夫婦以外の 家族間の不和	頻度	112	79	20	5	95	<u>125</u>	436
	カテゴリ別の%	7.8%	7.6%	15.9%	8.2%	6.4%	5.9%	7.0%
養育者の別居または離婚	頻度	304	287	43	14	273	<u>333</u>	1254
	カテゴリ別の%	21.2%	27.5%	34.1%	23.0%	18.3%	15.8%	20.0%
親族・近隣・友人等 からの孤立	頻度	61	80	6	3	50	<u>31</u>	231
	カテゴリ別の%	4.3%	7.7%	4.8%	4.9%	3.3%	1.5%	3.7%
若年出産	頻度	74	117	12	5	<u>51</u>	<u>73</u>	332
	カテゴリ別の%	5.2%	11.2%	9.5%	8.2%	3.4%	3.5%	5.3%
育児疲れ	頻度	116	81	10	2	113	<u>65</u>	387
	カテゴリ別の%	8.1%	7.8%	7.9%	3.3%	7.6%	3.1%	6.2%
育児に嫌悪感、拒否感情	頻度	71	52	3	3	50	<u>25</u>	204
	カテゴリ別の%	5.0%	5.0%	2.4%	4.9%	3.3%	1.2%	3.3%
狭いまたは劣悪な住環境	頻度	<u>43</u>	149	21	4	63	<u>34</u>	314
	カテゴリ別の%	3.0%	14.3%	16.7%	6.6%	4.2%	1.6%	5.0%
頻繁な転居	頻度	53	86	10	3	<u>36</u>	<u>51</u>	239
	カテゴリ別の%	3.7%	8.2%	7.9%	4.9%	2.4%	2.4%	3.8%
病気や障害を持つ 家族の世話	頻度	31	42	4	2	43	<u>20</u>	142
	カテゴリ別の%	2.2%	4.0%	3.2%	3.3%	2.9%	0.9%	2.3%
きょうだいが虐待者から 虐待を受けた	頻度	173	144	10	13	271	<u>167</u>	778
	カテゴリ別の%	12.1%	13.8%	7.9%	21.3%	18.2%	7.9%	12.4%
アルコール等を 乱用する者がいた	頻度	58	51	6	1	62	82	260
	カテゴリ別の%	4.0%	4.9%	4.8%	1.6%	4.2%	3.9%	4.1%
精神障害・知的障害等の ある者がいた	頻度	142	170	30	12	183	<u>164</u>	701
	カテゴリ別の%	9.9%	16.3%	23.8%	19.7%	12.3%	7.8%	11.2%
自殺（未遂）者がいた	頻度	13	15	0	3	35	<u>8</u>	74
	カテゴリ別の%	0.9%	1.4%	0.0%	4.9%	2.3%	0.4%	1.2%
家族で刑務所に入った 者がいた	頻度	24	18	4	0	27	<u>17</u>	90
	カテゴリ別の%	1.7%	1.7%	3.2%	0.0%	1.8%	0.8%	1.4%
その他	頻度	29	32	2	2	20	<u>18</u>	103
	カテゴリ別の%	2.0%	3.1%	1.6%	3.3%	1.3%	0.9%	1.6%
ないと思われる	頻度	231	<u>85</u>	13	5	255	<u>205</u>	794
	カテゴリ別の%	16.1%	8.1%	10.3%	8.2%	17.1%	9.7%	12.7%
不明	頻度	184	<u>103</u>	<u>8</u>	5	250	<u>242</u>	792
	カテゴリ別の%	12.8%	9.9%	6.3%	8.2%	16.7%	11.5%	12.6%
	総数	1435	1039	126	60	1497	2112	6269

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

家庭状況（複数回答）と虐待重症度のクロス表

Q24 家庭状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
経済的な困難	頻度	<u>165</u>	<u>459</u>	<u>322</u>	<u>89</u>	5	<u>15</u>	1055
	カテゴリ別の%	13.9%	15.4%	20.5%	36.0%	18.5%	6.7%	16.9%
不安定な就労	頻度	<u>71</u>	<u>224</u>	<u>179</u>	<u>55</u>	5	<u>4</u>	538
	カテゴリ別の%	6.0%	7.5%	11.4%	22.3%	18.5%	1.8%	8.6%
ひとり親家庭	頻度	<u>276</u>	787	426	<u>93</u>	7	<u>33</u>	1622
	カテゴリ別の%	23.3%	26.5%	27.1%	37.7%	25.9%	14.7%	26.1%
ステップファミリー	頻度	117	<u>305</u>	<u>221</u>	<u>52</u>	2	19	716
	カテゴリ別の%	9.9%	10.3%	14.1%	21.1%	7.4%	8.4%	11.5%
DV	頻度	<u>190</u>	<u>658</u>	<u>507</u>	<u>116</u>	6	<u>25</u>	1502
	カテゴリ別の%	16.0%	22.1%	32.3%	47.0%	22.2%	11.1%	24.1%
夫婦間不和	頻度	382	<u>897</u>	<u>620</u>	<u>109</u>	5	<u>47</u>	2060
	カテゴリ別の%	32.3%	30.2%	39.5%	44.1%	18.5%	20.9%	33.1%
夫婦以外の 家族間の不和	頻度	81	<u>173</u>	<u>128</u>	<u>40</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	431
	カテゴリ別の%	6.8%	5.8%	8.2%	16.2%	22.2%	1.3%	6.9%
養育者の別居または離婚	頻度	<u>202</u>	<u>553</u>	<u>367</u>	<u>95</u>	2	<u>27</u>	1246
	カテゴリ別の%	17.1%	18.6%	23.4%	38.5%	7.4%	12.0%	20.0%
親族・近隣・友人等 からの孤立	頻度	38	<u>87</u>	<u>71</u>	<u>30</u>	1	<u>2</u>	229
	カテゴリ別の%	3.2%	2.9%	4.5%	12.1%	3.7%	0.9%	3.7%
若年出産	頻度	<u>45</u>	<u>129</u>	<u>124</u>	<u>24</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	329
	カテゴリ別の%	3.8%	4.3%	7.9%	9.7%	14.8%	1.3%	5.3%
育児疲れ	頻度	62	198	100	12	2	10	384
	カテゴリ別の%	5.2%	6.7%	6.4%	4.9%	7.4%	4.4%	6.2%
育児に嫌悪感、拒否感情	頻度	<u>15</u>	96	<u>70</u>	<u>16</u>	2	3	202
	カテゴリ別の%	1.3%	3.2%	4.5%	6.5%	7.4%	1.3%	3.2%
狭いまたは劣悪な住環境	頻度	<u>38</u>	<u>118</u>	<u>111</u>	<u>39</u>	0	<u>4</u>	310
	カテゴリ別の%	3.2%	4.0%	7.1%	15.8%	0.0%	1.8%	5.0%
頻繁な転居	頻度	<u>30</u>	101	65	<u>31</u>	<u>3</u>	5	235
	カテゴリ別の%	2.5%	3.4%	4.1%	12.6%	11.1%	2.2%	3.8%
病気や障害を持つ 家族の世話	頻度	28	<u>53</u>	44	<u>12</u>	1	3	141
	カテゴリ別の%	2.4%	1.8%	2.8%	4.9%	3.7%	1.3%	2.3%
きょうだいが虐待者から 虐待を受けた	頻度	129	361	207	<u>58</u>	<u>0</u>	22	777
	カテゴリ別の%	10.9%	12.1%	13.2%	23.5%	0.0%	9.8%	12.5%
アルコール等を 乱用する者がいた	頻度	<u>25</u>	<u>108</u>	<u>98</u>	<u>21</u>	1	6	259
	カテゴリ別の%	2.1%	3.6%	6.2%	8.5%	3.7%	2.7%	4.2%
精神障害・知的障害等の ある者がいた	頻度	125	<u>269</u>	<u>235</u>	<u>59</u>	4	<u>8</u>	700
	カテゴリ別の%	10.6%	9.1%	15.0%	23.9%	14.8%	3.6%	11.2%
自殺（未遂）者がいた	頻度	10	25	28	7	2	1	73
	カテゴリ別の%	0.8%	0.8%	1.8%	2.8%	7.4%	0.4%	1.2%
家族で刑務所に入った 者がいた	頻度	6	43	32	8	1	0	90
	カテゴリ別の%	0.5%	1.4%	2.0%	3.2%	3.7%	0.0%	1.4%
その他	頻度	8	52	30	4	1	4	99
	カテゴリ別の%	0.7%	1.7%	1.9%	1.6%	3.7%	1.8%	1.6%
ないと思われる	頻度	<u>197</u>	<u>421</u>	<u>126</u>	<u>19</u>	1	<u>17</u>	781
	カテゴリ別の%	16.6%	14.2%	8.0%	7.7%	3.7%	7.6%	12.5%
不明	頻度	164	391	<u>123</u>	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>94</u>	791
	カテゴリ別の%	13.9%	13.2%	7.8%	4.9%	25.9%	41.8%	12.7%
	全体	1184	2972	1570	247	27	225	6225

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q25. 被虐待児の虐待による身体状況（複数回答）

▶ 設問：「被虐待児における虐待による調査時の身体状況」

- 「ないと思われる」が8割以上を占めた。該当のある身体状況では、「打撲傷・あざ」が7.5%と最も高く、次いで「不衛生」3.0%となっていた。

Q25 被虐待児の調査時の身体問題（複数回答）

	度数	%	%グラフ
打撲傷・あざ	470	7.5	■
火傷	17	0.3	
刺傷	11	0.2	
骨折	13	0.2	
頭部外傷	53	0.8	
性器の外傷	2	0.0	
妊娠	0	0.0	
栄養不良	49	0.8	
身体的発達の遅れ	40	0.6	
不衛生	190	3.0	■
その他	102	1.6	
ないと思われる	5113	81.2	■
不明	337	5.3	■
該当ケース数	6300		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、今回と同様「特になし」が 71.5%と回答しており、該当のあった中では「打撲傷・あざ」15.3%が最も多く、次いで「性的虐待」1.8%、「頭部外傷」1.6%などが続いていた。今回の調査では「性的虐待」に関する項目はなかったが「性器の外傷」が 2 件報告されていた。

被虐待児の身体的問題（複数回答）と性別のクロス表

打撲傷・あざは男児で多く報告される傾向が認められたものの、おおむね男女で身体的問題に偏りは見いだせなかった。

Q25 被虐待児身体問題と被虐待児の性別のクロス集計表

		男児	女児	合計
打撲傷・あざ	頻度	291	177	468
	カテゴリ別の%	8.8%	6.0%	7.5%
火傷	頻度	10	7	17
	カテゴリ別の%	0.3%	0.2%	0.3%
刺傷	頻度	3	8	11
	カテゴリ別の%	0.1%	0.3%	0.2%
骨折	頻度	7	6	13
	カテゴリ別の%	0.2%	0.2%	0.2%
頭部外傷	頻度	30	23	53
	カテゴリ別の%	0.9%	0.8%	0.8%
性器の外傷	頻度	0	2	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.0%
妊娠	頻度	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%
栄養不良	頻度	31	18	49
	カテゴリ別の%	0.9%	0.6%	0.8%
身体的発達の遅れ	頻度	25	15	40
	カテゴリ別の%	0.8%	0.5%	0.6%
不衛生	頻度	103	87	190
	カテゴリ別の%	3.1%	2.9%	3.0%
その他	頻度	47	55	102
	カテゴリ別の%	1.4%	1.9%	1.6%
ないと思われる	頻度	2674	2422	5096
	カテゴリ別の%	80.6%	82.0%	81.3%
不明	頻度	155	175	330
	カテゴリ別の%	4.7%	5.9%	5.3%
全体		3317	2953	6270

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の身体的問題（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

被虐待児が 6-11 歳・12-14 歳の場合、「打撲やあざ」の報告頻度が他年齢と比べて高い。また「頭部外傷」「骨折」は 1 歳未満に特徴的であり、「刺し傷」が 12-14 歳・15 歳以上に特徴的だが、全体的な報告例が少ないため解釈には慎重になる必要がある。

Q25 被虐待児身体問題と年齢カテゴリー（5 段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
打撲傷・あざ	頻度	<u>8</u>	<u>131</u>	<u>197</u>	<u>89</u>	43	468
	カテゴリ別の%	2.0%	5.9%	9.0%	9.5%	8.1%	7.5%
火傷	頻度	0	10	4	3	0	17
	カテゴリ別の%	0.0%	0.5%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%
刺傷	頻度	0	2	2	<u>4</u>	<u>3</u>	11
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.6%	0.2%
骨折	頻度	<u>4</u>	<u>1</u>	3	3	2	13
	カテゴリ別の%	1.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%	0.2%
頭部外傷	頻度	<u>12</u>	12	14	8	7	53
	カテゴリ別の%	3.0%	0.5%	0.6%	0.9%	1.3%	0.8%
性器の外傷	頻度	0	0	0	1	1	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%
妊娠	頻度	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栄養不良	頻度	5	13	22	6	2	48
	カテゴリ別の%	1.2%	0.6%	1.0%	0.6%	0.4%	0.8%
身体的発達の遅れ	頻度	3	16	16	4	1	40
	カテゴリ別の%	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%	0.2%	0.6%
不衛生	頻度	13	73	70	26	8	190
	カテゴリ別の%	3.2%	3.3%	3.2%	2.8%	1.5%	3.0%
その他	頻度	12	34	29	18	9	102
	カテゴリ別の%	3.0%	1.5%	1.3%	1.9%	1.7%	1.6%
ないと思われる	頻度	332	1812	1772	739	429	5084
	カテゴリ別の%	82.8%	82.3%	81.3%	79.2%	80.6%	81.4%
不明	頻度	18	130	92	48	34	322
	カテゴリ別の%	4.5%	5.9%	4.2%	5.1%	6.4%	5.2%
	総数	401	2203	2179	933	532	6248

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の身体的問題（複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

当然ではあるが身体的虐待において、身体的問題の報告頻度が高い（「打撲傷・あざ」「頭部外傷」の順）。またネグレクトでは「不衛生」「栄養不良」「発達の遅れ」といった身体的な世話の不足と関連した問題の頻度が高くなっていた。DV 目撃も含む心理的虐待は「ないと思われる」が9割以上を占めていた。

Q25 被虐待児身体問題と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト（同居人の虐待）	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
打撲傷・あざ	頻度	394	<u>30</u>	23	<u>0</u>	<u>17</u>	<u>4</u>	468
	カテゴリ別の%	27.5%	2.9%	18.3%	0.0%	1.1%	0.2%	7.5%
火傷	頻度	11	6	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	17
	カテゴリ別の%	0.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
刺傷	頻度	8	2	0	0	1	<u>0</u>	11
	カテゴリ別の%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%
骨折	頻度	10	1	0	0	1	<u>0</u>	12
	カテゴリ別の%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%
頭部外傷	頻度	42	5	1	0	<u>3</u>	<u>2</u>	53
	カテゴリ別の%	2.9%	0.5%	0.8%	0.0%	0.2%	0.1%	0.8%
生殖器の外傷	頻度	0	0	1	1	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
妊娠	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栄養不良	頻度	6	36	2	0	<u>4</u>	<u>1</u>	49
	カテゴリ別の%	0.4%	3.5%	1.6%	0.0%	0.3%	0.0%	0.8%
身体的発達の遅れ	頻度	7	22	2	0	<u>2</u>	<u>7</u>	40
	カテゴリ別の%	0.5%	2.1%	1.6%	0.0%	0.1%	0.3%	0.6%
不衛生	頻度	<u>19</u>	134	9	1	<u>11</u>	<u>16</u>	190
	カテゴリ別の%	1.3%	12.8%	7.1%	1.6%	0.7%	0.8%	3.0%
その他	頻度	42	34	3	3	<u>9</u>	<u>11</u>	102
	カテゴリ別の%	2.9%	3.3%	2.4%	4.9%	0.6%	0.5%	1.6%
ないと思われる	頻度	<u>856</u>	<u>780</u>	<u>79</u>	51	1348	1984	5098
	カテゴリ別の%	59.7%	74.8%	62.7%	83.6%	90.3%	94.0%	81.3%
不明	頻度	79	48	10	5	100	<u>88</u>	330
	カテゴリ別の%	5.5%	4.6%	7.9%	8.2%	6.7%	4.2%	5.3%
	全体	1433	1043	126	61	1493	2111	6267

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の身体的問題（複数回答）と虐待重症度のクロス表

身体的虐待の反映と見られる「打撲傷・あざ」「頭部外傷」は重度虐待以上での報告例が多い。またネグレクトの反映と考えられる「不衛生」「栄養不良」「身体発達の遅れ」も重度虐待以上での報告が多くなる。逆に「ないと思われる」は軽度虐待や虐待の危惧ありのケースでの報告が多い。

Q25 被虐待児身体問題と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
打撲傷・あざ	頻度	<u>18</u>	<u>175</u>	<u>214</u>	<u>50</u>	4	<u>8</u>	469
	カテゴリ別の%	1.5%	5.9%	13.6%	20.2%	14.8%	3.6%	7.5%
火傷	頻度	1	6	5	<u>3</u>	<u>2</u>	0	17
	カテゴリ別の%	0.1%	0.2%	0.3%	1.2%	7.4%	0.0%	0.3%
刺傷	頻度	1	<u>1</u>	5	<u>3</u>	0	1	11
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.3%	1.2%	0.0%	0.4%	0.2%
骨折	頻度	2	<u>0</u>	2	<u>7</u>	0	<u>2</u>	13
	カテゴリ別の%	0.2%	0.0%	0.1%	2.8%	0.0%	0.9%	0.2%
頭部外傷	頻度	5	<u>13</u>	13	<u>15</u>	<u>6</u>	1	53
	カテゴリ別の%	0.4%	0.4%	0.8%	6.1%	22.2%	0.4%	0.9%
性器の外傷	頻度	0	0	0	<u>2</u>	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
妊娠	頻度	0	0	0	0	0	0	0
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
栄養不良	頻度	4	<u>10</u>	<u>23</u>	<u>9</u>	1	1	48
	カテゴリ別の%	0.3%	0.3%	1.5%	3.6%	3.7%	0.4%	0.8%
身体的発達の遅れ	頻度	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>18</u>	<u>8</u>	0	0	39
	カテゴリ別の%	0.1%	0.4%	1.1%	3.2%	0.0%	0.0%	0.6%
不衛生	頻度	<u>25</u>	78	<u>61</u>	<u>25</u>	0	<u>1</u>	190
	カテゴリ別の%	2.1%	2.6%	3.9%	10.1%	0.0%	0.4%	3.1%
その他	頻度	13	40	25	<u>13</u>	<u>7</u>	2	100
	カテゴリ別の%	1.1%	1.3%	1.6%	5.3%	25.9%	0.9%	1.6%
ないと思われる	頻度	<u>1079</u>	<u>2514</u>	<u>1194</u>	<u>129</u>	<u>7</u>	<u>131</u>	5054
	カテゴリ別の%	91.1%	84.6%	76.1%	52.2%	25.9%	58.2%	81.2%
不明	頻度	<u>38</u>	<u>135</u>	<u>62</u>	12	<u>4</u>	<u>81</u>	332
	カテゴリ別の%	3.2%	4.5%	3.9%	4.9%	14.8%	36.0%	5.3%
	総数	1184	2972	1570	247	27	225	6225

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q26-1. 被虐待児の精神状況（未就学児童 2680 ケース限定：複数回答）

※ケースの児童が「未就学児童」か「就学児童」かどうかの判定には、基本的には「Q2 年齢」「Q4 在学状況」の双方を用いた。Q4 で小学生以降と評定され、Q2 で7歳以上と回答されていた場合、「就学児童」とみなした。Q4 で小学生以下と評定があり、Q2 で5歳以下と回答されていた場合、「未就学児童」とした。Q2 が6歳の場合は、Q4 の回答で判断した。

➤ 設問：「被虐待児の現在の精神症状（未就学年齢の場合）」

- 「ないと思われる」「不明」を除いたケースで最も多かったのは「遊びに集中できず落ち着かない・多動傾向」6.1%、「ぐずることやかんしゃくを起こすことが多い」5.1%、「誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める」1.9%、「その他」1.9%、「特定の人・物・場面におびえる・びくびくする・不安」1.8%であった。
- 「ないと思われる」は70.2%で、約7割の子どもには精神的な問題はなかった。乳幼児の精神的問題は捉えにくく、心理面接をしていないことも多いため、実際より低く出ている可能性がある。

Q26-1 被虐待児の調査時の精神的問題（未就学児限定：複数回答）

	度数	%	%グラフ
特定の人・物・場面におびえる・びくびく・不安	49	1.8	■
表情乏しい・笑顔少ない・突然固まる	55	2.1	■
感情の起伏激しい・急に泣き出して止まらない	46	1.7	■
ぐずる・かんしゃく・攻撃的・時に暴力	137	5.1	■
寝付けない・中途覚醒・夜泣き激しい等、睡眠の問題	24	0.9	■
集中できず落ち着かない・多動傾向	164	6.1	■
誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める	51	1.9	■
養育者に助けを求めない・泣かない	16	0.6	■
弱い子にいじめや暴力・強い子に服従的・友達とうまく遊べない	13	0.5	■
床や壁に自分の頭を打ち付ける	10	0.4	■
金銭の持ち出しや万引き	1	0.0	■
年齢不相応な性的関心や行動・性や身体接触を避ける	7	0.3	■
食べ物への固執・過食・拒食	23	0.9	■
その他	52	1.9	■
ないと思われる	1882	70.2	■
不明（子どもの状態が全くわからない場合に選択）	252	9.4	■
該当ケース数	2680		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

被虐待児の精神的問題（未就学児童：複数回答）と性別のクロス表

未就学児の精神的問題において、「ぐずる・かんしゃく」「集中できず落ち着かない」は男児の方に報告が多かった。その他は明確な偏りは見られなかった。

Q26-1 被虐待児の精神的問題（未就学）と被虐待児の性別のクロス集計表

	男児	女児	合計	
おびえる・びくびく・不安	頻度	29	20	49
	カテゴリ別の%	2.1%	1.6%	1.8%
表情乏しい・笑顔少ない・固まる	頻度	30	25	55
	カテゴリ別の%	2.2%	2.0%	2.1%
感情の起伏激しい・泣き出して止まらない	頻度	21	25	46
	カテゴリ別の%	1.5%	2.0%	1.7%
ぐずる・かんしゃく	頻度	84	53	137
	カテゴリ別の%	6.0%	4.2%	5.1%
寝付けない・中途覚醒・夜泣き激しい	頻度	11	13	24
	カテゴリ別の%	0.8%	1.0%	0.9%
集中できず落ち着かない・多動傾向	頻度	101	63	164
	カテゴリ別の%	7.2%	4.9%	6.1%
誰にでもべたべた・別の大人を求める	頻度	25	26	51
	カテゴリ別の%	1.8%	2.0%	1.9%
養育者に助けを求めない・泣かない	頻度	10	6	16
	カテゴリ別の%	0.7%	0.5%	0.6%
いじめや暴力・服従・友達とうまく遊べない	頻度	7	6	13
	カテゴリ別の%	0.5%	0.5%	0.5%
床や壁に自分の頭を打ち付ける	頻度	8	2	10
	カテゴリ別の%	0.6%	0.2%	0.4%
金銭の持ち出しや万引き	頻度	1	0	1
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%
不相応な性的関心行動・性や身体接触避ける	頻度	4	3	7
	カテゴリ別の%	0.3%	0.2%	0.3%
食べ物への固執・過食・拒食	頻度	12	11	23
	カテゴリ別の%	0.9%	0.9%	0.9%
その他	頻度	30	22	52
	カテゴリ別の%	2.2%	1.7%	1.9%
ないと思われる	頻度	963	908	1871
	カテゴリ別の%	69.0%	71.3%	70.1%
不明	頻度	125	126	251
	カテゴリ別の%	9.0%	9.9%	9.4%
	全体	1395	1273	2668

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の精神的問題（未就学児童：複数回答）と年齢カテゴリのクロス表

「おびえる・不安」「感情の起伏激しい」「ぐずる・かんしゃく」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」は1-5歳児に多く報告された。1歳未満では「ないと思われる」の報告頻度が高くなっていた。

Q26-1 被虐待児の精神的問題（未就学）と年齢カテゴリ別のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	合計
おびえる・びくびく・不安	頻度	<u>2</u>	47	49
	カテゴリ別の%	0.5%	2.1%	1.9%
表情乏しい・笑顔少ない・固まる	頻度	3	48	51
	カテゴリ別の%	0.7%	2.2%	2.0%
感情の起伏激しい・泣き出して止まらない	頻度	<u>0</u>	43	43
	カテゴリ別の%	0.0%	2.0%	1.7%
ぐずる・かんしゃく	頻度	<u>2</u>	127	129
	カテゴリ別の%	0.5%	5.8%	5.0%
寝付けない・中途覚醒・夜泣き激しい	頻度	2	21	23
	カテゴリ別の%	0.5%	1.0%	0.9%
集中できず落ち着かない・多動傾向	頻度	<u>1</u>	153	154
	カテゴリ別の%	0.2%	6.9%	5.9%
誰にでもべたべた・別の大人を求める	頻度	<u>1</u>	49	50
	カテゴリ別の%	0.2%	2.2%	1.9%
養育者に助けを求めない・泣かない	頻度	0	14	14
	カテゴリ別の%	0.0%	0.6%	0.5%
いじめや暴力・服従・友達とうまく遊べない	頻度	0	13	13
	カテゴリ別の%	0.0%	0.6%	0.5%
床や壁に自分の頭を打ち付ける	頻度	0	10	10
	カテゴリ別の%	0.0%	0.5%	0.4%
金銭の持ち出しや万引き	頻度	0	1	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%
不相応な性的関心行動・性や身体接触避ける	頻度	0	6	6
	カテゴリ別の%	0.0%	0.3%	0.2%
食べ物への固執・過食・拒食	頻度	1	22	23
	カテゴリ別の%	0.2%	1.0%	0.9%
その他	頻度	8	43	51
	カテゴリ別の%	2.0%	2.0%	2.0%
ないと思われる	頻度	340	1495	1835
	カテゴリ別の%	84.8%	67.9%	70.5%
不明	頻度	36	214	250
	カテゴリ別の%	9.0%	9.7%	9.6%
	全体	401	2203	2604

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の精神的問題（未就学児童：複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

身体的虐待とネグレクトにおいて多くの精神的問題が報告された。身体的虐待は「おびえる・不安」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」「ぐずる・かんしゃく」「感情の起伏激しい」「寝付けない・夜泣き」「表情乏しい」などの報告頻度が高かった。ネグレクトは「表情乏しい」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」の報告頻度が高かった。心理的虐待では他の虐待種に比べて高い割合を示す精神的問題はなく、心理的虐待（DV 目撃）は約 8 割の子どもに精神的問題はないとの結果であった。

Q26-1 被虐待児の精神的問題（未就学）と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト（同居人の虐待放置）	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV 目撃）	合計
おびえる・びくびく・不安	頻度	22	4	5	0	7	11	49
	カテゴリ別の%	5.4%	0.8%	12.2%	0.0%	1.1%	1.0%	1.8%
表情乏しい・笑顔少ない・固まる	頻度	15	22	0	1	9	8	55
	カテゴリ別の%	3.7%	4.5%	0.0%	33.3%	1.4%	0.7%	2.1%
感情の起伏激しい・泣き出して止まらない	頻度	15	5	1	0	11	14	46
	カテゴリ別の%	3.7%	1.0%	2.4%	0.0%	1.7%	1.3%	1.7%
ぐずる・かんしゃく	頻度	45	32	6	2	28	24	137
	カテゴリ別の%	11.0%	6.5%	14.6%	66.7%	4.4%	2.2%	5.1%
寝付けない・中途覚醒・夜泣き激しい	頻度	9	4	0	0	5	6	24
	カテゴリ別の%	2.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%	0.6%	0.9%
集中できず落ち着かない・多動傾向	頻度	58	44	4	2	28	28	164
	カテゴリ別の%	14.2%	8.9%	9.8%	66.7%	4.4%	2.6%	6.1%
誰にでもべたべた・別の大人を求める	頻度	17	21	0	0	5	8	51
	カテゴリ別の%	4.2%	4.3%	0.0%	0.0%	0.8%	0.7%	1.9%
養育者に助けを求めない・泣かない	頻度	3	6	0	0	6	1	16
	カテゴリ別の%	0.7%	1.2%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.6%
いじめや暴力・服従・友達とうまく遊べない	頻度	8	3	0	1	0	1	13
	カテゴリ別の%	2.0%	0.6%	0.0%	33.3%	0.0%	0.1%	0.5%
床や壁に自分の頭を打ち付ける	頻度	2	3	0	0	1	4	10
	カテゴリ別の%	0.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%	0.4%
金銭の持ち出しや万引き	頻度	0	1	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不相应な性的関心行動・性や身体接触避ける	頻度	3	1	0	1	1	1	7
	カテゴリ別の%	0.7%	0.2%	0.0%	33.3%	0.2%	0.1%	0.3%
食べ物への固執・過食・拒食	頻度	7	11	1	0	3	1	23
	カテゴリ別の%	1.7%	2.2%	2.4%	0.0%	0.5%	0.1%	0.9%
その他	頻度	15	16	1	0	14	6	52
	カテゴリ別の%	3.7%	3.3%	2.4%	0.0%	2.2%	0.6%	1.9%
ないと思われる	頻度	228	306	26	1	447	863	1871
	カテゴリ別の%	55.9%	62.2%	63.4%	33.3%	69.8%	79.7%	70.2%
不明	頻度	27	41	3	0	89	91	251
	カテゴリ別の%	6.6%	8.3%	7.3%	0.0%	13.9%	8.4%	9.4%
	全体	408	492	41	3	640	1072	2668

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。

被虐待児の精神的問題（未就学児童：複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

虐待の危惧あり・軽度虐待では「ないと思われる」が多く報告され、中度虐待では「おびえる・不安」「表情乏しい」「寝付けない・夜泣き激しい」が多く報告されていた。重度虐待は加えて「ぐずる・かんしゃく」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」「表情乏しい」が多く報告されていた。生命の危機ありは報告頻度が全体に少ないが、精神的問題については不明であるという報告が多かった。

Q26-1 被虐待児の精神的問題（未就学）と虐待種別のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
おびえる・びくびく・不安	頻度	<u>4</u>	19	<u>23</u>	3	0	0	49
	カテゴリ別の%	0.7%	1.6%	3.6%	3.0%	0.0%	0.0%	1.9%
表情乏しい・笑顔少ない・ 固まる	頻度	7	22	<u>20</u>	<u>6</u>	0	0	55
	カテゴリ別の%	1.2%	1.8%	3.1%	6.0%	0.0%	0.0%	2.1%
感情の起伏激しい・ 泣き出して止まらない	頻度	11	20	13	2	0	0	46
	カテゴリ別の%	1.9%	1.6%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.7%
ぐずる・かんしゃく	頻度	22	63	38	<u>13</u>	0	0	136
	カテゴリ別の%	3.9%	5.2%	5.9%	13.0%	0.0%	0.0%	5.1%
寝付けない・中途覚醒・ 夜泣き激しい	頻度	<u>1</u>	9	<u>13</u>	1	0	0	24
	カテゴリ別の%	0.2%	0.7%	2.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.9%
集中できず落ち着かない・ 多動傾向	頻度	27	78	44	<u>12</u>	0	3	164
	カテゴリ別の%	4.8%	6.4%	6.9%	12.0%	0.0%	3.1%	6.2%
誰にでもべたべた・ 別の大人を求める	頻度	<u>3</u>	28	14	<u>6</u>	0	0	51
	カテゴリ別の%	0.5%	2.3%	2.2%	6.0%	0.0%	0.0%	1.9%
養育者に助けを求めない・ 泣かない	頻度	1	9	5	1	0	0	16
	カテゴリ別の%	0.2%	0.7%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.6%
いじめや暴力・服従・ 友達とうまく遊べない	頻度	0	7	6	0	0	0	13
	カテゴリ別の%	0.0%	0.6%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
床や壁に自分の頭を 打ち付ける	頻度	1	2	5	1	0	1	10
	カテゴリ別の%	0.2%	0.2%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.4%
金銭の持ち出しや万引き	頻度	1	0	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不相応な性的関心行動・ 性や身体接触避ける	頻度	0	3	3	1	0	0	7
	カテゴリ別の%	0.0%	0.2%	0.5%	1.0%	0.0%	0.0%	0.3%
食べ物への固執・ 過食・拒食	頻度	3	7	8	3	0	0	21
	カテゴリ別の%	0.5%	0.6%	1.3%	3.0%	0.0%	0.0%	0.8%
その他	頻度	6	21	12	4	<u>5</u>	4	52
	カテゴリ別の%	1.1%	1.7%	1.9%	4.0%	23.8%	4.1%	2.0%
ないと思われる	頻度	<u>420</u>	<u>887</u>	432	<u>59</u>	<u>9</u>	<u>46</u>	1853
	カテゴリ別の%	74.3%	72.9%	67.5%	59.0%	42.9%	46.9%	70.2%
不明	頻度	48	<u>86</u>	58	4	<u>7</u>	<u>43</u>	246
	カテゴリ別の%	8.5%	7.1%	9.1%	4.0%	33.3%	43.9%	9.3%
	全体	565	1217	640	100	21	98	2641

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。

Q26-2. 被虐待児の調査時の精神状況（就学児童 3569 ケース限定：複数回答）

➤ 設問：「被虐待児の現在の精神症状（小学校年代以降の場合）」

- 就学以降の年代における被虐待児の症状としては、多い順に「落ち着きのなさ」11.3%、「虐待者や特定の状況・人に怯える」7.2%、「引きこもり・不登校」7.2%、「怒りを抑えられず、人や物にあたる」7.0%、「大人への反抗的な態度」5.8%などが多かった。

Q26-2 被虐待児の調査時の精神的問題（就学児以上限定：複数回答）

	度数	%	%グラフ
虐待者や特定の状況・物・状況におびえる	258	7.2	■
親の虐待を思い出させる場所・人・物を避ける	64	1.8	■
感情表現が少ない・無反応・フリーズ	134	3.8	■
些細なことで気持ちの動揺・過呼吸や動悸	57	1.6	■
怒りが抑えられず、人や物にあたる	249	7.0	■
寝付けない・中途覚醒が多い・朝起きられない・悪夢を見る	99	2.8	■
大人への反抗的な態度、他児への威圧的な態度	207	5.8	■
何事にも自信が持てない	129	3.6	■
落ち込み・意欲低下	156	4.4	■
自分を痛めつける行動・リストカット・希死念慮	81	2.3	■
落ち着きのなさ、注意が集中できない	403	11.3	■
引きこもり・不登校	257	7.2	■
年齢不相応な性的関心や行動／性や身体接触避ける	48	1.3	■
反社会的問題行動：火遊び・万引き・かつあげ	114	3.2	■
食行動上の問題：食べ物への固執・過食・拒食	34	1.0	■
飲酒・覚せい剤・大麻・市販薬・処方薬などの乱用	8	0.2	■
ゲームやインターネットへの依存	102	2.9	■
明確な身体的原因のない身体症状（吐き気・腹痛・下痢・慢性の痛みなど）	60	1.7	■
その他	116	3.3	■
ないと思われる	1951	54.7	■
不明（子どもの状態が全くわからない場合に選択）	240	6.7	■
該当ケース数		3569	

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「未就学児」と「就学児」の区分はなく、虐待に起因すると思われる精神症状は虐待を受けた子どもの 33.7%に見られた。具体的には「多動・落ち着きのなさ」が 8.9%と最も多く、次いで「対人関係の問題」8.0%、「低い自己評価」6.8%、「不安、怯え、パニック」6.6%と続いた。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と性別のクロス表

「怒りが抑えられない」「落ち着きがない」「反社会的問題行動」「ゲーム依存」は男児のほうが報告例が多く、「虐待を思い出させる人・場所を避ける」「気持ちの動揺・過呼吸」「落ち込み・意欲低下」「自傷行動」「問題ない」については女児のほうが報告例が多くなっていた。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と年齢カテゴリのクロス表

6-11 歳では「精神的問題はない」割合が他年代と比べて高く(57.9%)、精神的問題としては「落ち着きがない」の出現率が高かった(14.8%)。

12-14 歳では「怒りが抑えられない」「反社会的問題行動」「大人への反抗的態度」などの攻撃的で外向型の問題行動が他の年代と比較して最も高い割合となり、一方「引きこもり・不登校」「自傷行動」「ゲーム依存」「原因のない身体症状」などの内向型の問題行動の頻度も他年代と比較して高い傾向が見られた。加えて「不相应な性的関心行動」の割合も高かった。

15 歳以上は「虐待を思い出させる人・場所を避ける」「気持ちの動揺」「寝付けられない・朝起きられない」「落ち込み・意欲低下」「自傷行動・リストカット」などトラウマ症状を思わせる症状の出現頻度が他の年代より高かった。加えて「引きこもり・不登校」「原因のない身体症状」「大人への反抗的態度」「不相应な性的関心行動」の出現率も他年代と比較して高かった。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

身体的虐待は 51.3%に精神的問題がみられ、「落ち着きの無さ」が最も多い問題で、「怒りが抑えられない」「大人への反抗的態度」などの攻撃的な問題行動や「虐待者等におびえる」「感情表現少ない」「自傷行動」などのトラウマ症状を思わせる問題の出現率も他虐待種と比較して高かった。さらに「何事にも自信持てない」「反社会的問題行動」「ゲーム依存」の出現頻度も高かった。

ネグレクトは 47.8%に精神的問題がみられ、「引きこもり・不登校」「意欲低下」「反社会的問題行動」「ゲーム依存」の出現率が他の虐待種に比較して高かった。

性的虐待は 55.1%と最も高率に精神的問題を有していて、「虐待者におびえる」「虐待を思い出させる場所を避ける」「感情表現少ない」「気持ちの動揺」「自傷行動」などトラウマ症状が推定される精神的問題が出現する割合が他虐待種より高く、加えて「自信が持てない」「落ち込み」「引きこもり」など、様々な問題の報告頻度が高かった。

心理的虐待、特に DV 目撃は精神的な「問題がないと思われる」割合が高く(56.4%、70.7%)、精神的問題の出現する割合は他虐待種と比較して低かった。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と虐待重症度のクロス表

「生命の危機あり」は 6 人と少人数であるため、それを除くと、ほとんどの精神的問題が虐待の重症度が増していくにつれて、出現率が増加していくことが明らかになった。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と性別のクロス表

Q26-2 被虐待児の精神的問題（就学）と被虐待児の性別のクロス集計表

		男児	女児	合計
虐待者や特定の状況・	頻度	128	129	257
人におびえる	カテゴリ別の%	6.7%	7.8%	7.2%
虐待を思い出させる場所・	頻度	23	41	64
人・物を避ける	カテゴリ別の%	1.2%	2.5%	1.8%
感情表現が少ない・	頻度	72	62	134
無反応・フリーズ	カテゴリ別の%	3.8%	3.7%	3.8%
気持ちの動揺・	頻度	10	47	57
過呼吸や動悸	カテゴリ別の%	0.5%	2.8%	1.6%
怒りが抑えられず、	頻度	156	93	249
人や物にあたる	カテゴリ別の%	8.2%	5.6%	7.0%
寝付けない・中途覚醒・	頻度	39	60	99
朝起きられない	カテゴリ別の%	2.0%	3.6%	2.8%
大人への反抗的態度・	頻度	109	98	207
他児への威圧的態度	カテゴリ別の%	5.7%	5.9%	5.8%
何事にも自信が持てない	頻度	70	59	129
	カテゴリ別の%	3.7%	3.6%	3.6%
落ち込み・意欲低下	頻度	65	91	156
	カテゴリ別の%	3.4%	5.5%	4.4%
自傷行動・リストカット・	頻度	19	62	81
希死念慮	カテゴリ別の%	1.0%	3.7%	2.3%
落ち着きのなさ・	頻度	283	120	403
注意が集中できない	カテゴリ別の%	14.8%	7.3%	11.3%
引きこもり・不登校	頻度	123	134	257
	カテゴリ別の%	6.4%	8.1%	7.2%
不相应な性的関心行動・	頻度	17	31	48
性や身体接触避ける	カテゴリ別の%	0.9%	1.9%	1.3%
反社会的問題行動・火遊び・	頻度	78	36	114
万引き・かつあげ	カテゴリ別の%	4.1%	2.2%	3.2%
食行動の問題：	頻度	14	20	34
食べ物への固執・過食・拒食	カテゴリ別の%	0.7%	1.2%	1.0%
飲酒や覚せい剤など薬物乱用	頻度	3	5	8
	カテゴリ別の%	0.2%	0.3%	0.2%
ゲームやインターネットへの	頻度	70	32	102
依存	カテゴリ別の%	3.7%	1.9%	2.9%
原因のない身体症状	頻度	25	35	60
（吐き気・腹痛・下痢・痛み等）	カテゴリ別の%	1.3%	2.1%	1.7%
その他	頻度	63	53	116
	カテゴリ別の%	3.3%	3.2%	3.3%
ないと思われる	頻度	1010	936	1946
	カテゴリ別の%	52.9%	56.6%	54.6%
不明	頻度	117	123	240
	カテゴリ別の%	6.1%	7.4%	6.7%
	全体	1908	1655	3563

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

Q26-2 被虐待児の精神的問題（就学）と被虐待児の性別のクロス集計表

		6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
虐待者や特定の状況・	頻度	138	76	44	258
人におびえる	カテゴリ別の%	6.6%	8.1%	8.3%	7.2%
虐待を思い出させる場所・	頻度	<u>25</u>	21	18	64
人・物を避ける	カテゴリ別の%	1.2%	2.3%	3.4%	1.8%
感情表現が少ない・	頻度	72	34	28	134
無反応・フリーズ	カテゴリ別の%	3.4%	3.6%	5.3%	3.8%
気持ちの動揺・	頻度	<u>17</u>	21	19	57
過呼吸や動悸	カテゴリ別の%	0.8%	2.3%	3.6%	1.6%
怒りが抑えられず、	頻度	134	83	32	249
人や物にあたる	カテゴリ別の%	6.4%	8.9%	6.0%	7.0%
寝付けない・中途覚醒・	頻度	<u>43</u>	33	23	99
朝起きられない	カテゴリ別の%	2.0%	3.5%	4.3%	2.8%
大人への反抗的態度・	頻度	<u>89</u>	77	41	207
他児への威圧的態度	カテゴリ別の%	4.2%	8.3%	7.7%	5.8%
何事にも自信が持てない	頻度	68	36	25	129
	カテゴリ別の%	3.2%	3.9%	4.7%	3.6%
落ち込み・意欲低下	頻度	<u>64</u>	48	44	156
	カテゴリ別の%	3.0%	5.1%	8.3%	4.4%
自傷行動・リストカット・	頻度	<u>13</u>	36	32	81
希死念慮	カテゴリ別の%	0.6%	3.9%	6.0%	2.3%
落ち着きのなさ・	頻度	311	<u>68</u>	<u>24</u>	403
注意が集中できない	カテゴリ別の%	14.8%	7.3%	4.5%	11.3%
引きこもり・不登校	頻度	<u>85</u>	121	51	257
	カテゴリ別の%	4.0%	13.0%	9.6%	7.2%
不相応な性的関心行動・	頻度	<u>15</u>	21	12	48
性や身体接触避ける	カテゴリ別の%	0.7%	2.3%	2.3%	1.3%
反社会的問題行動・火遊び・	頻度	58	41	15	114
万引き・かつあげ	カテゴリ別の%	2.8%	4.4%	2.8%	3.2%
食行動の問題：	頻度	18	10	6	34
食べ物への固執・過食・拒食	カテゴリ別の%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%
飲酒や覚せい剤など薬物乱用	頻度	<u>0</u>	3	5	8
	カテゴリ別の%	0.0%	0.3%	0.9%	0.2%
ゲームやインターネットへの	頻度	<u>37</u>	46	19	102
依存	カテゴリ別の%	1.8%	4.9%	3.6%	2.9%
原因のない身体症状	頻度	<u>19</u>	25	16	60
(吐き気・腹痛・下痢・痛み等)	カテゴリ別の%	0.9%	2.7%	3.0%	1.7%
その他	頻度	78	23	15	116
	カテゴリ別の%	3.7%	2.5%	2.8%	3.3%
ないと思われる	頻度	1219	<u>471</u>	<u>261</u>	1951
	カテゴリ別の%	57.9%	50.5%	49.1%	54.7%
不明	頻度	132	59	49	240
	カテゴリ別の%	6.3%	6.3%	9.2%	6.7%
	全体	2104	933	532	3569

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。
イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

Q26-2 被虐待児の精神的問題（就学）と主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
虐待者や特定の状況・	頻度	108	<u>25</u>	12	12	57	<u>43</u>	257
人におびえる	カテゴリ別の%	10.7%	4.6%	14.3%	20.7%	6.8%	4.2%	7.2%
虐待を思い出させる場所・	頻度	16	10	5	6	17	<u>10</u>	64
人・物を避ける	カテゴリ別の%	1.6%	1.8%	6.0%	10.3%	2.0%	1.0%	1.8%
感情表現が少ない・	頻度	49	27	6	8	36	<u>8</u>	134
無反応・フリーズ	カテゴリ別の%	4.8%	5.0%	7.1%	13.8%	4.3%	0.8%	3.8%
気持ちの動揺・	頻度	21	8	2	4	16	<u>6</u>	57
過呼吸や動悸	カテゴリ別の%	2.1%	1.5%	2.4%	6.9%	1.9%	0.6%	1.6%
怒りが抑えられず、	頻度	119	40	5	2	55	<u>28</u>	249
人や物にあたる	カテゴリ別の%	11.7%	7.4%	6.0%	3.4%	6.5%	2.7%	7.0%
寝付けない・中途覚醒・	頻度	31	18	5	5	27	<u>13</u>	96
朝起きられない	カテゴリ別の%	3.1%	3.3%	6.0%	8.6%	3.2%	1.3%	2.9%
大人への反抗的態度・	頻度	96	36	5	3	43	<u>24</u>	207
他児への威圧的態度	カテゴリ別の%	9.5%	6.6%	6.0%	5.2%	5.1%	2.4%	5.8%
何事にも自信が持てない	頻度	49	26	5	8	27	<u>14</u>	129
	カテゴリ別の%	4.8%	4.8%	6.0%	13.8%	3.2%	1.4%	3.6%
落ち込み・意欲低下	頻度	49	37	5	11	35	<u>19</u>	156
	カテゴリ別の%	4.8%	6.8%	6.0%	19.0%	4.2%	1.9%	4.4%
自傷行動・リストカット・	頻度	31	14	4	6	23	<u>3</u>	81
希死念慮	カテゴリ別の%	3.1%	2.6%	4.8%	10.3%	2.7%	0.3%	2.3%
落ち着きのなさ・	頻度	189	61	8	3	93	<u>49</u>	403
注意が集中できない	カテゴリ別の%	18.6%	11.3%	9.5%	5.2%	11.1%	4.8%	11.3%
引きこもり・不登校	頻度	77	88	9	8	39	<u>36</u>	257
	カテゴリ別の%	7.6%	16.2%	10.7%	13.8%	4.6%	3.5%	7.2%
不相応な性的関心行動・	頻度	13	12	8	2	10	<u>3</u>	48
性や身体接触避ける	カテゴリ別の%	1.3%	2.2%	9.5%	3.4%	1.2%	0.3%	1.3%
反社会的問題行動・火遊び・	頻度	51	25	3	2	24	<u>9</u>	114
万引き・かつあげ	カテゴリ別の%	5.0%	4.6%	3.6%	3.4%	2.9%	0.9%	3.2%
食行動の問題：	頻度	14	6	2	1	8	<u>3</u>	34
食べ物への固執・過食・拒食	カテゴリ別の%	1.4%	1.1%	2.4%	1.7%	1.0%	0.3%	1.0%
飲酒や覚せい剤など薬物乱用	頻度	2	4	1	1	0	0	8
	カテゴリ別の%	0.2%	0.7%	1.2%	1.7%	0.0%	0.0%	0.2%
ゲームやインターネットへの	頻度	45	25	4	1	19	<u>8</u>	102
依存	カテゴリ別の%	4.4%	4.6%	4.8%	1.7%	2.3%	0.8%	2.9%
原因のない身体症状	頻度	28	7	4	7	11	<u>3</u>	60
(吐き気・腹痛・下痢・痛み等)	カテゴリ別の%	2.8%	1.3%	4.8%	12.1%	1.3%	0.3%	1.7%
その他	頻度	38	21	3	1	24	29	116
	カテゴリ別の%	3.7%	3.9%	3.6%	1.7%	2.9%	2.8%	3.3%
ないと思われる	頻度	426	263	40	23	474	722	1948
	カテゴリ別の%	42.0%	48.5%	47.6%	39.7%	56.4%	70.7%	54.7%
不明	頻度	68	<u>20</u>	<u>0</u>	3	58	88	237
	カテゴリ別の%	6.7%	3.7%	0.0%	5.2%	6.9%	8.6%	6.7%
	全体	1014	542	84	58	841	1021	3560

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

被虐待児の精神的問題（就学児童：複数回答）と虐待重症度のクロス表

Q26-2 被虐待児の精神的問題（就学）と主たる虐待種別のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
虐待者や特定の状況・ 人におびえる	頻度 カテゴリ別の%	15 2.5%	91 5.2%	110 11.9%	39 26.9%	0 0.0%	3 2.7%	258 7.3%
虐待を思い出させる場所・ 人・物を避ける	頻度 カテゴリ別の%	5 0.8%	13 0.7%	21 2.3%	24 16.6%	0 0.0%	0 0.0%	63 1.8%
感情表現が少ない・ 無反応・フリーズ	頻度 カテゴリ別の%	9 1.5%	46 2.6%	58 6.3%	20 13.8%	0 0.0%	1 0.9%	134 3.8%
気持ちの動揺・ 過呼吸や動悸	頻度 カテゴリ別の%	5 0.8%	21 1.2%	19 2.1%	10 6.9%	0 0.0%	2 1.8%	57 1.6%
怒りが抑えられず、 人や物にあたる	頻度 カテゴリ別の%	20 3.3%	120 6.9%	81 8.7%	26 17.9%	0 0.0%	1 0.9%	248 7.0%
寝付けられない・中途覚醒・ 朝起きられない	頻度 カテゴリ別の%	7 1.1%	30 1.7%	36 3.9%	26 17.9%	0 0.0%	0 0.0%	99 2.8%
大人への反抗的態度・ 他児への威圧的態度	頻度 カテゴリ別の%	17 2.8%	98 5.6%	67 7.2%	22 15.2%	0 0.0%	3 2.7%	207 5.9%
何事にも自信が持てない	頻度 カテゴリ別の%	11 1.8%	40 2.3%	57 6.2%	21 14.5%	0 0.0%	0 0.0%	129 3.6%
落ち込み・意欲低下	頻度 カテゴリ別の%	17 2.8%	53 3.1%	59 6.4%	27 18.6%	0 0.0%	0 0.0%	156 4.4%
自傷行動・リストカット・ 希死念慮	頻度 カテゴリ別の%	10 1.6%	33 1.9%	25 2.7%	12 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	80 2.3%
落ち着きのなさ・ 注意が集中できない	頻度 カテゴリ別の%	37 6.0%	191 11.0%	135 14.6%	31 21.4%	1 16.7%	5 4.5%	400 11.3%
引きこもり・不登校	頻度 カテゴリ別の%	36 5.9%	113 6.5%	89 9.6%	15 10.3%	0 0.0%	4 3.6%	257 7.3%
不相応な性的関心行動・ 性や身体接触避ける	頻度 カテゴリ別の%	2 0.3%	20 1.2%	20 2.2%	6 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	48 1.4%
反社会的問題行動・火遊び・ 万引き・かつあげ	頻度 カテゴリ別の%	10 1.6%	45 2.6%	45 4.9%	9 6.2%	1 16.7%	2 1.8%	112 3.2%
食行動の問題： 食べ物への固執・過食・拒食	頻度 カテゴリ別の%	3 0.5%	8 0.5%	17 1.8%	4 2.8%	1 16.7%	1 0.9%	34 1.0%
飲酒や覚せい剤など薬物乱用	頻度 カテゴリ別の%	1 0.2%	2 0.1%	4 0.4%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	8 0.2%
ゲームやインターネットへの 依存	頻度 カテゴリ別の%	6 1.0%	52 3.0%	33 3.6%	7 4.8%	2 33.3%	2 1.8%	102 2.9%
原因のない身体症状 (吐き気・腹痛・下痢・痛み等)	頻度 カテゴリ別の%	5 0.8%	16 0.9%	20 2.2%	18 12.4%	0 0.0%	1 0.9%	60 1.7%
その他	頻度 カテゴリ別の%	11 1.8%	63 3.6%	33 3.6%	7 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	114 3.2%
ないと思われる	頻度 カテゴリ別の%	428 69.9%	999 57.5%	428 46.2%	29 20.0%	0 0.0%	49 43.8%	1948 54.7%
不明	頻度 カテゴリ別の%	32 5.2%	101 5.8%	57 6.2%	7 4.8%	1 16.7%	39 34.8%	237 6.7%
	全体	612	1737	926	145	6	112	3538

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

IV. 児相の対応について

(安全確認について)

Q27. 48 時間以内の安全確認

- 設問：「このケースにおける、48 時間以内の安全確認について」
- 9 割以上のケースで 48 時間以内の安全確認を行っていた。「他機関の協力により行った」が 68.1%と、児童相談所以外の機関の協力にもとづく対応が大半を占めた。

Q27 48時間以内の安全確認

	度数	%	%グラフ
児相が直接行った	1330	21.1	
他機関の協力により行った	4289	68.1	
行っていない	548	8.7	
無回答	133	2.1	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、9 割以上のケースで 48 時間以内の安全確認を行っている点は同じだが、H25 年調査では「他機関の協力により行った」55.8%と「児童相談所が直接行なった」35.7%であり、直接児童相談所が行うケースが 10%程度減っており、他機関の協力により行う割合が増えていた。

48 時間以内の安全確認と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」は児相が直接安全確認を行い、「心理的虐待（特に DV 目撃）」は他機関の協力により確認を行うかもしくは確認を行わない傾向が見て取れる。「他機関の協力により確認を行った」報告が多いのは、「DV 目撃」の通告件数の多さを反映したものと考えられる。

Q27 48時間以内の安全確認と虐待種別のクロス集計表

	身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の 虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
児相が直接行った	頻度 448	307	54	32	306	177	1324
	カテゴリ別の% 31.9%	30.1%	44.3%	55.2%	21.1%	8.5%	21.6%
他機関の協力により行った	頻度 870	637	59	21	1028	1661	4276
	カテゴリ別の% 62.0%	62.5%	48.4%	36.2%	70.9%	79.5%	69.6%
行っていない	頻度 86	75	9	5	116	250	541
	カテゴリ別の% 6.1%	7.4%	7.4%	8.6%	8.0%	12.0%	8.8%
	総数 1404	1019	122	58	1450	2088	6141

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

48 時間以内の安全確認と虐待重症度のクロス表

「虐待の危惧あり」・「軽度虐待」の場合は他機関の協力の下安全確認を行い、「中度虐待以上」の場合は児相が直接安全確認を行う傾向が見て取れる。先の虐待種別と関連付けると、DV 目撃は軽度の問題として扱われる傾向があり、身体的・ネグレクト・性的虐待は中度虐待以上の問題として児相が直接担当することの現れであろう。

Q27 48時間以内の安全確認と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
児相が直接行った	頻度	<u>173</u>	<u>582</u>	<u>400</u>	<u>119</u>	9	<u>30</u>	1313
	カテゴリ別の%	14.9%	19.9%	26.0%	48.4%	33.3%	14.0%	21.5%
他機関の協力により行った	頻度	<u>872</u>	<u>2096</u>	<u>1019</u>	<u>110</u>	17	<u>135</u>	4249
	カテゴリ別の%	75.2%	71.8%	66.2%	44.7%	63.0%	63.1%	69.6%
行っていない	頻度	114	243	120	17	1	<u>49</u>	544
	カテゴリ別の%	9.8%	8.3%	7.8%	6.9%	3.7%	22.9%	8.9%
	総数	1159	2921	1539	246	27	214	6106

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q27-1. 48 時間以内の安全確認を行わなかった理由

(Q27「行っていない」回答 548 ケース限定：複数回答)

- 「48 時間以内の安全確認を行う必要はないと判断した」が 52.6%と最も多く、次いで「調査に時間を要した」15.0%、次いで「子供が特定できなかった・子どもの所在不明」が 8.6%と続いていた。

Q27-1 安全確認できなかった理由 (Q27「行っていない」回答ケース限定：複数回答)

	度数	%	% グラフ
子どもが特定できなかった、子どもの所在不明	47	8.6	
訪問したが不在だった	38	6.9	
調査に時間を要した	82	15.0	
休日・休日前の受理だった	24	4.4	
訪問を拒否された	11	2.0	
受理が集中した	11	2.0	
48時間以内の安全確認は必要ないと判断した	288	52.6	
その他	100	18.2	
該当ケース数	548		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「調査に時間を要した」20.7%、「子供の特定ができなかった、または所在が分からなかった」14.9%と多かったが、「その他」が 43.5%あり、様々な固有の理由があることが推察された。

Q28. リスクアセスメントシートの活用

- ▶ 設問：「このケースに対応する際、リスクアセスメントシートを活用しましたか」
- リスクアセスメントシートの「活用あり」が59.8%に達し、「活用していない」を上回った。

Q28 リスクアセスメントシートの活用

	度数	%	%グラフ
活用した	3767	59.8	
活用していない	2413	38.3	
不明	120	1.9	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「活用」51.5%となっており、より活用率が高まっている。しかし依然として4割近くがシートを用いていないこともまた確かであり、今後さらなる利用が求められると思われる。

リスクアセスメントシートの活用と虐待重症度のクロス表

「虐待の危惧あり」・「中度虐待」・「生命の危機あり」の場合はシート活用の報告が多いのに比して、「軽度虐待」と「不明」の場合でシート活用の頻度が低くなっていた。軽度と判定される虐待対応においては兎相においてシート活用のあり方が異なる可能性等が考えられる。

なお、シート活用の有無と虐待種別についてもクロス表を作成して検定を実施したものの、有意な関連は認められなかった。

Q28 リスクアセスメントシートの活用と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
活用した	頻度	752	1700	1012	154	23	82	3723
	カテゴリ別の%	65.2%	58.2%	65.0%	63.6%	85.2%	38.3%	60.9%
活用していない	頻度	402	1219	544	88	4	132	2389
	カテゴリ別の%	16.8%	51.0%	22.8%	3.7%	0.2%	5.5%	100.0%
総数		1154	2919	1556	242	27	214	6112

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q29. 受理状況

- 「新規受理」が61.1%と最も多く、「前回と今回も虐待として受理」が31.8%とほとんどを占めた。

Q29 受理状況について

	度数	%	%グラフ
新規受理	3852	61.1	
前は別の相談種別、虐待としては今回が初めて	402	6.4	
前回虐待で受理、今回も虐待として再受理	2002	31.8	
不明	44	0.7	
合計	6300	100	

受理状況と性別のクロス表

興味深いことに、女兒の場合は「新規受理」が多く、男児の場合は「前回と別の形で相談があるものの、虐待としてははじめて扱われる」ケースが多くなっていた。

Q29 受理状況についてと性別のクロス集計表

		男児	女兒	合計
新規受理	頻度	<u>1986</u>	<u>1845</u>	3831
	カテゴリ別の%	60.3%	62.9%	61.5%
前は別の相談種別、 虐待としては今回が初めて	頻度	<u>252</u>	<u>150</u>	402
	カテゴリ別の%	7.6%	5.1%	6.5%
前回虐待で受理、 今回も虐待として再受理	頻度	1058	940	1998
	カテゴリ別の%	32.1%	32.0%	32.1%
	総数	3331	2967	6298

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

受理状況と年齢カテゴリのクロス表

1歳未満・1~5歳は「新規受理」が多く、6歳以上は「複数回受理」が多いという傾向が見られた。また興味深いことに、6~11歳に「虐待での再受理」が多く報告され、12~14歳・15歳以上に「今回は虐待相談、以前は虐待以外の問題で相談」ケースが多く報告されていた。

Q29 受理状況についてと年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
新規受理	頻度	<u>553</u>	<u>1366</u>	<u>1212</u>	<u>467</u>	227	3825
	カテゴリ別の%	76.0%	63.7%	56.7%	57.0%	59.4%	61.6%
前は別の相談種別、 虐待としては今回が初めて	頻度	<u>28</u>	<u>106</u>	154	<u>77</u>	<u>34</u>	399
	カテゴリ別の%	3.8%	4.9%	7.2%	9.4%	8.9%	6.4%
前回虐待で受理、 今回も虐待として再受理	頻度	<u>147</u>	673	<u>770</u>	276	121	1987
	カテゴリ別の%	20.2%	31.4%	36.0%	33.7%	31.7%	32.0%
	総数	728	2145	2136	820	382	6211

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

受理状況と虐待種別のクロス表

「心理的虐待（DV目撃）」は「新規受理」としての報告が多かった。一方「身体的虐待」と「ネグレクト」は「前は別の相談、今回は虐待で受理」の報告頻度が高く、特にネグレクトについては、虐待としての再受理の報告頻度も高くなっていた。

Q29 受理状況についてと虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
新規受理	頻度	<u>819</u>	<u>521</u>	68	42	934	1450	3834
	カテゴリ別の%	57.5%	50.4%	54.8%	70.0%	62.9%	68.9%	61.5%
前は別の相談種別、虐待としては今回が初めて	頻度	138	89	15	4	<u>69</u>	<u>86</u>	401
	カテゴリ別の%	9.7%	8.6%	12.1%	6.7%	4.6%	4.1%	6.4%
前回虐待で受理、今回も虐待として再受理	頻度	468	423	41	14	482	<u>567</u>	1995
	カテゴリ別の%	32.8%	40.9%	33.1%	23.3%	32.5%	27.0%	32.0%
	総数	1425	1033	124	60	1485	2103	6230

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したもの。

Q29-1. 前回受理の中での一時保護の有無

（Q29「前回も受理」回答 2404 ケース限定）

- 本項の集計には「Q29 受理状況」に、「前は別件、虐待としては今回が初めての受理」「前回も虐待、今回も虐待で受理」と回答した計 2,404 ケースを対象とした。
- 「一時保護していない」が 72.9%と過半数を占め、一時保護したケースでは、「一時保護し、家庭復帰した」ケースが 11.3%で最も多くなっていた。

Q29-1 前回受理における一時保護について（Q29「前回も受理」回答ケース限定）

	度数	%	%グラフ
一時保護し、施設入所した	94	3.9	
一時保護し、里親委託した	12	0.5	
一時保護し、家庭復帰した	271	11.3	
一時保護し、家庭以外のところに帰った	7	0.3	
一時保護していない	1753	72.9	
無回答	267	11.1	
合計	2404	100	

***平成 25 年度調査との比較**

平成 25 年度調査では、再受理のケースについて回答を求めており、再受理ケースのうち 1/4 強を前回受理の中で一時保護しており、そのうち 1/3 が施設入所、2/3 が家庭復帰していた。

(面接状況について)

Q30. 子どもとの面接回数

- 設問：「子どもとの面接回数（父母などを別々に面接した場合でも、同一の時間帯であれば1回としてカウント）」
- 「なし」が49.8%と半数を占め、面会したケースでは「1～2回」が33.6%と最も多かった。16回以上というケースも2%弱見られた。

Q30 子どもとの面接回数について

	度数	%	% グラフ
なし	3140	49.8	
1～2回	2116	33.6	
3～5回	473	7.5	
6～10回	297	4.7	
11～15回	105	1.7	
16回以上	117	1.9	
無回答	52	0.8	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「なし」が37.8%と最も多く、面会したケースでは「1～2回」が31.4%最も高い割合を示した。

子どもとの面接回数と虐待種別のクロス表

全体として「心理的虐待」・「DV 目撃」は面接回数が少なく、「身体的虐待」・「ネグレクト」・「性的虐待」は面接回数が多い。特に「身体的虐待」と「性的虐待」は実施される面接回数が多い傾向があった。

Q30 子どもとの面接回数と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
		頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	頻度	
なし	頻度	558	415	33	9	822	1284	3121
	カテゴリ別の%	17.9%	13.3%	1.1%	0.3%	26.3%	41.1%	100.0%
1～2回	頻度	494	347	45	10	477	739	2112
	カテゴリ別の%	23.4%	16.4%	2.1%	0.5%	22.6%	35.0%	100.0%
3～5回	頻度	166	137	18	7	<u>94</u>	<u>49</u>	471
	カテゴリ別の%	35.2%	29.1%	3.8%	1.5%	20.0%	10.4%	100.0%
6～10回	頻度	104	94	22	12	<u>50</u>	<u>15</u>	297
	カテゴリ別の%	35.0%	31.6%	7.4%	4.0%	16.8%	5.1%	100.0%
11～15回	頻度	48	21	3	8	18	<u>7</u>	105
	カテゴリ別の%	45.7%	20.0%	2.9%	7.6%	17.1%	6.7%	100.0%
16回以上	頻度	54	23	4	14	20	<u>2</u>	117
	カテゴリ別の%	46.2%	19.7%	3.4%	12.0%	17.1%	1.7%	100.0%
	総数	1424	1037	125	60	1481	2096	6223

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q31. 児童心理司による面接

▶ 設問：「このケースの相談受理後に、児童心理司による子どもへの面接を行いましたか」

- 「児童心理司による面接」を行ったケースは 18.9%であった。

Q31 児童心理司による面接

	度数	%	%グラフ
行った	1192	18.9	
行っていない	5060	80.3	
無回答	48	0.8	
合計	6300	100	

児童心理司との面接と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」は児童心理司との面接を行っている報告が相対的に多かった。一方、「心理的虐待」「DV 目撃」は逆に、児童心理司による面接を行っていないケースが多かった。

Q31 児童心理司による面接と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
行った	頻度	420	256	48	42	232	193	1191
	カテゴリ別の%	29.5%	24.7%	38.4%	70.0%	15.7%	9.2%	19.1%
行っていない	頻度	1002	781	77	18	1246	1912	5036
	カテゴリ別の%	70.5%	75.3%	61.6%	30.0%	84.3%	90.8%	80.9%
総数		1422	1037	125	60	1478	2105	6227

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q32. 主たる虐待者との面接

➤ 設問：「このケースの相談受理後に、主たる虐待者に面接しましたか」

- 「主たる虐待者に会っていない」というケースが 34.3% に上っている。会えている割合は 55.0% であるが、「主たる虐待者」には会えず「従たる虐待者」のみとの面接である場合も 10% 程度に達した。

Q32 主たる虐待者との面接

	度数	%	% グラフ
会った	3465	55.0	
従たる虐待者には会ったが、主たる虐待者には会っていない	628	10.0	
会っていない	2164	34.3	
無回答	43	0.7	
合計	6300	100	

主たる虐待者との面接と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」は主たる虐待者と会っているケースが多い。一方「DV 目撃」は主たる虐待者とそもそも会えていないか、従たる虐待者にのみ会っているケースが多い傾向がある。「性的虐待」も、主たる虐待者と会えていないが、従たる虐待者とは会っているケースが多いのも特徴的である。DV や性的虐待を行う男性加害者との接触の難しさが浮き彫りになっていると思われる。

Q32 主たる虐待者との面接と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計
主たる虐待者に会った	頻度	897	738	94	29	904	797	3459
	カテゴリ別の%	62.9%	71.0%	75.2%	48.3%	61.2%	37.9%	55.5%
従たる虐待者には会ったが、主たる虐待者には会っていない	頻度	<u>90</u>	<u>31</u>	8	11	<u>96</u>	391	627
	カテゴリ別の%	6.3%	3.0%	6.4%	18.3%	6.5%	18.6%	10.1%
会っていない	頻度	<u>440</u>	<u>270</u>	<u>23</u>	20	478	915	2146
	カテゴリ別の%	30.8%	26.0%	18.4%	33.3%	32.3%	43.5%	34.4%
	総数	1427	1039	125	60	1478	2103	6232

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q33. 保護者との面接回数

- ▶ 設問注：「※一時保護となった場合は、一時保護所職員を除く児童相談所職員とします」
- 「なし」と回答したケースが約3割認められた。7割以上のケースでは少なくとも1回以上面接を行っていたが、回数は1~2回程度にとどまっている者が多く、3回以上会っているケースは2割である。

Q33 保護者との面接回数について

	度数	%	%グラフ
なし	1808	28.7	
1~2回	2989	47.4	
3~5回	851	13.5	
6~10回	440	7.0	
11~15回	99	1.6	
16回以上	53	0.8	
無回答	60	1.0	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「なし」が 26.0%で、7 割以上で少なくとも 1 回以上面会しており、今回の調査結果と同様であった。

保護者との面接回数と虐待種別のクロス表

子どもとの面接回数 (Q30) の時と同様の傾向が認められた。すなわち、全体として「心理的虐待」は面接回数が少なく、「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」は面接回数が多い傾向が見られた。特に「性的虐待」「身体的虐待」は実施される面接回数が多い傾向があった。

Q33 保護者との面接回数と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
なし	頻度	<u>360</u>	<u>263</u>	<u>22</u>	11	422	<u>713</u>	1791
	カテゴリ別の%	25.3%	25.4%	17.5%	18.3%	28.4%	34.2%	28.8%
1~2回	頻度	<u>615</u>	<u>396</u>	<u>47</u>	<u>10</u>	728	<u>1187</u>	2983
	カテゴリ別の%	43.2%	38.2%	37.3%	16.7%	49.1%	56.9%	48.0%
3~5回	頻度	<u>239</u>	<u>226</u>	<u>31</u>	11	203	<u>139</u>	849
	カテゴリ別の%	16.8%	21.8%	24.6%	18.3%	13.7%	6.7%	13.7%
6~10回	頻度	<u>148</u>	<u>123</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	91	<u>35</u>	440
	カテゴリ別の%	10.4%	11.9%	16.7%	36.7%	6.1%	1.7%	7.1%
11~15回	頻度	<u>42</u>	19	5	<u>3</u>	22	<u>8</u>	99
	カテゴリ別の%	3.0%	1.8%	4.0%	5.0%	1.5%	0.4%	1.6%
16回以上	頻度	18	9	0	<u>3</u>	18	<u>5</u>	53
	カテゴリ別の%	1.3%	0.9%	0.0%	5.0%	1.2%	0.2%	0.9%
総数		1422	1036	126	60	1484	2087	6215

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q34. 要保護児童対策地域協議会（要対協）の個別ケース検討会の開催

- 要対協の個別ケース検討会を開催したケースは 15.0%にとどまっており、8 割以上のケースでは検討会を開催していなかった。

Q34 要対協の個別ケース検討会について

	度数	%	%グラフ
開催した	942	15.0	
開催していない	5267	83.6	
無回答	91	1.4	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「開催した」21.2%、「開催していない」が 77.3%であり、今回の調査のほうが実施率は低くなっていた。

要対協の個別ケース検討会と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」は要対協のケース検討会が相対的に開かれる頻度が高く、「DV 目撃」は開催されない傾向が認められた。

Q34 要対協の個別ケース検討会の有無と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
開催した	頻度	252	274	24	17	220	152	939
	カテゴリ別の%	17.8%	26.7%	19.0%	28.8%	14.9%	7.3%	15.2%
開催していない	頻度	1162	752	102	42	1252	1934	5244
	カテゴリ別の%	82.2%	73.3%	81.0%	71.2%	85.1%	92.7%	84.8%
総数		1414	1026	126	59	1472	2086	6183

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

(援助およびその結果について)

Q35. 保護者・子どもに対して導入された具体的なサービス（複数回答）

- サービスを導入しているケースは、対象となる 6,300 件の 24.4%にあたる 1,541 件であった。
- サービスを導入したケース 1,541 件を全体として見たとき、「その他」を除いて最も多かったのは「保護者の医療機関受診（精神科）（12.1%）」であった。次いで「DV 被害者支援機関等（9.9%）」、「生活保護受給（8.6%）」、「保育所（8.0%）」と続いていた。

Q35 保護者・子どもに導入されたサービス（複数回答）

	度数	全体の%	サービス導入ケースの%	サービス導入ケースの%グラフ
ヘルパー利用・ヘルパー派遣	75	1.2	4.9	■
生活保護受給	133	2.1	8.6	■
保護者の医療機関受診（精神科）	186	3.0	12.1	■
保護者の医療機関受診（精神科以外）	25	0.4	1.6	■
保護者の依存症治療・相談	33	0.5	2.1	■
DV被害者支援機関やサービス	153	2.4	9.9	■
性暴力被害者支援機関やサービス	2	0.0	0.1	■
母子生活支援	64	1.0	4.2	■
ファミリーサポート	23	0.4	1.5	■
保育所	123	2.0	8.0	■
学童保育	17	0.3	1.1	■
児童館	40	0.6	2.6	■
トワイライトステイ・ショートステイ	43	0.7	2.8	■
児童扶養手当	52	0.8	3.4	■
就学援助金	4	0.1	0.3	■
短期入所	7	0.1	0.5	■
子どもの医療機関の受診（精神科）	120	1.9	7.8	■
子どもの医療機関の受診（精神科以外）	72	1.1	4.7	■
児童発達支援センター	45	0.7	2.9	■
放課後等デイサービス	64	1.0	4.2	■
その他	260	4.1	16.9	■
サービス導入したケースの合計	1541			
サービスを導入していない	5120	81.3		
該当ケース数	6300			

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「サービスを導入していない」71.0%を除いたケースでは、「保育所利用」が 4.1%と最も多く、次に「生活保護受給」「保護者の医療機関受診」が続いた。

導入されたサービス（複数回答）と年齢カテゴリ（5段階）のクロス表

まず各導入サービスの割合が総じて低いことに留意しつつ特徴を列挙すると、1歳未満では「保育所」「医療機関受診（精神科）」「子どもの医療機関受診（精神科以外）」「児童館」「児童扶養手当」が、1-5歳では「保育所」「母子生活支援」「児童発達支援センター」「ファミリーサポート」が、6-11歳では「放課後等デイサービス」「学童保育」が、12-14歳では「子どもの医療機関受診（精神科）」が、15歳以上では「DV被害者支援」「保護者の依存症治療」の導入頻度がそれぞれ高い傾向が認められた。

導入されたサービス（複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

導入サービスの割合が低いので慎重な議論が必要だが、他虐待種との比較から特徴を記述する。

まず「ネグレクト」は「ヘルパー利用・派遣」「生活保護」「医療機関受診（精神科以外）」「子どもの医療機関受診（精神科以外）」のサービスが提供されていた。「身体的虐待」は「子どもの医療機関受診（精神科・精神科以外）」「放課後デイサービス」「トワイライトステイ・ショートステイ」が提供される傾向があった。心理的虐待は「生活保護」が、DV目撃には「DV被害者支援・サービス」や「母子生活支援」サービスが提供される頻度が高かったものの、「サービス導入なし」の報告も多かった。

導入されたサービス（複数回答）と虐待重症度のクロス表

同様に、導入サービスの割合が低いので慎重な議論が必要だが、他虐待種との比較から特徴を記述する。

虐待の危惧あり・軽度虐待では「サービス導入なし」の報告が多かった。中度虐待では「子どもの医療機関受診」「放課後デイサービス」「保育所」「医療機関受診（精神科）」が多かった。重度虐待・生命の危機では「ヘルパー利用」「生活保護」「医療機関受診（精神科）」「保護者の依存症治療」「DV被害者支援」「母子生活支援」「保育所」「児童扶養手当」「子どもの医療機関受診（精神科・精神科以外）」「ヘルパー利用」等、様々なサービスが提供されていた。

導入されたサービス（複数回答）と年齢カテゴリ（5段階）のクロス表

Q35 導入されたサービスと年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
ヘルパー利用・派遣	頻度	7	28	20	12	8	75
	カテゴリ別の%	1.7%	1.3%	0.9%	1.3%	1.5%	1.2%
生活保護受給	頻度	11	53	41	<u>14</u>	12	131
	カテゴリ別の%	2.7%	2.4%	1.9%	1.5%	2.3%	2.1%
医療機関受診 （精神科）	頻度	19	69	56	26	16	186
	カテゴリ別の%	4.7%	3.1%	2.6%	2.8%	3.0%	3.0%
医療機関受診 （精神科以外）	頻度	4	9	10	2	0	25
	カテゴリ別の%	1.0%	0.4%	0.5%	0.2%	0.0%	0.4%
保護者の依存症 治療・相談	頻度	3	7	12	3	8	33
	カテゴリ別の%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	1.5%	0.5%
DV被害者支援機関や サービス	頻度	8	56	54	<u>13</u>	20	151
	カテゴリ別の%	2.0%	2.5%	2.5%	1.4%	3.8%	2.4%
性暴力被害者 支援機関やサービス	頻度	0	0	1	0	1	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%
母子生活支援	頻度	6	31	19	4	1	61
	カテゴリ別の%	1.5%	1.4%	0.9%	0.4%	0.2%	1.0%
ファミリーサポート	頻度	3	15	<u>4</u>	<u>0</u>	0	22
	カテゴリ別の%	0.7%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
保育所	頻度	20	88	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	123
	カテゴリ別の%	5.0%	4.0%	0.6%	0.2%	0.0%	2.0%
学童保育	頻度	0	<u>1</u>	15	0	1	17
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%	0.3%
児童館	頻度	8	14	14	2	2	40
	カテゴリ別の%	2.0%	0.6%	0.6%	0.2%	0.4%	0.6%
トワイライトステイ・ ショートステイ	頻度	3	22	13	3	2	43
	カテゴリ別の%	0.7%	1.0%	0.6%	0.3%	0.4%	0.7%
児童扶養手当	頻度	8	17	16	5	5	51
	カテゴリ別の%	2.0%	0.8%	0.7%	0.5%	0.9%	0.8%
就学補助金	頻度	0	0	4	0	0	4
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%
短期入所	頻度	0	1	3	1	2	7
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.1%
子供の医療機関受診 （精神科）	頻度	<u>0</u>	9	50	46	13	118
	カテゴリ別の%	0.0%	0.4%	2.3%	4.9%	2.4%	1.9%
子供の医療機関受診 （精神科以外）	頻度	10	25	19	12	<u>6</u>	72
	カテゴリ別の%	2.5%	1.1%	0.9%	1.3%	1.1%	1.2%
児童発達支援 センター	頻度	0	22	18	3	1	44
	カテゴリ別の%	0.0%	1.0%	0.8%	0.3%	0.2%	0.7%
放課後等 デイサービス	頻度	1	<u>10</u>	38	11	4	64
	カテゴリ別の%	0.2%	0.5%	1.7%	1.2%	0.8%	1.0%
その他	頻度	21	90	85	35	25	256
	カテゴリ別の%	5.2%	4.1%	3.9%	3.8%	4.7%	4.1%
サービスを導入 していない	頻度	<u>300</u>	1772	1805	766	445	5088
	カテゴリ別の%	74.8%	80.4%	82.8%	82.2%	83.6%	81.4%
全体		401	2203	2179	932	532	6247

***太字**はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

導入されたサービス（複数回答）と主たる虐待種別のクロス表

Q35 導入されたサービスと主たる虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト		性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計
			ネグレクト	(同居人の虐待放置)				
ヘルパー利用・派遣	頻度	30	35	6	1	23	36	131
	カテゴリ別の%	2.1%	3.4%	4.8%	1.6%	1.5%	1.7%	2.1%
生活保護受給	頻度	45	51	6	3	61	19	185
	カテゴリ別の%	3.1%	4.9%	4.8%	4.9%	4.1%	0.9%	3.0%
医療機関受診 (精神科)	頻度	32	63	63	57	23	12	187
	カテゴリ別の%	4.4%	2.9%	2.9%	2.7%	2.8%	3.1%	3.0%
医療機関受診 (精神科以外)	頻度	5	12	0	0	4	4	25
	カテゴリ別の%	0.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.4%
保護者の依存症 治療・相談	頻度	12	7	0	2	5	7	33
	カテゴリ別の%	0.8%	0.7%	0.0%	3.3%	0.3%	0.3%	0.5%
DV被害者支援機関や サービス	頻度	19	6	0	1	29	98	153
	カテゴリ別の%	1.3%	0.6%	0.0%	1.6%	1.9%	4.6%	2.4%
性暴力被害者 支援機関やサービス	頻度	1	0	0	1	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
母子生活支援	頻度	12	3	0	0	8	41	64
	カテゴリ別の%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	1.9%	1.0%
ファミリーサポート	頻度	12	3	1	0	6	1	23
	カテゴリ別の%	0.8%	0.3%	0.8%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%
保育所	頻度	30	31	2	1	26	33	123
	カテゴリ別の%	2.1%	3.0%	1.6%	1.6%	1.7%	1.6%	2.0%
学童保育	頻度	9	4	1	0	0	3	17
	カテゴリ別の%	0.6%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
児童館	頻度	7	6	1	0	13	13	40
	カテゴリ別の%	0.5%	0.6%	0.8%	0.0%	0.9%	0.6%	0.6%
トワイライトステイ・ ショートステイ	頻度	20	12	0	0	10	1	43
	カテゴリ別の%	1.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%
児童扶養手当	頻度	7	9	4	1	9	22	52
	カテゴリ別の%	0.5%	0.9%	3.2%	1.6%	0.6%	1.0%	0.8%
就学補助金	頻度	1	0	0	0	0	3	4
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
短期入所	頻度	4	2	0	0	1	0	7
	カテゴリ別の%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
子供の医療機関受診 (精神科)	頻度	59	17	10	3	22	9	120
	カテゴリ別の%	4.1%	1.6%	7.9%	4.9%	1.5%	0.4%	1.9%
子供の医療機関受診 (精神科以外)	頻度	25	33	4	2	5	3	72
	カテゴリ別の%	1.7%	3.2%	3.2%	3.3%	0.3%	0.1%	1.1%
児童発達支援 センター	頻度	18	10	1	0	9	7	45
	カテゴリ別の%	1.3%	1.0%	0.8%	0.0%	0.6%	0.3%	0.7%
放課後等 デイサービス	頻度	26	14	4	1	15	4	64
	カテゴリ別の%	1.8%	1.3%	3.2%	1.6%	1.0%	0.2%	1.0%
その他	頻度	76	64	5	5	46	60	256
	カテゴリ別の%	5.3%	6.1%	4.0%	8.2%	3.1%	2.8%	4.1%
サービスを導入 していない	頻度	1122	771	97	37	1268	1806	5101
	カテゴリ別の%	78.3%	73.9%	77.0%	61.7%	84.9%	85.6%	81.4%
	全体	734	2163	2163	2168	835	387	6287

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

導入されたサービス（複数回答）と虐待重症度のクロス表

Q35 導入されたサービスと虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
ヘルパー利用・派遣	頻度	8	<u>21</u>	31	11	1	1	73
	カテゴリ別の%	0.7%	0.7%	2.0%	4.5%	3.7%	0.4%	1.2%
生活保護受給	頻度	17	59	31	23	0	3	133
	カテゴリ別の%	1.4%	2.0%	2.0%	9.3%	0.0%	1.3%	2.1%
医療機関受診 （精神科）	頻度	32	<u>52</u>	79	18	5	0	186
	カテゴリ別の%	2.7%	1.7%	5.0%	7.3%	18.5%	0.0%	3.0%
医療機関受診 （精神科以外）	頻度	4	10	9	2	0	0	25
	カテゴリ別の%	0.3%	0.3%	0.6%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%
保護者の依存症 治療・相談	頻度	6	15	7	4	1	0	33
	カテゴリ別の%	0.5%	0.5%	0.4%	1.6%	3.7%	0.0%	0.5%
DV被害者支援機関や サービス	頻度	28	<u>61</u>	46	18	0	0	153
	カテゴリ別の%	2.4%	2.1%	2.9%	7.3%	0.0%	0.0%	2.5%
性暴力被害者 支援機関やサービス	頻度	0	0	1	1	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
母子生活支援	頻度	<u>6</u>	28	16	11	0	3	64
	カテゴリ別の%	0.5%	0.9%	1.0%	4.5%	0.0%	1.3%	1.0%
ファミリーサポート	頻度	3	12	5	2	0	0	22
	カテゴリ別の%	0.3%	0.4%	0.3%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%
保育所	頻度	22	<u>44</u>	43	9	0	1	119
	カテゴリ別の%	1.9%	1.5%	2.7%	3.6%	0.0%	0.4%	1.9%
学童保育	頻度	1	8	7	1	0	0	17
	カテゴリ別の%	0.1%	0.3%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%
児童館	頻度	7	15	16	1	0	0	39
	カテゴリ別の%	0.6%	0.5%	1.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.6%
トワイライトステイ・ ショートステイ	頻度	4	24	13	1	0	1	43
	カテゴリ別の%	0.3%	0.8%	0.8%	0.4%	0.0%	0.4%	0.7%
児童扶養手当	頻度	5	<u>15</u>	16	13	1	2	52
	カテゴリ別の%	0.4%	0.5%	1.0%	5.3%	3.7%	0.9%	0.8%
就学補助金	頻度	0	3	1	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
短期入所	頻度	0	1	5	1	0	0	7
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%
子供の医療機関受診 （精神科）	頻度	<u>9</u>	52	48	9	0	0	118
	カテゴリ別の%	0.8%	1.7%	3.1%	3.6%	0.0%	0.0%	1.9%
子供の医療機関受診 （精神科以外）	頻度	8	12	24	20	5	2	71
	カテゴリ別の%	0.7%	0.4%	1.5%	8.1%	18.5%	0.9%	1.1%
児童発達支援 センター	頻度	5	25	15	0	0	0	45
	カテゴリ別の%	0.4%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
放課後等 デイサービス	頻度	<u>4</u>	26	24	8	1	1	64
	カテゴリ別の%	0.3%	0.9%	1.5%	3.2%	3.7%	0.4%	1.0%
その他	頻度	42	<u>101</u>	73	24	6	12	258
	カテゴリ別の%	3.5%	3.4%	4.6%	9.7%	22.2%	5.3%	4.1%
サービスを導入 していない	頻度	1006	2519	1193	141	11	190	5060
	カテゴリ別の%	85.0%	84.8%	76.0%	57.1%	40.7%	84.4%	81.3%
総数		1184	2972	1570	247	27	225	6225

*太字はカイ2乗検定（もしくはFisherの直接確率計算）および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q36. 現在の虐待の状況

- 設問：「現在の状況（相談終結であればその時点）における、虐待の状況についてお答えください」
- 約半分の 47.1%が「虐待は止まり再発可能性低い」と報告された一方、「不明」を含めた残りの半数では、「再発可能性あり（41.1%）」「危ない状態（1.6%）」など、リスクのある状態が続いていた。

Q36 現在の虐待の状況

	度数	%	%グラフ
虐待は止まり再発可能性も低い	2962	47.0	
虐待はある程度止まっているが、再発可能性ある	2589	41.1	
虐待行為が生じ、危ない状況が続く	100	1.6	
不明	600	9.5	
無回答	49	0.8	
合計	6300	100	

現在の虐待の状況と年齢カテゴリのクロス表

虐待の状況と年齢の関係を見ると、6~11歳・12~14歳においては他の年齢よりも、「虐待は止まっているが再発の可能性がある」として報告されていた。一方で1~5歳・15歳以上は「虐待が止まり再発可能性低い」と報告される傾向があった。虐待の継続や再発が相対的に懸念されるのは小学校・中学校の学童期年齢であることを示す結果である。

Q36 現在の虐待の状況と年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
虐待は止まり	頻度	202	1079	<u>968</u>	417	276	2942
再発可能性低い	カテゴリ別の%	50.9%	49.4%	44.7%	44.9%	52.2%	47.4%
虐待はある程度止まるが、	頻度	147	<u>859</u>	961	414	<u>196</u>	2577
再発可能性ある	カテゴリ別の%	37.0%	39.3%	44.3%	44.6%	37.1%	41.5%
虐待行為が生じ、	頻度	6	27	37	19	9	98
危ない状況が続く	カテゴリ別の%	1.5%	1.2%	1.7%	2.0%	1.7%	1.6%
不明	頻度	42	218	201	78	48	587
	カテゴリ別の%	10.6%	10.0%	9.3%	8.4%	9.1%	9.5%
	総数	727	2134	2139	823	381	6204

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したもの。

現在の虐待の状況と虐待種別のクロス表

DV 目撃・同居人の虐待放置・性的虐待については「虐待が止まり再発可能性低い」報告が多い。ネグレクトは「再発可能性あり」「危ない状況」の報告が多い。心理的虐待は「再発可能性あり」「不明」の報告が多い。身体的虐待にはっきりとした傾向は認められない。

Q36 現在の虐待の状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
虐待は止まり 再発可能性低い	頻度	691	<u>378</u>	70	38	<u>604</u>	1177	2958
	カテゴリ別の%	48.5%	36.6%	56.0%	63.3%	40.7%	56.1%	47.5%
虐待はある程度止まるが、 再発可能性ある	頻度	601	506	45	<u>14</u>	681	<u>733</u>	2580
	カテゴリ別の%	42.2%	48.9%	36.0%	23.3%	45.9%	34.9%	41.5%
虐待行為が生じ、 危ない状況が続く	頻度	25	44	0	0	19	<u>12</u>	100
	カテゴリ別の%	1.8%	4.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.6%	1.6%
不明	頻度	<u>107</u>	106	10	8	179	<u>176</u>	586
	カテゴリ別の%	7.5%	10.3%	8.0%	13.3%	12.1%	8.4%	9.4%
	総数	1424	1034	125	60	1483	2098	6224

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

現在の虐待の状況と虐待重症度のクロス表

「虐待の危惧あり」群では、「虐待は止まり、再発の可能性が低い」58.2%で他の群と比して最も高い。「軽度虐待」では虐待が継続している事例は1%に過ぎず、「虐待は止まり、再発の可能性が低い」が48.5%で最も高いが、「虐待はある程度止まるが再発の可能性はある」も43.1%に達し、再発可能性も残る。「中度虐待」「重度虐待」では、虐待が継続している事例は各々2.4%、8.5%であり、介入してもその継続を止められない場合があることが示されている。また「中度虐待」「重度虐待」では、「一旦止まっても再発の可能性はある」報告が「再発可能性が低い」報告より多かった。特に「中度虐待」は重度より切迫性はないものの再発の可能性は重度虐待群以上にあり、子どもを保護しない場合には再発防止のための対応が工夫される必要がある事例が多いと思われた。

Q36 現在の虐待の状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
虐待は止まり 再発可能性低い	頻度	683	1431	<u>642</u>	106	11	<u>63</u>	2936
	カテゴリ別の%	58.2%	48.4%	41.2%	43.6%	40.7%	28.8%	47.5%
虐待はある程度止まるが、 再発可能性ある	頻度	<u>390</u>	1279	759	103	10	<u>22</u>	2563
	カテゴリ別の%	33.2%	43.2%	48.7%	42.4%	37.0%	10.0%	41.5%
虐待行為が生じ、 危ない状況が続く	頻度	<u>11</u>	<u>31</u>	36	20	1	1	100
	カテゴリ別の%	0.9%	1.0%	2.3%	8.2%	3.7%	0.5%	1.6%
不明	頻度	<u>90</u>	<u>218</u>	<u>123</u>	<u>14</u>	5	133	583
	カテゴリ別の%	7.7%	7.4%	7.9%	5.8%	18.5%	60.7%	9.4%
	総数	1174	2959	1560	243	27	219	6182

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q37. 支援後の保護者の状況について

- 設問：「調査時点の支援後の保護者の状況について、受理時と比較してお答えください」
- 「養育の状況は変わらない」「むしろ悪化」が2割強あるが、多くのケースでは改善が認められた。

Q37 調査時点の支援後の保護者の状況

	度数	%	%グラフ
養育行動や状況が改善	2147	34.1	
養育行動や状況がある程度改善	2687	42.7	
養育行動や状況は変わらない	1269	20.1	
養育行動や状況はむしろ悪化	29	0.5	
無回答	168	2.7	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「変わらない」が 41.4%、改善のあったものが 53.3%であり、この 5 年間で、支援による保護者の状況が大幅に変化したといえよう。

支援後の保護者の状況と年齢カテゴリーのクロス表

「1 歳未満」「1-5 歳」では「改善された」という報告頻度が高い。一方「6-11 歳」「12-14 歳」では「ある程度改善された」とする報告が多かった。

Q37 支援後の保護者の状況と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
養育行動や状況が改善	頻度	161	801	714	<u>289</u>	170	2135
	カテゴリ別の%	40.7%	37.5%	33.5%	31.7%	32.6%	35.0%
養育行動や状況がある程度改善	頻度	<u>150</u>	<u>891</u>	970	432	227	2670
	カテゴリ別の%	37.9%	41.7%	45.6%	47.3%	43.5%	43.8%
養育状況は変わらない	頻度	83	432	435	188	123	1261
	カテゴリ別の%	21.0%	20.2%	20.4%	20.6%	23.6%	20.7%
養育行動や状況はむしろ悪化	頻度	2	11	10	4	2	29
	カテゴリ別の%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%
	総数	396	2135	2129	913	522	6095

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

調査 2

支援後の保護者の状況と虐待種別のクロス表

身体的虐待では「ある程度改善」の報告頻度が高い。ネグレクトは「養育状況は変わらない」報告が多い。心理的虐待は「ある程度改善」「変わらない」報告頻度が高くなっている。DV 目撃は「改善」の報告頻度が高い。

Q37 支援後の保護者の状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
養育行動や状況が改善	頻度	<u>455</u>	<u>288</u>	51	28	<u>430</u>	<u>892</u>	2144
	カテゴリ別の%	32.3%	28.3%	41.1%	47.5%	29.9%	43.2%	35.1%
養育行動や状況がある程度改善	頻度	670	454	<u>44</u>	24	679	<u>809</u>	2680
	カテゴリ別の%	47.6%	44.6%	35.5%	40.7%	47.3%	39.2%	43.9%
養育状況は変わらない	頻度	279	261	28	7	321	<u>361</u>	1257
	カテゴリ別の%	19.8%	25.7%	22.6%	11.9%	22.3%	17.5%	20.6%
養育行動や状況はむしろ悪化	頻度	4	14	1	0	7	<u>3</u>	29
	カテゴリ別の%	0.3%	1.4%	0.8%	0.0%	0.5%	0.1%	0.5%
	総数	1408	1017	124	59	1437	2065	6110

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

支援後の保護者の状況と虐待重症度のクロス表

虐待重症度とそのまま比例するような結果であり、「虐待の危惧あり」では「改善」の報告頻度が高く、「軽度虐待」「中度虐待」では「ある程度改善」の頻度が高かった。「中度虐待」「生命の危機」では「変わらない」頻度が高い。重度虐待では「むしろ悪化した」という報告も高くなっていた。

Q37 支援後の保護者の状況と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
養育行動や状況が改善	頻度	<u>499</u>	1039	<u>457</u>	82	8	<u>45</u>	2130
	カテゴリ別の%	43.3%	35.8%	29.4%	33.9%	30.8%	23.8%	35.1%
養育行動や状況がある程度改善	頻度	478	1316	726	<u>91</u>	8	<u>38</u>	2657
	カテゴリ別の%	41.5%	45.3%	46.7%	37.6%	30.8%	20.1%	43.8%
養育状況は変わらない	頻度	<u>174</u>	<u>540</u>	366	57	10	104	1251
	カテゴリ別の%	15.1%	18.6%	23.6%	23.6%	38.5%	55.0%	20.6%
養育行動や状況はむしろ悪化	頻度	2	<u>9</u>	4	12	0	2	29
	カテゴリ別の%	0.2%	0.3%	0.3%	5.0%	0.0%	1.1%	0.5%
	総数	1153	2904	1553	242	26	189	6067

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q38. 子どもの心身のダメージについて

- ▶ 設問：「調査時点での支援後の子どもの心身のダメージについて、受理時と比較してお答えください」
- 「受理時に元々ダメージがなかった」が44.1%と半数を占めた。ダメージがあった者の中では、改善を認めるものが計22.7%と多かったが、一方5.9%が「改善があまりない／むしろ悪化した」という報告であった。

Q38 支援後の子どもの心身のダメージ

	度数	%	%グラフ
受理時にダメージあったが、改善がはっきり認められる	316	5.0	
受理時にダメージあったが、ある程度改善した	1115	17.7	
受理時にダメージあったが、改善がない又はあまりない	360	5.7	
受理時にダメージあったが、悪化した	14	0.2	
受理時に元々ダメージなかった	2781	44.1	
不明	1661	26.4	
無回答	53	0.8	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「変わらない」が47.4%と最も多かったが、「改善した」「やや改善した」というケースが48%であり、今回の結果と単純に比較できないが、支援による効果を反映していると考えられる。

子どもの心身のダメージと年齢別カテゴリのクロス表

「受理時にダメージがない」報告は1歳未満・1~5歳で多く見られ、「ダメージを負った」報告は総じて6歳以上に多く見られた。6歳以上においては、「ある程度改善」に加えて「改善あまりなし」の報告も多くなり、年長の子どもの心身のダメージの残りやすさ・観察しやすさの双方を反映する可能性が考えられた。

Q38 子どもの心身のダメージと年齢カテゴリ（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
受理時ダメージの改善が はっきり認められる	頻度	28	<u>85</u>	99	64	36	312
	カテゴリ別の%	7.0%	3.9%	4.6%	6.9%	6.8%	5.0%
受理時ダメージが ある程度改善した	頻度	<u>24</u>	<u>238</u>	448	254	147	1111
	カテゴリ別の%	6.0%	10.9%	20.7%	27.4%	27.7%	17.9%
受理時ダメージの改善が ないまたはあまりない	頻度	<u>4</u>	<u>89</u>	136	83	43	355
	カテゴリ別の%	1.0%	4.1%	6.3%	9.0%	8.1%	5.7%
受理時ダメージが 悪化した	頻度	0	5	3	3	3	14
	カテゴリ別の%	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.6%	0.2%
受理時にもともと ダメージがなかった	頻度	230	1107	<u>918</u>	<u>336</u>	<u>173</u>	2764
	カテゴリ別の%	57.8%	50.8%	42.4%	36.2%	32.6%	44.6%
不明	頻度	112	655	563	<u>187</u>	129	1646
	カテゴリ別の%	28.1%	30.1%	26.0%	20.2%	24.3%	26.5%
総数		398	2179	2167	927	531	6202

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

調査 2

子どもの心身のダメージと虐待種別のクロス表

DV 目撃は「もともとダメージがない」と報告される頻度が高い。身体的虐待はダメージは負っていて、結果として改善したもの・していないもの双方の報告頻度が高い。ネグレクトは「ダメージの改善がない」もしくは「もともとダメージがない」双方の割合が高いのが特徴である。性的虐待は「改善あまりない」「ある程度改善した」という報告が多い。

Q38 子どもの心身のダメージと虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計	
受理時ダメージの改善がはっきり認められる	頻度	127	52	12	6	47	69	313
	カテゴリ別の%	8.9%	5.0%	9.5%	10.2%	3.2%	3.3%	5.0%
受理時ダメージがある程度改善した	頻度	433	168	39	25	226	222	1113
	カテゴリ別の%	30.5%	16.2%	31.0%	42.4%	15.2%	10.6%	17.9%
受理時ダメージの改善がないまたはあまりない	頻度	105	84	10	10	81	70	360
	カテゴリ別の%	7.4%	8.1%	7.9%	16.9%	5.5%	3.3%	5.8%
受理時ダメージが悪化した	頻度	7	2	2	0	2	1	14
	カテゴリ別の%	0.5%	0.2%	1.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%
受理時にもともとダメージがなかった	頻度	418	513	43	6	668	1127	2775
	カテゴリ別の%	29.4%	49.5%	34.1%	10.2%	45.1%	53.7%	44.6%
不明	頻度	332	217	20	12	458	608	1647
	カテゴリ別の%	23.3%	20.9%	15.9%	20.3%	30.9%	29.0%	26.5%
	総数	1422	1036	126	59	1482	2097	6222

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもの心身のダメージと虐待重症度のクロス表

軽度虐待は「もともとダメージがない」報告が多く、中度虐待以上に何らかのダメージを負っているものが集中している。重度虐待の方が改善しない回答の割合が中度虐待に比して高くなっている。

Q38 子どもの心身のダメージと虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
受理時ダメージの改善がはっきり認められる	頻度	38	133	96	30	3	9	309
	カテゴリ別の%	3.2%	4.5%	6.1%	12.2%	11.1%	4.1%	5.0%
受理時ダメージがある程度改善した	頻度	132	544	326	92	6	6	1106
	カテゴリ別の%	11.3%	18.4%	20.9%	37.4%	22.2%	2.8%	17.9%
受理時ダメージの改善がないまたはあまりない	頻度	32	131	162	30	1	1	357
	カテゴリ別の%	2.7%	4.4%	10.4%	12.2%	3.7%	0.5%	5.8%
受理時ダメージが悪化した	頻度	0	3	6	5	0	0	14
	カテゴリ別の%	0.0%	0.1%	0.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.2%
受理時にもともとダメージがなかった	頻度	699	1364	589	43	8	54	2757
	カテゴリ別の%	59.6%	46.1%	37.7%	17.5%	29.6%	24.9%	44.6%
不明	頻度	271	782	382	46	9	147	1637
	カテゴリ別の%	23.1%	26.4%	24.5%	18.7%	33.3%	67.7%	26.5%
	総数	1172	2957	1561	246	27	217	6180

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q39. ケースの取り扱い状況

- ▶ 設問：「調査時点でのケースの取り扱い状況について、受理時と比較してお答えください」
- 「援助方針を決定し終結している」ケースが 68.9%と 7 割近くを占め、「援助中」22.0%と合わせると多くのケースで援助方針のもとに取り組みがなされていることがわかる。

Q39 調査時点でのケースの取り扱い状況

	度数	%	% グラフ
援助方針を決定していない（調査中）	417	6.6	
援助方針を決定し児童相談所として援助中	1387	22.0	
援助方針を決定し終結している	4343	68.9	
その他	113	1.8	
無回答	40	0.6	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査とは、状況の区分が異なるため単純に比較できないが、児童相談所として終結したケースが 43.9%でそのうち半数が市町村に引き継いだ形で終結していた。

調査時点でのケースの取り扱い状況と虐待種別のクロス表

心理的虐待・DV 目撃は「援助方針を決定し終結」の報告頻度が多く、身体的虐待・ネグレクト・性的虐待は「援助方針を決定し援助中」の報告頻度が相対的に多くなっていた。それぞれ前者は軽度の虐待として、後者は中度以上の虐待として扱われる機会の多さがこの結果に反映していると考えられる。

Q39 調査時点でのケースの取り扱い状況と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
				(同居人の虐待放置)				
援助方針を決定	頻度	104	71	8	8	100	122	413
していない（調査中）	カテゴリ別の%	7.3%	6.8%	6.4%	13.3%	6.8%	5.8%	6.6%
援助方針を決定し	頻度	446	383	47	33	284	191	1384
児童相談所として援助中	カテゴリ別の%	31.3%	36.8%	37.6%	55.0%	19.2%	9.1%	22.2%
援助方針を決定し	頻度	848	564	66	18	1071	1759	4326
終結している	カテゴリ別の%	59.4%	54.2%	52.8%	30.0%	72.4%	83.6%	69.4%
その他	頻度	29	22	4	1	25	31	112
	カテゴリ別の%	2.0%	2.1%	3.2%	1.7%	1.7%	1.5%	1.8%
	総数	1427	1040	125	60	1480	2103	6235

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したのもの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したのもの。

Q39-1. 現時点での援助 (Q39「援助中」回答 1387 ケース限定：複数回答)

- ▶ 設問：「現時点でどのような援助を行っていますか」
- 現時点で援助を行っているケースでは「継続指導中」68.6%、「児童福祉施設入所措置等」15.0%、「児童福祉司指導中」13.3%と続いた。

Q39-1 現時点での援助 (Q39「援助中」を選択したケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
継続指導	951	68.6	
児童福祉司指導	184	13.3	
児童委員指導	1	0.1	
市町村指導	4	0.3	
児童家庭支援センター指導	3	0.2	
知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導	0	0.0	
障害者等支援事業を行う者の指導	0	0.0	
厚生労働省令で定めるものへの指導	0	0.0	
児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関	208	15.0	
里親、小規模住宅型児童養育事業委託	36	2.6	
自立援助ホームへの入所	7	0.5	
その他	37	2.7	
該当ケース数	1387		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、ケースの取り扱い状況と合わせた形の設問となっていたが、「継続指導中」が 24.7%と最も多くなっていた。

Q39-2. 相談が終結した理由（Q39「終結」回答 4343 ケース限定：複数回答）

➤ 設問：「相談が終結した理由をお答えください」

- 「問題が解決して相談の必要がなくなったと判断した」ケースが 60.6%と最も多く、次いで「他機関に引き継いだ」が 27.1%となっていた。

Q39-2 相談が終結した理由（Q39「援助終結」を選択したケース限定：複数回答）

	度数	%	%グラフ
他機関に引き継いだため	1176	27.1	
問題が解決して相談の必要がなくなったと判断	2630	60.6	
相談に来なくなり、関係が切れてしまったため	49	1.1	
転居等により、担当地区が変わったため	132	3.0	
その他	393	9.0	
該当ケース数	4343		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

終結理由（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

1歳未満では「転居による担当者変更」、1~5歳では「他機関に引き継ぎ」「転居による担当者変更」、12~14歳では「相談に来なくなり関係が切れた」により終結したとするケースの頻度がそれぞれ相対的に高くなっていた。

Q39-2 終結理由と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
他機関に引き継いだため	頻度	89	471	389	161	<u>76</u>	1186
	カテゴリ別の%	32.0%	29.9%	26.1%	27.1%	19.4%	27.4%
問題が解決して相談の必要がなくなったため	頻度	165	921	927	377	247	2637
	カテゴリ別の%	60.2%	58.5%	61.9%	63.1%	63.0%	60.8%
相談に来なくなり、関係が切れてしまったため	頻度	2	12	15	14	5	48
	カテゴリ別の%	0.7%	0.8%	1.0%	2.4%	1.3%	1.1%
転居等により、担当地区が変わったため	頻度	15	60	40	16	<u>3</u>	134
	カテゴリ別の%	5.5%	3.8%	2.7%	2.7%	0.8%	3.1%
その他	頻度	<u>13</u>	128	136	49	59	385
	カテゴリ別の%	4.7%	8.2%	9.1%	8.3%	15.1%	8.9%
	総数	274	1567	1493	592	391	4317

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

終結理由（複数回答）と虐待種別のクロス表

ネグレクトでは「他機関に引き継いだ」「転居等による担当者の変更」により終結しているケースの割合が他の虐待に比べて多かった。また DV 目撃は「問題解決による相談必要性の消失」による終結報告が多く認められた。

Q39-2 終結理由と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト		性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
			ネグレクト	（同居人の虐待放置）				
他機関に引き継いだため	頻度	237	241	11	3	255	426	1173
	カテゴリ別の%	27.9%	42.7%	16.7%	16.7%	23.8%	24.2%	27.1%
問題が解決して相談の必要がなくなったため	頻度	507	253	51	10	619	1182	2622
	カテゴリ別の%	59.8%	44.9%	77.3%	55.6%	57.8%	67.2%	60.6%
相談に来なくなり、関係が切れてしまったため	頻度	15	6	4	1	8	15	49
	カテゴリ別の%	1.8%	1.1%	6.1%	5.6%	0.7%	0.9%	1.1%
転居等により、担当地区が変わったため	頻度	26	28	0	0	24	54	132
	カテゴリ別の%	3.1%	5.0%	0.0%	0.0%	2.2%	3.1%	3.1%
その他	頻度	92	38	2	3	122	131	388
	カテゴリ別の%	10.8%	6.7%	3.0%	16.7%	11.4%	7.4%	9.0%
	総数	848	564	66	18	1071	1759	4326

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

終結理由（複数回答）と虐待重症度のクロス表

「虐待の危惧」では「問題解決による相談必要性の消失」の報告頻度が高くなっていった。一方中度虐待で「他機関に引き継いだ」、重度虐待で「転居等により担当者の変更があった」理由による終結の報告頻度が高くなっていることは注目すべきである。機関や地区の変更により引き継ぐケースは、重篤なものが多くなる傾向があることを示唆しており、引き継ぎ体制を充実させる必要性を裏付ける結果ともいえよう。

Q39-2 終結理由と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり				生命の危機あり	不明	合計
		軽度虐待	中度虐待	重度虐待				
他機関に引き継いだため	頻度	205	602	300	25	3	25	1160
	カテゴリ別の%	21.9%	27.7%	31.8%	32.9%	42.9%	17.1%	27.1%
問題が解決して相談の必要がなくなったため	頻度	661	1343	532	34	1	37	2608
	カテゴリ別の%	70.5%	61.7%	56.5%	44.7%	14.3%	25.3%	60.9%
相談に来なくなり、関係が切れてしまったため	頻度	7	31	8	0	0	2	48
	カテゴリ別の%	0.7%	1.4%	0.8%	0.0%	0.0%	1.4%	1.1%
転居等により、担当地区が変わったため	頻度	24	52	37	14	0	5	132
	カテゴリ別の%	2.6%	2.4%	3.9%	18.4%	0.0%	3.4%	3.1%
その他	頻度	53	170	81	8	3	67	382
	カテゴリ別の%	5.7%	7.8%	8.6%	10.5%	42.9%	45.9%	8.9%
	総数	848	564	66	18	1071	1759	4326

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q39-3. 終結の形 (Q39「終結」回答 4343 ケース限定)

➤ 設問：「どのような形で集結しましたか」

- 「助言指導」82.4%、「継続指導終結」10.5%で大半を占めた。

Q39-3 終結の形 (Q39「援助終結」を選択したケース限定)

	度数	%	%グラフ
助言指導	3577	82.4	
継続指導終結	454	10.5	
他機関あっせん	93	2.1	
訓戒、誓約措置	3	0.1	
2号措置解除	10	0.2	
3号措置解除、27条2項措置解除	1	0.0	
市町村への事案送致	110	2.5	
その他	57	1.3	
無回答	38	0.9	
合計	4343	100	

これ以降の設問は Q39-3 で「助言指導」を選び一時保護を行わなかったケースの回答は求めていない。
したがって全数=6300 として計算しているが、無回答数とその分増加していることに留意する。

Q40. 一時保護の有無

- 「一時保護を行った」「一時保護中」のケースは計 13.4%であった。

	度数	%	%グラフ
一時保護を行った	798	12.7	
一時保護中である	43	0.7	
一時保護は行っていない	1726	27.4	
無回答もしくは非該当	3733	59.3	
合計	6300	100	

*「非該当」にはQ39-3で「助言指導」を選び一時保護を行わず終了したケースが含まれる。

*平成 25 年度調査との比較

「一時保護を行った」20.5%、「一時保護中」1.1%であり、この 5 年間で「一時保護」のケースが減少したと考えられる。

一時保護の有無と年齢カテゴリーのクロス表

12~14 歳で「一時保護を行った」報告頻度が他年代と比べて相対的に高くなっていた。また 1~5 歳では「一時保護は行っていない」頻度が高くなっていた。

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
一時保護を行った	頻度	44	<u>229</u>	272	178	70	793
	カテゴリ別の%	28.9%	26.8%	30.4%	40.1%	33.5%	31.0%
一時保護中である	頻度	2	<u>8</u>	18	10	4	42
	カテゴリ別の%	1.3%	0.9%	2.0%	2.3%	1.9%	1.6%
一時保護は行っていない	頻度	106	618	604	<u>256</u>	135	1719
	カテゴリ別の%	69.7%	72.3%	67.6%	57.7%	64.6%	67.3%
総数		152	855	894	444	209	2554

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。イタリックは有意に低い頻度を示したもの。

一時保護の有無とケースの取り扱いのクロス表

通告者（Q4）を区市町村の児相部門に限定したうえで、ケースの取扱と一時保護の有無の関連を見たところ、「送致」は一時保護が行われている頻度が高く、「通知」は一時保護が行われる頻度が低くなっていた。

Q40 一時保護の有無とケースの取り扱いのクロス集計表
(Q4通告者=市町村の児相部門に限定)

		送致	援助要請	通知	合計
一時保護を行った	頻度	61	46	<u>15</u>	122
	カテゴリ別の%	62.9%	46.5%	27.8%	48.8%
一時保護中である	頻度	4	1	1	6
	カテゴリ別の%	4.1%	1.0%	1.9%	2.4%
一時保護は行っていない	頻度	<u>32</u>	52	38	122
	カテゴリ別の%	33.0%	52.5%	70.4%	48.8%
総数		97	99	54	250

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

一時保護の有無と児童共通ダイヤルのクロス表

児童共通ダイヤル（189）を使用したケースと一時保護の有無の関係においては、189 を使用したケースのほうが「一時保護は行っていない」頻度が高くなっていた。

Q40 一時保護の有無と児童共通ダイヤル（189）の使用のクロス集計表

		189使用	189不使用	不明	合計
一時保護を行った	頻度	<u>17</u>	696	13	726
	カテゴリ別の%	17.9%	30.6%	41.9%	30.3%
一時保護中である	頻度	1	39	0	40
	カテゴリ別の%	1.1%	1.7%	0.0%	1.7%
一時保護は行っていない	頻度	77	1539	18	1634
	カテゴリ別の%	81.1%	67.7%	58.1%	68.1%
総数		95	2285	31	2411

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

一時保護の有無と虐待種別のクロス表

虐待種別と一時保護の関連については、「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」については「一時保護を行った」報告頻度が高く、一方「心理的虐待」「DV目撃」については低くなっていた。また「ネグレクト」では「現在一時保護中である」とする報告頻度も高く、ネグレクトの一時保護が比較的長期に渡ることが伺えた。

Q40 一時保護の有無と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
一時保護を行った	頻度	329	218	40	31	129	796
	カテゴリ別の%	46.3%	39.6%	58.0%	64.6%	22.1%	31.1%
一時保護中である	頻度	14	22	1	2	1	43
	カテゴリ別の%	2.0%	4.0%	1.4%	4.2%	0.2%	1.7%
一時保護は行っていない	頻度	367	310	28	15	455	1721
	カテゴリ別の%	51.7%	56.4%	40.6%	31.3%	77.8%	67.2%
	総数	710	550	69	48	585	2560

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

一時保護の有無と虐待重症度のクロス表

虐待重症度と一時保護の関連については、「虐待の危惧あり」「軽度虐待」については「一時保護を行っていない」頻度が高いのに比して、「中度虐待」「重度虐待」「生命の危機あり」では一時保護を行っている頻度が高くなっていた。

「保護を行った」「保護中である」を合計すると、中度虐待では 50.3%、重度虐待では 75.8%、生命の危機ありでは 72.7%が一時保護を実施していた（※%の評価においては、Q39-3で「助言指導」を行い終結したケースはこの計算に含まれない点に留意する必要がある）。

Q40 一時保護の有無と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
一時保護を行った	頻度	40	265	345	117	16	13	796
	カテゴリ別の%	9.9%	23.3%	47.7%	65.7%	72.7%	17.1%	31.4%
一時保護中である	頻度	2	4	19	18	0	0	43
	カテゴリ別の%	0.5%	0.4%	2.6%	10.1%	0.0%	0.0%	1.7%
一時保護は行っていない	頻度	363	866	359	43	6	63	1700
	カテゴリ別の%	89.6%	76.3%	49.7%	24.2%	27.3%	82.9%	67.0%
	総数	405	1135	723	178	22	76	2539

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q40-1. どこで一時保護を行ったか

(Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定)

➤ 設問：「どこで一時保護を行いましたか」

- 「所内」64.8%、「委託」31.6%であり、「所内」での保護が大半を占めた。

Q40-1 どこで一時保護を行ったか
(Q40「保護した」「保護中」回答ケース限定)

	度数	%	%グラフ
所内	545	64.8	
委託	266	31.6	
無回答	30	3.6	
合計	841	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「所内」71.1%、「委託」28.1%であり、今回の調査結果とほぼ同様であった。

一時保護の場所と虐待種別のクロス表

「身体的虐待」と「ネグレクト（同居人虐待放置）は所内、「ネグレクト」は委託の報告頻度が高かった。

Q40-1 一時保護の場所と虐待種別のクロス集計表 (Q40「保護した/保護中」回答ケース限定)

		身体的虐待	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計	
		頻度	241	130	35	26		84
所内	カテゴリ別の%	71.9%	55.8%	85.4%	86.7%	69.4%	58.0%	67.3%
委託	頻度	94	103	6	4	37	21	265
	カテゴリ別の%	28.1%	44.2%	14.6%	13.3%	30.6%	42.0%	32.7%
	総数	335	233	41	30	121	50	810

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

一時保護の場所と虐待重症度のクロス表

「中度虐待」で所内、「生命の危機あり」で委託の報告頻度が高くなっていった。

Q40-1 一時保護の場所と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危機あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
		頻度	23	175	256	79	2	
所内	カテゴリ別の%	62.2%	68.4%	71.9%	60.3%	12.5%	61.5%	67.1%
委託	頻度	14	81	100	52	14	5	266
	カテゴリ別の%	37.8%	31.6%	28.1%	39.7%	87.5%	38.5%	32.9%
	総数	37	256	356	131	16	13	809

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q40-1 追加. 一時保護所を変更した事例における最後の一時保護場所

(Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定)

- 設問：「一時保護所を変更した事例についてお答えください。最後の一時保護所（又は現在の一時保護場所）はどちらですか」
- 「委託」が 22.2%、「所内」19.1%で大きな差はみられなかった。

Q40-1追加 一時保護書を変更した事例における、最後の一時保護場所
(Q40「保護した」「保護中」回答ケース限定)

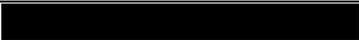
	度数	%	%グラフ
所内	161	19.1	
委託	187	22.2	
無回答	493	58.6	
合計	841	100	

※本設問は質問紙上では Q40-2 と表記され「Q40-2 保護期間」と問題番号が被っていた。意味を考慮し結果においては「Q40-1 追加」として命名、区別して整理した。

Q40-2. 保護期間 (Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定：日数回答)

- 設問注：「調査時点での保護期間（日）を回答してください」
- 一時保護期間の平均値は 47.8 日（標準偏差 36.0）、最小値 0、最大値 790 であった。30 日換算でまとめたヒストグラムを以下に示す。30 日未満でほぼ半数、60 日未満で 7 割を占める結果となった。

Q40-2 一時保護期間カテゴリ (Q40「保護した」「保護中」回答ケース限定)

	度数	%	% グラフ
30日未満	357	42.4	
30-60日	197	23.4	
60-90日	97	11.5	
90-120日	55	6.5	
120日以上	55	6.5	
無回答	80	9.5	
合計	841	100	

虐待種別による保護期間の差

保護期間（日数）の虐待種別による違いを検討した結果、「性的虐待」は「ネグレクト」「DV 目撃」「心理的虐待」よりも平均保護日数が長くなっていることが示された。

Q40-2 虐待種別による保護期間（日数）の差

	平均日数	グループ	SD	度数
身体的虐待	49.2	AB	61.7	323
ネグレクト	52.3	AB	49.6	209
ネグレクト（同居人虐待放置）	36.9	A	36.1	39
性的虐待	67.7	B	48.5	25
心理的虐待	39.3	A	38.4	118
心理的虐待（DV目撃）	35.1	A	35.7	46

*一元配置分散分析および多重比較にはTukeyのb法を用いた。異なるアルファベットのグループ間には $p < .05$ で有意な差が認められることを示す。

虐待重症度別による保護期間の差

保護期間（日数）の虐待重症度による違いを検討した結果、重症なほど保護日数が伸びるように見えるものの、各グループ内での日数のばらつきの大きさもあり統計的に意味のある差としては見出されなかった。

Q40-2 虐待重症度による保護期間（日数）の差

	平均日数	グループ	SD	度数
虐待の危惧あり	35.9	A	37.2	36
軽度虐待	32.7	A	33.6	247
中度虐待	52.7	A	62.0	325
重度虐待	67.2	A	54.3	124
生命の危機あり	44.1	A	36.1	14
不明	51.4	A	56.1	13

*一元配置分散分析および多重比較にはTukeyのb法を用いた。異なるアルファベットのグループ間には $p < .05$ で有意な差が認められることを示す。

Q40-3. 身柄を確保した場所（Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定）

- 「警察からの身柄付き」が 28.8%と最も多く、次いで「学校」23.7%、「児童相談所」14.7%であった。

Q40-3 子どもの身柄を確保した場所
(Q40「保護した」「保護中」回答ケース限定)

	度数	%	%グラフ
児童相談所	124	14.7	
自宅	86	10.2	
学校	199	23.7	
保育所・幼稚園	58	6.9	
病院	43	5.1	
警察からの身柄付き	242	28.8	
その他	57	6.8	
無回答	32	3.8	
合計	841	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「児童相談所」が 27.3%ともっとも多く、次いで 18.4%、「警察」18.4%であった。今回の調査では「警察からの身柄付き」の割合が高く、DV 法により警察が介入するケースが増えたことが影響していると思われる。

子どもの身柄を確保した場所と虐待種別のクロス表

身体的虐待は「学校」「保育所・幼稚園」が、ネグレクトは「自宅」が、同居人の虐待放置と性的虐待は「学校」が、心理的虐待は「児童相談所」が、それぞれ高い報告頻度を示した。

Q40-3 子供の身柄を確保した場所と虐待種別のクロス集計表

	身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
児童相談所	頻度 47 カテゴリ別の% 14.2%	32 14.1%	4 9.8%	5 15.2%	28 22.4%	8 16.0%	124 15.4%
自宅	頻度 25 カテゴリ別の% 7.6%	37 16.3%	3 7.3%	1 3.0%	12 9.6%	8 16.0%	86 10.7%
学校	頻度 102 カテゴリ別の% 30.8%	30 13.2%	18 43.9%	21 63.6%	25 20.0%	3 6.0%	199 24.7%
保育所・幼稚園	頻度 32 カテゴリ別の% 9.7%	16 7.0%	2 4.9%	0 0.0%	8 6.4%	<u>0</u> 0.0%	58 7.2%
病院	頻度 19 カテゴリ別の% 5.7%	18 7.9%	1 2.4%	2 6.1%	<u>1</u> 0.8%	2 4.0%	43 5.3%
警察からの身柄付き	頻度 90 カテゴリ別の% 27.2%	71 31.3%	12 29.3%	<u>2</u> 6.1%	41 32.8%	24 48.0%	240 29.7%
その他	頻度 16 カテゴリ別の% 4.8%	23 10.1%	1 2.4%	2 6.1%	10 8.0%	5 10.0%	57 7.1%
	総数 331	227	41	33	125	50	807

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

子どもの身柄を確保した場所と虐待重症度のクロス表

自宅は「虐待の危惧あり」の報告頻度が高い。学校は「中度・重度虐待」のような重症例の頻度が多い。病院は「重度虐待・生命の危機」の頻度が高く、特に生命の危機があり一時保護されたケースの81.3%が病院で身柄を確保されている。警察からの身柄つきには、「軽度虐待」のケースが多く報告された。

Q40-3 子供の身柄を確保した場所と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
児童相談所	頻度	5	48	53	16	1	1	124
	カテゴリ別の%	12.8%	18.4%	15.0%	12.8%	6.3%	7.7%	15.4%
自宅	頻度	9	29	38	7	0	3	86
	カテゴリ別の%	23.1%	11.1%	10.8%	5.6%	0.0%	23.1%	10.7%
学校	頻度	7	38	102	47	0	4	198
	カテゴリ別の%	17.9%	14.6%	28.9%	37.6%	0.0%	30.8%	24.5%
保育所・幼稚園	頻度	2	19	25	12	0	0	58
	カテゴリ別の%	5.1%	7.3%	7.1%	9.6%	0.0%	0.0%	7.2%
病院	頻度	1	4	11	14	13	0	43
	カテゴリ別の%	2.6%	1.5%	3.1%	11.2%	81.3%	0.0%	5.3%
警察からの身柄付き	頻度	12	108	95	20	1	5	241
	カテゴリ別の%	30.8%	41.4%	26.9%	16.0%	6.3%	38.5%	29.9%
その他	頻度	3	15	29	9	1	0	57
	カテゴリ別の%	7.7%	5.7%	8.2%	7.2%	6.3%	0.0%	7.1%
	総数	42	272	382	136	18	15	865

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q40-4. 保護者の同意の有無（Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定）

- 「最初から同意」が66.1%、「その後同意」15.9%と同意が得られたケースが大半を占めた。

Q40-4 保護者の一時保護への同意の有無
（Q40「保護した」「保護中」回答ケース限定）

	度数	%	%グラフ
最初から同意	556	66.1	
最初から不同意	89	10.6	
最初は同意でその後不同意	15	1.8	
最初は不同意でその後同意	134	15.9	
同意・不同意の意向が変わる	6	0.7	
不明	20	2.4	
無回答	21	2.5	
合計	841	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「最初から同意」58.5%、「途中から同意」17.0%が大半を占め、今回と同様の結果であった。

保護者の同意の有無と虐待種別のクロス表

検定の結果明確な関連は認められなかった ($p=.059$) 点に注意が必要だが、ネグレクトが「最初が同意でも後に不同意」、性的虐待が「最初は不同意で後に同意」の報告頻度が相対的に多かったことが特徴的だった。

Q40-4 保護者の同意の有無と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計
最初から同意	頻度	229	152	32	<u>15</u>	87	39	554
	カテゴリ別の%	67.8%	66.1%	78.0%	45.5%	69.6%	76.5%	67.7%
最初から不同意	頻度	33	25	2	7	15	7	89
	カテゴリ別の%	9.8%	10.9%	4.9%	21.2%	12.0%	13.7%	10.9%
最初は同意でもその後不同意	頻度	3	<u>9</u>	1	0	2	0	15
	カテゴリ別の%	0.9%	3.9%	2.4%	0.0%	1.6%	0.0%	1.8%
最初は不同意でその後同意	頻度	59	37	5	<u>11</u>	19	<u>3</u>	134
	カテゴリ別の%	17.5%	16.1%	12.2%	33.3%	15.2%	5.9%	16.4%
同意・不同意の意向が変わる	頻度	2	1	0	0	2	1	6
	カテゴリ別の%	0.6%	0.4%	0.0%	0.0%	1.6%	2.0%	0.7%
不明	頻度	12	6	1	0	<u>0</u>	1	20
	カテゴリ別の%	3.6%	2.6%	2.4%	0.0%	0.0%	2.0%	2.4%
	総数	338	230	41	33	125	51	818

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

保護者の同意の有無と虐待重症度のクロス表

軽度虐待では「最初から同意」が、生命の危機ありでは「最初は不同意でその後同意」の報告頻度が高くなっていた。

Q40-4 保護者の同意の有無と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危機あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
最初から同意	頻度	29	<u>204</u>	230	81	<u>5</u>	5	554
	カテゴリ別の%	74.4%	77.3%	64.8%	61.4%	31.3%	41.7%	67.7%
最初から不同意	頻度	5	<u>18</u>	38	<u>21</u>	3	<u>4</u>	89
	カテゴリ別の%	12.8%	6.8%	10.7%	15.9%	18.8%	33.3%	10.9%
最初は同意でもその後不同意	頻度	0	3	8	4	0	0	15
	カテゴリ別の%	0.0%	1.1%	2.3%	3.0%	0.0%	0.0%	1.8%
最初は不同意でその後同意	頻度	4	<u>33</u>	68	23	<u>6</u>	0	134
	カテゴリ別の%	10.3%	12.5%	19.2%	17.4%	37.5%	0.0%	16.4%
同意・不同意の意向が変わる	頻度	0	1	2	<u>3</u>	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.0%	0.4%	0.6%	2.3%	0.0%	0.0%	0.7%
不明	頻度	1	5	9	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	20
	カテゴリ別の%	2.6%	1.9%	2.5%	0.0%	12.5%	25.0%	2.4%
	総数	39	264	355	132	16	12	818

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q40-5. 一時保護を行った理由

(Q40「一時保護した」「一時保護中」回答 841 ケース限定：複数回答)

- 「子どもの安全確保」が 86.1%と最も高く、次いで「調査を必要としたため」が 45.4%と続いた。

	度数	%	%グラフ
子どもの安全確保のため	724	86.1	
調査を必要としたため	382	45.4	
行動観察のため	129	15.3	
短期入所指導のため	6	0.7	
その他	44	5.2	
該当ケース数	841		

*複数回答であるため度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「子供の安全のため」が 8 割を超え、「調査を必要としたため」も 3 割を超えていた。

保護理由と虐待種別のクロス表

全体の 86.1%を占める「子どもの安全確保のため」は虐待種別による偏りは見られなかった。性的虐待が、「調査を必要としたため」を保護理由として上げる頻度が相対的に高かった。

Q40-5 保護理由と主たる虐待種別のクロス集計表（複数回答）

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計
			ネグレクト					
子どもの安全確保のため	頻度	288	210	38	32	115	<u>39</u>	722
	カテゴリ別の%	84.0%	87.5%	92.7%	97.0%	88.5%	75.0%	86.1%
調査を必要としたため	頻度	166	116	14	<u>22</u>	<u>39</u>	24	381
	カテゴリ別の%	48.4%	48.3%	34.1%	66.7%	30.0%	46.2%	45.4%
行動観察のため	頻度	60	44	3	3	<u>10</u>	9	129
	カテゴリ別の%	17.5%	18.3%	7.3%	9.1%	7.7%	17.3%	15.4%
短期入所指導のため	頻度	4	2	0	0	0	0	6
	カテゴリ別の%	1.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
その他	頻度	16	15	2	1	7	3	44
	カテゴリ別の%	4.7%	6.3%	4.9%	3.0%	5.4%	5.8%	5.2%
総数		343	240	41	33	130	52	839

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

保護理由と虐待重症度のクロス表

同様に全数の8割以上を占める「子どもの安全確保のため」に重症度による偏りは見られなかった。重度虐待のケースで、「調査を必要としたため」を保護理由として上げる頻度が高かった。

Q40-5 保護理由と主たる虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危惧あり			生命の 危機あり	不明	合計
		軽度虐待	中度虐待	重度虐待			
子どもの安全確保のため	頻度	34	220	319	124	13	722
	カテゴリ別の%	81.0%	81.8%	87.6%	91.9%	81.3%	92.3%
調査を必要としたため	頻度	<u>11</u>	111	172	<u>73</u>	7	382
	カテゴリ別の%	26.2%	41.3%	47.3%	54.1%	43.8%	61.5%
行動観察のため	頻度	7	45	59	18	0	129
	カテゴリ別の%	16.7%	16.7%	16.2%	13.3%	0.0%	0.0%
短期入所指導のため	頻度	0	3	3	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.0%	1.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	頻度	5	21	10	7	1	44
	カテゴリ別の%	11.9%	7.8%	2.7%	5.2%	6.3%	0.0%
	総数	42	269	364	135	16	839

*太字はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q40-6. 一時保護終了時の解除理由 (Q40「一時保護した」回答 798 ケース限定)

- 「保護者への引き取り」が62.3%と最も高く、次いで「施設入所」21.7%となっていた。

Q40-6 一時保護解除の理由 (Q40「保護した」回答ケース限定)

	度数	%	%グラフ
保護者への引き取り	497	62.3	
保護者以外の親族への引き取り	39	4.9	
里親等委託	26	3.3	
施設入所	173	21.7	
他の児童相談所へ	14	1.8	
家裁送致	1	0.1	
その他	23	2.9	
無回答	25	3.1	
合計	798	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「保護者へ引き取り」は56.0%であり、今回の調査のほうが高くなっている一方で、「施設入所」は33.6%と今回のほうがその割合は低くなっている。

一時保護解除の理由と虐待種別のクロス表

検定の結果明確な関連は認められなかった ($p=.069$) 点に注意が必要だが、ネグレクトは「施設入所」「里親等委託」が、同居人虐待放置は「保護者への引き取り」が保護解除理由として報告頻度が高かった。

Q40-6 一時保護解除の理由と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト		心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計	
			ネグレクト	(同居人の虐待放置)				
保護者への引き取り	頻度	212	114	32	20	81	37	496
	カテゴリ別の%	65.4%	55.3%	80.0%	64.5%	66.4%	77.1%	64.3%
保護者以外の親族への引き取り	頻度	12	10	2	2	10	3	39
	カテゴリ別の%	3.7%	4.9%	5.0%	6.5%	8.2%	6.3%	5.1%
里親等委託	頻度	7	13	1	2	3	0	26
	カテゴリ別の%	2.2%	6.3%	2.5%	6.5%	2.5%	0.0%	3.4%
施設入所	頻度	76	59	4	6	22	5	172
	カテゴリ別の%	23.5%	28.6%	10.0%	19.4%	18.0%	10.4%	22.3%
他の児童相談所へ	頻度	6	3	0	1	1	3	14
	カテゴリ別の%	1.9%	1.5%	0.0%	3.2%	0.8%	6.3%	1.8%
家裁送致	頻度	0	1	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	頻度	11	6	1	0	5	0	23
	カテゴリ別の%	3.4%	2.9%	2.5%	0.0%	4.1%	0.0%	3.0%
総数		324	206	40	31	122	48	771

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

一時保護解除の理由と虐待種別のクロス表

回答数が少ない項目が多く明確なことは言えないが、軽度虐待は「保護者への引き取り」、中度虐待は「保護者以外の親族への引き取り」、重度虐待・生命の危機ありは「施設入所」を理由とする報告がそれぞれ多かった。

Q40-6 一時保護解除の理由と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の重症度				生命の危機あり	不明	合計
		虐待の 危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待			
保護者への引き取り	頻度	29	204	202	52	<u>4</u>	<u>4</u>	495
	カテゴリ別の%	76.3%	79.1%	60.3%	46.8%	25.0%	30.8%	64.2%
保護者以外の親族への引き取り	頻度	0	8	23	6	2	0	39
	カテゴリ別の%	0.0%	3.1%	6.9%	5.4%	12.5%	0.0%	5.1%
里親等委託	頻度	0	5	14	5	1	1	26
	カテゴリ別の%	0.0%	1.9%	4.2%	4.5%	6.3%	7.7%	3.4%
施設入所	頻度	7	<u>31</u>	81	42	8	4	173
	カテゴリ別の%	18.4%	12.0%	24.2%	37.8%	50.0%	30.8%	22.4%
他の児童相談所へ	頻度	1	5	1	3	0	4	14
	カテゴリ別の%	2.6%	1.9%	0.3%	2.7%	0.0%	30.8%	1.8%
家裁送致	頻度	0	0	1	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	頻度	1	5	13	3	1	0	23
	カテゴリ別の%	2.6%	1.9%	3.9%	2.7%	6.3%	0.0%	3.0%
総数		38	258	335	111	16	13	771

***太字**とイタリックお表記の解釈は他の表に準ずるが、本解析は期待度数5未満のセルが20%を越えており参考程度に見る必要がある。

Q41. 一時保護を行わなかった理由

(Q40「一時保護を行わなかった」回答 1726 ケース限定)

- 「虐待はあったが、一時保護が必要なほど重篤でない」が 49.7%と最も高い割合を示した。また「虐待あったが、問題が解消した」ため一時保護を行わなかった事例は 7.1%、「虐待があったが、保護者が認め、支援や安全確認を行っていく合意がとれた」事例は 9.2%であり、計 66.0%は大きな問題はないといえる。
- 一方残りには、「子どもが一時保護に同意しなかった (1.2%)」や「接触がとれない (0.7%)」場合など深刻な事例が含まれており、こうした困難事例をどうするかは課題となる。「調査中である (4.3%)」は問題というわけではないが、調査中に虐待の継続やトラブルが生じる可能性も踏まえ、事態が明確でない過程における危機管理について議論を深めていく必要もあろう。
- また、「支援や安全確認を行っていく合意がとれた (9.2%)」は、基本的には良い経過を望めるケースであるが、リスクが変動していく可能性のあるケースとも言える。だれがどのように継続的な関わりをしていくかを明確にして、必要があれば保護も検討することやそうした枠組みの中での虐待者のやりとりを含むケースワークに高度なスキルが必要となるだろう。

Q41 一時保護を行わなかった理由 (Q40「一時保護行わなかった」回答ケース限定)

	度数	%	%グラフ
虐待あったが、一時保護が必要なほど重篤ではない	858	49.7	
虐待あったが、問題が解消した	122	7.1	
虐待あったが、保護者が認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた	158	9.2	
子どもが一時保護に同意しなかった	20	1.2	
調査中である	75	4.3	
接触が取れない、あるいは行方不明	12	0.7	
その他	104	6.0	
無回答	377	21.8	
合計	1726	100	

一時保護を行わなかった理由と虐待種別のクロス表

回答数が少ない項目が多く明確なことは言えないが、心理的虐待・DV 目撃は「重篤ではない」、身体的虐待・ネグレクトは「支援の合意が取れた」、同居人虐待放置・性的虐待は「調査中」が一時保護を行わない理由としてそれぞれ報告頻度が高かった。

Q41 一時保護を行わなかった理由と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV 目撃)	合計	
虐待はあったが重篤でない	頻度	<u>164</u>	<u>147</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>247</u>	<u>292</u>	858
	カテゴリ別の%	58.2%	57.9%	40.0%	0.0%	72.2%	67.1%	63.7%
虐待はあったが問題が解消した	頻度	23	<u>17</u>	2	<u>5</u>	29	46	122
	カテゴリ別の%	8.2%	6.7%	10.0%	38.5%	8.5%	10.6%	9.1%
虐待はあったが支援の合意が取れた	頻度	<u>42</u>	<u>46</u>	2	0	<u>25</u>	<u>43</u>	158
	カテゴリ別の%	14.9%	18.1%	10.0%	0.0%	7.3%	9.9%	11.7%
子供が一時保護に同意しなかった	頻度	4	6	<u>3</u>	0	4	<u>2</u>	19
	カテゴリ別の%	1.4%	2.4%	15.0%	0.0%	1.2%	0.5%	1.4%
調査中である	頻度	18	12	<u>4</u>	<u>5</u>	18	18	75
	カテゴリ別の%	6.4%	4.7%	20.0%	38.5%	5.3%	4.1%	5.6%
接触が取れない	頻度	2	0	0	0	3	7	12
	カテゴリ別の%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	1.6%	0.9%
あるいは行方不明	頻度	29	26	1	<u>3</u>	<u>16</u>	27	102
	カテゴリ別の%	10.3%	10.2%	5.0%	23.1%	4.7%	6.2%	7.6%
	総数	282	254	20	13	342	435	1346

*太字とイタリックお表記の解釈は他の表に準ずるが、本解析は期待度数5未満のセルが20%を越えており参考程度に見る必要がある。

一時保護を行わなかった理由と虐待重症度のクロス表

回答数が少ない項目が多く明確なことは言えないが、虐待の危惧あり・軽度虐待では「重篤ではない」、中度虐待・重度虐待では「支援の合意が取れた」が一時保護を行わない理由としてそれぞれ報告頻度が高かった。

Q41 一時保護を行わなかった理由と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の危惧あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の危機あり	不明	合計
虐待はあったが重篤でない	頻度	<u>207</u>	<u>453</u>	<u>178</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>11</u>	852
	カテゴリ別の%	73.9%	68.7%	58.2%	7.9%	0.0%	22.9%	63.7%
虐待はあったが問題が解消した	頻度	25	56	29	7	0	5	122
	カテゴリ別の%	8.9%	8.5%	9.5%	18.4%	0.0%	10.4%	9.1%
虐待はあったが支援の合意が取れた	頻度	<u>10</u>	83	<u>46</u>	<u>11</u>	2	<u>0</u>	152
	カテゴリ別の%	3.6%	12.6%	15.0%	28.9%	33.3%	0.0%	11.4%
子供が一時保護に同意しなかった	頻度	<u>0</u>	9	<u>9</u>	2	0	0	20
	カテゴリ別の%	0.0%	1.4%	2.9%	5.3%	0.0%	0.0%	1.5%
調査中である	頻度	14	<u>28</u>	15	1	1	<u>16</u>	75
	カテゴリ別の%	5.0%	4.2%	4.9%	2.6%	16.7%	33.3%	5.6%
接触が取れない	頻度	2	4	5	0	0	<u>1</u>	12
	カテゴリ別の%	0.7%	0.6%	1.6%	0.0%	0.0%	2.1%	0.9%
あるいは行方不明	頻度	22	<u>26</u>	24	<u>14</u>	<u>3</u>	<u>15</u>	104
	カテゴリ別の%	7.9%	3.9%	7.8%	36.8%	50.0%	31.3%	7.8%
	総数	280	659	306	38	6	48	1337

*太字とイタリックお表記の解釈は他の表に準ずるが、本解析は期待度数5未満のセルが20%を越えており参考程度に見る必要がある。

Q42. 家族の援助プラン

- 「(プランを) 作成している」が 13.1%、「作成していない」が 28.3%となった。
- 家族にどのように対応するのかについて担当者なりの考えのもと援助が行われていると思われるが、援助プランとして明確化し、組織的にその効果の検証を行っていく上では、より多くの事例について計画が作成されることが望ましいといえる。

Q42 家族の援助プラン

	度数	%	% グラフ
作成している	825	13.1	
作成していない	1784	28.3	
無回答	3691	58.6	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「作成している」が 11.5%であり、今回の調査の方が割合が高くなっていました。

家族の援助プランと虐待種別のクロス表

身体的虐待・ネグレクト・同居人虐待放置については家族の援助プランを「作成している」、DV 目撃については「作成していない」報告がそれぞれ多かった。

Q42 家族の援助プランと虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト (同居人の虐待放置)		心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計	
			ネグレクト	性的虐待				
作成している	頻度	278	243	31	19	180	74	825
	カテゴリ別の%	38.5%	42.0%	46.3%	39.6%	30.5%	12.4%	31.7%
作成していない	頻度	444	335	36	29	410	524	1778
	カテゴリ別の%	61.5%	58.0%	53.7%	60.4%	69.5%	87.6%	68.3%
総数		722	578	67	48	590	598	2603

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

家族の援助プランと虐待についての考え方のクロス表

「行為認めるが虐待認めない」「虐待認めて援助求める」の場合は家族の援助プランを「作成している」、「虐待認めるが援助求めない」場合は「作成していない」報告がそれぞれ多かった。

Q42 家族の援助プランと虐待についての考え方のクロス集計表

		行為も虐待も認めない	行為は認めるが虐待は認めない	虐待を認めるが援助求めない	虐待を認めるが援助求める	不明	合計
作成している	頻度	87	165	189	307	67	815
	カテゴリ別の%	33.6%	38.1%	26.5%	50.0%	12.0%	31.7%
作成していない	頻度	172	268	523	307	490	1760
	カテゴリ別の%	66.4%	61.9%	73.5%	50.0%	88.0%	68.3%
総数		259	433	712	614	557	2575

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、*イタリック*は統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q43. 児相の援助に対する虐待者の態度

- 「働きかけに応じる」が25.1%（無回答を除くと60.2%）となり、「当初応じなかったものの現在応じる」2.7%（無回答を除くと6.5%）と合わせた場合、27.8%（無回答を除くと66.7%）が応じる態度を示していた。また「働きかけに応じない」ケースが3.8%であることも注目される。こうした態度の虐待者に対して、そのままにしておけば子どもに虐待的な行動を変えない可能性が高い。

Q43 児相の援助に対する虐待者の態度

	度数	%	%グラフ
働きかけに応じる	1579	25.1	
当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる	171	2.7	
当初は働きかけに応じていたが現在は応じない	138	2.2	
働きかけに応じない	237	3.8	
その他	497	7.9	
無回答	3678	58.4	
合計	6300	100	

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「働きかけに応じる」51.4%、「当初応じなかったものの現在応じる」6%であり、今回の調査の方が働きかけに応じる態度が見られるようになっている。

児相の援助に対する態度と虐待種別のクロス表

心理的虐待は「働きかけに応じる」、身体的虐待は「当初は応じていたが現在は応じない」、ネグレクトは「当初は応じなかったが現在は応じる」「働きかけに応じない」の報告頻度が高くなっていた。

Q43 児相の援助に対する態度と虐待種別のクロス集計表

	身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の 虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
働きかけに応じる	頻度 459	350	48	30	373	<u>317</u>	1577
	カテゴリ別の% 62.4%	60.2%	69.6%	61.2%	64.2%	52.7%	60.3%
当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる	頻度 57	53	2	2	37	<u>20</u>	171
	カテゴリ別の% 7.8%	9.1%	2.9%	4.1%	6.4%	3.3%	6.5%
当初は働きかけに応じていたが現在は応じない	頻度 49	31	1	1	26	28	136
	カテゴリ別の% 6.7%	5.3%	1.4%	2.0%	4.5%	4.7%	5.2%
働きかけに応じない	頻度 54	79	5	<u>0</u>	44	54	236
	カテゴリ別の% 7.3%	13.6%	7.2%	0.0%	7.6%	9.0%	9.0%
その他	頻度 <u>116</u>	<u>68</u>	13	16	101	182	496
	カテゴリ別の% 15.8%	11.7%	18.8%	32.7%	17.4%	30.3%	19.0%
総数	735	581	69	49	581	601	2616

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

児相の援助に対する態度と虐待についての考え方のクロス表

「虐待認めるが援助求めない」「虐待認め援助求める」態度を示した虐待者は「働きかけに応じる」報告が多く、一方「行為も虐待も認めない」「行為認めるが虐待認めない」態度を示した虐待者は「働きかけに応じない」「当初は応じていたが現在は応じない」「当初は応じていなかったが現在は応じる」の報告頻度が高くなっていた。

Q43 児相の援助に対する態度と虐待についての考え方のクロス集計表

		行為も虐待も認めない	行為は認めるが虐待は認めない	虐待を認めるが援助求めない	虐待を認めるが援助求める	不明	合計
働きかけに応じる	頻度	<u>133</u>	<u>222</u>	501	553	<u>151</u>	1560
	カテゴリ別の%	50.6%	50.7%	70.5%	88.8%	27.3%	60.3%
当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる	頻度	32	48	54	<u>25</u>	<u>11</u>	170
	カテゴリ別の%	12.2%	11.0%	7.6%	4.0%	2.0%	6.6%
当初は働きかけに応じていたが現在は応じない	頻度	22	46	37	24	<u>9</u>	138
	カテゴリ別の%	8.4%	10.5%	5.2%	3.9%	1.6%	5.3%
働きかけに応じない	頻度	38	61	57	<u>8</u>	66	230
	カテゴリ別の%	14.4%	13.9%	8.0%	1.3%	11.9%	8.9%
その他	頻度	<u>38</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>13</u>	316	490
	カテゴリ別の%	14.4%	13.9%	8.7%	2.1%	57.1%	18.9%
	総数	263	438	711	623	553	2588

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

Q44. 援助の状況（複数回答）

- 「保護者に対して援助」22.1%、「子どもに対して援助」10.9%、「保護者と子供に同席での援助」6.2%で援助を実施していた。

Q44 援助の状況について（複数回答）

	度数	%	%グラフ
保護者に対して援助を行っている	1393	22.1	
子どもに対して援助を行っている	686	10.9	
保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	390	6.2	
援助は行っていない	883	14.0	
該当ケース数	6300		

*複数回答であること、また各設問の無回答数から度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「保護者に対して援助」24.2%、「子どもに対して援助」22.6%、「保護者と子供に同席での援助」25.3%であり、今回の調査はいずれもその割合を下げているものの、Q39-3で「助言指導」を選び一時保護を行わなかったケースが本設問への回答より外れた影響も大きいと思われる。

援助の状況（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

「子どもに対して援助を行う」頻度は6~11歳、12~14歳、15歳以上で高くなり、それ以下で低くなっていた。それ以外は年齢別に明確な傾向は認められなかった。

Q44 援助と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

		1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計
保護者に対して 援助を行っている	頻度	90	464	503	241	<u>88</u>	1386
	カテゴリ別の%	57.3%	54.0%	56.5%	58.9%	47.1%	55.4%
	総数	157	859	890	409	187	2502
子どもに対して 援助を行っている	頻度	<u>23</u>	<u>136</u>	252	194	79	684
	カテゴリ別の%	18.5%	18.8%	31.8%	47.7%	42.9%	30.6%
	総数	124	725	793	407	184	2233
保護者と子どもに対して 同席での援助を行っている	頻度	26	113	142	75	31	387
	カテゴリ別の%	22.0%	16.8%	20.8%	23.7%	20.1%	19.9%
	総数	118	674	683	316	154	1945
援助は行ってはいない	頻度	46	314	300	132	83	875
	カテゴリ別の%	40.0%	43.6%	43.1%	44.3%	48.5%	43.8%
	総数	115	720	696	298	171	2000

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

援助の状況（複数回答）と虐待種別のクロス表

身体的虐待・ネグレクト・性的虐待は「保護者への援助」「子どもへの援助」「保護者と子ども同席での援助」の報告頻度が多かった。同居人虐待放置については「子どもへの援助」の報告頻度が相対的に高く、DV目撃は「援助は行ってない」頻度が高くなっていった。

Q44 援助と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト (同居人の虐待放置)	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待 (DV目撃)	合計
保護者に対して 援助を行っている	頻度	406	327	37	33	338	<u>249</u>	1390
	カテゴリ別の%	63.1%	63.1%	62.7%	76.7%	54.4%	40.0%	55.5%
	総数	643	518	59	43	621	622	2506
子どもに対して 援助を行っている	頻度	271	172	28	31	<u>124</u>	<u>59</u>	685
	カテゴリ別の%	46.6%	39.2%	53.8%	75.6%	22.7%	10.2%	30.6%
	総数	581	439	52	41	547	576	2236
保護者と子どもに対して 同席での援助を行っている	頻度	137	101	8	13	<u>68</u>	<u>62</u>	389
	カテゴリ別の%	29.4%	27.4%	23.5%	52.0%	13.8%	11.0%	19.9%
	総数	466	369	34	25	494	562	1950
援助は行ってはいない	頻度	214	156	16	7	<u>193</u>	300	886
	カテゴリ別の%	46.2%	42.0%	47.1%	38.9%	37.5%	48.2%	43.8%
	総数	463	371	34	18	514	623	2023

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

援助の状況（複数回答）と虐待重症度のクロス表

援助の対象問わず、行われる頻度が相対的に高くなっているのは中度虐待以上であった。中度・重度虐待は全ての援助パターンの頻度が高かったが、生命の危機ありの場合のみ「同席での援助」が行われない傾向が見られた。

Q44 援助と虐待重症度のクロス集計表

		虐待の 危機あり	軽度虐待	中度虐待	重度虐待	生命の 危機あり	不明	合計
保護者に対して 援助を行っている	頻度	<u>171</u>	<u>573</u>	477	124	18	<u>22</u>	1385
	カテゴリ別の%	39.5%	50.5%	71.1%	84.4%	85.7%	28.6%	55.8%
	総数	433	1134	671	147	21	77	2483
子どもに対して 援助を行っている	頻度	<u>39</u>	<u>233</u>	293	103	8	<u>10</u>	686
	カテゴリ別の%	10.3%	22.8%	49.4%	75.2%	61.5%	13.9%	31.0%
	総数	380	1021	593	137	13	72	2216
保護者と子どもに対して 同席での援助を行っている	頻度	<u>49</u>	<u>155</u>	146	33	1	<u>4</u>	388
	カテゴリ別の%	12.8%	16.4%	31.8%	49.3%	14.3%	6.1%	20.1%
	総数	382	948	459	67	7	66	1929
援助は行ってはいない	頻度	184	434	174	22	4	56	874
	カテゴリ別の%	45.7%	43.1%	40.4%	38.6%	57.1%	70.9%	44.0%
	総数	403	1008	431	57	7	79	1985

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは統計的に有意に低い頻度を示したものの。

援助の状況（複数回答）と虐待に対する考え方のクロス表

「援助を求める」ケースには保護者・子供双方への援助を実施しているのに対して、「援助を求めない」ケースの援助提供率は低めになっており対応の難しさを感じさせる。「行為も虐待も認めない」ケースは実際の援助必要性の高さか、保護者・子供双方への援助の実施頻度が高いものの、援助を行わない選択も多い。

Q44 援助と虐待に対する考え方のクロス集計表

		行為も虐待も認めない	行為は認めるが虐待は認めない	虐待を認めるが援助求めない	虐待を認めるが援助求める	不明	合計
保護者に対して援助を行っている	頻度	137	242	368	425	200	1372
	カテゴリ別の%	64.3%	58.0%	50.7%	75.4%	35.8%	55.4%
	総数	213	417	726	564	558	2478
子どもに対して援助を行っている	頻度	96	146	135	231	67	675
	カテゴリ別の%	49.5%	38.3%	20.8%	49.1%	13.0%	30.6%
	総数	194	381	648	470	515	2208
保護者と子どもに対して同席での援助を行っている	頻度	44	79	89	142	34	388
	カテゴリ別の%	31.9%	25.3%	14.6%	37.9%	6.9%	20.1%
	総数	138	312	610	375	493	1928
援助は行ってはいない	頻度	73	118	263	108	308	870
	カテゴリ別の%	52.1%	38.4%	41.4%	32.0%	54.8%	43.9%
	総数	140	307	636	337	562	1982

***太字**はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは有意に低い頻度を示したものの。

Q44-1. 保護者への援助の実施方法（Q44「保護者に援助」回答 1393 ケース限定）

- 「家庭訪問による面接」58.4%、次いで「来所してもらい個別面接」53.3%を実施しているケースが多くみられた。

Q44-1 保護者への援助の実施方法

（Q44「保護者へ援助」回答ケース限定：複数回答）

	度数	%	%グラフ
来所してもらい個別面接	742	53.3	
家庭訪問による面接	814	58.4	
施設に訪問しての面接	76	5.5	
個別心理療法	15	1.1	
グループ療法	5	0.4	
精神科医療	39	2.8	
その他の医療	4	0.3	
その他	107	7.7	
該当ケース数	1393		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「家庭訪問による面接（不定期）」48.3%、「来所してもらい個別面接（不定期）」32.5%が多く、定期的面接と合わせても今回の調査と同様の傾向が見られた。

Q44-2. 保護者への援助に関わった機関

(Q44「保護者に援助」回答 1393 ケース限定：複数回答)

- 「児童相談所」89.5%であり、「児童相談所以外」での援助も 33.9%あった。

Q44-2 保護者への援助に関わった機関
(Q44「保護者へ援助」回答ケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
児童相談所	1247	89.5	
児童相談所以外	472	33.9	
該当ケース数	1393		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「児童相談所」89.3%、「児童相談所以外」34.0%と同様の傾向が見られた。

Q44-2-1. 保護者援助における児童相談所での対応者

(Q44「保護者に援助」かつ Q44-2「児童相談所」回答 1247 ケース限定：複数回答)

- 「児童福祉司」87.7%、「児童心理司」30.2%の 2 つが多くを占めた。医師による対応は 3.9%であった。

Q44-2-1 児相に関わった援助での対応者
(Q44-2「児童相談所」回答ケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
児童福祉司	1093	87.7	
児童心理司	377	30.2	
医師	49	3.9	
家族支援のための専任担当者	15	1.2	
その他	57	4.6	
該当ケース数	1247		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「児童福祉司」96.8%、「児童心理司」31.5%であり今回と同様の結果であった。

Q44-3. 子どもへの援助の実施方法

(Q44「子どもへ援助」回答 942 ケース限定：複数回答)

- 「家庭訪問による面接」41.3%、次いで「来所してもらい個別面接」37.9%、「施設に訪問しての面接」27.1%となっていた。

Q44-3 子どもへの援助の実施方法
(Q44「子どもへ援助」「子どもと保護者同席で援助」回答ケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
来所してもらい個別面接	357	37.9	
家庭訪問による面接	389	41.3	
施設に訪問しての面接	255	27.1	
個別心理療法	54	5.7	
グループ療法	4	0.4	
精神科医療	45	4.8	
その他の医療	11	1.2	
その他	93	9.9	
該当ケース数	942		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「家庭訪問による面接（不定期）」27.7%、「来所してもらい個別面接（不定期）」17.7%であり、定期的な援助と合わせると今回の調査と同様の傾向が見られた。

Q44-4. 子どもへの援助に関わった機関

(Q44「子どもへ援助」回答 942 ケース限定：複数回答)

- 「児童相談所」88.0%であり、「児童相談所以外」も31.7%あった。

Q44-4 子どもへの援助に関わった機関
(Q44「子どもへ援助」回答ケース限定：複数回答)

	度数	%	%グラフ
児童相談所	829	88.0	
児童相談所以外	299	31.7	
該当ケース数	942		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「児童相談所」85.8%、「児童相談所以外」26.8%であり今回の調査結果と同様の傾向が見られた。

援助機関（複数回答）と年齢カテゴリーのクロス表

多くは「児童相談所」が援助に関わっているが、1歳未満・1~5歳については、「児童相談所以外の機関」も援助に携わる報告が多くなっていた。

Q44-4 援助機関と年齢カテゴリー（5段階）のクロス集計表

	1歳未満	1-5歳	6-11歳	12-14歳	15歳以上	合計	
児童相談所	頻度 <u>37</u>	190	307	204	88	826	
	カテゴリ別の%	79.7%	84.1%	90.9%	89.4%	91.3%	88.1%
児童相談所以外	頻度 <u>26</u>	<u>91</u>	<u>92</u>	61	29	299	
	カテゴリ別の%	56.8%	38.4%	25.3%	25.1%	37.7%	31.9%
	総数	47	224	342	227	98	938

*太字はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの。イタリックは低い頻度を示したものの。

援助機関（複数回答）と虐待種別のクロス表

同様に多くは「児童相談所」が援助に関わっているが、ネグレクトにおいては、「児童相談所以外の機関」が援助にかかわる頻度が多かった。

Q44 援助機関と虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト		性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
			ネグレクト	（同居人の虐待放置）				
児童相談所	頻度	312	<u>202</u>	28	35	157	94	828
	カテゴリ別の%	89.9%	83.5%	80.0%	94.6%	92.4%	86.2%	88.1%
児童相談所以外	頻度	100	<u>104</u>	9	11	<u>38</u>	35	297
	カテゴリ別の%	28.8%	43.0%	25.7%	29.7%	22.4%	32.1%	31.6%
	総数	347	242	35	37	170	109	940

*太字はカイ2乗検定・残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したものの、イタリックは低い頻度を示したものの。

Q44-4-1. 子ども援助における児童相談所での対応者

（Q44「子どもに援助」かつ Q44-4「児童相談所」回答 942 ケース限定：複数回答）

- 「児童福祉司」86.0%、「児童心理司」59.3%が多くのケースの対応を行っていた。

Q44-4-1 児相が関わった援助での対応者

（Q44-4「児童相談所」回答ケース限定：複数回答）

	度数	%	%グラフ
児童福祉司	713	86.0	
児童心理司	492	59.3	
医師	64	7.7	
家族支援のための専任担当者	14	1.7	
その他	33	4.0	
該当ケース数	942		

*複数回答であることから度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、「児童福祉司」79.2%、「児童心理司」45.4%であり、今回の調査の方がこれらの 2 職種が対応する割合が高くなっていた。

Q45. 保護者、子ども、保護者と子ども（同席）へ実施したプログラム

- 「プログラムを行っていない」ケースが多数（30.2%程度）を占めていた。実施されたプログラムの中では、「サインズ・オブ・セーフティ」が1.1%と最も多かった。

Q45 保護者・子どもに行われたプログラム（複数回答）

	度数	%	% グラフ
サインズ・オブ・セーフティ	70	1.1	■
パートナーリング・フォー・セイフティ	6	0.1	
精研式ペアレント・トレーニング	14	0.2	
ファミリー・グループカンファレンス	2	0.0	
MyTree ペアレンツプログラム	3	0.0	
PCIT（親子相互交流療法）	2	0.0	
CARE	7	0.1	
CRC	3	0.0	
トリプルP	4	0.1	
Nobody's Perfect	0	0.0	
コモンセンス・ペアレンティング	4	0.1	
旧称「コモンセンス・ペアレンティング」	11	0.2	
AF-CBT	1	0.0	
TF-CBT	0	0.0	
その他の母親グループ	0	0.0	
その他の父親グループ	5	0.1	
その他の親子同時に参加するグループ	0	0.0	
その他	37	0.6	■
プログラムを行っていない	1902	30.2	■
該当ケース数	6300		

*複数回答であること、また各設問の無回答数から度数合計は該当ケース数とは一致しない。

*平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査でも、「サインズ・オブ・セーフティ」が最も多く、同様の傾向が見られた。

実施したプログラムと虐待種別のクロス表

プログラムを実施した割合が非常に低いので慎重な解釈が必要だが、「同居人の虐待放置」は「サインズ・オブ・セーフティ」が実施されることが相対的に多く、心理的虐待には「精研式ペアレントトレーニング」が実施される頻度が多かった。

実施したプログラム（複数回答）と虐待種別のクロス表

Q45 実施したプログラムと虐待種別のクロス集計表

		身体的虐待	ネグレクト	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待（DV目撃）	合計
				（同居人の虐待放置）				
サインズ・オブ・セーフティ	頻度	22	17	<u>6</u>	1	17	<u>7</u>	70
	カテゴリ別の%	3.1%	3.1%	8.7%	2.1%	2.9%	1.2%	2.7%
	総数	710	550	69	48	593	600	2570
パートナーリング・フォー・セイフティ ^a	頻度	5	1	0	0	0	0	6
	カテゴリ別の%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
精研式ペアレントトレーニング	頻度	6	<u>0</u>	0	0	<u>8</u>	<u>0</u>	14
	カテゴリ別の%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.5%
	総数	711	549	69	48	585	598	2560
ファミリーグループカンファレンス ^a	頻度	<u>2</u>	0	0	0	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
MyTreeペアレンツプログラム ^a	頻度	1	0	0	0	2	0	3
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
PCIT（親子相互交流療法） ^a	頻度	1	0	0	<u>1</u>	0	0	2
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
CARE ^a	頻度	3	1	0	1	2	0	7
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	0.0%	2.1%	0.3%	0.0%	0.3%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
CRC ^a	頻度	0	3	0	0	0	0	3
	カテゴリ別の%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
トリプルP ^a	頻度	3	0	0	0	1	0	4
	カテゴリ別の%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
コモンセンス・ペアレンティング ^a	頻度	3	1	0	0	0	0	4
	カテゴリ別の%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
旧称「コモンセンス・ペアレンティング」 ^a	頻度	6	1	0	0	4	0	11
	カテゴリ別の%	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.4%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
AF-CBT ^a	頻度	1	0	0	0	0	0	1
	カテゴリ別の%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
その他の父親のグループ ^a	頻度	2	0	0	0	3	0	5
	カテゴリ別の%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.2%
	総数	710	549	69	48	585	598	2559
その他	頻度	<u>20</u>	<u>3</u>	2	1	<u>3</u>	8	37
	カテゴリ別の%	2.8%	0.5%	2.9%	2.1%	0.5%	1.3%	1.4%
	総数	711	549	69	48	585	598	2560
プログラムを行っていない	頻度	<u>489</u>	407	44	39	432	<u>487</u>	1898
	カテゴリ別の%	61.8%	66.4%	58.7%	75.0%	65.2%	70.2%	65.7%
	総数	791	613	75	52	663	694	2888

***太字**はカイ2乗検定および残差分析で統計的に有意に高い頻度を示したもの。**イタリック**は統計的に有意に低い頻度を示したもの。a期待度数5未満のため検定としては十分なものではないが参考として示す。またNobody's Perfect、TF-CBT、その他の母親のグループ、その他の親子同時に参加するグループは導入ケースが0であったため結果表示からは外した。

8. 考察

以上の所見をもとにテーマごとの考察を以下に加える。

1. 通告される虐待事例の変化特に DV 目撃による心理的虐待事例について

通告される虐待事例の変化を表す所見として以下が注目された。

- ① 通告した者（機関）では、H25 年度に比べ「警察」の通告等が 2.5 倍以上に増加していた。
- ② 虐待種別について回答のあった 6300 ケースにおいて、「心理的虐待 (DV 目撃)」が 2111 人 (33.5%) と最も多く、「心理的虐待」1493 人 (23.7%)、「身体的虐待」1433 人 (22.7%)、「ネグレクト（同居人等による虐待の放置以外）」1043 人 (16.6%) であった。平成 25 年調査では、「身体的虐待」が 2,434 人 (32.7%) と最も多く、「ネグレクト（虐待放置以外）」が 1,921 人 (25.8%) 「心理的虐待 (DV 目撃除く)」が 1,363 人 (18.3%)、「心理的虐待 (DV 目撃)」が 1,245 人 (16.7%) であり、今回の調査では、心理的虐待 (DV 目撃) が急増していることが確認された。
- ③ 主たる虐待者は、最多が「実母」が 2904 件 (46.1%) で次が「実父」2569 件 (40.8%) であった。平成 25 年調査では、「実母」が 3,828 件 (51.1%) と最も多く、次いで「実父」2,556 件 (34.4%) であったので比較すると、実母の割合が 1 割低下し、実父が 1 割増加していた。

以上のように、今回の調査で現在の児童相談所で扱っている虐待事例の全体的な特徴として、警察からの通告とくに DV 事例における心理的虐待の割合が急激に増え、主な虐待者が実父である事例が増えていることが明示された。これは、最近の虐待事例自体の特徴も含まれている可能性があるが、警察が以前よりも子どもが同居している DV 家庭の事例を児童相談所に通告する方針が明確になったことでの変化が大きいと思われる。これまで実母が主要な虐待者として示されることが多かったが、それは子どもを直接世話しているのが母親であることを反映しているので、母親のみが問題なのではなくて父親の問題もその裏にある場合が多いと以前から指摘されてきたことを考えると、DV という視点を通して暴力的な側面をもつ父親の問題が事例として顕在化してきたといえるだろう。

こうして最近増加している心理的虐待 (DV 目撃) 虐待の事例について検討するために今回のデータから得られた所見を以下に示した。

- ④ 心理的虐待 (DV 目撃) の事例では、虐待通算期間が 1 か月未満と評価される事例が 3 割を占め、他の虐待の種類に群よりも、この一番短い期間のカテゴリーに入る割合が有意に多いという結果であった。
- ⑤ 虐待重症度をみると、心理的虐待 (DV 目撃) 虐待の事例では「虐待の危惧あり」という最も重症度を低く評価された群で 40.5% を占めるが、重症度が深刻である「中度虐待」の 43.4%、「重度虐待」の 23.5% を占めていた。
- ⑥ 心理的虐待 (DV 目撃) の事例の主たる虐待者は多い順に、実父 65.2%、実母 21.3%、母の内縁の夫 4.7%、普通養子縁組の養父 4.4%、継父 2.3% などであり、他の虐待の種類と比べた場合、実父、母の内縁の夫、普通養子縁組の夫の割合が有意に高く、実母の割合が有意に低いという結果であった。

- ⑦ 主たる虐待者との面接において、心理的虐待（DV）では、「主たる虐待者に会った」37.3%、「従たる虐待者に会ったが、主たる虐待者には会っていない」18.6%、「会っていない」43.5%であり、他の虐待の種類と比べて、「従たる虐待者に会ったが、主たる虐待者には会っていない」「会っていない」の割合が有意に高かった。保護者との面接回数が「なし」の割合（34.1%）が他の虐待よりも多いことが示された。
- ⑧ 保護者や子どもへのサービス導入を聞く質問で、「DV 被害者支援支援機関等」への紹介をおこなった事例は9.9%であった。
- ⑨ 要保護対策協議会の個別ケース検討会開催の開催してない割合（92.5%）は、虐待の種類別の群で最も高かった。

④の所見は、本来の DV 問題が長期的な性質を持つことと反するようだが、児童との関連で見ると別居や離婚をした場合だと直接的には虐待と判断しにくい状況になるので、虐待の通算期間としては1か月以内という短いカテゴリーに入れられる事例が多いと思われる。これが⑤の所見で虐待重症度における「虐待の危惧あり」という重症度としては低い判断に迷うという回答の事例が他の虐待に比べて、多かったことと呼応していると思われる。一方で DV 事例では重症度としては、中等度以上の深刻な虐待であると評価された事例も多く、暴力そのものは深刻である事例は少なくないといえる。⑥のように。加害者は実父や養父や妻の交際相手が他の虐待よりも多いため、子どものことで接触をとることが、実母の場合よりも難しいということも評価や対応を難しくしていると考えられる。實際上、⑦に示すように主な虐待者の面接にこぎつけることができない場合が他の虐待よりも割合が多く、保護者全体への面接回数がゼロである割合も最多である。DV 加害者と面接が難しいこともあるし、また現に子どもと住んでいないような場合には面接までの必要性がないと判断されている可能性がある。しかし、DV 問題のある家庭では加害的でない親も SOS が出しにくく、状況を知ることが困難であり、被害を受けた配偶者と子が家をでて、裁判や面会交流などの関係が継続したり、再同居する場合もまれではなく、理想的には長期的な評価や支援が必要であると思われるが、虐待事例の通告が激増している中でこうした事例に継続的な対応をすることは容易ではないといえる。その分、DV 被害者支援機関や区市町村、警察などとの連携が重要になると思われる。これについては⑧にみるとおり DV 被害者支援機関へのつながりが全体の1割程度行われているが、多い割合とは言えない。また⑨の所見のように、DV 目撃事例は要保護対策協議会での事例検討会が他の虐待に比べて開催の割合が少なかったが、DV 事例の評価や対応の難しさを考えれば、区市町村や DV 被害者支援機関などとの連携を高めていくことが有効であるといえる。

2. 189の使用の状況と効果

189の使用について今回の調査結果から以下のような所見を得た。

- ① 児童相談所全国共通ダイヤル（189）を使用したのは515件（6.7%）であった。
- ② 通告者別に189使用の割合を比べた場合に、189使用が多かったのは、通告者が「虐待者本人」（189使用割合17.9%）、「児童本人」（189使用割合22.0%）、「その他の家族・親族」（189使用割合11.7%）、「近隣知人」（189使用割合27.7%）であった。
- ③ 虐待重症度と189の使用の関連について検討した結果、「虐待の危惧」では189使用した事例の割合が高く、中度・重度虐待では189使用頻度が低くなっていた。

調査 2

- ④ 主たる虐待種別と 189 使用との関連について検討した結果、「身体的虐待」と「心理的虐待」は 189 を使用したケースが多く、「ネグレクト」「DV 目撃」は 189 を使用しないケースの頻度が多かった。

以上より、児童相談所への通告された虐待事例の中で、1189 が用いられていた事例は、515 件（6.7%）であり、まだ使用率は高いとは言えないものの、「近隣知人」「児童本人」「その他の家族・親族」では比較的高い割合で用いられていた。虐待通告は前よりも全体的に敷居が下がり、多くの通告がなされるようになったが、虐待者本人や児童本人など訴えが難しいと思われ、これらの人々の通告で 189 を使った割合が 2 割前後であったことは一定の効果がみられているといえる。虐待の重症度では虐待の危惧ありのレベルの者が多かったことも 189 の役割の位置づけからうなずけるものであった。虐待種別では、身体的虐待のみでなく心理的虐待が比較的多かったことも周囲からわかりにくい事例の訴えに役立っていることをうかがわせる。DV や性的虐待など訴えにくい虐待では期待ほどは用いられていなかったが、これは虐待者がいる家庭では電話をすることの難しさがあるためかもしれない。

3. 虐待者のリスク要因

虐待者のもつリスク要因として以下の所見が注目された。

- ① 乳幼児健診で受診したというものは、3～6 か月健診 50.1%、1 歳 6 か月 44.9%、3 歳児健診 38.2%であり、平成 25 年調査の 3～6 か月健診 37.9%、1 歳 6 か月 34.1%、3 歳児健診 28.9%と比べると全ての段階で上がっていた。「不明」が 4 割程度を占め、これらの値がそのまま受診率ではないが、一般の受診率が 8 割を超えていることと比較すると、高いとはいえない。3～6 か月健診を「受診した」という所見と虐待重症度の一番低い「虐待の危惧あり」段階であることが関係しており、また「受診していない」と中度虐待が関係しており、健診の受診状況が、虐待の重症度の指標になり得ることを示している所見であった。
- ② 経済状況としては、「生活保護世帯」10.0%、「非課税世帯」6.5%。「課税世帯」49.4%であり、平成 25 年度調査における「生活保護世帯」16.5%、「非課税世帯」8.9%「課税世帯」が 40.7%と比べるとやや今回の方が良い傾向があるが、一般に比べると今回の事例では生活保護の率など高く、経済的問題を有することが子育てを難しくしていると思われる。
- ③ 虐待者の就労状況としては正規就労 45.2%、非正規就労 17.1%、内職 0.3%、家事専念 10.0%、無職 10.9%であり、無職であることは、虐待の重症度で、中度虐待や重度虐待と関連していた。また虐待種別では、ネグレクト及びネグレクト（同居人の虐待の放置）と関連していた。
- ④ 虐待者自身の生育時の状況は、「ひとり親家庭」6.9%が最も多く、「親からの身体的虐待」「両親の別居・離婚」がともに 4.3%であり、圧倒的に多いのは「不明」67.1%であった。背景を知ることの難しさを感じさせる結果であったが、一方で生育家庭の状況と虐待種別を調べると虐待者自身が生育時に体験した虐待と行った虐待に関連が明確に認められた。すなわち、ネグレクトの虐待者は「ひとり親家庭」「両親の別居・離婚」「生活保護受給」「親からの物理的・心理的ネグレクト」の報告頻度が高くなっており、身体的虐待の虐待者は「親からの身体的虐待」「ひとり親家庭」の報告頻度が高く、心理的虐待の虐待者は「親からの心理的虐待」の報告頻度が高かった。これらはいわゆる虐待の世代間連鎖を色濃く物語る結果となった。また虐待の重症度、特に中度虐待以上の深刻な虐待と生育期の逆境的体験（「ひとり親家庭」「親からの虐待（身体的・ネグレクト・心理的）」「両親の別居や離婚」「生育環境での DV」等）があることが関

係していた。特に「親からの身体的虐待」「ひとり親家庭」「親からの情緒的ネグレクト」は重度虐待や生命の危機のような重篤例での報告頻度が高くなっていた。

- ⑤ 虐待者の精神障害又はその疑いについては約半数(53.9%)が「精神障害はないと思われる」であったが、1193名(18.9%)で「精神障害又はその疑いがある」と報告された、虐待重症度が高くなるほど(中度虐待以上)精神障害が報告される頻度が高く、比較的重症度が軽度であるほど(危惧あり・軽度虐待)精神障害はないと報告される頻度が高くなっていた。虐待種別との関係では、精神障害が報告される頻度が多い虐待種別として「ネグレクト」、精神障害はない報告される虐待種としては「身体的虐待」がそれぞれ該当していた。精神障害またはその疑いがあるとされた1193名を対象として、精神障害に対する治療・相談について尋ねると、496件(41.6%)が治療・相談に行っていたが、「不明」を含む「治療不十分」「治療していない」と思われるケースが半数以上を占めていた。治療相談の有無と虐待重症度の関連を検討したところ、中度虐待において「治療していない」との報告が多く見られた。また重度虐待においては「治療に行ったが不十分なもの」との報告が多かった。主な虐待者の精神障害の種類としては、感情障害が39.6%、パーソナリティ障害13.2%、発達障害13.2%、アルコール使用障害11.1%知的障害10.5%、不安障害10.6%、統合失調症7.5%であった。「感情障害」はすべての虐待種別で4～5割を占め、実母に多いことが示された。また「ネグレクト」において「知的障害」「発達障害」「アルコール使用障害」が多いこと、「DV目撃」において、「アルコール使用障害」が多い傾向がみられた。

以上のまとめると虐待者のもつリスク要因として、乳幼児健診の受診が確認されないこと、精神的問題(精神障害や知的障害や発達障害など)やその疑いがあること、経済的困難、不安定な就労、夫婦間不和、育児疲れ、ひとり親家庭、DV、養育者の別居、孤立、劣悪な住環境、頻繁な転居、アルコール等の乱用者、親自身の被虐待体験などが存在し、虐待重症度や虐待の種別とも関係していた。精神的な問題への治療を行っているかどうかは虐待の重症度と関係していることが確かめられ、こうしたリスク要因への対応することで虐待の重症化や再発を予防できる可能性がある。

4. 被虐待児童の状態やリスク要因

- ① 子どもが経験する生育時の問題としては、「ないと思われる」43.4%、「不明」25.5%であるが、「発達障害疑い」が11.4%と最も多く、「精神発達の遅れ等」6.6%、「問題行動あり」6.9%、「分離体験」5.1%が続いていた。虐待重症度別の生育状況の特徴は、虐待の危惧ありと軽度虐待は「問題がない」と報告される頻度が高い。中度虐待は「発達障害疑い」「問題行動あり」「精神発達の遅れ」「分離体験」などの問題が報告される頻度が高かった。重度虐待も同様の傾向であった。また重度虐待と生命の危機ありにおいて、「予期しない妊娠」の報告頻度が高くなっていた。虐待種別の生育状況の特徴は、身体的虐待には「発達障害疑い」「問題行動あり」「精神発達の遅れ」の頻度が多い。ネグレクトは「予期しない妊娠」「分離体験」「精神発達の遅れ」「分離体験」「未熟児」が多かった。性的虐待は頻度そのものが少ないが、「発達障害の疑い」「精神発達の遅れ」が多かった。
- ② 被虐待児が生育時に経験した家庭・家族状況としては、「夫婦間不和」が33.0%と最も多く、次いで「ひとり親家庭」26.0%、「DV」24.0%、「養育者の別居」19.9%などが高い割合を示していた。家庭状況と虐待重症度の特徴としては、全般的に虐待の危惧ありと軽度虐待は問題の報告が少ないのに対し、中度虐待・重度虐待以上になると「夫婦間不和」「DV」「養育者の別居」「経済的困難」「精神障害のある家族」

調査 2

「ステップファミリー」「不安定な就労」などを代表とする様々な問題の報告頻度が高くなることである。

- ③ 被虐待児の調査時の身体状況としては、「ないと思われる」が8割以上を占めていた。該当のある身体状況では、「打撲傷・あざ」が7.5%と最も高く、次いで「不衛生」3.0%となっていた。身体的虐待の反映と見られる「打撲傷あざ」「頭部外傷」は重度虐待以上での報告例が多い。またネグレクトの反映と考えられる「不衛生」「栄養不良」「身体発達の遅れ」も重度虐待以上での報告が多くなる。逆に「ないと思われる」は軽度虐待や虐待の危惧ありのケースでの報告が多い。
- ④ 被虐待児の精神症状としては、未就学児童では「遊びに集中できず落ち着かない」「ぐずることやかんしゃくを起こすことが多い」が多く、就学以降の年代では「落ち着きのなさ」、「虐待者や特定の状況・人に怯える」、「引きこもり・不登校」、「怒りを抑えられず、人や物にあたる」が多かった。
- ⑤ 未就学児童の虐待重症度と精神症状の関係では、虐待の危惧あり・軽度虐待では「ないと思われる」が多く報告され、中度虐待では「おびえる・不安」「表情乏しい」「寝付けない・夜泣き激しい」が多く報告されていた。重度虐待は加えて「ぐずる・かんしゃく」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」「表情乏しい」が多く報告されていた。生命の危機ありは報告頻度が全体に少ないが、精神的問題については不明であるという報告が多かった。精神症状と虐待種別の関係では、身体的虐待とネグレクトにおいて多くの精神的問題が報告された。身体的虐待は「おびえる・不安」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」「ぐずる・かんしゃく」「感情の起伏激しい」「寝付けない・夜泣き」「表情乏しい」などの報告頻度が高かった。ネグレクトは「表情乏しい」「集中できず落ち着かない」「誰にでもべたべた」の報告頻度が高かった。心理的虐待では多くの精神的な問題が報告されることはなかった。
- ⑥ 就学時以降の被虐待児の精神症状と虐待の重症度との関係をみると、全体の傾向として、精神的問題は多様なものが中度・重度虐待などの重篤例で頻繁に報告され、虐待の危惧あり・軽度虐待では問題の報告頻度が少なかった。被虐待児の精神的問題（就学）と虐待種別の関係をみると、身体的虐待は「虐待者等におびえる」「感情表現少ない」「怒りが抑えられない」「大人への反抗的態度」「何事にも自信持てない」「自傷行動」「落ち着きの無さ」「反社会的問題行動」「ゲーム依存」の報告頻度が高くなっていた。ネグレクトは「引きこもり・不登校」「反社会的問題行動」「ゲーム依存」への報告頻度が高かった。性的虐待は「虐待者におびえる」「虐待を思い出させる場所を避ける」「感情表現少ない」「気持ちの動揺」「自信持てない」「落ち込み」「自傷行動」「引きこもり」など様々な問題の報告頻度が高かった。心理的虐待、特にDV目撃は精神的な問題の報告頻度は全体に低く、「問題ない」とする報告頻度が相対的に多かった。

以上の被虐待児の心身の状態は全体としては、不明やないとされる場合が多く、その評価の難しさがあると思われた。しかし、心身の症状があることと虐待の有無や重症度や種別および生育期の状況の有無と関係しており、子どもの心身の状態をもとに虐待の発見や支援計画を立てることが重要であることが改めて確認された。

5. 対応・援助とその効果

今回の調査で行われていた対応や援助やその結果は以下の通りである。

- ① 今回の事例における新規受理ケースは61.1%であった。他には、前回にも虐待で受理して今回繰り返してあった事例31.8%と、前は別の相談できて、虐待としては今回初めてという事例6.4%であった。
- ② 9割以上のケースで48時間以内の安全確認が行われていた。
- ③ 児童福祉司が、児童と面接しているのは約半数で、主な虐待者と面接は65%で行われていた。児童心理

司については、子どもとの面接は 18.9%であり、虐待者の中で主な虐待者と会っている場合が 55.0%、従たる虐待者のみの場合は 10.0%、虐待者に会えていない場合が 34.3%であった。

- ④ 保護者や子どもに対して、医療機関、生活保護、DV 被害者支援機関、保育所などへつなぐサービスが 24.8%におこなわれていた。要保護対策協議会のケース検討会は 15%に行われていた。
- ⑤ 保護者や子どもにあるいは両者に対してのプログラムとしては、サインズ・オブ・セーフティが 1.1%で最も多く、次に精研式ペアレンティング 0.2%であり、プログラムは行っていないという回答が 3 割を占めており、プログラムへの導入ということはまだ一部の事例に限られていた。
- ⑥ 調査時点では「援助方針を決定し終結している」68.9%、「援助中」22.0%と合わせると多くのケースで援助方針のもとに取り組みがなされていた。援助中のケースでは「継続指導中」68.6%、「児童福祉施設入所措置等」15.0%、「児童福祉司指導中」13.3%と続いた。
- ⑦ 虐待者の受け入れは、「働きかけに応じる」が 60.3%を占め、「当初応じなかったものの現在応じる」6.5%と合わせると 7 割近くが応じる態度を示していたが、十分応じない事例も数%みられた。また、支援後の保護者の状況として、「養育行動や状況が改善」34.1%、「養育行動や状況がある程度改善」42.7%、「養育の状況は変わらない」20.1%、「むしろ悪化」0.5%、「不明」2.7%で、改善する場合は 4 分の 3 であるが残りは十分な変化が確認できていないといえた。
- ⑧ 現在の虐待状況としては、「虐待は止まり、再発可能性が低い」47.0%、「虐待は止まっているが、再発の恐れがある」41.1%と 8 割以上で虐待が停止している。「虐待行為を生じ、危ない状況が続く」が 1.6%で、「不明」が 9.5%であった。この虐待状況について、虐待重症度が関係しており、中度虐待、重度虐待では、虐待が継続している事例は各々 2.4%、8.5%であり、介入してもその継続を止められない場合があることが示されていた。

以上、全体としては、6 割はある程度働きかけに応じ、最初は抵抗していても次第に受け入れ、虐待の停止にいたっている事例が 7 割以上であるとされた。しかし一方で、一旦は虐待が止まっても再発の恐れがある事例が 4 割や、虐待の自覚がなく、介入や支援を受け入れない一群は 1 割程度存在することになる。安全な状況が確保されない場合や調査を更に必要とする場合は一時保護 13%が行われていた。2 割は継続指導や施設入所という形での支援を継続していた。もともと虐待重症度が中度あるいは重度の事例の場合は介入しても虐待が止まらないままである場合が 2.4%、8.5%存在していた。働きかけを受け入れない事例等困難な事例への介入方法の開発が必要であるが、改善が難しかったり再発の可能性のある事例を的確に評価し、虐待的な行動の継続や再発から子どもを保護する体制を組めるようになることが重要であると考えられた。

9. 調査 2 のまとめ

H30 年度のケース分析では、警察などによる心理的虐待（DV 目撃）の通告が増え、主な虐待者が実父である事例が増えるなどの変化があることがわかった。また、189 が始まったことで、虐待者や児童本人などからの通告も増えて、より多様なケースが事例として顕在化していることが確かめられた。さらに調査では、虐待者のリスク要因（乳幼児健診の受診が確認されないこと、精神的問題、経済的困難、不安定な就労、夫婦間不和、育児疲れ、ひとり親家庭、DV、養育者の別居、孤立、劣悪な住環境、頻繁な転居など）や子どものリスク要因（発達障害疑い、問題行動あり、精神発達の遅れ、分離体験予期しない妊娠など）が虐待の重症度や種別などと関係することが改めて確かめられ、これらを的確に評価、支援していくことで虐待の停止や再発防止の可能性が高められると考えられた。現時点での児童相談所での働きかけにより、虐待者の 6 割はある程度これに応じており、虐待の停止に到っているいと判断される事例が 7 割以上であった。しかし一方で、一旦は虐待が止まっても再発の恐れがある事例が 4 割あり、虐待の自覚がなく、介入や支援を受け入れない事例も 1 割程度存在していた。DV 加害者や男性事例の増加は、育児ストレスで抑うつ的になる母親の虐待に対する働きかけの手法とは異なる手法が必要になってくると思われる。こうした困難な事例への行動変容をはかる介入方法の開発とともに、改善が難しかったり再発の可能性のある事例を的確に評価し、虐待的な行動の継続や再発から子どもを保護する体制を組めるようになることが重要であると考えられた。

調査3 一時保護の長期化の実態および要因
に関する調査研究

本調査の概要

【方法】

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に全国の 211 の児童相談所で一時保護が解除された事例のうち一時保護期間が二ヶ月を超えた事例（1 児相あたり最大 5 事例）及び同数の一時保護期間が二ヶ月以内であった事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を依頼した。原則的に、ケース記録の内容を調査票の質問事項に沿ってケースの担当児童福祉司が転記するよう依頼した。調査期間は平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月 25 日であった。こうして得られたデータを、2 つの方法で長期化の要因を分析した。

1) 一時保護期間二ヶ月を基準にアンケート結果を分類して比較（統計的検定を用いる方法）

一時保護期間が二ヶ月を超えたケース（以下、2 ヶ月超過群）と二ヶ月を超えていないケース（以下、2 ヶ月以下群）を比較して、その違いを調べた。その違いが確かなものであるのかどうかについて、統計的検定という方法を用いた（統計的検定については以下の込みを参照下さい）。

2) 自由記述内容の質的分析

「一時保護期間が一ヶ月を超えた理由」および「同二ヶ月を超えた理由」に関する自由記述について、「質的分析」という方法を用いた。

【結果と考察】

2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群の違いを調べた結果、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

質問項目	違いによる検証の結果
男女	差はない
年齢	2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
過去の一時保護歴	差はない
一時保護時に行われた相談	男児：差はない 女児：「養護相談（虐待相談）」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護期間	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の経緯	男児：差はない 女児：「警察からの身柄付き通告」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 「児童相談所長の判断による一時保護」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「その他」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護理由	男児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「短期入所指導のため」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
最初の一時保護場所	差はない
一時保護委託先	「医療機関」への委託：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の場所の変更	変更のあった事例の割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
最後に一時保護されていた場所	差はない
保護者の同意	保護者が一時保護に同意している場合：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 保護者が当初同意しなかったが途中で同意した場合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

一時保護解除後の援助方針	「助言指導」・「継続指導」となったケース：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 施設入所措置・医療へ委託となったケース：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
児童の疾患・障害等の状況	「未熟児、低出生体重児」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「知的障害」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「身体疾患（定期通院が必要なもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の学校や地域における児童の行動、状況	差はない
一時保護前の生活場所	差はない
家族構成	差はない
主たる養育者の心身の状況	主たる養育者に統合失調症があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女兒の場合、主たる養育者に感情障害があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の虐待の有無	「ネグレクト（同居人による虐待の放置以外のもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女兒の場合：「性的虐待」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の家族の状況	「経済的困難」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「ステップファミリー」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「親族・近隣・友人等からの孤立」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「狭いまたは劣悪な住居環境」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「頻繁な転居」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「現在・過去に被虐待児のきょうだいが虐待を受けている」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「精神障害またはその疑いのある家族がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「家族に自殺（未遂）者がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
里親等・施設から保護された事例の状況	差はない

一時保護後の対応経過の比較で、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

項目	違いによる検証の結果
一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの日数	差はない
一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当福祉司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童福祉司による保護者との最初の面接までの日数	差はない
一時保護中の担当福祉司との保護者との面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当心理司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
援助方針に対する児童の同意	差はない
援助方針に対する児童の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の同意	保護者の同意があること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
援助方針に対する保護者の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

一時保護解除後の生活場所を巡る状況で、確実な違い（統計的検討で有意差があった所見）は以下のものであった。

項目	違いによる検証の結果
一時保護解除後の生活場所の変化	変化あり：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例におけるカンファレンス実施	実施した割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 実施回数：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例における関係機関への説明	説明があった：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 関係機関の理解：差はなし
里親等委託および施設入所した事例	里親等への委託打診家庭数：差はなし 複数施設に入所を打診：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

長期化した理由について、自由記載をもとに内容分析をしてわかったのは以下であった。

- ・ 援助方針の決定までの時間、保護者の環境整備にかける時間、施設入所に保護者の同意得るための時間、施設入所の施設側の事由によって必要となる時間、同意を得るための時間の5つの時間が一時保護期間の長期化に関与していると考えられている。
- ・ 2ヶ月超過群では、施設入所等の生活場所の変化に纏わる理由が多く挙げられていた。児童が今後の進路・生活についての不安・戸惑いを感じていること（例：転校、保護者が施設入所を拒否していること等）や児童の疾患や障害に関連した理由（例：児童の入院・通院等の加療に時間を要する等）。
- ・ 保護者が面接や面会を受け入れることに対する困難

以上のように二ヶ月を超える長期化には児童や養育者の特徴や対応プロセスの違いなどが複雑に関係していることが明らかになった。長期化する場合には、虐待状況（ネグレクトや性虐待等の割合が多く、虐待相談をしている）、子どもや親に心身の問題がある、深刻な家族状況（不安定な就労、ステップファミリー、社会的孤立、悪い住環境、頻回な転居、他のきょうだいの虐待被害、家族に精神障害や自殺行動のある人がいる）など子育てに不利な状況を生じていた。保護の開始や対応でも保護者の同意が難しいことが多く、そうしたプロセスも影響して、長期化してしまうことが示唆された。子どものリスク要因の解決をはかり、安全を確実に はかることや、決定プロセスを丁寧に行うという意味では、慎重な判断をすることに意味があり、長期することがすべて問題とは言えないと思われた。その一方で一時保護は本来の安定した生活環境ではないので、一時保護所から次につなぐ環境へのつなぎを行うソーシャルワークの機能を強化すること、時間のかかるリスク要因の改善をはかる長期プランと、とりあえず少しでもよい生活環境を提供する短期プランについて早期にバランスよく判断できるような仕組みが必要であると思われた。

調査 3：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

1. 調査の目的

全国児童相談所では児童虐待などの理由で一時保護を行い、児童の安全を確保したり、状況を調査したりして、その後に家庭復帰や児童福祉施設や里親などの社会的養護に橋渡しをする。その橋渡しをする機能を果たす機関として長くても二ヶ月程度の一時保護期間が想定されているが、実際にはそれ以上長い期間の利用が行われる事例があることが知られている。それぞれの事例の状況があり、単純に長期化がよくないと断ずることはできないと思われるが、本来目指す機能とはことになっており、一時保護という仮の養育環境で長期に過ごすことは児童にとって良くない影響を及ぼす可能性があるといえる。そこで本調査では、一時保護された事例の中で二ヶ月を超えた長期化した群と、二ヶ月以内の本来の保護期間の群を比較して、長期間に保護されることに影響する要因（一時保護時の親子の個体要因及び環境要因）を明らかにすることを目的とする。それによって長期化を防ぎ、一時保護を適切に運用するための指針を得ることを目指す。

2. 調査の方法

1.1. 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が実施する。なお、調査内容の検討、調査結果の分析、まとめについては、調査検討委員会を設置して行った。

2.1. 調査対象

全国 211 の児童相談所

2.2. 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

2.3. 調査内容

一時保護ケースやその対応の現状、特に長期化の実態や要因の調査

2.4. 調査項目

別添した、「調査票 3-A（一時保護解除件数調査）」および「調査票 3-B（一時保護の長期化の実態調査）」を用いた。

2.5. 調査方法

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に全国の児童相談所で一時保護が解除された事例のうち一時保護期間が二ヶ月を超えた事例（1 児相あたり最大 5 事例）及び同数の一時保護期間が二ヶ月以下であった

事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を依頼した。原則的に、ケース記録の内容を調査票の質問事項に沿ってケースの担当児童福祉司が転記するよう依頼した。

2.6. 分析方法

(1) 群間比較による分析

一時保護期間が二ヶ月を超えたケース（以下、2ヶ月超過群）と二ヶ月を超えていないケース（以下、2ヶ月以下群）を比較して、その違いを調べた。その違いが確かなものであるのかどうかについて、統計的検定という方法を用いた（統計的検定については以下の込みを参照下さい）。

★統計的検定の意味や必要性【補足説明】

統計的検定になじみのない方いると思いますので、その意味や必要性を説明します。例えば、AさんとBさんの2人がじゃんけんをして、Aさんが10回中6回勝ったとすると、Aさんの勝率は6割で、Bさんの勝率は4割になる。その場合AさんはBさんよりじゃんけんが強いとっていいかどうかを考えると、10回程度やって2勝多いというようなことは偶然におきることもあるのではっきりしないということになります。しかし、100回じゃんけんをしてAさんが60勝、Bさんが40勝すればAさんの方が勝つということは10回の時よりは確かになります。このような比較を行うときに、その違いが確かかどうかは、単純にその勝率のような割合の数字だけで決まらず、それを行った回数などの条件でも変わっていくものです。統計的検定というのは統計の手法を用いてその違いの確からしさを調べる方法です。「統計的に有意」というのは比較している2つの群の違いが統計のやり方である程度確実であることを示されたということの意味をしています。今回は2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の2つの群でいろいろな質問への回答の違い、例えば男女比や年齢などを統計的検定とで確かめるわけです。統計的検定にもいくつかの方法があり、2つの群の割合(%)などを比べる場合には「 χ^2 乗検定（カイ2ジョウケンテイとよみます）」を使うことが多いです。そして、平均値を比べる時には「t検定（ティーケンテイとよみます）」をつかいます。聞きなれないでしょうが、あくまで統計的検定という違いの確かさを明確にする方法だと考えていただき、「有意」と確かめられた場合は確実な差があったという意味だと考えていただければと思います。」

(2) 自由記述内容の質的分析

「児童および保護者の同意を得るのに一ヶ月以上を要した理由」および「一時保護期間が二ヶ月を超えた理由」に関する自由記述について、「質的分析」という方法を用いた。質的分析は、自由に書かれた記述や発話などの内容についてまとめる方法で、「はい—いいえ」などの決まった回答を書かせてその数を数え上げる量を中心とした「量的分析」と対比されるものである。その内容について類似したテーマや内容を含むものをまとめるなどして、分類を行い、それぞれのまとまったものに名前を付けていく。具体的には、まず各記載内容を対象者・場面・状況など、記載内容のもっとも中心となる語句をとりだしそれを中心に内容を分類した。分類した内容についてもっとも適切と思われる内容づけでラベル付けした。この結果を類似するラベル同志でカ

テグリーとしてとりまとめ、それぞれに名称をつけた。この生成された各カテゴリーについて、さらに類似するカテゴリーごとにカテゴリーグループを作りだした。

3. 調査結果

回収数

調査票 3-A は 200 児相より回答を得た（回収率 94.8%）。調査票 3-B は 181 児相より回答を得た（回収率 85.8%）。回収されたケースは 1326 件であった。1 児相あたりの平均ケース数は 7.3（標準偏差 3.3）だった。

3.1. 全国児童相談所の一時保護解除件数 調査票 3-A

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、各児童相談所が一時保護を解除した事例数を尋ねた。

一時保護解除数	12,400 件
そのうち、一時保護期間が 2 ヶ月を超えた事例数	1,652 件

表 1 に全国における平均値を示し、表 3 に自治体ごとの全体の解除件数と二ヶ月を超えた解除件数を示した。自治体名は示さず二ヶ月を超えた解除件数の割合が高いものから順に番号で示した。

表 1 全国児童相談所における 4 ヶ月間の一時保護解除件数の平均値 (n = 200)

	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
一時保護解除件数 (全体)	60.2	51.9	1	328	12040
一時保護解除件数 (二ヶ月超)	8.3	10.9	0	73	1652

全国の児童相談所が、調査対象となった 4 か月間に一時保護を解除した件数のうち、二ヶ月を超えて解除した件数の割合は 13.3% だった。児童相談所設置自治体ごとに集計してみると、一時保護解除数、二ヶ月を超えた解除数ともに、自治体間格差が大きい。また、一時保護解除数に対する二ヶ月を超えて解除した件数の割合も、0% から 41.5% までと大きな開きがあった。必ずしも、一時保護解除件数が多い自治体で二ヶ月を超えて解除した件数割合が高いとも、逆に一時保護解除件数が少ない自治体で二ヶ月を超えて解除した件数割合が小さいとも言えなかった。

3.2. 対象となった児童の特徴

(1) 性別 Q1

性別についての無回答が 8 件あったため、有効回答数は 1318 件であった。性別ごとの人数を表 2 に示した。性別にみると、男子が女子を上回った。国勢調査による 2018 年 8 月 1 日現在の 20 歳未満人口に占める男子の人口割合は 51.2% であり、ほぼ人口構成の男女比に近いと言えよう。

表 2 性別の人数

性別	人数	%
男	685	52.0
女	633	48.0
合計	1318	100.0

調査 3

表 3 各自治体における一時保護解除件数に占める二ヶ月超えの解除件数の割合

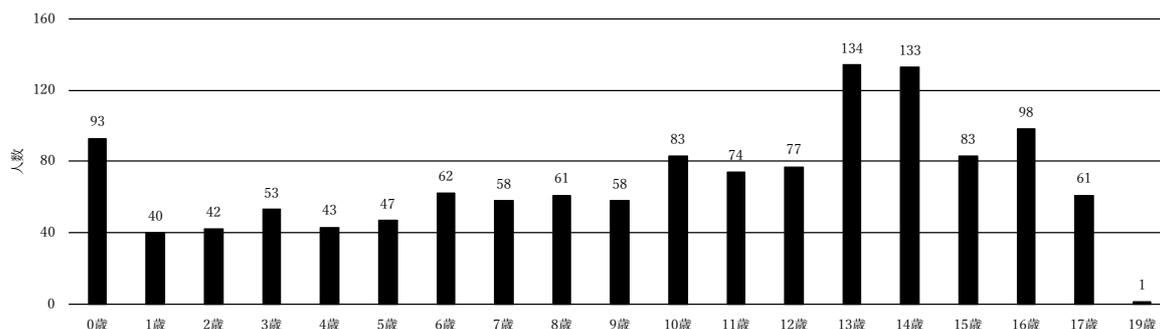
自治体	解除件数	二ヶ月超解除件数	割合	自治体	解除件数	二ヶ月超解除件数	割合
1	41	17	41.50%	31	152	16	10.50%
2	136	42	30.90%	32	108	10	9.30%
3	572	172	30.10%	33	360	33	9.20%
4	26	7	26.90%	34	262	23	8.80%
5	67	17	25.40%	35	112	9	8.00%
6	412	104	25.20%	36	25	2	8.00%
7	814	202	24.80%	37	121	9	7.40%
8	49	11	22.40%	38	298	22	7.40%
9	59	12	20.30%	39	117	8	6.80%
10	328	64	19.50%	40	60	4	6.70%
11	487	91	18.70%	41	289	17	5.90%
12	102	19	18.60%	42	247	14	5.70%
13	153	28	18.30%	43	75	4	5.30%
14	11	2	18.20%	44	346	18	5.20%
15	82	14	17.10%	45	103	5	4.90%
16	65	11	16.90%	46	124	6	4.80%
17	722	120	16.60%	47	106	5	4.70%
18	805	131	16.30%	48	128	6	4.70%
19	157	25	15.90%	49	188	8	4.30%
20	98	14	14.30%	50	72	3	4.20%
21	42	6	14.30%	51	149	6	4.00%
22	140	20	14.30%	52	119	4	3.40%
23	81	11	13.60%	53	94	3	3.20%
24	889	116	13.00%	54	161	5	3.10%
25	323	38	11.80%	55	278	4	1.40%
26	130	15	11.50%	56	84	1	1.20%
27	158	18	11.40%	57	159	0	0.00%
28	118	13	11.00%	58	9	0	0.00%
29	467	50	10.70%				
30	160	17	10.60%	全体	12040	1652	13.70%

(2) 年齢 **Q2**

年齢についての無回答が 25 件あったため、有効回答数は 1301 件であった。

図 2 に各年齢にあたる子ども的人数の分布を示した。平均年齢は 9.6（標準偏差 5.16）歳であり、一番年少の者は 0 歳、一番年長の者は 19 歳であった。年齢分布では、13、14 歳がほぼ同数で最も多く、次に 16 歳、0 歳の順であった。中学生年齢が多く、さまざまな行動上の問題が表れているのではないと思われる。16 歳は中卒後に本人自身の課題や家庭環境上の不適応が増加しているのかもしれない。また、0 歳は家庭が養育上の課題を抱えやすく多くなるものと思われる。

図 1 対象となった児童全体の年齢分布



(3) 対象となった児童の2群への割り当て **Q6 Q1**

回収されたケースを一時保護期間が「二ヶ月を超える」2ヶ月超過群と「二ヶ月を超えない」2ヶ月以下群に分類した。分類は、以下に手順に従った。①一時保護日数62日以上は2ヶ月超過群として群分け、59日以下は2ヶ月以下群として群分け、②60～61日については、各群同数の指示に従ってケースが回答されていると仮定して群分け、③日数が不明な場合は②とQ33への記入の有無を参照した。その結果、一時保護日数が60日であった11ケースのうち2ヶ月超過群となったのが6件、2ヶ月以下群となったのが5件、61日であった14ケースのうち2ヶ月超過群8件、2ヶ月以下群6件となった。表4に群と性別のクロス表を示した。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の間で男女の割合に差はないという結果であった (χ^2 検定による結果)。

表4 群と性別のクロス表

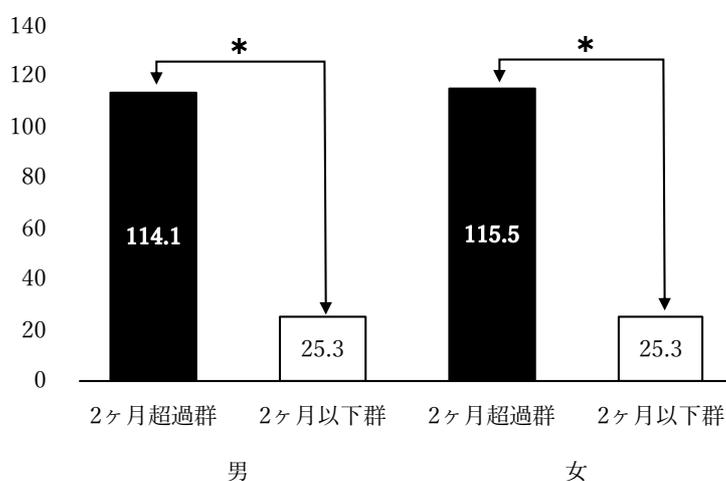
		男	女	不明	合計
2ヶ月超過群	n	340	304	6	650
	%	52.3	46.8	0.9	100.0
2ヶ月以下群	n	345	329	2	676
	%	51.0	48.7	0.3	100.0
合計	n	685	633	8	1326
	%	51.7	47.7	0.6	100.0

割り当てた2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の一時保護期間に差があるかを検証した。一時保護期間の平均値と標準偏差を表5に示した。群間で確かに一時保護期間が異なることが確かめられた(図2)。

表5 群ごとの平均一時保護期間と標準偏差

	人数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
2ヶ月超過群	629	114.3	75.3	60	616
2ヶ月以下群	663	25.3	17.4	1	61

図2 一時保護期間の差



*は、t検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目

(4) 性別および群の2要因による年齢の比較 **Q1 Q2**

性別、群別の年齢分布を図3に示した。表6は性別と群別に平均年齢と標準偏差を示したものである。女兒は男児よりも年齢が高く、2ヶ月超過群は2ヶ月以下群よりも年齢が低かった(図4)。

表 6 性別および群ごとの平均年齢と標準偏差

群分け		平均値	標準偏差	人数
2ヶ月超過群	男	8.7	5.23	335
	女	10.1	5.17	298
	全体	9.3	5.25	633
2ヶ月以下群	男	9.3	4.94	340
	女	10.5	5.13	322
	全体	9.9	5.07	662
全体	男	9.0	5.10	675
	女	10.3	5.15	620
	全体	9.6	5.16	1295

図 3.1 群別の年齢分布 (男)

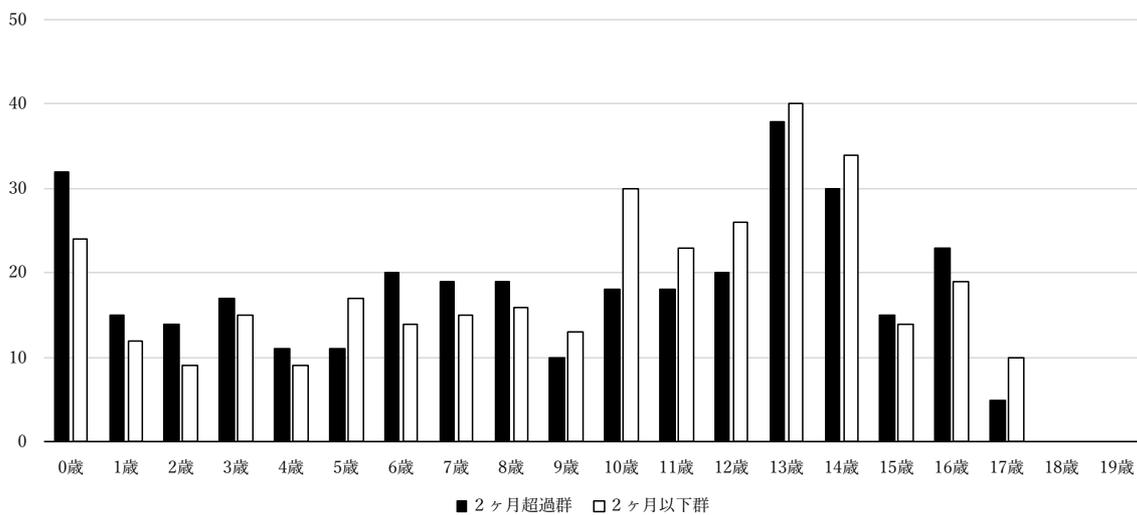


図 3.2 群別の年齢分布 (女)

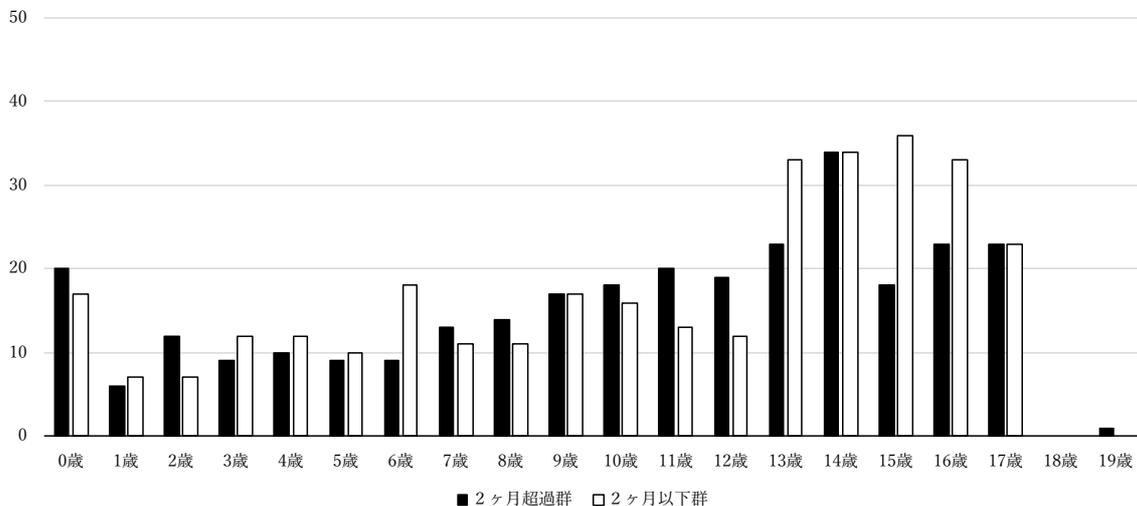
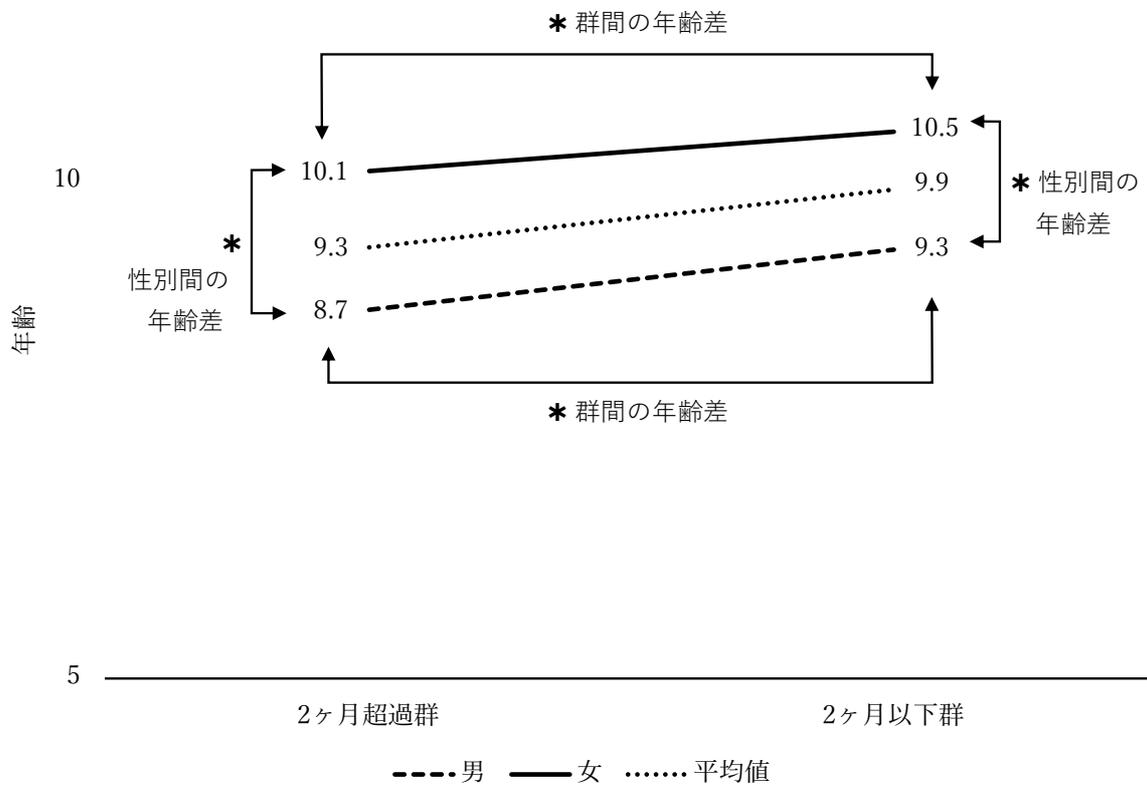


図 4 平均年齢の差



* は、分散分析で有意差「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照) が見られた項目

調査 3

3.3. 群間比較

ここでは一時保護期間が 2 ヶ月超過群の特徴を明らかにするために、質問項目ごとに 2 ヶ月以下群と比較した。「群」と言った場合は、2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群を指す。性別ごとに検証を行った場合は、() 内に性別を付した。

(A) 2 群における事例の特徴の比較

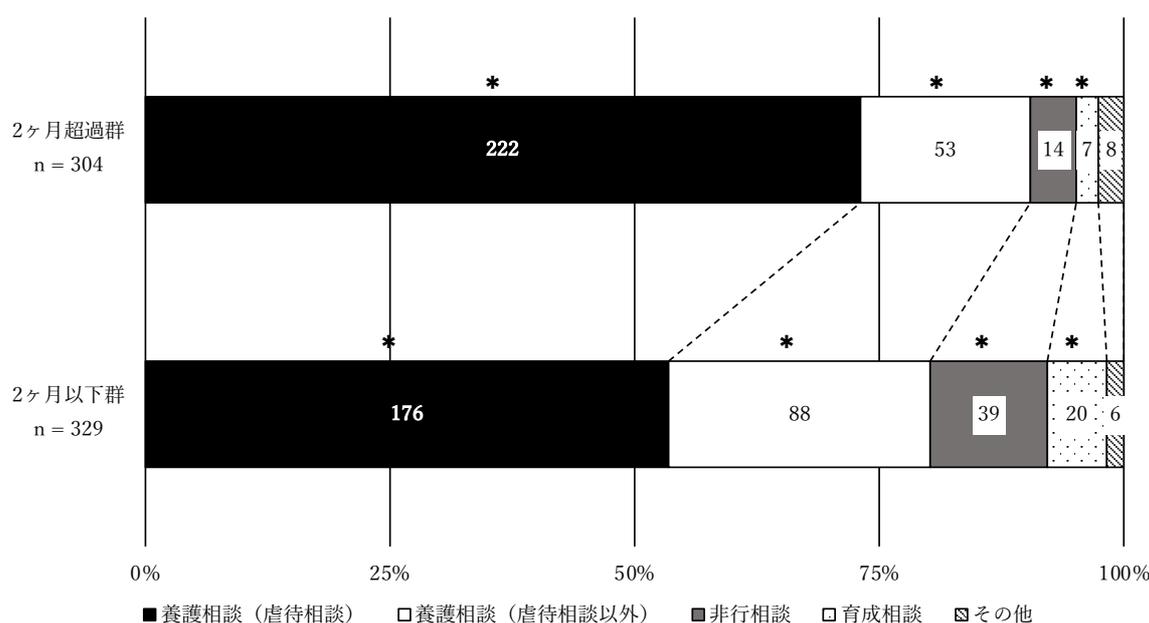
質問項目	違いによる検証の結果
男女	差はない
年齢	2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
過去の一時保護歴	差はない
一時保護時に行われた相談	男児：差はない 女児：「養護相談（虐待相談）」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護期間	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の経緯	男児：差はない 女児：「警察からの身柄付き通告」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 「児童相談所長の判断による一時保護」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「その他」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護理由	男児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児：「子どもの安全確保のため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「調査を必要としたため」で2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「短期入所指導のため」で2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
最初の一時的保護場所	差はない
一時保護委託先	「医療機関」への委託：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護の場所の変更	変更のあった事例の割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
最後に一時保護されていた場所	差はない
保護者の同意	保護者が一時保護に同意している場合：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 保護者が当初同意してなかったが途中で同意した場合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護解除後の援助方針	「助言指導」・「継続指導」となったケース：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 施設入所措置・医療へ委託となったケース：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
児童の疾患・障害等の状況	「未熟児、低出生体重児」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「知的障害」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「身体疾患（定期通院が必要なもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の学校や地域における児童の行動、状況	差はない
一時保護前の生活場所	差はない
家族構成	差はない
主たる養育者の心身の状況	主たる養育者に統合失調症があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児の場合、主たる養育者に感情障害があること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の虐待の有無	「ネグレクト（同居人による虐待の放置以外のもの）」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 女児の場合：「性的虐待」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護開始時の家族の状況	「経済的困難」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「ステップファミリー」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「親族・近隣・友人等からの孤立」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「狭いまたは劣悪な住居環境」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「頻繁な転居」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「現在・過去に被虐待児のきょうだいが虐待を受けている」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「精神障害またはその疑いのある家族がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 「家族に自殺（未遂）者がいた」：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
里親等・施設から保護された事例の状況	差はない
この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。	

以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(1) 相談種別 (女) Q4

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で相談種別に差があるか検証したところ明らかな違いが見られた(図5)。女子では一時保護時の相談種別が虐待相談であると一時保護期間が二ヶ月を超える傾向があり、養護相談・育成相談・非行相談では二ヶ月を超えない傾向がある。虐待相談によって一時保護された女兒では長期化が見られていると言える。男子では有意差はなく、こうした傾向は見られなかった。

図5 一時保護時の相談種別 (女)

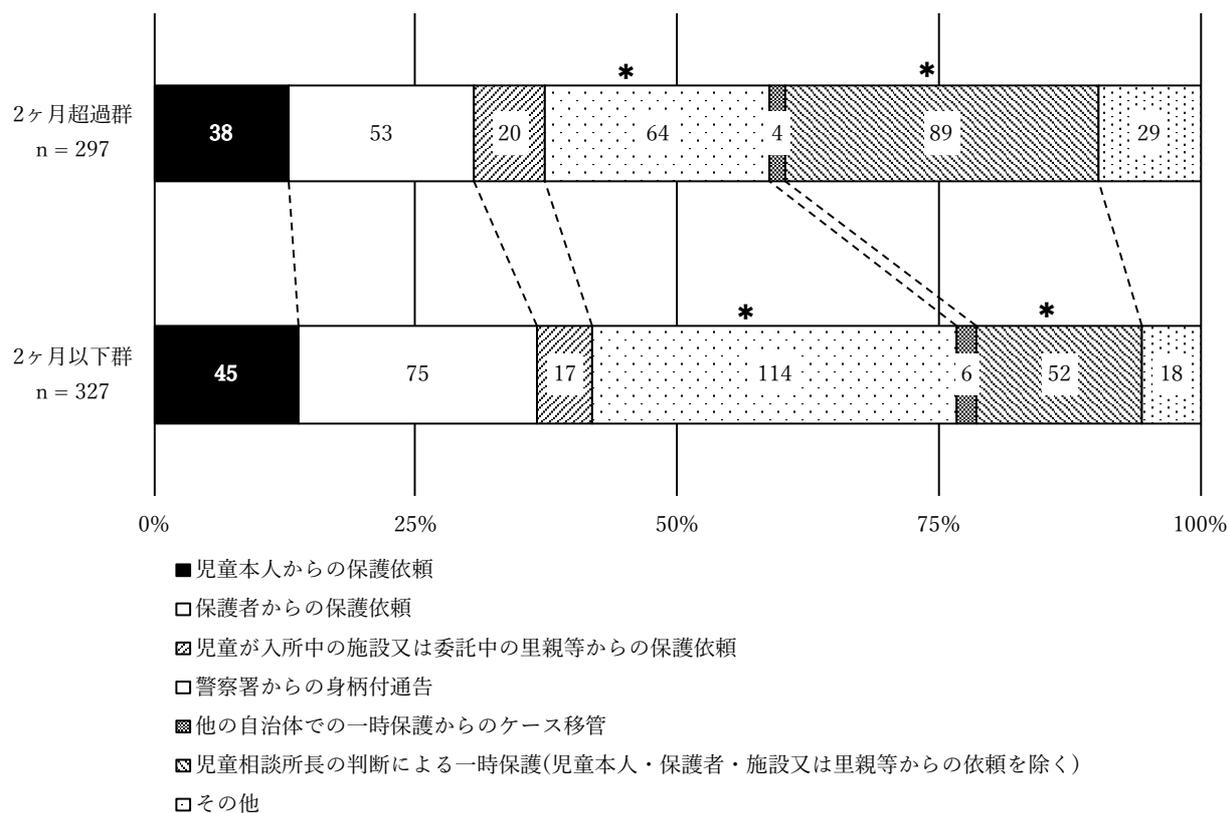


*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(2) 一時保護の経緯 (女) Q7

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護の経緯に差があるか検証したところ明らかな違いが見られた(図6)。警察署からの身柄付通告で保護された女兒ケースでは一時保護期間が2ヶ月を超える傾向にある。また、保護依頼によって一時保護されたケースでは一時保護期間が2ヶ月を超えることと関係は見られなかったが、児童相談所長の判断による一時保護では一時保護期間が2ヶ月を超える傾向にあった。

図 6 一時保護の経緯 女



*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(3) 一時保護理由 Q8

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護理由に差があるかを検証した。結果を図7に示した。男児の一時保護の理由が「子どもの安全確保のため」や「調査を必要としたため」であると、一時保護期間が2ヶ月を超える傾向がある。女兒は、男児と同様の傾向に加えて、短期入所指導が保護理由であると、保護期間は2ヶ月を超えない傾向も見られた。

図 7.1 一時保護理由（男）

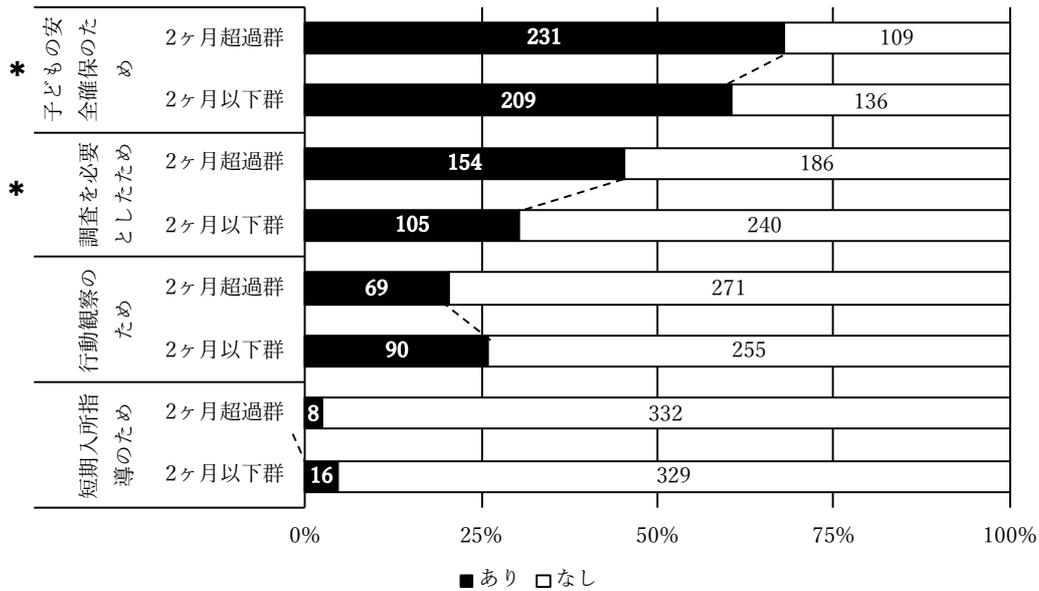
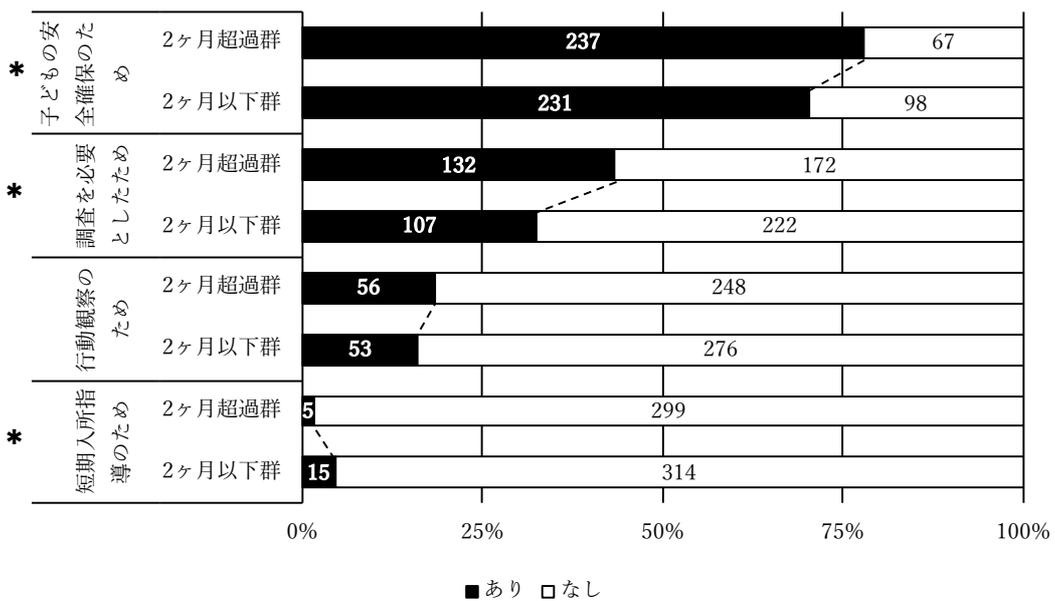


図 7.2 一時保護理由（女）

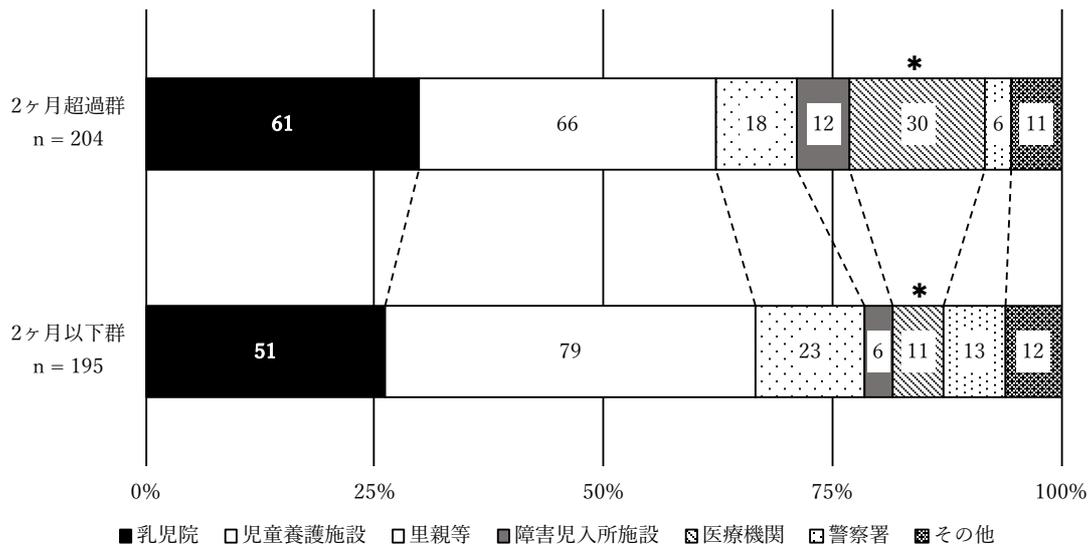


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(4) 一時保護委託先 Q9

Q9-1 が「3. 一時保護委託先」であったケースについて検証した。自立支援施設と児童心理治療施設は、セル数が4以下だったためその他と合わせた。有効回答数は、399 ケースだった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護委託先に違いがあるか検証した結果を図8に示した。一時保護委託される際に、医療機関が選ばれているケースは、その後の一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。

図8 一時保護委託先

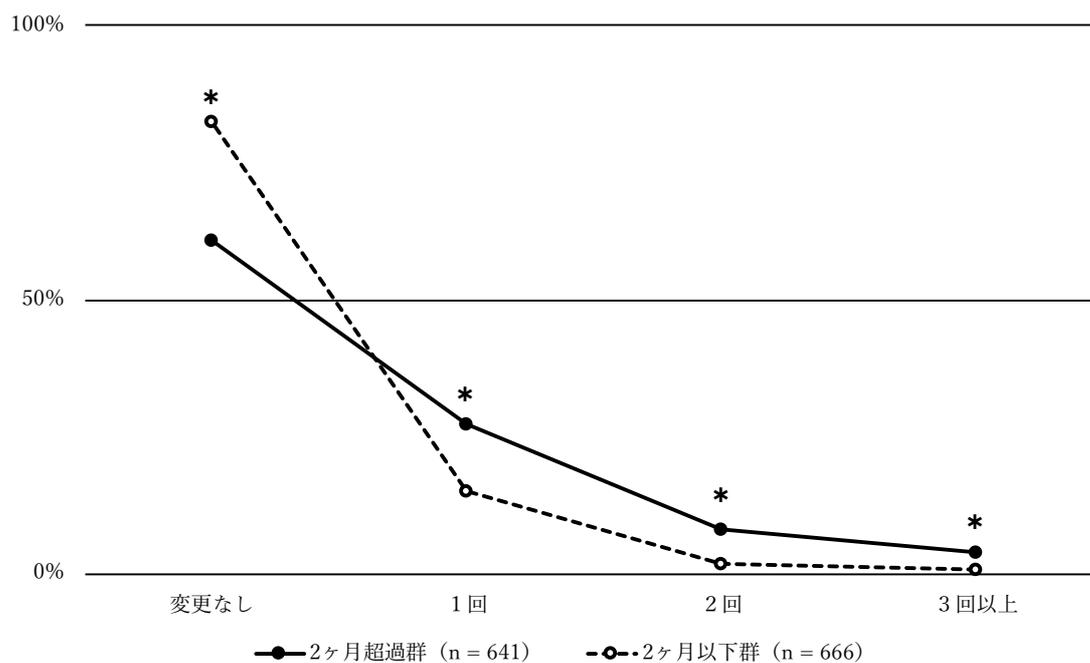


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(5) 保護先の変更回数 Q10

Q10-1 と 10-2 を合わせて分析を行なった。具体的には、10-1 において一時保護先の変更なしと回答した場合、10-2 を「0」として分析した。性差が認められなかったため合わせて分析した。有効回答数は、1301 ケースだった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護先の変更回数に違いがあるか検証した結果を図9に示した。一時保護場所が1度以上変更したケースの場合、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。

図9 群別の一時保護場所変更回数の割合

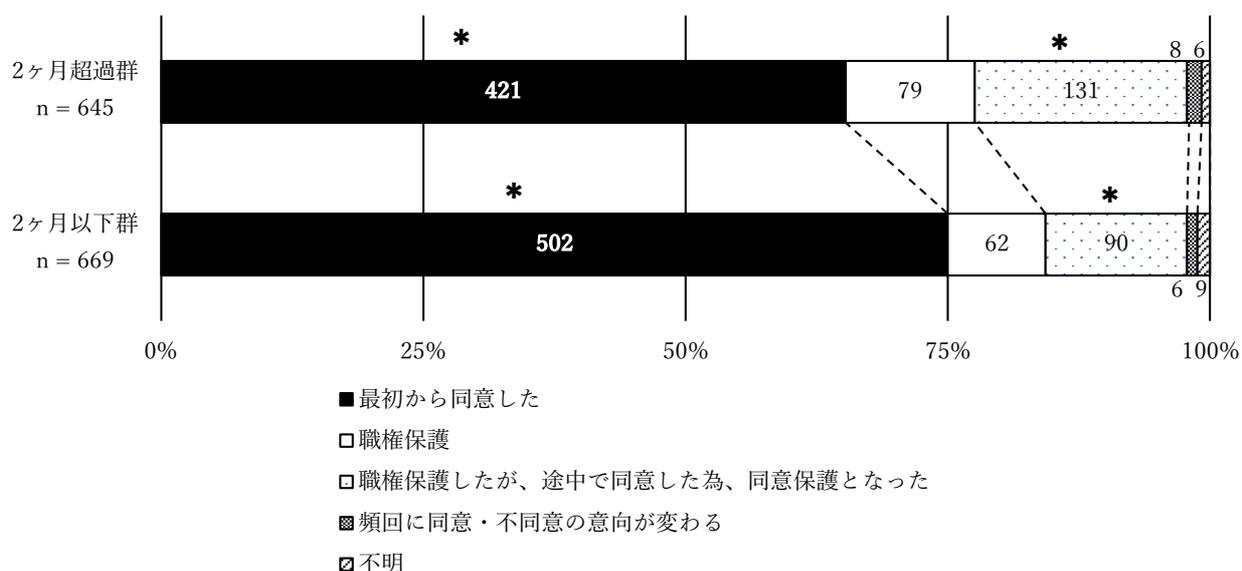


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(6) 保護者の同意 Q11

「同意したが、途中でひるがえした為、職権保護となった」が5サンプルと少なかつたため、「職権保護」へ統合した。性別に有意差がなかつたため合わせて分析した。結果的に有効回答数は、1314 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者の同意に違いがあるか検証した結果を図10に示した。ケースワークの当初より保護者が一時保護に同意している場合、一時保護期間が二ヶ月を超えない傾向がある。一方で、当初同意していなかつた保護者が途中から同意するようなケースでは、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にある。一貫して不同意のケースでは、一時保護期間の長期化との間に関係は見られなかつた。

図10 一時保護に対する保護者の同意

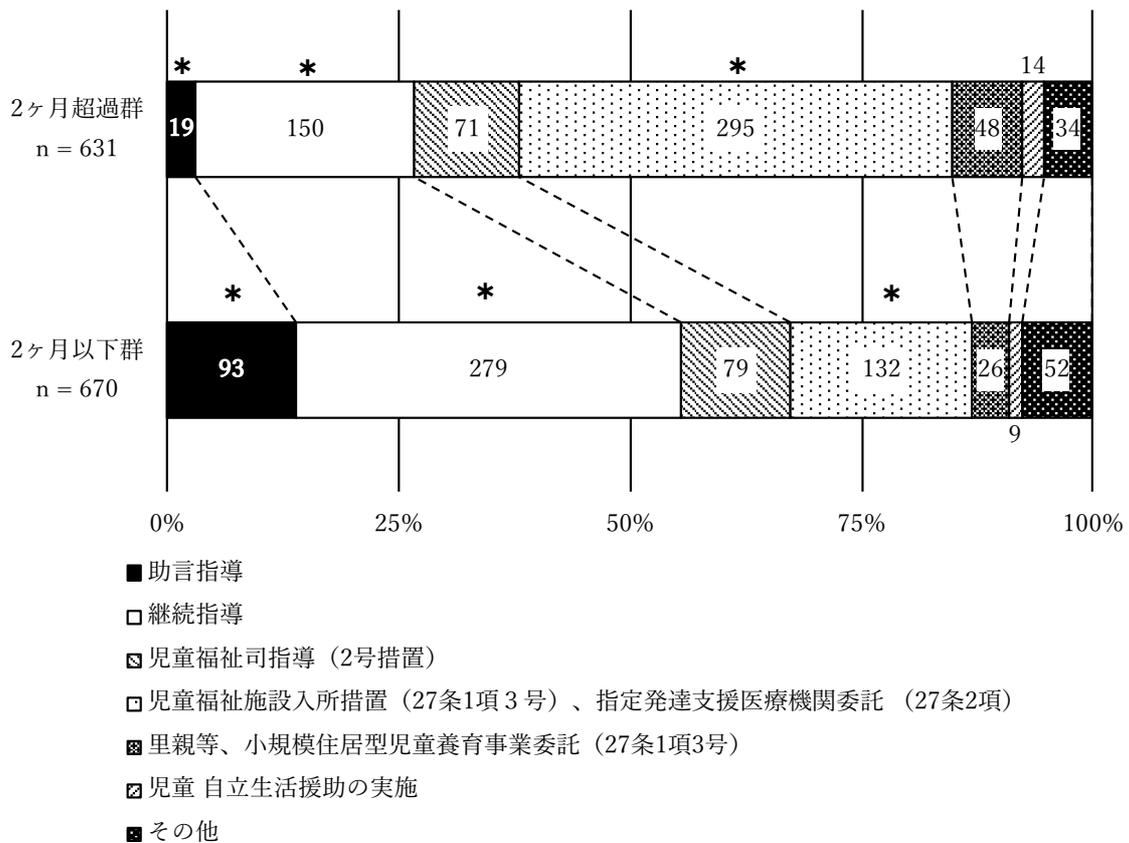


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(7) 一時保護解除後の援助方針 Q12

有効回答数は、1301 ケース（2ヶ月超過群 631、2ヶ月以下群 670）だった。今回の検証では、人数が少なかったため一時保護解除後の援助方針のいくつかを「その他」にまとめている。その上で、2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護委託先に違いがあるか検証した結果を図 11 に示した。助言指導や継続指導となったケースでは一時保護期間が2ヶ月を超えていない傾向があった。一方で、施設入所や医療へと委託したケースでは2ヶ月を超えている傾向があった。

図 11 一時保護解除時の援助方針

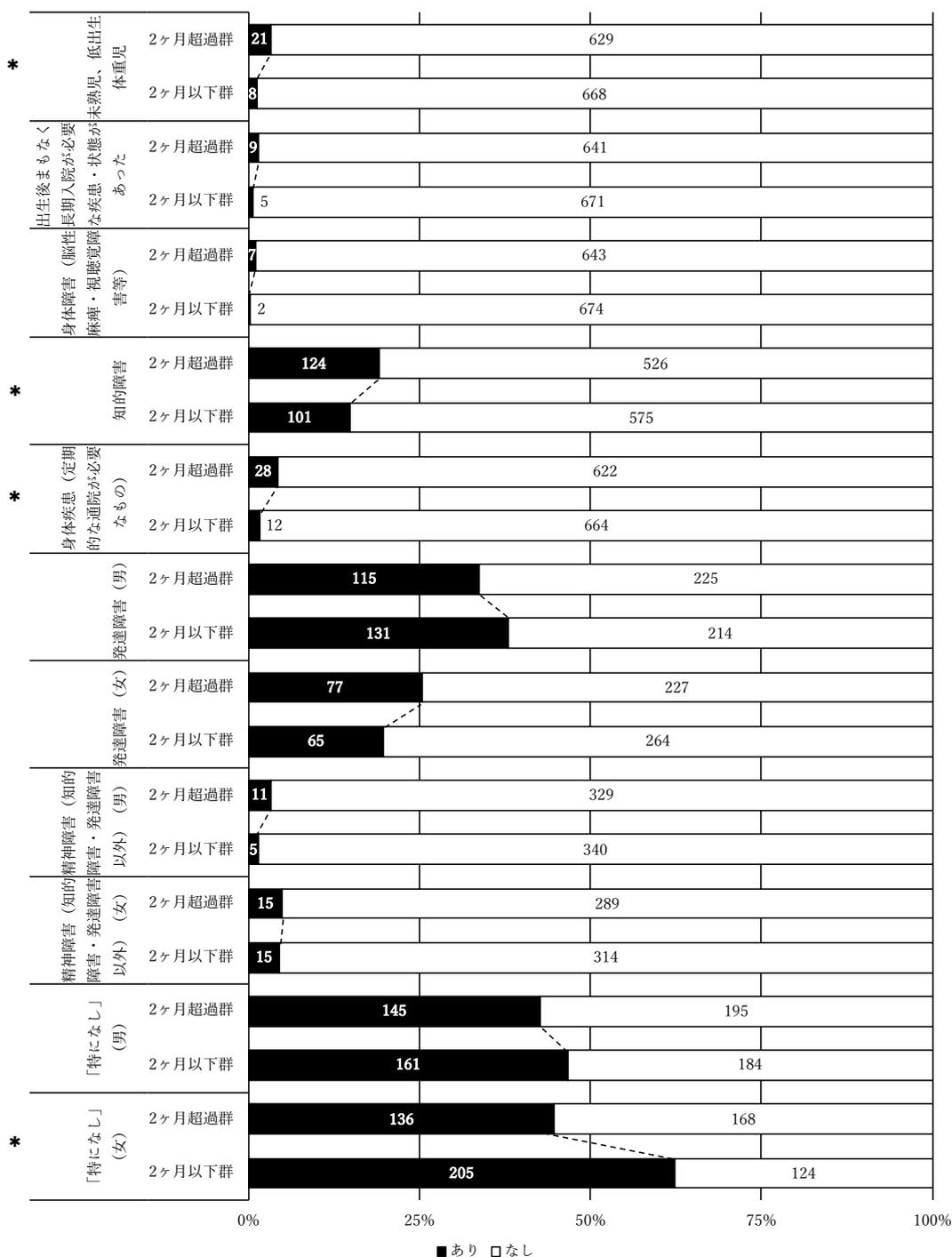


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(8) 一時保護された児童の疾患・障害等の状況 Q13

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護された児童の疾患・障害等の状況に違いがあるか検証した結果を図12に示した。児童の疾患・障害等の状況で、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向にあるのは、「未熟児、低出生体重児」「知的障害」「定期通院が必要な身体疾患」であった。こうした疾患・障害が二ヶ月を超える理由については、本調査からはわからなかった。

図 12 一時保護された児童の疾患・障害等の状況

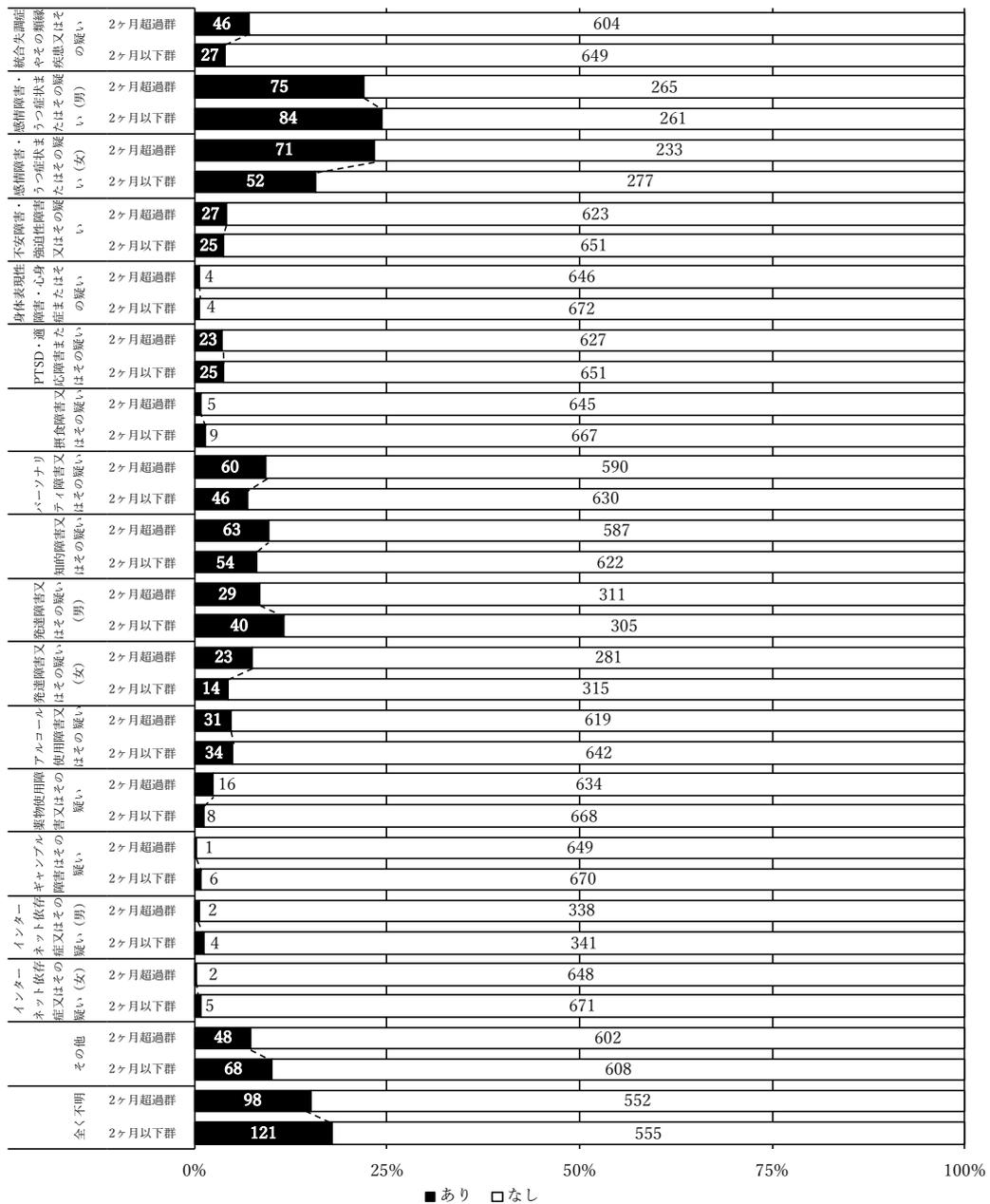


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(9) 主たる養育者の心身の状況 Q18

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で主たる養育者の心身の状況に違いがあるか検証した結果を図13に示した。主たる養育者の方に「統合失調症やその類縁疾患又はその疑い」および「感情障害・うつ症状またはその疑い(女)」が見られることは、子どもの一時保護期間が二ヶ月を超えるという状態と関係していることが示された。これは、因果関係があることを意味してはいない。むしろ、こうした精神疾患を持ちながら子育てをする養育者に対する社会的支援の不足や児童福祉を専門とする児相職員による支援の限界が現れているのかもしれない。そうした場合、地域での支援体制の強化、大人の精神疾患を専門とする機関による児相の後方支援が必要であると考えられる。

図13 養育者の心身の状況

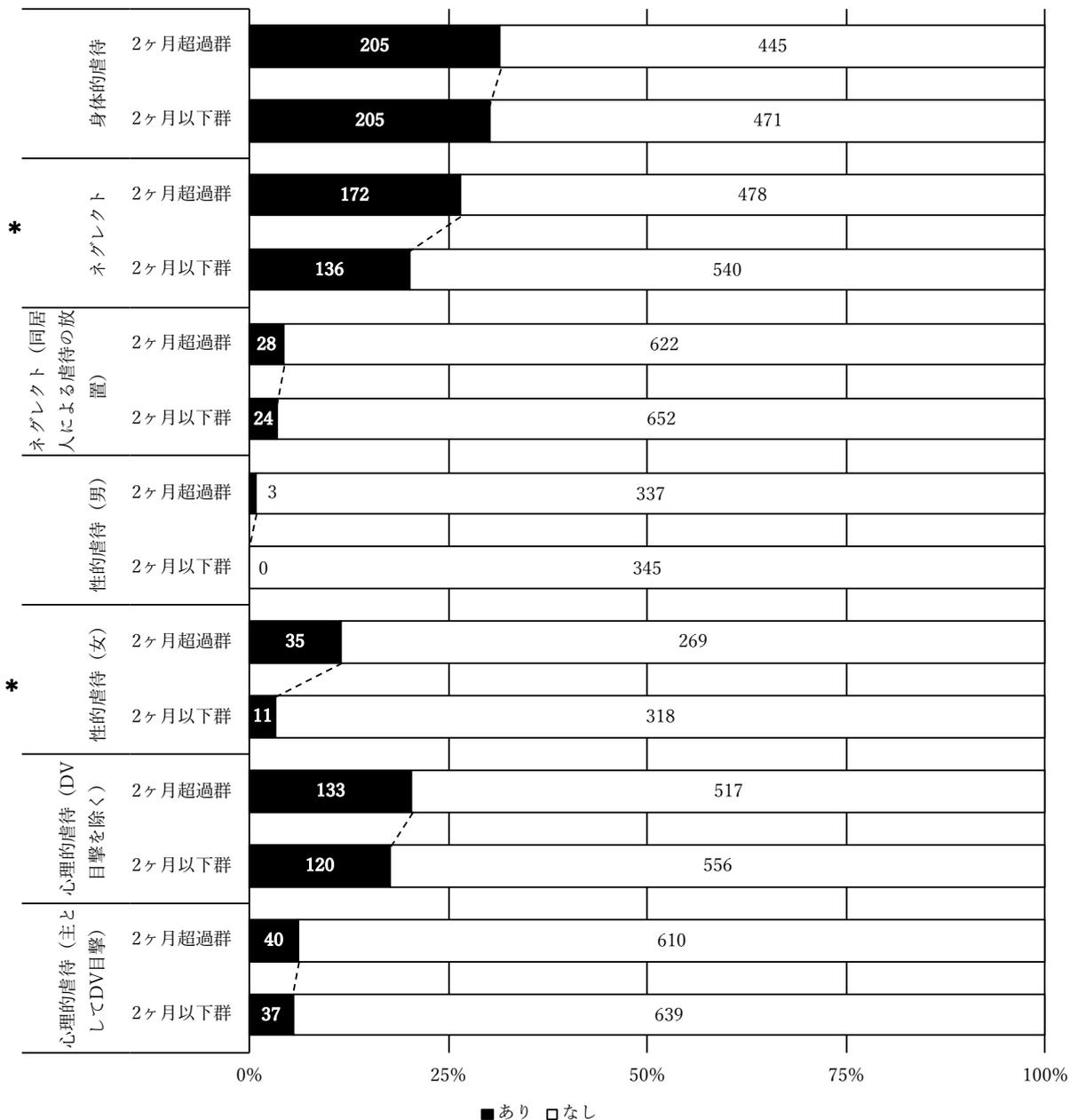


*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(10) 保護者から当該児童への行為 Q19

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者から当該児童への行為に違いがあるか検証した結果を図14に示した。経過中にネグレクトや女児における性的虐待が見られるケースは、一時保護期間が二ヶ月を超える傾向がある。

図14 保護者から当該児童への行為

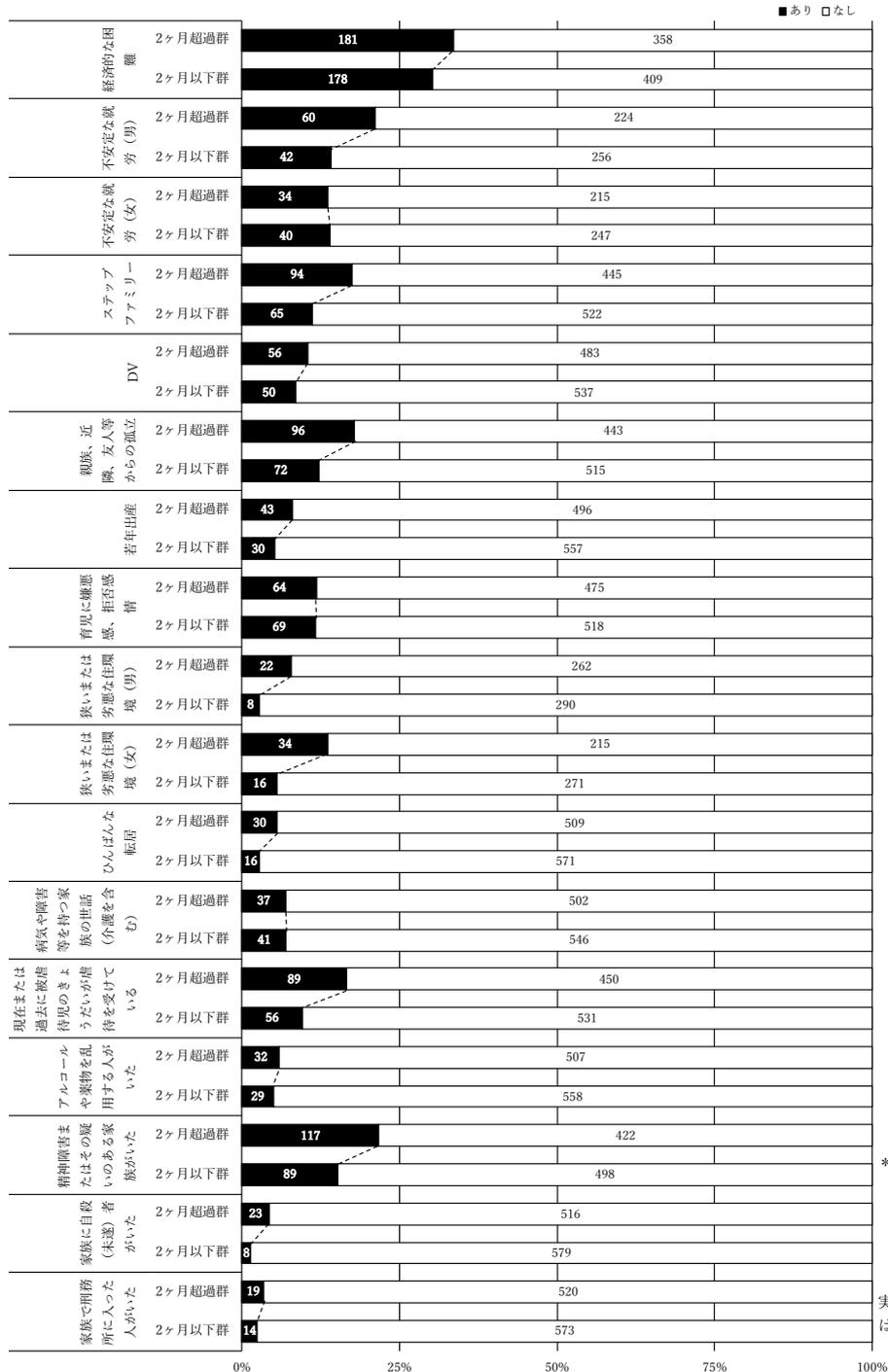


*は、 χ^2 検定で有意差(「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照)が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(11) 一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況 Q20

有効回答数は、1126 ケース（男 582、女 536）だった。Q15 において、「1.保護者宅」もしくは「2.親族・知人宅」を選択したケースについて分析した。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況に違いがあるか検証した結果を図 15 に示した（有意差のなかった項目の一部は載せていない）。今回調査を行った家庭・家族が抱えていた状況では、7つの状況が、一時保護の長期化と関係が見られた。7つの状況は統一性があるというよりは多様である。つまり、一時保護期間が二ヶ月を超えるということは、特定の状況ではなく、いくつかの家族状況が複合して関連していることが示唆される。

図 15 一時保護開始時に家庭・家族が抱えていた状況



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(B) 2群における一時保護所に入った後の対応の比較

項目	違いによる検証の結果
一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの日数	差はない
一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当福祉司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童福祉司による保護者との最初の面接までの日数	差はない
一時保護中の担当福祉司との保護者との面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護後、担当児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数	3日以内のもの：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上のもの：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護中の担当心理司との当該児童の面接回数	2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
援助方針に対する児童の同意	差はない
援助方針に対する児童の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
保護者の同意	保護者の同意があること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群
援助方針に対する保護者の同意に要した期間	1ヶ月未満であること：2ヶ月超過群<2ヶ月以下群 1か月以上となること：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。

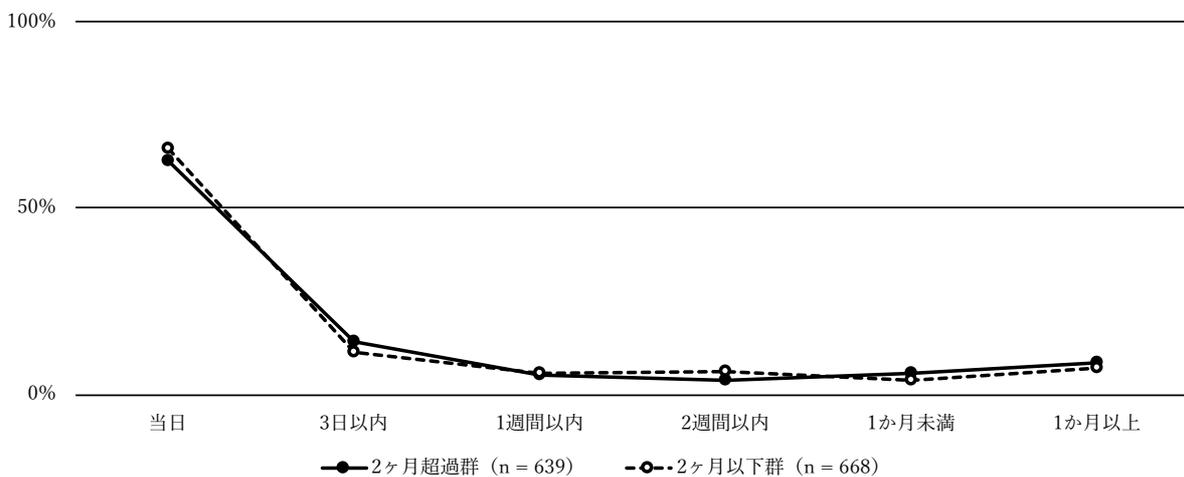
以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(12) 一時保護後の対応経過—経過日数と面接回数 Q23

① 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数 Q23-1

有効回答数は 1307 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数に違いがあるか検証した結果を図 16 に示した。群によって一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数が異なるとは言えなかった。

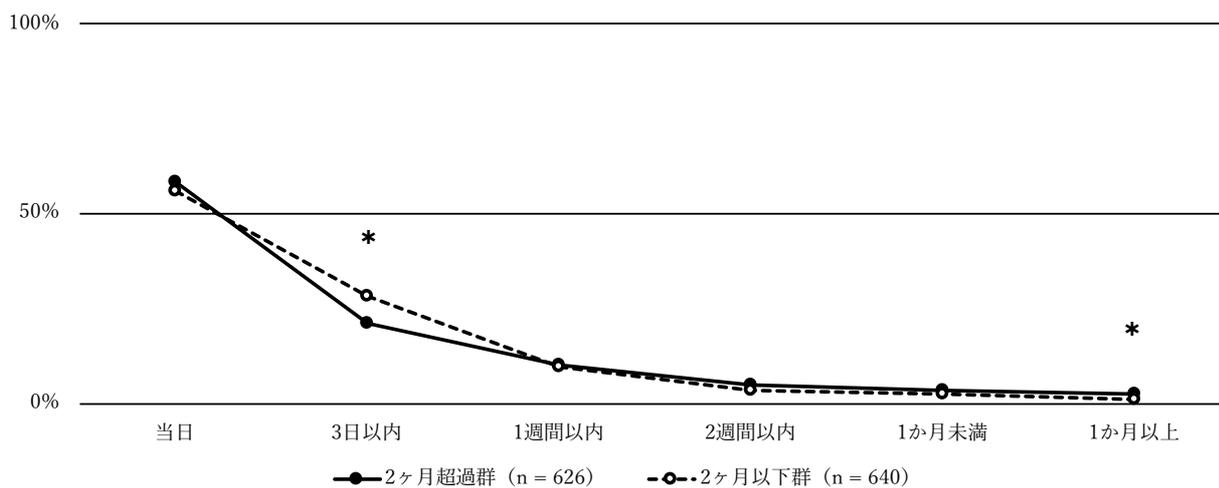
図 16 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数



② 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数 Q23-2

有効回答数は、1266 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図17に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数が「3日以内」であることが少なく、「一ヶ月以上」であることが多くなる傾向が強い。

図17 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数



* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

調査 3

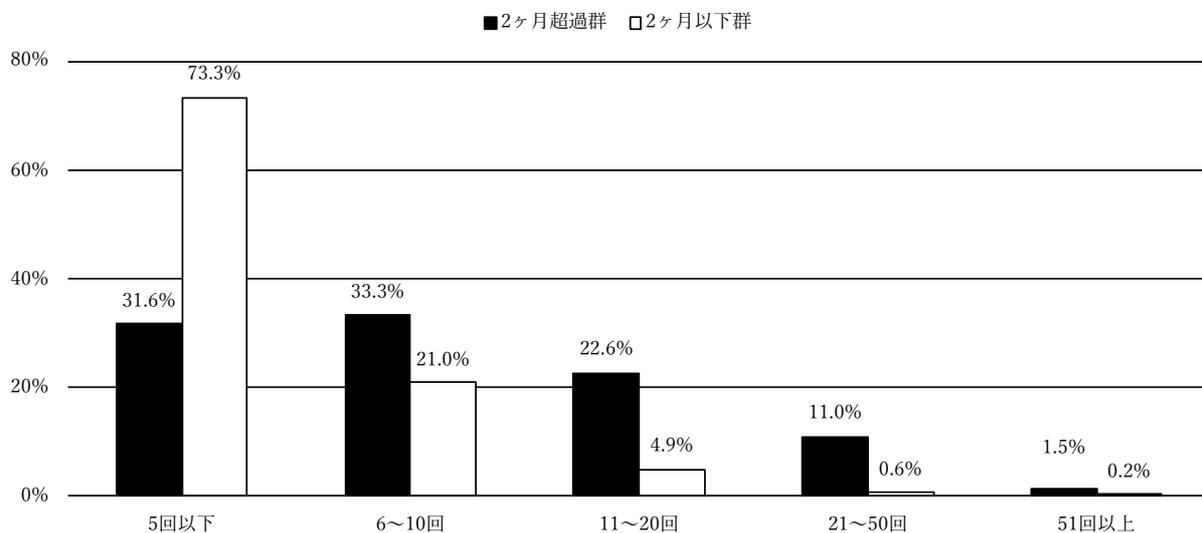
③ 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数 Q23-3

有効回答数は 1259 だった。一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数について各群の平均および標準偏差を表 7 に示した。両群の平均面接回数の差は有意であった。回数の分布を図 18 に示した。5 回までは二ヶ月未満の児童の割合が高く、面会が順調に進んでいることが推察できる。二ヶ月を超えるケースは、10 回から 20 回以上、面接を重ねるための時間にあてていることがこの調査では顕著となっていた。

表 7 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数の平均と標準偏差

	人数	平均値	標準偏差
2ヶ月超過群	610	11.76	15.104
2ヶ月以下群	649	4.48	4.539

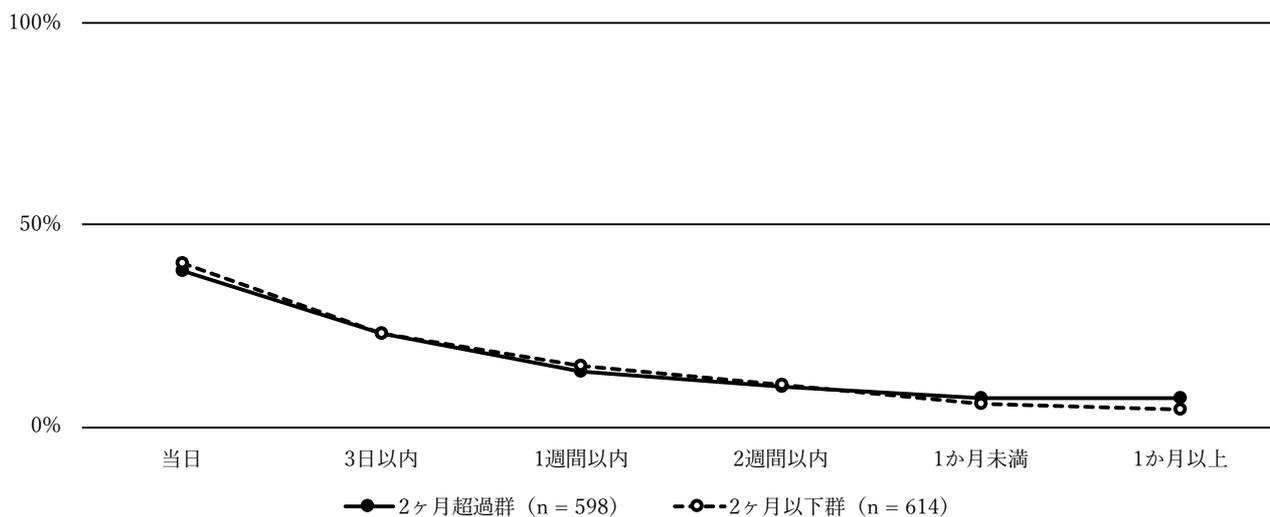
図 18 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数



④ 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数 Q23-4

有効回答数は、1212 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図 19 に示した。群によって一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数が異なるとは言えなかった。

図 19 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数



⑤ 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数 Q23-5

有効回答数は、1265 だった。群別の面接回数の分布を図 20 に示した。一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数について各群の平均および標準偏差を表 8 に示した。2 ヶ月以下群より 2 ヶ月超過群で面接回数に差があるか検証してしたところ 2 ヶ月超過群の方が一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数が多かった (図 21)。面接回数 0 回から 3 回までは、二ヶ月未満のケースが多く、5 回を境として二ヶ月超えケースの保護者との接触回数割合が圧倒的に多くなっていた。尚、保護者との初回面接までの日数には有意な差は見られなかった。

表 8 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数の平均値

	人数	平均値	標準偏差
2 ヶ月超過群	608	6.6	5.09
2 ヶ月以下群	657	3.2	2.47

図 20 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数

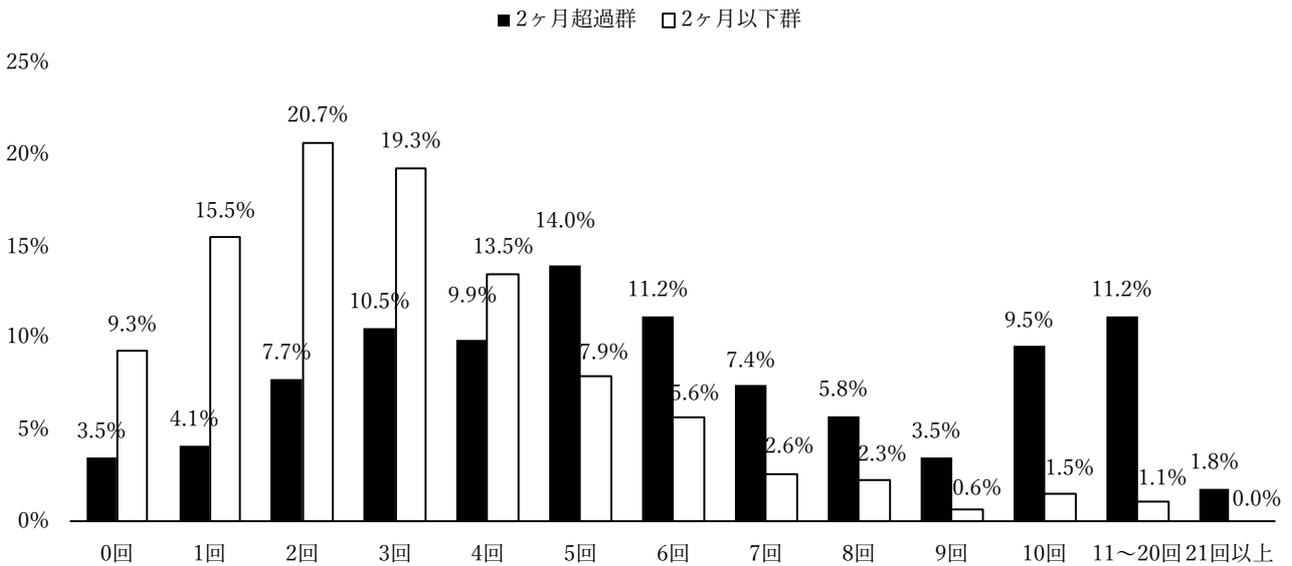
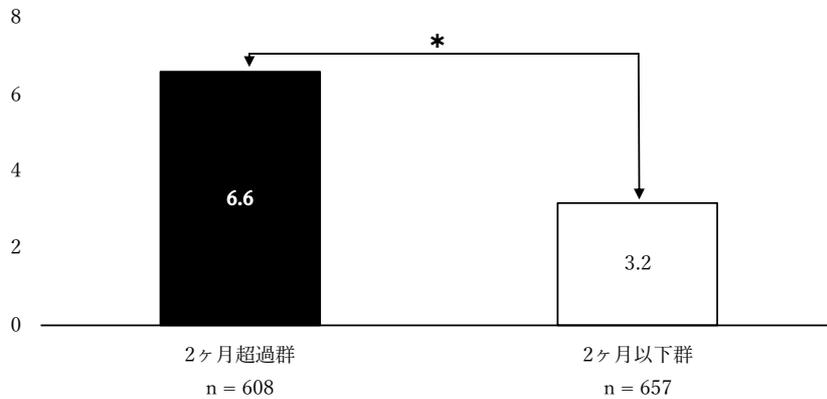


図 21 児童相談所職員と保護者との平均面接回数

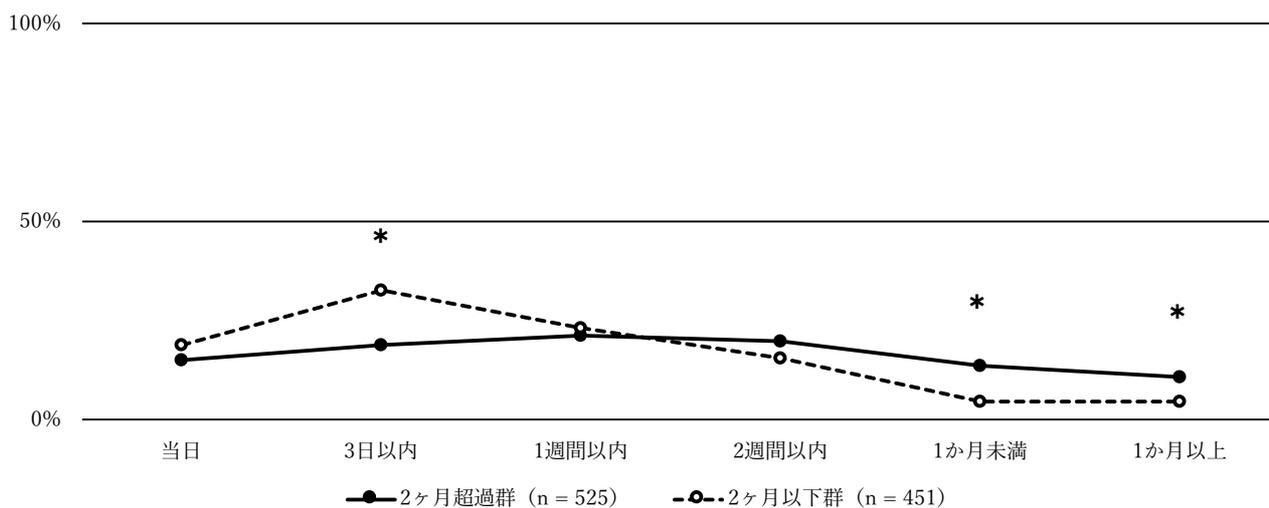


* は、t 検定で有意差 (「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照) が見られた項目

⑥ 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数 Q23-6

有効回答数は、976 だった。2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群で一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数に違いがあるか検証した結果を図 22 に示した。2 ヶ月以下群よりも 2 ヶ月超過群の方が一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数が「3 日以内」であることが少なく、「一ヶ月未満」「一ヶ月以上」であることが多くなる傾向が強い。

図 22 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数



* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

調査 3

⑦ 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数 Q23-7

有効回答数は、1202 だった。図 23 に一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数の分布を示した。表 9 には各群の平均および標準偏差を示した。両群の一時保護期間平均値には、有意な差があった。従って、2 ヶ月以下群より 2 ヶ月超過群の方が一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数が多いと言える。

図 23 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数

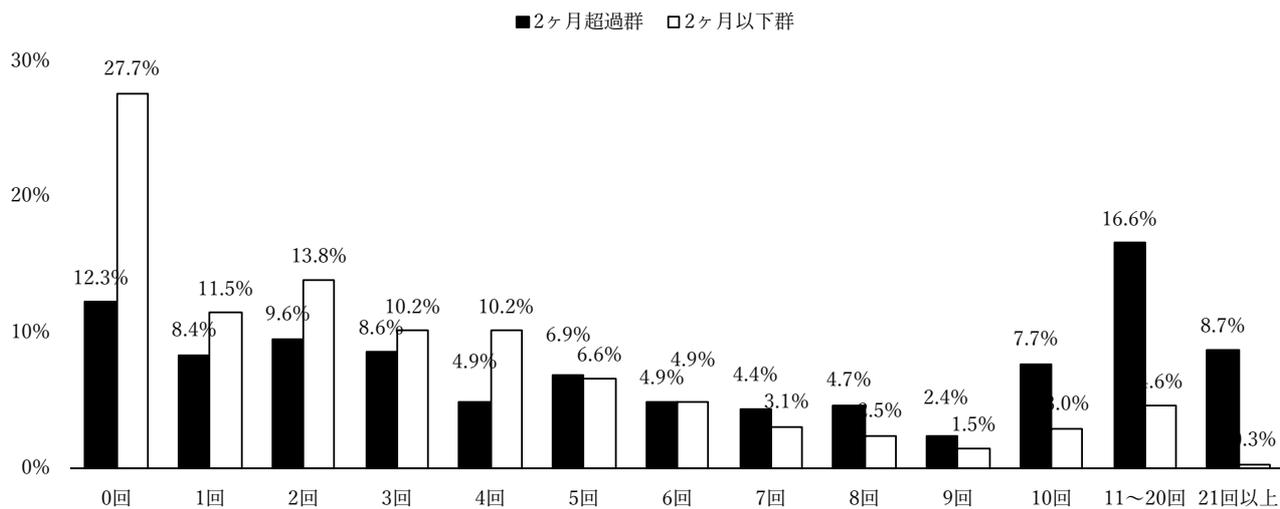


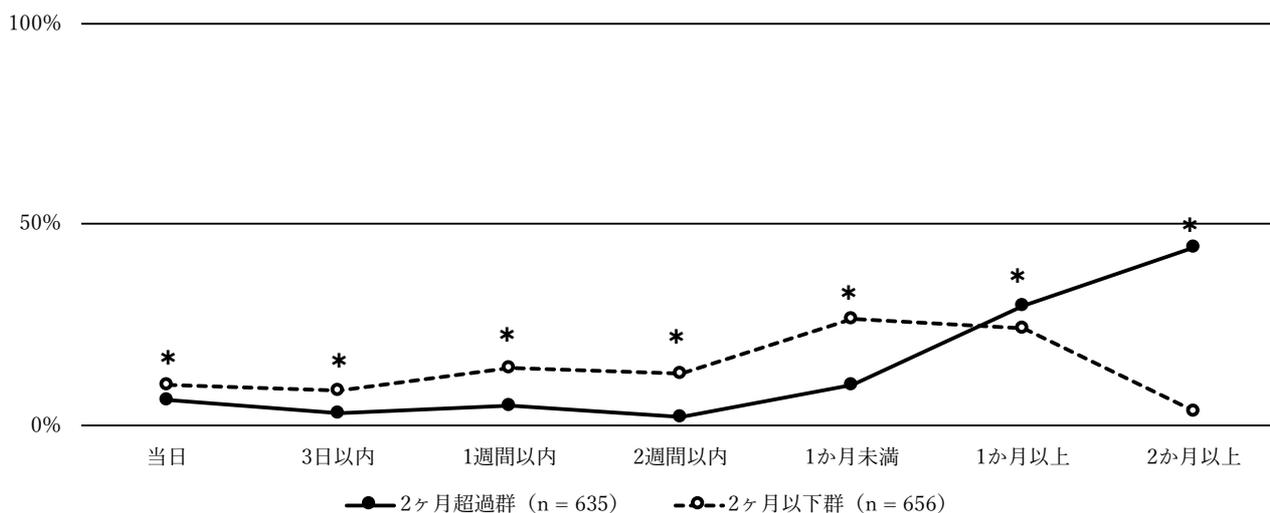
表 9 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数のグループ統計量

	人数	平均値	標準偏差
2ヶ月超過群	595	8.68	11.395
2ヶ月以下群	607	3.31	3.880

⑧ 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数 Q23-8

有効回答数は、1291 だった。2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数に違いがあるか検証した結果を図 24 に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数が一ヶ月未満であることが少なく、一ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図 24 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数

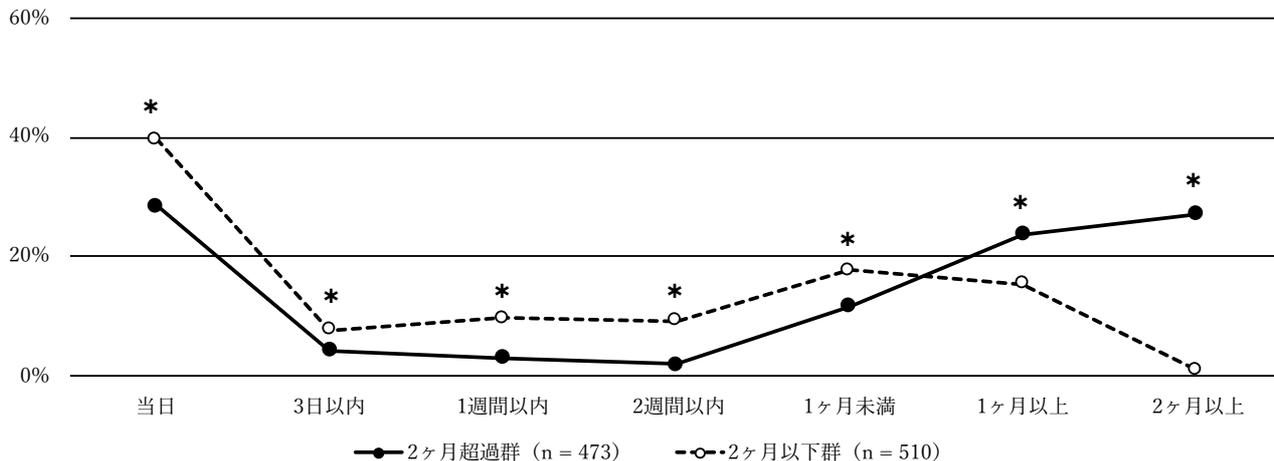


* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(13) 当該児童の同意に要した期間 Q24-2

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で当該児童の同意に要した期間に違いがあるか検証した結果を図25に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が援助方針に対する当該児童の同意が得られるまでの日数が1ヶ月未満であることが少なく、1ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図 25 児童の同意が得られるまでの期間

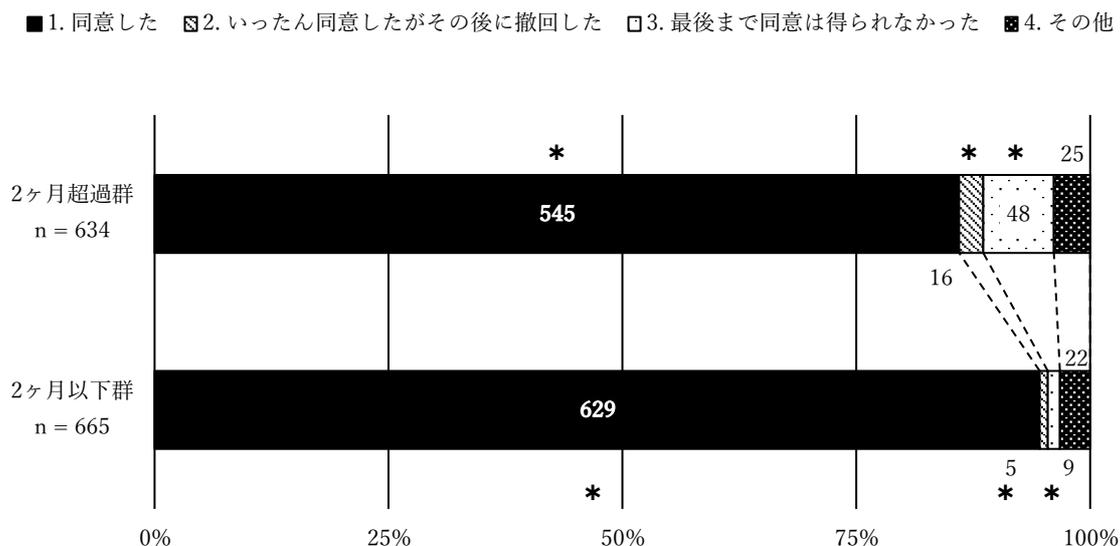


*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目

(14) 保護者の同意 Q25-1

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で保護者の同意に違いがあるか検証した結果を図26に示した。同意が得られていると一時保護期間は長期化しない傾向があり、同意の撤回や不同意は一時保護期間を長期化する傾向があると言える。

図 26 保護者の同意について

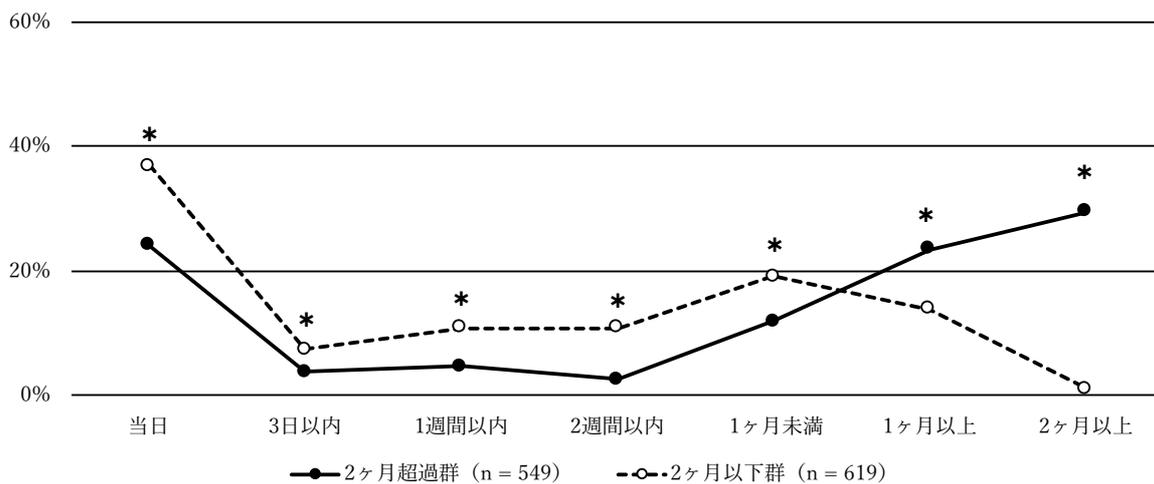


* は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

(15) 援助方針に対する保護者の同意に要した期間 Q25-2

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で援助方針に対する保護者の同意に要した期間に違いがあるか検証した結果を図27に示した。2ヶ月以下群よりも2ヶ月超過群の方が援助方針に対する当該児童の同意が得られるまでの日数が1ヶ月未満であることが少なく、1ヶ月以上となることが多くなる傾向が強い。

図 27 保護者の同意が得られるまでの期間



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278ページ参照）が見られた項目

(C) 2群における一時保護解除後の生活場所をめぐる状況の比較

項目	違いによる検証の結果
一時保護解除後の生活場所の変化	変化あり：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例におけるカンファレンス実施	実施した割合：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 実施回数：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群
家庭復帰した事例における関係機関への説明	説明があった：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群 関係機関の理解：差はなし
里親等委託および施設入所した事例	里親等への委託打診家庭数：差はなし 複数施設に入所を打診：2ヶ月超過群>2ヶ月以下群

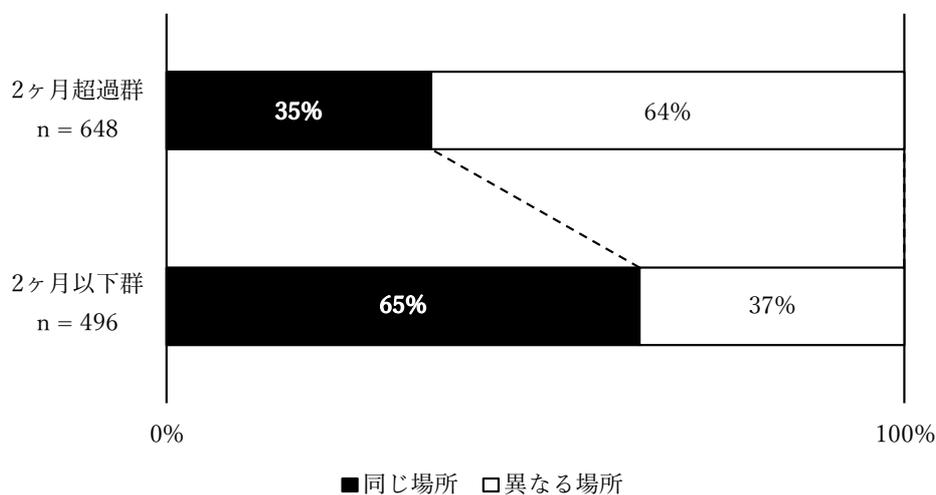
この表で差があったとしているのは、統計的検定で有意差が確認されたものを意味する。

以下に有意差を認めた項目について、詳細を示した。有意差を認めなかった項目や統計的な検定ができなかった項目についても適宜示した。

(16) 一時保護解除後の生活場所 Q26

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群で一時保護解除後の生活場所が保護前と変化したか検証した結果を図 28 に示した。2ヶ月超過群の方が、生活場所が変わる傾向がある。

図 28 一時保護解除後の生活場所の変化

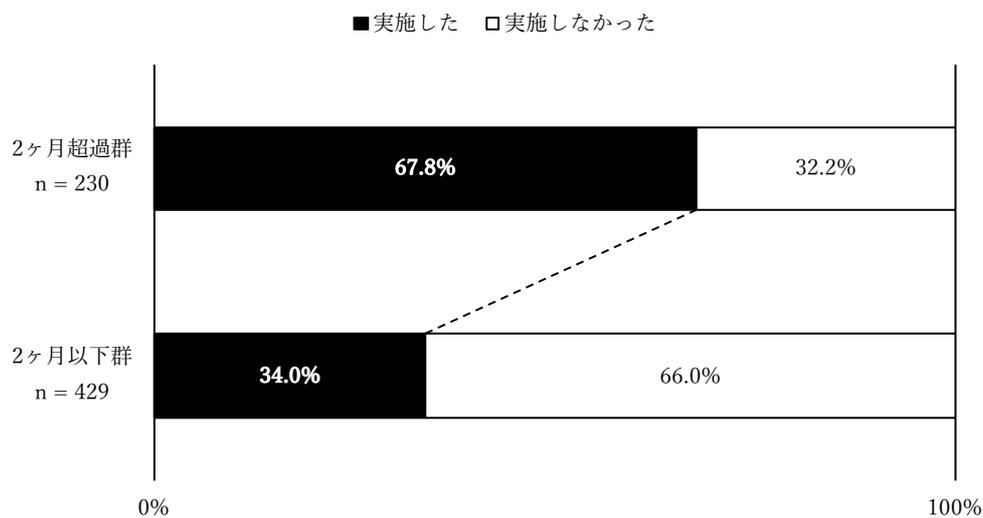


調査 3

(17) カンファレンスの実施 Q27

2ヶ月超過群と2ヶ月以下群とでカンファレンスの実施の有無について偏りがあるかどうかを検証したところ有意であった(図29)。二ヶ月を超えるケースではより関係機関とのカンファレンスが実施されている。

図 29 関係機関とのカンファレンスの実施



(18) 家庭復帰に対する関係機関の理解 Q28

表 10 に関係機関の理解の状況と群のクロス表を示した。「全く理解されず」の項目は両群とも 0 であった。そこで、説明の有無による人数の偏りを検証したところ有意であった。したがって、2 ヶ月超過群は 2 ヶ月以下群と比べて説明を行なっていると言える。説明がなされた上で理解が「十分に得られた」「理解は不十分なままだった」と回答した人数の偏りを検証したところ有意傾向であった。2 ヶ月超過群の方が 2 ヶ月以下群よりも理解が不十分であるかは明らかにならなかった。二ヶ月を超えてであっても、関係機関の理解は十分得られたとする割合は 80%を超えている。二ヶ月を超えていない群で説明がなされていないのは、ケース進行上必要性が生じなかったとも理解することもできる。そう考えると、逆に、2 ヶ月超過群では関係機関の了解を得るために二ヶ月を要したとも推察される。

表 10 家庭復帰に対する関係機関の理解と群のクロス表

	2 ヶ月超過群		2 ヶ月以下群		全体	
	n	%	n	%	n	%
十分	197	87.6	353	85.1	550	85.9
不十分	22	9.8	27	6.5	49	7.7
全く理解されず	0	0.0	0	0.0	0	0.0
説明せず	3	1.3	30	7.2	33	5.2
その他	3	1.3	5	1.2	8	1.2
全体	225	100.0	415	100.0	640	100.0

(19) 里親等委託等を打診した家庭数と委託の理解を得られなかった理由 Q30-1,2

里親家庭への受け入れ打診家庭数を 0 家庭、1 家庭、2 家庭以上に分け、2 ヶ月超過群と 2 ヶ月以下群で差があるか検証結果を図 30 に示した。両群の間に差は見られなかった。

委託の理解を得られなかった理由は、35 ケース (2 ヶ月超過群 27、2 ヶ月以下群 8) に記述が見られた (1 家庭以上打診した 78 ケースのうちの 44.9 %)。表 11 に結果を示した。表 12 には「その他」の自由記述回答を載せた。二ヶ月超えのケースでは、二ヶ月未満のケースと比較して児童の特性で里親宅への委託が困難と判断したケースが多かった。また、実子との兼ね合いで委託をあきらめたケースも 4 件あった。

図 30 里親家庭への委託打診家庭数

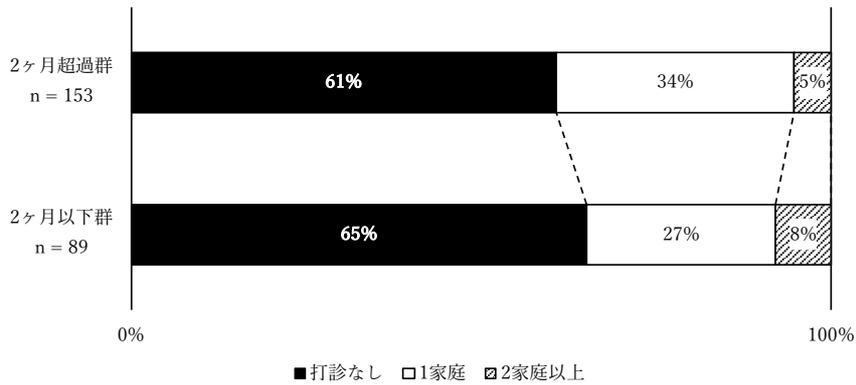


表 11 委託の理解を得られなかった理由

	2ヶ月超過群		2ヶ月以下群		全体	
	n	%	n	%	n	%
実子との関係で受け入れ困難	4	19.0	0	0.0	4	14.8
他の委託児童が落ち着いていないため	0	0.0	1	16.7	1	3.7
他の委託児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難	4	19.0	2	33.3	6	22.2
当該児童への対応が困難	7	33.3	2	33.3	9	33.3
学校等地域との関係で受け入れ困難	1	4.8	0	0.0	1	3.7
その他	11	52.4	3	50.0	14	51.9

表 12 委託の理解を得られなかったその他の理由

・里母が多忙な為。
・里親宅の地域が本児の生活圏と重なり、他児との交遊が心配されたため。③、⑥とも検討段階での所内意見、里親委託依頼はピンポイントで行ったため、ことわられなかった。
・里親家庭の状況により、受け入れが困難。
・里親の親族に介護の必要な方が出た。
・里親が年少児を希望していたため。
・養子縁組希望でなかったため。
・保護者が里親委託を反対したため。
・年長児の受入れ困難。
・乳児を委託できる里親が見つからなかったため。
・当該児童が入居を拒否。
・措置変更に緊急性があり里親との調整に時間を要したため。
・全て理解を得られている。
・受入日程の都合。
・高校までの通学が困難。
・近隣とのトラブルがあったため。
・委託の理解は得たが、交流の中で児童が委託を拒否した。
・きょうだいに医療行為を必要とする児童がおり、対応困難なため。

(20) 入所を打診した施設数と入所の了解を得られなかった理由 Q32-3,4

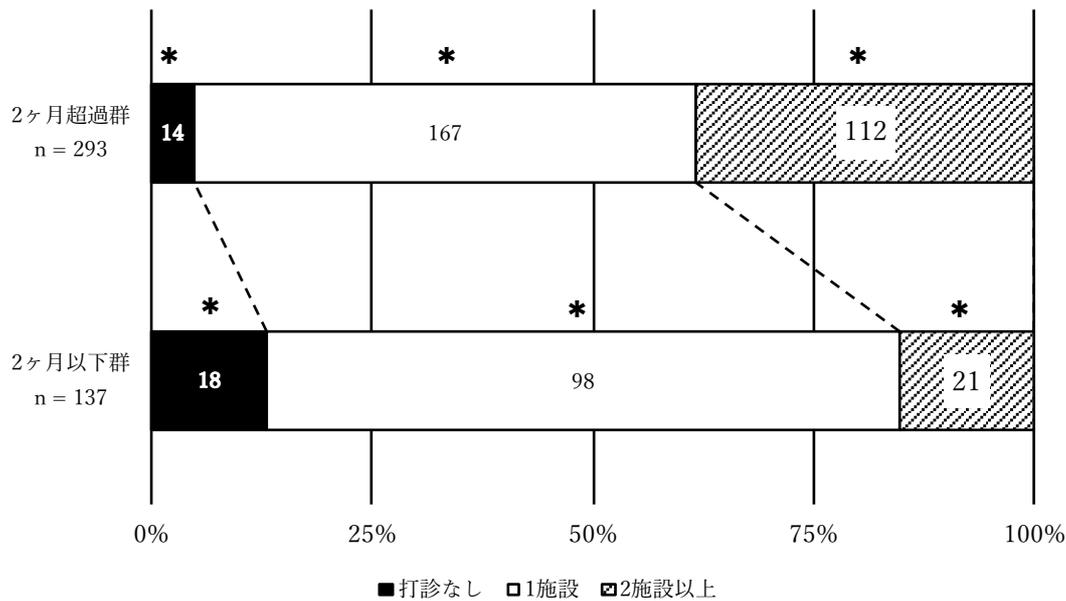
有効回答数は全体で 360 ケース (71.9%)、2 ヶ月超過群で 252 ケース (73.5%)、2 ヶ月以下群で 108 ケース (68.4%) だった。1 施設以上打診したケース数は、全体で 347 (96.4%) だった。入所を打診した施設数の分布を表 13 に示した。両群の施設数の分布に差があるかどうかを明らかにするために施設への打診数を 0 施設、1 施設、2 施設以上に分けて 2 群間に差があるか検証した結果を図 31 に示した。2 ヶ月超過群の方が、明らかに多くの施設に入所の打診をしている。2 ヶ月以下群の 80%以上が一つの施設で決定しているのとは対照的に、2 ヶ月超過群のほうでは 2 施設以上に入所交渉していた (表 11)。

入所の了解を得られなかった理由について 114 ケース (2 ヶ月超過群 97、2 ヶ月以下群 17) に記述が見られた (1 施設以上打診した 347 ケースのうちの 32.9%)。施設から了解を得られなかった理由として「入所の空きがない」という割合が両群ともに最も多かった (図 32)。

表 13 入所を打診した施設数の分布

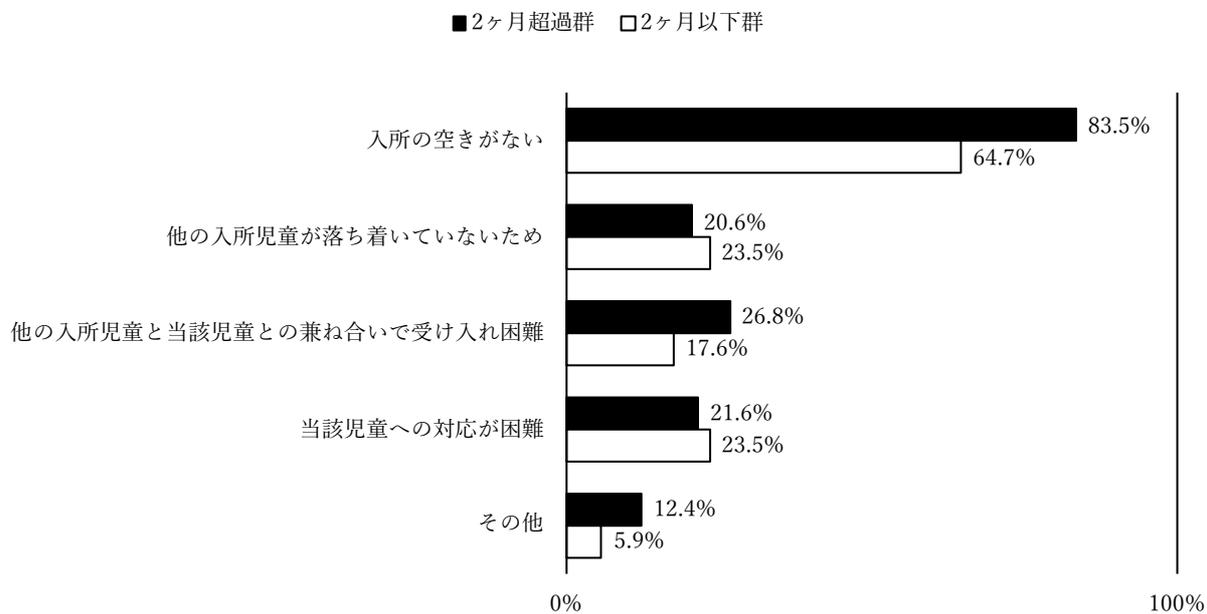
施設数	2 ヶ月超過群 N = 252		2 ヶ月以下群 N = 108		全体 N = 360	
	人数	%	人数	%	人数	%
0	8	3.2	5	4.6	13	3.6
1	147	58.3	87	80.6	234	65.0
2	36	14.3	4	3.7	40	11.1
3	20	7.9	4	3.7	24	6.7
4	6	2.4	3	2.8	9	2.5
5	12	4.8	1	0.9	13	3.6
6	6	2.4	2	1.9	8	2.2
7	3	1.2	0	0.0	3	0.8
8	2	0.8	0	0.0	2	0.6
10	4	1.6	1	0.9	5	1.4
11	2	0.8	0	0.0	2	0.6
18	0	0.0	1	0.9	1	0.3
19	1	0.4	0	0.0	1	0.3
22	1	0.4	0	0.0	1	0.3
25	1	0.4	0	0.0	1	0.3
30	1	0.4	0	0.0	1	0.3
35	1	0.4	0	0.0	1	0.3
66	1	0.4	0	0.0	1	0.3

図 31 施設入所措置を打診した施設数



*は、 χ^2 検定で有意差（「統計的検定の意味や必要性」278 ページ参照）が見られた項目
 グラフ中の数値は、実数を示し、バーの幅は割合を示している。

図 32 施設入所の了解を得られなかった理由（複数回答）



(21) 児童福祉法第 28 条申立て、親権停止申立てもしくは親権喪失申立てをした事例 Q31

有効回答数は、46 件（2 ヶ月超過群 46、2 ヶ月以下群 0）であった。

① 申し立ての種類と申立てに至るまでの親権者との関係 Q31-1

今回の調査では、2 ヶ月超過群のみが家庭裁判所に申し立てをしている結果となった。46 件中 44 件は児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への施設入所の申し立てであった。残り 2 件は親権停止申し立てだった。

親権者が児相の方針に反対し、虐待事実を認めないという対立関係の比率が高かった。保護者が不服申し立てを行うなど、本来業務のケース対応のほかに、法的対応など時間を要することが推察される。表 14 に集計結果を示した。

表 14 申し立てに至るまでの親権者との関係（複数回答）

	人数	%
親権者にして施設入所等についての説明時間や機会をなかなかとれなかった	5	11
児童相談所の方針に親権者が反対した	39	87
親権者が児童福祉司からの連絡・家庭訪問を拒絶し続けた	12	27
親権者が児相の対応に不服を申し立てた	9	20
親権者が虐待の事実等を認めなかった	21	47
虐待の事実等は認めたが、施設入所（または里親等委託）には同意しなかった	12	27
その他	2	4

② 援助方針会議にて申立て決定から審判までの期間 Q31-2-4

表 15 に申立て決定から実際の申立てまでの期間の結果を示した。約 7 割のケースが二ヶ月以内に実際の申し立てを行っていた。ほとんどのケースが 3,4 カ月以内に審判が確定している。しかし、6 カ月以上かかっているケースも 5 件あった。

表 16 に実際の申立てから審判までの期間を示した。申し立ての内容と家庭裁判所の実務次第ではあるが、約 1 割は 1 か月後に、約半数は 2 から 3 か月を要していることがわかった。

表 15 援助方針会議にて申立て決定から実際の申立てまでの期間（2 ヶ月超過群のみ）

	0 か月後	1 か月後	2 ヶ月後	3 か月後	4 か月後	5 か月後	全体
人数	1	13	16	5	6	1	42
%	2.4%	31.0%	38.1%	11.9%	14.3%	2.4%	100.0%

表 16 実際の申立てから審判までの期間（2 ヶ月超過群のみ）

	1 か月後	2 ヶ月後	3 か月後	4 か月後	5 か月後	6 か月後	7 か月後	8 か月後	全体
人数	5	13	8	7	1	2	2	1	39
%	12.8	33.3	20.5	17.9	2.6	5.1	5.1	2.6	100.0

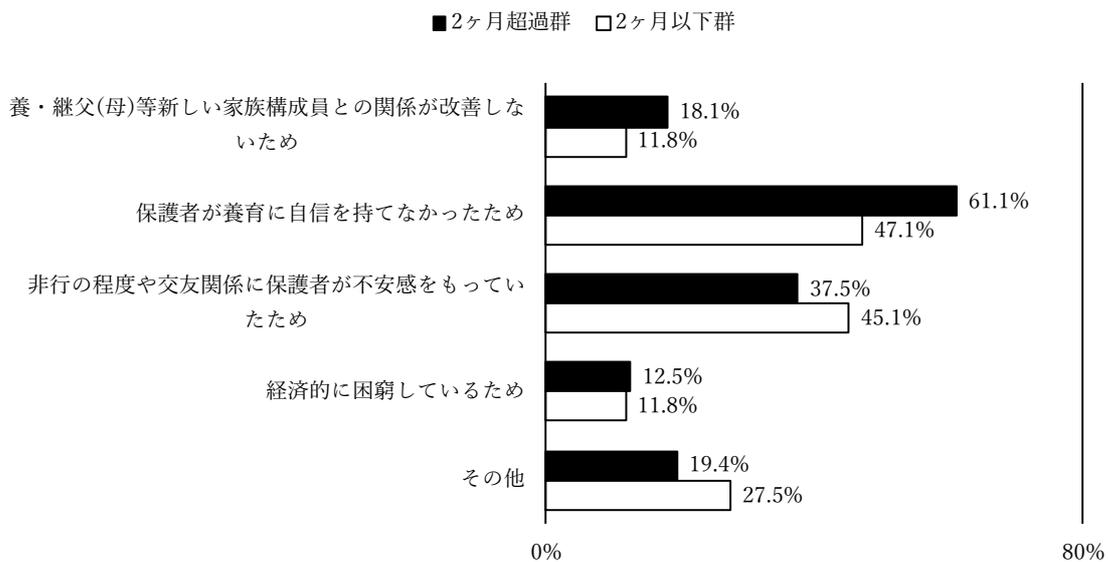
(22) 保護者が家庭復帰を拒んだ事例 Q32

有効回答数は 123 件（2ヶ月超過群 72、2ヶ月以下群 51）であった。両群ともに、「保護者が養育に自信を持てなかったため」という理由が最も高かった。1 から 17 までの選択肢のうち、重複回答しているものとして多かったのは「2. 保護者側の理由(面接等の拒否)」と「8. 施設入所に保護者の同意を得るのに時間を要した」(13 件)、「2. 保護者側の理由(面接等の拒否)」と「9. 施設入所に保護者の同意を得られなかった」(10 件) などであった（表 17・図 33）。

表 17 保護者が家庭復帰を拒んだ理由

	2ヶ月超過群 n = 72		2ヶ月以下群 n = 51		全体 n = 123	
	人数	%	人数	%	人数	%
養・継父(母)等新しい家族構成員との関係が改善しないため	13	18.1	6	11.8	19	15.4
保護者が養育に自信を持てなかったため	44	61.1	24	47.1	68	55.3
非行の程度や交友関係に保護者が不安感をもっていたため	27	37.5	23	45.1	50	40.7
経済的に困窮しているため	9	12.5	6	11.8	15	12.2
その他	14	19.4	14	27.5	28	22.8

図 33 保護者が家庭復帰を拒んだ理由（複数回答）



3.4. 入所長期化の理由についての質的分析

(1) 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由 Q24-3

Q24-2 で回答があり、児童の同意を得るのに1ヶ月以上を要した理由を群ごとにカテゴリー化した。2ヶ月超過群の結果を表18に、2ヶ月以下群の結果を表19に示した。

表 18 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由 (2ヶ月超過群) n = 189

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具体的内容例
児童の事情	児童自身が施設入所拒否	5	本児が入所を拒否していたため
	児童自身が家庭復帰拒否	2	保護者への不信任
	障害等の児童の行動特性による	9	本児の愛着(障害)による問題行動を見定めることが必要であった
	入院・通院など疾病事情	6	①入院中のため ②高度な食物アレルギーがあり、専門医療機関への委託を検討していたが不調に
	転校への不安	3	施設入所にもなう転校への不安感が強かった
	家庭復帰への不安	2	保護者への不信任
	今後の進路・生活についての不安・とまどい	15	①一人で家から離れ生活することへの不安 ②本児が頻繁に意向を変えたため
その他	3	①一時保護所の生活が楽しいと訴えていたため ②一時保護所(での生活)に安心感があり、場面が変わるのを嫌ったため	
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	5	親権者が施設入所に反対していたため方針を決定できなかった
	保護者が家庭復帰拒否	4	①(保護者が)夏休み中の家庭復帰に不安 ②家族が当面の本児引き取りに難色
	保護者の面会・面接拒否等	5	保護者が調査に応じなかった
	保護者との合意形成に時間がかかった	11	①家庭復帰にあたって父母とルールのすりあわせに時間を要した ②本児と保護者・児相の意見がなかなかあわなかった ③家庭引き取りの際に取り決める約束事を受け入れられなかったため
	保護者の傷病等	7	①母の退院までの日数が必要であったため ②保護者が入院中だったため
	保護者の生活環境調整等	13	①親族を含めた調整の可能性があった ②家族環境が二転三転した ③実母が当該児童の義兄への暴力により拘留されていた
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	6	適切な施設の空きがみつからなかった
	受け入れ施設との調整に時間	6	①受け入れ施設との調整に時間を要し、児童に伝えるまでに時間がかかった ②行先(施設)の空き状況確認に時間を要した
	家庭復帰後の社会資源探し	3	家庭復帰先での(保育所の)入園の可否があった
	生活環境の調査に時間	2	生活場所の調整に時間を要した
	警察との関係調整	6	①他のきょうだいへの傷害容疑で父が逮捕されたため ②母の薬物使用について警察の調査が継続していてその後連絡が取りづらい状況が続いた
	司法との関係調整	4	司法関係の調査等に時間を要した
	転居	1	転居するかどうかと、転居先の決定に時間がかかった
仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	61	①所内で援助方針の決定に時間を要したため ②援助方針を決定した日が一か月以上経過していたため ③未処理として対応しており、解除後に方針が会議で決定されるため ④センターの方針がでるまで一か月かかったため
	担当児童福祉司の迷い	2	①迷っていた。何回か(児相の提案を)投げかけ、メリットデメリットを伝えながら一緒に考えた ②保護者と面接を行う中、迷いがあった
その他	その他	5	一時保護が長かったため

表 19 児童の同意に1ヶ月以上を要した理由(2ヶ月以下群) n = 53

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具 体 的 内 容 例
児童の事情	児童自身が施設入所拒否	1	(はじめのうち)施設入所に抵抗感
	児童自身が家庭復帰拒否	2	家庭に戻ることを一貫して拒否
	障害等の児童の行動特性による	2	自殺願望が続き、今後の生活への展望が持てなかったため
	入院・通院など疾病事情	0	
	転校への不安	0	
	家庭復帰への不安	2	これまでも同様のことが繰り返されていたことへの抵抗感。
	今後の進路・生活についての不安・とまどい	2	本児が家に帰ることについて悩んでいた
	その他	0	
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	0	
	保護者が家庭復帰拒否	0	
	保護者の面会・面接拒否等	1	保護者との面会に拒否感があった
	保護者との合意形成に時間がかかった	3	保護者との面接日程調整が上手くいかず家庭引き取りの合意形成に時間がかかった
	保護者の傷病等	3	①母親の精神不調の入院 ②実母の精神状態不安定
	保護者の生活環境調整等	6	①父親が仕事の都合で海外出張しており初回面接に時間を要した ②生活場所についての見通しがはつきりしなかった
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	0	
	受け入れ施設との調整に時間	2	①施設との面談日程調整 ②施設を検討していたが里親に変更
	家庭復帰後の社会資源探し	2	①本人は(地元の)高校に戻って生活したいと希望していたが、高校が再度の受け入れを決定するまで時間がかかった ②高校に戻る決定をする会議を行うのに時間がかかった
	生活環境の調査に時間	3	家庭・地域での調整ができていないため
	警察との関係調整	0	
	司法との関係調整	0	
	転居	0	
	仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	23
担当児童福祉司の迷い		1	援助方針の方向性が定まらなかった
その他	その他	0	

- ・Q24は「児童の同意を得る」際の理由について記述する問であったが、次のQ25にある保護者理由についての記載も多く(2ヶ月超過群=25件/2ヶ月以下群=13件)見受けられた。
 - ・二カ月超えのケースのほうが児童と保護者の説得、そして地域環境との調整事務に時間を要していることが、明らかとなった。
 - ・二カ月超え・二カ月未満いずれの場合も、「仕事の進行管理」というカテゴリーに属する回答割合が最も多かった。この内容の詳細・精査はこの問からは困難であった。
- 「児童福祉司の迷い」の回答数はそれぞれ1,2件であった。

(2) 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由 Q25-3

Q25-2 で回答があり、保護者の同意を得るのに1ヶ月以上を要した理由として掲げられた自由記述を群ごとにカテゴリー化した。2ヶ月超過群の結果を表20に、2ヶ月以下群の結果を表21に示した。

表 20 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由 (2ヶ月超過群) n = 222

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具体的内容例
児童の事情	児童の立場を児相が尊重	7	①児童自身が自分の気持ちを整理するための時間を設けた。 ②本児が自宅を離れることに躊躇を示したため ③母は本児と直接会って、本人の気持ちを確認したいと欲していたが、本児が母と合うことを拒否していたため時間を要した。
	入院・通院など健康事情	8	①入院治療に時間を要した ②本児の健康面でのアセスメントに時間を要した ③児童の身体の回復を待ち、調査を行っていたため
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	16	一時保護は同意しても施設入所はさせたくないと同辞
	保護者が家庭復帰拒否	1	家庭内での本児の暴力行為に困り感があり家庭引き取りに消極的
	保護者の面会・面接拒否等	13	①保護者のかたくなな拒否 ②一時保護以降、母と連絡とれず
	保護者との合意形成に時間がかかった	46	①児童相談所への不信任感 ②父母が虐待を認めず ③近所の人や学校にどう説明したらいいかわからないといわれた ④保護者が一時保護の継続(のみを)希望したため ⑤家庭引き取りにあたり強い不安が(保護者に)あったため
	保護者の傷病等	16	①保護者が入院中で面会できなかつたため/面会制限があった ②保護者が精神的に極めて不安定で、面会・意向確認に時間を要した
	保護者の生活環境調整等	17	①実父が長距離(トラック)運転手であったため面談回数が少なかった ②DVを母が父から受けており、父母ともに居所が不明となる時期があったため ③一時保護中に祖父母と(本児が)養子縁組し、親権者変更があったため
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	6	措置先が見つからなかった
	受け入れ施設との調整に時間	3	委託を前提に里親交流をしていたが、方針を決定した後に家庭状況・意向がかわってしまった
	家庭復帰後の社会資源探し	2	家庭復帰先での(保育所)に有園の可否があったため
	生活環境の調査に時間	2	家庭復帰先での環境調整が必要だったため
	警察との関係調整	10	①一時保護後、警察署の取り調べが終わるのに1か月要した。 ②警察の捜査機関の関係 ③検察の調査に協力 ④司法関係の調査に時間を要したため
	司法との関係調整	1	家裁送致ケースだったため
	転居	4	①母の県外への転居のため ②母がDV被害で他県へ転居 ③父が転居を繰り返し、面会が困難だったため
仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	60	①援助方針の決定に時間を要した ②アセスメントに要する時間が当該期間必要だった ③児相内で援助方針を決定するまでも時間がかかった ④保護1か月以内に方針を決定することは困難
	担当児童福祉司の迷い	5	①母子交流の様子を見て伝えるつもりだった。伝えるタイミングが遅くなった ②迷っていた。最終的には子どもの意向に沿う形で同意。 ③親権争いの中、父母どちらを窓口にやりとりをしていけばよいかに時間
その他	その他	6	もともと家庭引き取りで考えていたから

調査 3

表 21 保護者の同意に1ヶ月以上を要した理由（2ヶ月以下群） n = 52

カテゴリーグループ	カテゴリー	数	具 体 的 内 容 例
児童の事情	児童の立場を児相が尊重	2	本児との面接で問題・課題を整理するため時間を要したため
	入院・通院など健康事情	1	医療機関へ一時保護委託を経て医師の所見を得る必要があったため
保護者の事情	保護者が施設入所拒否	1	心理治療施設入所の方針の同意が得られず
	保護者が家庭復帰拒否	0	
	保護者の面会・面接拒否等	2	母と連絡がとれず意向確認ができず。
	保護者との合意形成に時間がかかった	10	①保護者との面会日程調整が上手くいかず、家庭引き取りの合意形成に時間がかかった。 ②保護者の方針と児相の方針のおりあいが見つかなかった ③保護者側の児相による施設入所方針提示への決心に時間がかかった
	保護者の傷病等	3	母親の精神不調の入院が当初の見込みより長期化したため
	保護者の生活環境調整等	5	①養父との離婚、別居に手続き等に時間がかかった ②保護者が拘留されていた
今後の環境調整等	受け入れ施設が見つからない	0	
	受け入れ施設との調整に時間	0	
	家庭復帰後の社会資源探し	0	
	生活環境の調査に時間	2	家庭での養育が本当に困難なのか、調査や関係調整に時間を要したため
	警察との関係調整	0	
	司法との関係調整	0	
	転居	1	母の転居による環境調整
仕事の進行管理	援助方針決定までに時間がかかった	22	①児相の援助方針決定までに2カ月を要したため ②プログラムの実施とその評価を踏まえて援助方針会議に提案したため ③援助方針が決定するまでに時間がかかったため
	担当児童福祉司の迷い	1	援助方針の方向性が定まらなかったため
その他	その他	1	施設入所の方針だったため

- ・この項目でも、両群で「仕事の進行管理」のカテゴリーに属する回答が多かった(3.4.(1)の結果参照)。
- ・2ヶ月超過群において「保護者の事情」「今後の環境調整等」のカテゴリーに生成されたラベル数が多かった。
- ・結果には表記できなかったが、家庭復帰や家族再統合に用いる社会資源として、保育所や学校は重要な位置づけであり、こうした関係機関の協力が円滑に得られていないとする回答があった。

(3) ニヶ月を超えた理由 Q33-1,2

Q33-1 で選択率が 20%を超えていたのは「4. 援助方針の決定に時間を要した」、「5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」であった (図 34)。1つのみ選択された場合もこの2つが多かった (図 35)。複数回答されていた場合では、「2. 保護者側の理由から面接の設定に時間を要した」と「5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」を含んだ回答が多かった (図 36)。

図 34 2ヶ月を超えた理由 (複数回答全て含む)

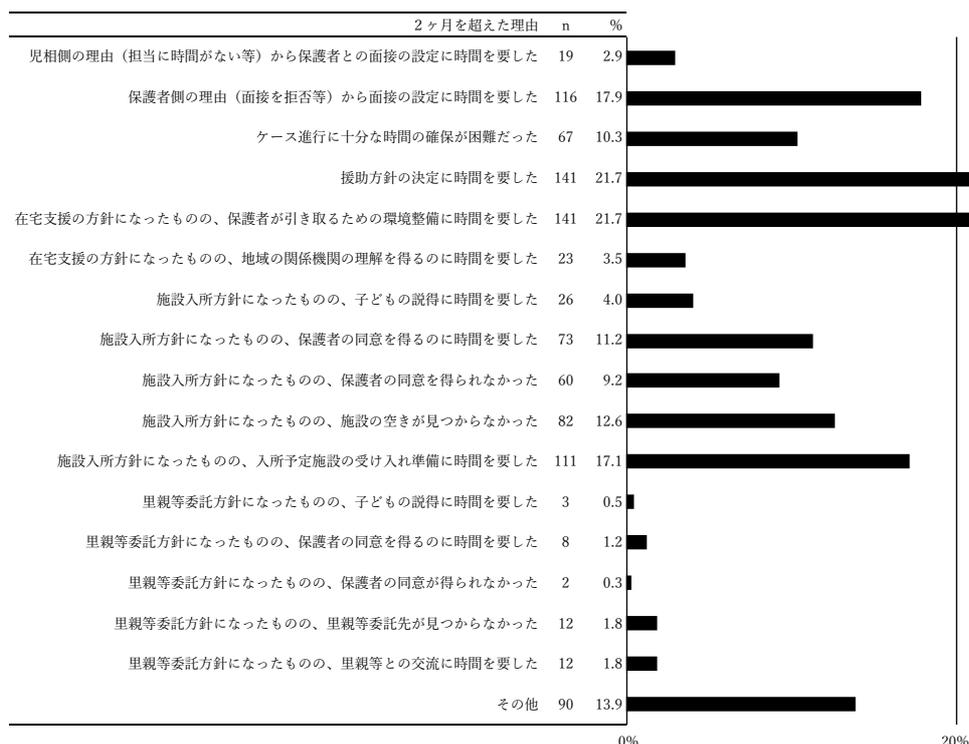
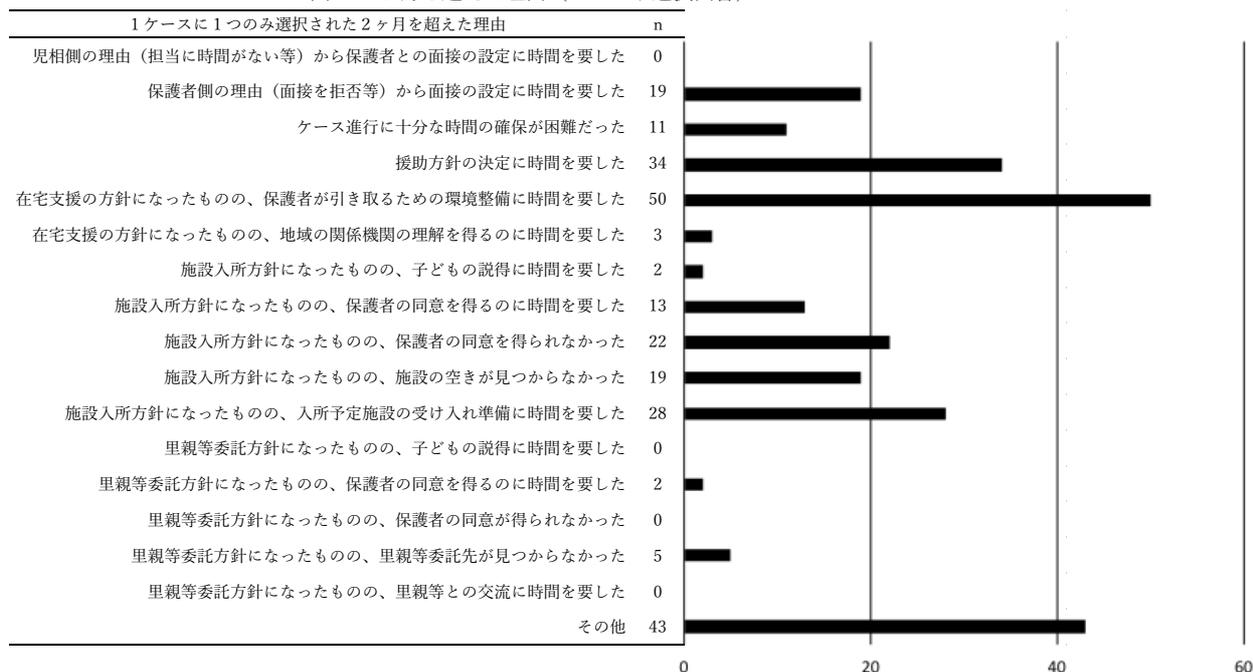
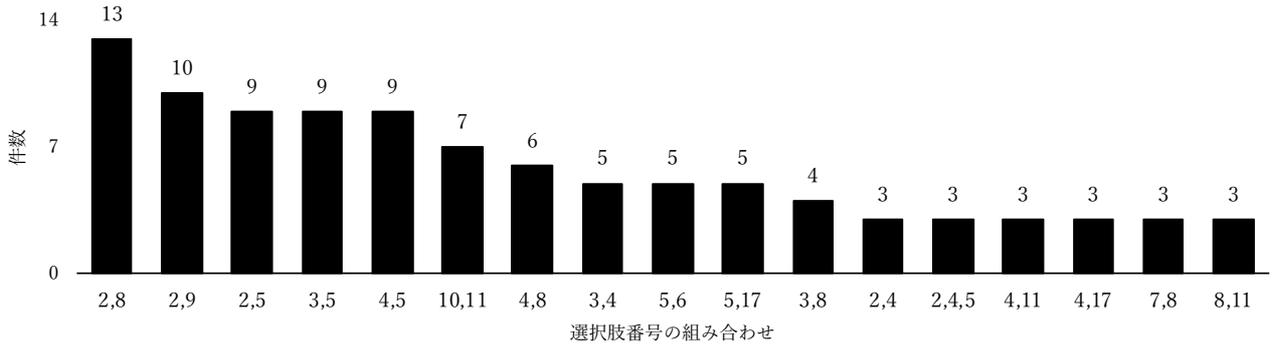


図 35 2ヶ月を超えた理由 (1つのみ選択回答)



調査 3

図 36 複数回答された選択肢の組み合わせ別件数（3件以上回答された組合せ）



以上の結果をもとに記載された各意見について質的分析を行った。分析は選択肢単位で実施した。以下には、単一選択で 20 件以上の選択があった選択肢に対して分析した結果を表 22～26 に示す。

表 22 Q33-2 選択肢「4. 援助方針の決定に時間を要した」の二ヶ月超え具体的事由 n = 34

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
児童本人の特性	障害・疾病等のため	4	保護者から施設に有所の同意はとれていたが児童が通院中だった
	健康管理	2	体重不良の精査・改善のため入院を要し、その経過観察のため
児童の意向確認	意向確認に時間がかかった	1	児童本人が今後の身の振り方を考えることができず、気持ちの安定に時間がかかった
保護者の同意形成	保護者の意向確認	4	別居中の父が一時保護の同意を翻すなどがあったため
転居	県外への転居	1	継父との離婚や県外への転居など保護者の考えが二転三転していた
施設・里親等の受け入れ事情	受け入れ施設がみつからず	2	本人が希望する施設では、対応が困難であったりしたため
地域の社会資源	家庭復帰先の保育所入園	2	家庭復帰先の入園の可否を待っていたため
方針決定までの調査	社会調査に時間がかかった	3	里親委託か施設かの協議に時間がかかった
	家族間調整に時間がかかった	7	家庭内の問題把握に時間がかかった
地域関係機関との調整	警察	3	性的虐待の立件調査のため
	家庭裁判所	1	父の行為に対する裁判確定までに時間がかかったため
	地域の支援の可否	1	保護者に地域の支援を導入できるかを見極めるため
	生活保護申請	1	生活保護申請のための市と母の相談が長期化したため
	地域での施設・学校の受け入れ拒否	1	障害施設・特別支援学校を利用しての家庭復帰が他の児童の安全のために理由として拒否されたため
	他自治体への養子縁組	1	他県里親に養子縁組の適合性の判断に時間がかかったため

《考察》

Q24-3 と Q25-3 で最も回答として多かった「仕事の進行管理」についての詳細内容の一端が選択肢 4 の回答の中から読み取れる部分がある。援助方針を決定していく過程で、家族関係の調査に苦慮している回答が 7 件あった。回答の中には親権争いに決着がつかないことや、頼れる親族がいるのか、など不安定な家庭環境の調査に時間を要している理由が多かった。

他機関との調整では、所管警察署や家庭裁判所の動向を見ながらケースワークを進める必要があり、方針決定まで時間がかかったと回答があった。また、家庭復帰にあたって地域の保育所の受け入れ可否が出ないことと回答しているケースもあった。

その他として他自治体との養子縁組成立に向けた動きに時間を要しているケースが一件あった。養子縁組は同一都道府県内だけで行われているものではなく、家庭養護推進の今、特に今後の民間事業者と児相の連携・協働の在り方を検討する時期に来ていることを示唆した回答であった。

表 23 Q33-2 選択肢「5. 保護者の環境整備」の二ヶ月超え具体的事由 n = 53

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
保護者への方針説明の難航等	児童の障害等を保護者が受容できず	1	発達障害の支援につながることをかたくなに実母が拒否
	児相の方針と折り合いがつかず	5	里親委託の方針で進めていたが児童・保護者ともに家庭復帰を希望
保護者の生活状況	保護者の健康事情	12	①母出産。②母うつ病で長期入院。
	保護者の転居等	11	①他都市への転居。②国外に居住する保護者状での受け入れに時間がかかった。
家庭環境調整	離婚・親権争い	4	一時保護中に父母が離婚訴訟に発展。本児童の親権についても争われた。
	不安定な家庭状況の改善・調査に時間	12	本児の家庭引き取り後の(非行の)再犯を保護者が強く心配
	保護者勾留	1	父拘留中だったため
関係機関調整	警察・司法	2	内縁関係の男性からの虐待について、警察側の事情で〔児童を〕留め置く事情があったため
施設側の事情	施設の入所調整	1	母子生活支援施設の入所に時間がかかったため
その他	民間養子縁組の不調	1	養子縁組交流が進む中で、養親候補から養子候補の養育困難の申し立てあり。
	その他	3	戸籍の作成、保険証の作成等を保護者に指導する方針だったため

《考察》

最も選択が多かった項目である。この選択肢では、保護者の生活状況が安定していないため、児相の方針決定に影響を及ぼしている結果が生成された。保護者がうつ病や統合失調症で長期の入院となったケースや、出産後の体調回復を待たねばならない事情が多かった。

保護者の県外転居やDV母子分離後の住居が定まらないことを理由に挙げるケースも11件と多かった。

家庭環境の調整・整備に時間を要するケースも多かった。虐待者を家庭から分離させることや、非行児を家庭復帰させることに保護者が難色を示しているために一時保護が長期化したケースもあった。内縁関係の男性が虐待で警察署に拘留された後、警察署の対応との兼ね合いでケースワークが長引いていると回答したケースもあった。

表 24 Q33-2 選択肢「9. 施設入所に保護者の同意得られず」の二ヶ月超え具体的事由 n = 22

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記載内容の一例(一部を抜粋)
児相の援助方針への説得に苦慮	面会等に消極的・拒否的	4	保護者が児相からの連絡に応答しない
	連絡がとりづらかったため	3	保護者の仕事などの都合と合わず、二カ月を超えてしまった
	虐待の事実等の否定	3	保護者が虐待の事実を否定していた
家庭環境調整	母の傷病・出産等のため	2	実母の出産・中絶
	DVからの母の離婚へのためらい等	3	実母が性的加害を行った継父との別離を決断できず速やかな家庭引き取りができなかった
	保護者の拘留	1	母の長期拘留のため時間がかかった
転居	保護者の転居のため	2	保護者が転居を繰り返し、面接の設定に時間を要した
経済事情	救貧	1	措置入所に係る保護者負担金支払いが困難であったため

《考察》

保護者の同意が得られない理由には、面会等に消極的・拒否的という保護者側の意図が反映されたものだけでなく、傷病・出産等といった保護者が入所についての判断ができない状況等も含まれており、一括りにはできない。

調査 3

表 25 Q33-2 選択肢「11. 施設入所の施設側の事由による」の二ヶ月超え具体的事由 n = 28

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
施設側の事情	希望する施設の定員に空きなし	6	①入所予定施設の退所ケースがでないと部屋が空かなかった。 ②入所に空きがなく検討期間が長期にわたった。
	施設側の都合・入所方針	9	①受け入れ施設の行事予定の関係で受け入れが先延ばしとなった。 ②(施設側の)月初めでの措置入所希望のため。
	施設に入所中の児童との兼ね合い	6	①入所予定施設に不適応児童があり、その児童の対応を理由に入所が制限。 ②他児相から入所した児童があり、一定期間を開けてからでないと入所はできないといわれた。
児相側の事務手続きに時間	家裁の審判を入所の動機付けに	1	児童自立支援施設への入所の動機付けのため家裁の判断を仰ぐ必要があった
	各関係機関との調整に時間	5	方針も施設も決まっていたが、受け入れのカンファ、見学、面接に時間を要した
他機関関係	警察・司法	1	志保江関係の操作等に時間を要したため

《考察》

希望する施設に空きがない、という理由の他、施設側からどのような理由で受け入れの連絡を受けているかについての詳細である。その中でも、施設側の都合や入所にあたっての方針を理由として一時保護の期間が長引いているケースが 15 件あった。受け入れ施設内の同室に施設不調児童が今いるなど、施設としても苦しい事情の中で一時保護が長期化している事情が明らかとなっている。一方では、児相側の方針は決定しているのだが、施設側の会議日程や見学日程等の調整に時間を要しているケースもあった。

表 26 Q33-2 選択肢「17. その他」の二ヶ月超え具体的事由 n = 43

カテゴリーグループ	カテゴリー	件数	記 載 内 容 の 一 例(一部を抜粋)
健康・疾病によるもの	児童側	7	医療機関での入院に2カ月を要したため
	保護者側	6	実母が精神不安定で医療保護入院となったため
施設・里親等の受け入れ事情	受け入れ先探しに児相が苦慮	1	施設・里親ともに児童の受け入れ先として適当な場所がなかった
	施設側の受け入れ事情	1	他の入所児童との兼ね合い(人間関係等)の調整がつかなかった
	里親側の受け入れ事情	2	措置予定の里親が体調不良になったため
	施設不調後の対応のいきづまり	2	当初は一時保護後、施設への復帰方針も、児童の非行行動悪化により断念
	本人の特性(障害等)	1	障害等により施設(一時保護委託)先が限定されていたため
児相の援助方針への説得に苦慮	保護者	3	当初の方針に保護者の気持ちが途中で変わってしまったため
	児童本人	4	家庭復帰の方針を児童が拒否したため
地域関係機関との調整	警察	3	警察の捜査に対する見通しが得られなかった。捜査協力で時間を要した。
	家庭裁判所	4	家裁の調査官調査時に父母の主張が全く異なり長期化
家庭事情	地域側からの受け入れ拒否	1	里親委託の交流が進んだ中で、里親沢の地域が受け入れに難色
	転居	2	加害者との分離による県外転居を進めていたため。
その他	親族を含めた受け入れ体制	2	親族里親の援助方針に沿い、研修を受講してもらった必要があったため
	児童の行方不明	1	当該児童が行方不明になってしまった
	その他	3	援助方針は早く決定していたが、夏休み明けの家庭復帰方針だったため。

《考察》

選択肢 5 に続いて回答の多かったのが「その他」項目である。

結果は、上記のように択 1~16 までの選択肢に類似するものもあるが(たとえば児童や保護者の児相の方針への拒否等)、特に 1 から 16 までの選択肢では含有できない内容についていくつか簡潔に記載しておきたい。

まず、児童と保護者の健康・疾病を理由とする回答が 13 件あった。保護者の健康・疾病 6 ケースの中では入院中がもっとも多かった。これを明らかに退院後、児童が家庭復帰をするための条件整備の一つとしているケースが 4 ケースあったが、予定していたよりも長期の入院が必要となり、その時点で施設入所を検討はじめていたため一時保護が長期化する結果となっていた。児童側の健康・疾病は 7 ケース。一時保護中に発熱してしまったケースや、家庭復帰した後も希死念慮の懸念が消えず、病院側のベッドの空き状況も見ながらケースワークをすすめるを得ないケースもあった。担当児童福祉司による精神疾患や疾病による入退院の見極めも視野に入れたケースワークの困難性がここでも明らかとなっており、医療優先か福祉対応か、一時保護期間中の所内でのスーパーバイズ体制の重要性を示唆している回答であった。

里親委託の方針が決定していたが里親が体調不良となってしまう、その感に児童自身が不適切な行動を行い病院に入院となったため援助方針の変更となったケースがあった。

施設不調により一時保護した後、同施設に復帰した後、すぐに無断外泊・飲酒をして警察に保護され、あらためて児童の対応を一から検討するために一時保護が長期化しているケースもあった。こうした施設・里親の受け入れ不調等のケースが 7 件あった。

順調に里親交流を進めていた過程で、里親が生活している地域から児童の受け入れに反対が起こって苦慮したケースがあった。このケースの場合は同時に親族からの引き取りの意向が出されたため、改めての親族交流開始などに手間取り、一時保護が長期化していた。一方では、親族里親を条件として一時保護を解除する予定だったケースが親族里親になるための研修を受講して登録が完了するのを待つために一時保護が長期化したと回答したケースもあった。その他、転居等に伴う一時保護の長期化も 2 件あった。

4. 考察

4.1. 全国の長期化の現状

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日の 4 ヶ月の間に、アンケート調査の回答のあった全国の児童相談所 200 箇所における一時保護解除件数は 12400 件で、そのうちの 1 割強に当たる 1652 件が二ヶ月を超えていた。児相単位でみると平均解除件数は 60.2 件、二ヶ月を超えた解除件数は 8.3 件であった。

4.2. 一時保護の長期化と育児を不利にする要因との関係―群間比較からの考察―

本調査は、一時保護された事例の中で二ヶ月を超えた 2 ヶ月超過群と、2 ヶ月以内の本来の保護期間の 2 ヶ月以下群を比較することで長期間に保護されることに影響する要因（一時保護時の親子・家庭の状況）を明らかにすることを目的として実施された。結果的に、一時保護期間が長期化するケースには、育児を不利にする複数の要因が関係していることが明らかとなった。

(1) 2 群における事例の特徴の比較

本調査で尋ねた要因というのは、個人の疾病や障害、家族の孤立といった育児を不利にする要因であり、社会からの支援が必要となる。以下、本調査で明らかとなった育児を不利にする要因と二ヶ月を超える一時保護期間との関係から考察する。

虐待は、虐待行為そのものが子どもに被害を与えるとともに、虐待行為が生じる家庭状況は、子どもの発達保障や子育て困難に対する問題解決といった機能が低下した状態にあると考えられる。検証の結果、一時保護時の相談理由では、女兒において「養護相談（虐待相談）」と関係があり、保護者の行為では、「ネグレクト」や女兒における「性的虐待」が関係している。

子どもの疾患や障害は、子育て困難と関係することが知られている。疾患や障害があることがそのまま子育て困難と結びつくわけではないが、リスク要因となる。検証の結果、二ヶ月を超えるケースでは「未熟児、低出生体重児」等いくつかの疾患・障害の状態は関係が見られている。そして、一時保護委託先が「医療機関」である場合が関連している。さらに、一時保護解除後の援助方針としては施設入所措置がとられている。保護者や家庭の状況はどうであろうか。養育者自身に疾患等があるということと子育てが不適切であるということは直接結びつかない。しかし、子育てを適切に行いたいと願う気持ちはあっても養育が十分にできなくなることがある。そうした場合、他の家族や親類、友人や近隣との付き合いといった公的ではないソーシャルサポートによって支えられることが多いが、そうしたサポートの欠如は、子育てにおけるリスクを高める。検証の結果、主たる養育者に「統合失調症やその疑い」があることや女兒において主たる養育者に「感情障害・うつ症状またはその疑い」があることが関係していた。また、一時保護開始時の家族の状況は、「狭いまたは劣悪な住居環境」・「親族・近隣・友人等からの孤立」といった複数の状況と関係が見られ、子育て困難のリスク要因との関係が強いと推察される。

このように、検証の結果は、二ヶ月超過が子育ての様々なリスク要因と正の関係にあることを示しており、調査対象とした一時保護期間が二ヶ月を超えるケースというのは、家庭状況も含めて不適切な子育てとなるリスクの高い困難ケース、社会支援の要求度が高いケースであるといえそうである。また、要因の性質としては、

児童側の要因、養育者の要因、環境との相互作用と多岐に渡っている。子どもや家族にとって、リスクが高いことや社会支援の要求度が高いということは、より質的に高く量的に多い支援が必要であることを意味する。しかし、こうした多様なリスク要因に対処しながら、子どもたちの利益が最善となるよう家庭を調整し、生活場所を確保し、生活支援を整えていくことは、容易ではないだろう。

(2) 2群における一時保護所に入った後の対応の比較

ケース進行には様々な経過があるが、二ヶ月を超える際には、どこで滞るのであろうか。今回の調査では、①一時保護の相談を受けてから一時保護するまでの期間、②児童福祉司もしくは児童相談所職員と保護者もしくは児童との初回面接までの期間、③保護者と児童の同意の取得、そして④援助方針の決定の時点を取り上げ、ケース進行の指標とした。また、補足情報として児童および保護者の同意の有無と二ヶ月超過との関係および面接回数を調べた。

検証の結果から考察する。まず保護者の同意の有無は二ヶ月超過と関連していたが、児童の同意の有無は関係なかった。そのため、③は保護者の同意取得を指標とした。①および②、つまりケースワークの初動は長期化の有無とは関係が見られなかった。差が見られたのは、③と④の指標であった。④の援助方針の決定については、図24に示したように少なくとも(a)比較的早い時期に援助方針が決まりながらも二ヶ月超過するケースと(b)援助方針の決定に二ヶ月以上を要するケースとが見られている。この2パターンにおいては、ケース進行における援助方針の決定の意味が異なると考えられる。こうしたことから、④援助方針の決定という指標は、複数の意味合いを持ち、ケース進行のタイムラインを考えたときにもケースによって位置づけが異なることから指標としてそのまま使用することは適切ではないと考えられた。次に③についてであるが、補足情報である保護者との面接回数は、2ヶ月超過群の方が明らかに多く行われていた。このことから、少なくとも保護者との接触そのものが行われていなかったために同意が得られなかったわけではないと推察される。結果的には、今回の調査においては、保護者の同意を得ることがケース進行の進度を左右する要因の一つとして考えられた。また面接そのものは通常以上に実施されていることも明らかとなり、解決のためには頻度以外の要因についての調査が必要である。

本調査ではケース進行の停滞を招くポイントを明らかにしようとした調査は計画されたが、ケース進行には異なるパターンがあることが推察された。今後の調査ではケース進行パターンを分けることのできる調査計画やそれに基づく分析が有効かもしれない。

(3) 2群における一時保護解除後の生活場所をめぐるケース進行の状況

一時保護解除後の生活場所は、その後の子どもたちの適応や発達保障をする上で重要である。選択肢があることは、多様な状態像を示す子どもや家庭へのより適切な支援へとつながる。本調査では、そうした解除後の生活場所へとつなぐケースワークの一端について明らかにしようとした。

一時保護解除後の生活場所として、今回は同一か否かについて検証した。同じである場合には、保護理由を解消するためのケースワークが必要であり、異なる場合にはその子どもや家族の状況に適した生活場所となる社会資源の選択が必要といったように、ケースワークのあり方が異なってくると考えられたからである。結果

としては、2ヶ月超過群では2ヶ月以下群と比べて生活場所を変えるケースの割合が多いことが明らかとなった。2ヶ月超過群のケースワークに要する期間がより短くなるためには、生活場所となる社会資源が必要である。(A)で明らかとなったように、2ヶ月超過群は育児のリスクが高い。生活場所となる場ではそうした状態に対して支援が可能となる必要がある。

次に生活場所となる社会資源である里親と施設の活用状況について、里親家庭の委託を打診した数と施設入所を打診した数を2ヶ月超過群と2ヶ月以下群間で比較して検討する。先に施設入所の打診数から検討する。3.3-(8)で一時保護解除後の援助方針として、2ヶ月超過群では施設入所措置の割合が高いことが示されている。施設入所の打診では、少なくとも10回以上の打診が複数ケースに見られている。また、里親と同様に0回、1回、複数回で分けて比較したところ打診回数は2ヶ月超過群の方が多かった。2ヶ月超過群では、施設入所措置が多く、かつ、入所のための施設を探すために2ヶ月以下群より多くの時間を要している実態が明らかになった。一方の里親家庭への打診では、5回が最大であり、0回、1回、複数回で分けて比較したが差はなかった。施設と比較したとき、里親が選択されないと言えるだろうか。もし里親が適切であると判断されているならば、施設と同様の打診回数のあるケースがあってもおかしくない。しかし、施設と比べて最大回数が少なく頭打ちであるように見える。ところで施設と比べて里親を社会的養育の資源として積極的に活用を始めてからまだ日は浅く、委託児童数も5190人（福祉行政報告例平成29年3月現在）と施設種別の1つである児童養護施設の17137人（同）と比べても少ない。こうした事実も合わせて考えるならば、今回群間で差が生じなかったのは、里親を活用していないのではなく、活用するだけの十分な数がない、体制そのものがまだ未成熟の段階にあると考える方が妥当ではないだろうか。

最後に家庭復帰したケースについて検討する。関係機関との連携状況を検討した。里親や施設のように生活場所を探すことはないため、地域への説明・調整の回数に着目した。検証の結果、2ヶ月超過群ではカンファレンスの開催そのものが多く、また回数もより多く行われていた。内容としても、関係機関にケースのことを説明することが多く、ケースワークとして多くの時間を要していることが明らかとなった。

4.3. 児童福祉司の視点から見た長期化の理由の検討—自由記述回答の質的分析からの考察—

質的分析の考察は、3.4.で行っているため、ここではそのポイントを抜粋して述べるに止める。

本調査では、2つの質的分析を行っている。一つは、①児童および保護者の同意を得るのに1ヶ月以上を要したカテゴリー分類し、2ヶ月超過群と2ヶ月以下群の違いを検証したものである。もう一つは、②一時保護期間が二ヶ月を超えた理由をカテゴリー分類して検証したもので、2ヶ月超過群のみで行っている。いずれも、ケースを担当した児童福祉司による回答をまとめている。

②においては、次の内容に関する記述が多く挙げられた。援助方針の決定までの時間、保護者の環境整備にかかる時間、施設入所に保護者の同意を得るための時間、入所予定施設側の事情によって必要となる時間の4つである。これに①で着目している、同意を得るための時間を加えて、大きく5つのポイントが一時保護期間の長期化に関与していると考えられている。

さらに特徴を分析したところ、2ヶ月超過群では、施設入所等の生活場所の変化に纏わる理由が多く挙げられていた。児童が今後の進路・生活についての不安・戸惑いを感じていること、転校、保護者が施設入所を拒

否していることといったことである。また、児童の疾患や障害に関連した理由も多く見られ、児童の入院・通院等の加療に時間を要している状況がある。また、保護者の面会・面接拒否等が、2ヶ月超過群では多く見られており、一時保護期間の長期化に影響すると考えられている。

4.4. 総合考察

本調査における検証の結果、二ヶ月を超える長期化には児童や養育者の特徴や対応プロセスの違いなどが複雑に関係していることが明らかになった。長期化する場合には、虐待状況（ネグレクトや性虐待等の割合が多く、虐待相談をしている）、子どもや親に心身の問題がある、深刻な家族状況（不安定な就労、ステップファミリー、社会的孤立、悪い住環境、頻回な転居、他のきょうだいの虐待被害、家族に精神障害や自殺行動のある人がいる）など子育てに不利な状況を生じていた。保護の開始や対応でも保護者の同意が難しいことが多く、そうしたプロセスも影響して、長期化してしまうことが示唆された。子どものリスク要因の解決をはかり、安全を確実にすることは、決定プロセスを丁寧に行うという意味では、慎重な判断をすることに意味があり、長期することがすべて問題とは言えないと思われた。その一方で一時保護は本来の安定した生活環境ではないので、一時保護所から次につなぐ環境へのつながりを行うソーシャルワークの機能を強化すること、時間のかかるリスク要因の改善をはかる長期プランと、とりあえず少しでもよい生活環境を提供する短期プランについて早期にバランスよく判断できるような仕組みが必要であると思われた。

4.5. まとめ

本調査からは、まず一時保護期間が二ヶ月を超過するケースは、育児に不利な要素をもつ困難ケースであることが明らかとなった。次に、ケース進行管理において、援助方針に対する保護者の同意が影響を与えていることが明確となった。最後に、二ヶ月を超過するケースでは生活場所の変更が必要なことも多く、施設入所など保護前と生活場所を変えることに関連する要因が長期化に影響を与えていた。

III. 研究メンバー一覧

調査研究メンバー一覧

森田 展彰 筑波大学医学医療系 准教授
笹井 敬子 全国児童相談所長会 会長 東京都児童相談センター 所長
川崎 二三彦 子どもの虹情報研修センター長
川松 亮 子どもの虹情報研修センター 研究部長
犬塚 峰子 大正大学 客員教授
大谷 保和 筑波大学医学医療系 助教
奥田 晃久 明星大学教育学部 特任教授
土橋 俊彦 世田谷区副参事 前神奈川県小田原児童相談所長
丹羽 健太郎 川口短期大学 専任講師
山口 玲子 筑波大学 研究員
大橋 洋綱 坂総合病院
田崎 みどり 横浜市中心児童相談所
鈴木 浩之 神奈川県中央児童相談所 虐待対策課長

オブザーバー

西尾 寿一 東京都児童相談センター 次長 全国児童相談所長会事務局長

研究協力者

田中 裕子 筑波大学 研究員
川井田 恭子 筑波大学 研究員
楊 楽 筑波大学 技術補佐員
パントー フランチェスコ 筑波大学 技術補佐員

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議

児童相談所の実態に関する調査

「職員の配置および人材育成体制の実態、通告された
ケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」

平成31年 3月

子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業

主任研究者：筑波大学医学医療系
社会精神保健学准教授 森田 展彰

連絡先：筑波大学 TEL 029-853-3099
主任研究者 nobu-mori@umin.ac.jp